

才次  
在外財産問題調査会提出資料(三)

B61.01  
41  
5  
永久  
278

標題

調査会提出資料(3)

昭 29年2月9日から  
29年5月2日まで



分類記号番号

B61.0.1

類別

才 - 類

完結年月

昭 29 年

保存期間

永久

主管課

~~総務課~~  
総務課

国立公文書館

局

分類

大蔵省  
平成12年度

排架番号

つくば書庫5  
5-53  
2783



番号	目次 件名	備考
1	第10回会議提出書類表	昭29.4.14
2	在外財産問題調査会第5回会議議事録	29.2.9
3	" " 提出書類表	
4	軍事郵便貯金等の処理に関する答申書(案)	
5	" " 特別処理に関する法律案	
6	在外財産問題調査会第11回会議提出書類表	29.5.12
7	" " 第12回会議次第	5.21
8	台湾残置私有財産返還促進期成同盟提出 1. 台湾引揚同胞の立場 2. 台湾領有事情	
9	債権申立新聞公告文(4通)	
10	在外財産調査会第7回会議議事録	29.3.4
11	" " 第8回 "	29.3.18

大 蔵 省 ( )

第10回会報提出資料表

(1944)

- 67 在外財産問題調査会第10回会議次第
- 68 第5回会議々事録
- 69 幹事名簿(改訂版)
- 70 調査会提出資料表(総目次)
- 71 軍事郵便符命等の処理に関する答申書(案)



在外財産問題調査会第10回会議次第

於 大蔵省第2分室

昭和29年4月14日(水)

- 1 開 会 午後2時
- 2 引揚者及び復員軍人軍属の有する郵便爲替及び貯金債  
権等の処理について(承前 郵政省)
- 1 在外財産処理に関する国際条約及び国内法規について  
(承前 法制局 外務省)
- 1 在外伊太利財産国内補償について(外務省)
- 1 懇 談
- 1 閉 会 午後4時の予定

昭和27年6月9日(火)午後1時半

於 大蔵省第2分室

在外財産問題調査会  
第5回会議々事録

在外財産問題調査会第5回会議の事録

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年2月8日(火) 午後1時半—午後4時

出席者

本 員 大野竜太(会長)、小可利祥、中村建城、松島虎夫、  
宮崎太一、官沢俊義、柳井恒夫、我妻栄(50音順)

政府側一幹 事・・・総理府審議室総務事務官田上辰雄  
外務省アジア局長代理 小島大作  
大蔵省理財局長 隈田泰二  
引揚換綴庁次長代理 木村又雄

説明員・・・大蔵省理財局次長柳井俊彦、大蔵省  
理財局外債課長上田克郎、同課長補  
佐田中弘一、同伊勢春浩、大蔵省銀  
行局銀行課長春村裕、同課長補佐  
橋英明、同安部三郎、大蔵省管財局  
閉鎖技術課長岩野直行、同課長補佐  
坂上行雄

在外財産問題調査会第5回会議の事録

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年2月9日(水) 午後1時50分開会

大野会長 それじやこれから第5回の調査会を開催いた  
したいと思ひます。

それじや議事に入りたいと思ひますが、この  
次々書にもありますように引揚者の持ち帰つ  
た未払送金小切手、現金、預金等の処理方針  
に付きまして、前回に懸念してこの問題を審  
議したいと思ひます。前回いろいろ問題  
になりました点があると思ひますので、幹事  
諸君の手許においてそれぞれ御研究になりま  
したと思ひますので、まずそのお話を伺うこ  
とにいたしたいと思ひますが、如何でござい  
ますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大野会長 それじやどうか春村さんから・・・  
春村銀行課長 銀行課長でござります。先達って私の所管の  
下してござります。現在至っております金融機  
関の未払送金及び送金小切手等の持ち帰る

ついでに処理について考え方を申し上げました  
際に、二つの点について御質問を申し上げます  
が、もう少しよく論理をつめるようにと申し  
ます。そういうような御指摘があったよう  
に記憶いたしますので、その二つの問題につ  
いて大體の考え方を申し上げてみたいと思  
います。

第一の点は、未払送金小切手というものを  
この際どういう債務として扱うか、私共はこ  
れを外地預金と同様、外地店舗に係る債務で  
あると申し上げて置きましたが、それはそう  
であるとして、それは一体どういう意味を持  
つものであるか、どういう取扱を受けるもの  
であるかという点について申し上げます。この  
点は先達って法務部委員、  
或はその他の委員からいろいろ御指摘があ  
ったように思いますが、私共はこれは共に在  
外買付、即ち金融機関の在外店舗に係る買付  
であるとして、先達って法務部委員から御  
指摘があったように、これは未払送金と

未払送金小切手というものは、順じようには在外買付  
であると思はせても、そこには若干の相違点  
がある。その相違点というものは何であるか、  
大體それについては三つ程論議を挙げるこ  
とができると思っております。

第一、現地でいたしました預金は、これ  
は両当事者共、その店に預け、その地の通貨  
で預かり、そうしてそこに置いて来る——置  
いてくるといふと語弊がありますが、要する  
に性質上当然に、言わば在外店舗の預金、或  
いは買付であるといふ風に考えるのに対しま  
して、未払送金附替の方は先達って申しま  
したように、両当事者共内地に送る意思を持  
っており、現実的にこれを送金附替という形  
で内地に持ち帰るようになって来た。そして内地  
でたまたまその支取を受けてしまつたものは  
それで済みます。或は当座振込というように  
して預金と振り込んだものはそれは内地の  
預金となつてしまつております。とこ  
ろが先達って禁止いたしました。それは別途論  
議

管管理の形で作って来たわけでありませう。或  
は又司令部からの通達に基づいてそういう措置  
をとったわけでありませうが、いずれにせよ、  
そういう形で送金封筒の支払を禁止したとい  
うことによつて内地では払って貰えない建前  
になったまゝ、今度は内地の再建整備なり、  
いろいろの旧秩序の整備ということが始まっ  
たわけでありませう。それと併せてその際未払送金  
封筒の問題も、これは例えば経理急務措置法  
の適用の外というようにして扱末してくる、  
こういう形になりましたために在外負債とし  
て取り扱わざるを得なくなり、又今日までそ  
ういう秩序の下に在外負債として一般の内地  
関係のものを処理してきた。こういう関係で  
ございませうので、どちらかといえば在外預金  
が性質上当然に在外的なものであると考へら  
れるのに対し、未払送金小切手は取扱によつ  
て在外負債となったという風に言えるのでは  
ないかと思つております。

それから第二点は、送金小切手につしまし

ては両当事者、即ち銀行の方も内地で支払わ  
せるようにいたしましょう、それから取組を  
依頼した方も内地で払ってもらいましょう、  
それは当然に受取人であるかも知れませうが  
受取人も内地で払ってもらおう、こういう意  
思があるのであります。預金についてはそう  
いう意思はございませう、そういうわけで両  
当事者の意思を考慮すると申しますか、尊重  
するという形で考へますと、法律的には在外  
負債として扱いましたけれども、これを処理  
する上に當つてはそこに両当事者の意思を尊  
重して扱ひ方を若干逸えてよい点があるのだ  
はなつかということにございませう。

それから第三番目には、送金小切手を取り  
廻すことにつままして實際出願として当時現  
地の在外公館当局、そういうものがとにかく  
この際送金小切手を、例えば三万円なら三  
万円までお組ませう、そして内地に送る  
ようにしましょう、そして残ったものは、  
これは私共が例えば在外公館借入金というも  
(5)

ので借りましよう、これはうまくいったら内地でお払いできるかも知れません、更にそれで残ってしまったものはそれは預金で残しておくより仕方がないというような形で、送金小切手の取組を非常に勸奨いたしました。そういうものでありますから同じように在外負債であるといひましても、預金はまあ置いてきたもの、送金小切手はそういう場合の態度もあって、何とか引揚者対策として内地に持って帰れるようにしてやりたい、又そういう意を受けてやっただと、こういう気持ちで認められるのでは有りか、でありますから以上申し上げましたような点から考えまして、次に在外負債として、この際旧来の秩序を前提としますと、扱わざるを得ないわけですが、内容的には今回の処理に当っては送金小切手と在外預金の間に若干の扱いの差をつけることが必要ではなからうか、こういう風に考えるわけでありませう、それが第一のポイントであります。

(6)

このようにして、送金小切手と在外預金の間に、送金小切手について在外預金と同じような取組を、トクを認めるべきか否かというような問題でありますとか、支払順位がどうなるかというような問題の導き出されて来るかと思ひます。

それから第一のポイントは秋事年度から御指摘のあった点であります、私共の考え方をいたしましたして小額の未払送金小切手について、その時には前払をするという凡そ申し上げ方をしたかと思ひますが、これはもう少し正確な言葉で申し上げますと——別途私共の方で今用意いたしております法律案の要綱をこの際皆さんにお配り申し上げることといたしますが——今の未払送金小切手と預金とを若干区別して取り扱う、その取り扱う際にかく未払送金小切手の中の一部分については——一部分というと語弊がありますが——一定金額のものについてはこれは何よりも優先して支払うことにしたい、要するに優先未済と申しますか、優先支払と申します



が、さういふ意味であります。であります  
らこれは先程申しましたように、とにかく内  
地の一定のこれくらいの金額は送っておこう  
ということ引揚の際にいろいろ身命も懸  
して引揚者の方々がなすつた。さういふ措置  
にもたまたまさうことが照応いたしますし、  
又国内で旧預金者のオ一封鎖とか、オ二封鎖  
とかいつて切捨をいたしました際に、少くも  
も最、限りの金額というものはこれを切らな  
いで活かすという措置をとったことは御記憶  
だと思ひますが、オ一封鎖は一世帯につき三  
万二千円まで、これは自由預金ということに  
なつたわけでありまして、又オ二封鎖の中で  
も結局一定額は整理した結果生き返るといつ  
ことで、これも又自由預金になつて参りまし  
たが、さういふ内地の小額の預金債権とい  
うものが生き返つた、それとも照応いたしま  
して、ともかく日本に持つて帰ろうと考へた  
送金小切手については、一定金額のものにつ  
いては何をおいてもこの際優先天払にするこ

と申したものと、さういふ、さういふふうには考  
へるわけでありまして、

そこでたまたまその銀行がこの間申し上げ  
ましたように、外地関係の勘定を作りまして、  
在外資産先合りに在外買債を払うという建前  
をとつておりまして、そのために全然在外資  
産としての未払ファンドがないといはしまし  
ても、この小額の一定金額の分については他の  
勘定から借りてもお払いするのがいいんじ  
やないか、それだけは何としてでも当時の経  
緯から考へても、又引揚者の方々に對する銀  
行の氣持といはしましても払おせよといはし  
たらいいんでないか、さういふつもりでござ  
います。でありますから一定金額までの未払  
送金小切手の金は、これは優先天払をする、  
よその勘定から借りても未払う、さうして  
残余の部分はこれは在外資産なり、要するに  
その勘定で資産の方に利益が計上されるのを  
見合として取つていく、さういふ建前になる  
かと思ひます。補足の仕方が不充份である

かを知りませんが、先達って何様になりました  
た点をもう一遍重ねて御説明申し上げますと  
そういうことでありますが、只今お手許に差  
し上げました「金融機関再建整備法の一部改  
正に関する法律案要綱」というのがございま  
す。この中で今回議題になりますのは、金融機  
関の在外資産、負債の取扱に関する規定を設  
けて、その処理を図ることを目的とする。こ  
の部分であります。一枚めくって頂きまして  
二頁目の二、在外資産負債の処理、この所  
以下が今回私共現に生きております、営業中  
の金融機関について考えております処理の大  
体の概要でございます。これは先達って御説  
明申し上げましたことと変わらないのでありま  
して、別に、三二回目の時でありましたが、  
お配りしてございませう書物の書き方よりは、  
この未払送金勘定の優先受取といったような  
ところとか、或はどのようなふうにならざるか  
は資産負債の部にそれぞれ項目を立てるか  
といったような点がやや詳しく書いてござい

(10)

ますが、気持は受けておられないのであります。

以上が先達って御指摘を受けました点につ  
いて不十分でありました点を補足して申し上  
げたい点でございます。

大野会長 何か今の御説明に対して御質問はございませ  
んか。

中井委員 ちよつとお伺いしたいのですが、例の三二封  
鎖を払い戻す時に、全部払い戻す時は問題は  
ないけれども、或は一先手を払い戻す時に、  
やはり小額のものは全部払い戻したか。上の  
方は何か基準をきめてやったかですか。

谷村課長 三二封鎖の切り捨てられた債権に対して調整  
勘定の利益を分配いたします際にはそういう  
小額債権とか何とかいう区別なしに、切った  
順序を逆にだんだん戻していくという形にな  
ります。切った順序をだんだん逆にいたします  
すと、現実には切った時に、じゃ、どういう  
順序で切ったかということが問題になります。  
その時にはまず法人の大きさを預金から破産債  
権を戻すまで戻すという順序で切ります。

すから、そういう意味ではオ=封鎖の大部分を切り捨てた時にすでに若干のそういう考慮が払われておる。今度返します時は順序を逆の方法で返して行きます。即ちまず利益金があれば一番最後に切り捨てた債権に返してやる。そしてだんだん戻って行って、まだ利益があれば一番最初に手を付けた大きな法人の預金に返してやる。こういう形になっております。

中村 委員 個人の場合は何ですか。

谷村 課長 個人の場合には区別がありません。

中村 委員 個人の場合、仮りに一万円なら、その半分返すという五千元……。

谷村 課長 そうでございます。

中村 委員 そうすると今度未払送金小切手の場合には、仮りに三万円なら三万円全部返してやる。それ以上は切り捨てる。その場合に内地のオ=封鎖が三万円の場合は一万五千円で、未払送金小切手の場合は三万円返すというところを、この不利益が起らないように……。

谷村 課長 それは矛盾しないわけでありまして、内地の場合には御承知の通り、仮りに五万円の預金を持っていたとしますと、当時一人につき一万五千円、一世帯につき三万二千円という金額は、これをオ=封鎖にして残りをオ=封鎖にしたわけでありまして、ですからそこで小額の部分のみが確保されておるわけでありまして、オ=封鎖として……。それから後オ=封鎖として切り捨てたわけでありまして、何割切り捨てるかいろいろ計算してやったわけでありまして、その当時金融機関が心配した中で、こういう預金をどの程度に負担させていくかというところに、今申し上げましたように大きな法人には大きく負担させるという式ですつとやっておりますが、個人には区別がございませぬ。すでにオ=封鎖のところでは小額預金に対する保護ということはおされておるわけでありまして、今度は初めからオ=封鎖、オ=封鎖でやったわけじやございませぬから、やはり小額送金小切手の優先事項ということ  
(2)

を考えたわけでありませう。

中井 委員 三万二千円までは無条件に払戻して内地の預金者との権衡はとれろと、こういうわけですか。

谷村 課長 そういうわけでございます。

柳井 委員 今預読しましたこの法律案要綱の三頁目でございますが、未払返金代替の優先支払というところがございませぬ。この三行目に「他の勘定、例えば調整勘定」とございませぬが、「例えば」とありますが、他にも何か考えておられるのですか。

谷村 課長 大部分の銀行につきましては調整勘定から立替えてもらうことになりますが、一つだけ日本勸業銀行というのがございませぬ。これは調整勘定を作ることをなして終りました。こということはオニ封鎖の切戻とか何とかいうことなして、準備金をたゞ崩しただけでうまく済んでしまったわけでありませぬ。とこまでこの日本勸業銀行は台湾に資金を持ってございませぬ。さういふ資金の切戻もございませぬ。これは一紙

ごとの勘定から借りて来たわけだといふと、調整勘定がございませぬから現に今ある勘定、即ち銀行の合併勘定と誂してございませぬが、新勘定といつてもいいわけでありませぬが、それから借りて来るわけでありませぬ。

大野 会長 今の勸業銀行の場合には、新勘定から借りて来るのだが、あれなんですか、非常に新勘定に……つまり私の心配することは、折角新秩序ができたのにその新秩序をひっくり返すような大きなものができおや困ると思ふのだが、勸業銀行の新勘定は全体的に大きなインフレーションを及ぼす程の金額じゃないでございませぬ。

谷村 課長 その点はもう少し補足いたしますと、今会長がおっしゃいましたように新勘定というものを作つて再建整備をいたしました。その趣旨は秩序を乱すには殆んど影響のないようにしたいと思ひます。しかし当時若し在外のものを若干何とかするのだつたら若干の影響が及んだであらうと思ふ程度に止めたいと思ひませぬ。

(15)

すが、当時準備金を崩したわけでありまして、旧勘定から引継ぎました準備金の範囲内でこの立替をいたしたいとこう考えております。ですけれども、新勘定が始まります前に旧勘定があつたわけでありまして、その旧勘定には旧勘定としての準備金があつたわけでありまして、これは十あつたうち六くらい崩して残りの四を引き継いだわけでありまして、その引き継いだ分は旧のものから送金小切手の一定部分の支払に貸してくれたいと、そこを限度を作りたいと、今おっしゃる趣旨は確かに貫いてきているわけでありまして、

中井委員 もう一つ伺いますが、在外で送金を頼んで内地の銀行で払い戻すという場合、A銀行、B銀行との間にお互に債権債務の問題が起つて来るわけですが、その場合この勘定で正確に計算しますか。

谷村課長 銀行間の貸借関係ですね。

中井委員 同一銀行ならいゝですが、A銀行に頼んでB銀行が払うという-----。

(16)

谷村 ~~課長~~

今回の措置といふことは、例えば上海のA銀行が内地のB銀行向けに振り出した送金小切手でありましたら上海の、要するにAの方の銀行が今回の送金小切手<sup>手</sup>債務を払う、こういう措置になっております。要するに仕向け店舗かやるわけで、仕向けられた方でない建前で行つております。

中井委員 しかしこの前は-----。

谷村課長 この前もそういうふうにお申し上げたと思ひます。

柳井委員 そうです。

大野会長 その場合に仕向け銀行と被仕向け銀行との間の債権債務の問題は、別致起りませんか。

谷村課長 当時送金業内もちやんと送ってファンドも付けております。例えばA銀行がB銀行にちやんと回金してあつたにも拘らず、今回又A銀行が支払うのはB銀行が儲けなじやないかという考え方は起りますが、それを一々調整するのでも何でございますので目をつぶりまして、若干お互にそういう割し違ひはやつておるだ

(17)

ろうということにして処理いたしたいと思  
います。

柳井 委員 その場合B銀行が日本にあつて、A銀行が中  
国にあつて、B銀行が非に儲けるという場合  
ですね。そういう場合にはいわゆる不当利得  
の關係をんかかまいてくるわけですね。その  
時にこの法律に因してはお互に何とかいろい  
ろな差引勘定があるだらうといつて目をつぶ  
るが民法上、或いは新法上の關係は依然とし  
て原則通りにいくわけで、例えばA銀行がそ  
れに基づいてB銀行に請求しようという場合に  
は、その途は塞がれないわけですね。

谷井 課長 これはもう少し細かく申し上げますと、具体  
的にAとBの西方の銀行の間で當時どうい  
う交互計算の方法をとつていたかという問題に  
なるわけでありまして、お互にそれぞれの外地  
店舗から内地向けに回金があつた場合に、こ  
れを例えばA銀行の本店とどういふふうな勘  
定で以て始末をしておつたか。回金の問題は、  
具体的にこの送金勘定について回金があつた

(18)

とつたことが判明とする場合もございまして、  
そうでなくて一切の処理を天竺計算によつて、  
これだけはA銀行に指になつておる、これだ  
けはB銀行に貸付と、こういうふうにお互に  
建て、おる場合もあります。これらはそうい  
う場合についていへば、内地の中だけの關係  
としてすでに旧勘定の始末の際にお互にその  
貸借の問題は、そういうことで相殺し合うな  
り、或は振り出し貸の方が、一方の方が大  
きかつたならば、その貸はやはり同様に予金  
を打ち切り、確定額を負担させるときに同じ  
まうに確定額を負担して改めざるようにして  
おる。そういう關係になつておると思ひます。

中村 委員 どうすると送金の委託を受けた在外店舗、そ  
の銀行が破りに内地銀行でない場合は、それ  
は諦めるよりほかないわけですね。そういう  
ことはなにかも知れませんが……。

谷井 課長 いや、ございませう。例えば漢口銀行が振  
り出した送金小切手、内地の銀行に宛ててお  
りまして、これは漢口銀行の送金小切手とし  
(19)

て扱いました。漢口銀行は在外会社令の適用を受けっておりますので、そっちの方の送金小切手として扱末することになります。

大野会長 大分関係が整理されてはつきりしたように思いますが、(笑)この前も問題になった品ですが、小額債権の優先支払——銀行からのえは小額債権の優先支払ですが——というのは結局考え方としてはサー計帳の時の考え方と同じ考え方だと、このうわけですね。

谷村課長 そういうことになります。それが預金者に対する何と申しますか、社会政策的と申しては語弊があるかも知れませんが、そういう趣旨にもか存いたしますし、又当時上海なら上海で少くとも三万円までは送金小切手を認めなさいと申して官憲が徳意いたしました線にも添えることになると存じます。実際問題として今私共の方の集計によりますと、未払送金小切手の中、仮りに五万円までの小額の部分を支払うことになると、件数としましては同建のものだけで計算いたしますと約

(20)

54% くらいに持分が支払われることになるとはなれぬと申しております。たまたま大きな金額もありませぬけれども、まず引当者の方々が持つてお滞りになった送金小切手の中90%以上カバーできるならば、その持つ意味は相当効果の大きいのではないかと申すふうに思われます。

大野会長 件数からいって96%……、額からいうとどの位になりますか。

谷村課長 金額から申しますと約90%になります。

柳井委員 在外公館で三万円と限度を決めたのと、内地のサー計帳の限度を三万二千円としたのと非常と額が一様相違するようですが、当時在外公館で三万円という限度を決めたのと何かこの関連でもあると非常に面白いですが、ございせんですか。

谷村課長 在外公館借入金とは借入金を五万円といたしました。それで現在銀行局で考えておりますのも五万円……。

柳井委員 借入金はそうでございせんか……。

(21)

上田 説明員 林何送金を三万円とした理由は、何とあるか、  
どうか-----。

石村 課長 あれは第一封鎖とか何とかで始まる前の終戦  
の時のあれでございませうから-----。まあ一  
つの考え方としては、当時内地で無条件に何  
として受け入れていた金額が三万円位だった  
んじゃないか-----。

上田 説明員 まあ何送金を北支などから円・元パーの形  
で持って来ることについて、例えば多額の送  
銀を送り送金いたしますと、三万円まではそ  
のまゝパーで内地の円預金にしてやった、そ  
ういうケースはございませう。それでそれを融  
える毎にだんだん緊縮といひますが、そうい  
うようなことでレートを決めてやったことは  
ございませう。その時値が三万円という数字が  
出ておりましたが、それと関係がありますか  
どうか。それで上海あたりで三万円といたし  
ました時は、全部管に三万円とやっただけで  
はございませんで、一番長く何うに任んでい  
た人で、この人なら三万円くらい送つてま

からう。この人は蒸てから一年にせならんか  
ら一万円とかいうふうにして、在外公館の方  
で査定して送らしたようであります。これは  
何故そういうことをしたかといひますと、あ  
の当時は、普通の為替のレートよりは幾分か  
有利なレートで組まれておりました。例えば  
調整料10倍、一般のものは70倍ということで  
特典を享受したのであります。

政 要 委員 今の説明で、下の方から送りますと、5万  
円なり、3万円なり切つてだんだん取つて行  
くというのには、その当時の内地の一般預金者  
との取柄からいつていひ、ということ。それか  
ら預金と送金小切手とは違ふということ。そ  
れもよく分るが、前の結論と異議を差し挟む  
のじやないですが、しかし理論をはっきりさ  
せて置くという意味でいうのですが、考え方  
の基礎はこういうふうに入替えていひ、です  
か。例えば上海のA銀行から内地のB銀行に  
仕付けた時は、まだ仕付かられた銀行の債  
権はなつていひ、あくまでも仕付けた銀



行の債務である。それから今度は同じ銀行であつてもそれは外地の銀行の債務であつて、内地の銀行の債務にはなっていない。法律的な人格は同じものであつても、何うの銀行である。だから純理論的にいへば払ふ必要はないという事を前提としておいて、それからいろいろな事を考慮してこういうものを払ふことになるのだという結論なんですね。

谷村 謙長

結論的にいへばそういうこと大なると思ひます。そこまで語を結論付けて参りますまでにはいろいろの考え方があるわけでありませうけれども、結論的にいへば銀行の外地の店舗の債務である。これをこの際東京に持つて来て払ふのだからいろいろの措置がとられるのだと、こういうことになるかと思ひます。本店の送金高替債務をこの際履行するのじやないという考え方でございます。

我妻 要 勇

そこが同じ法人格を持つてあるとこの外地の銀行の支店の債務を本店が払ふといふこと

ではおかしなけれども、それ以外に内地と外地とを区別して取り扱つてゐるのだ。まの銀行にいうと本店の債務にはなつていないという事をいふですね。その説明をどうするかと私はこういう事を考へております。これは先生方にいろいろお教文を頂かなければならぬと思ひますが、外地の店が内地に送金するといふふうにお約束して小切手を振り出したわけでありませうが、この小切手は普通の場合でありますならば町まで支払を受けられないというふうな事態はなくて、少くとも支店が振り出したものならば本店は實際何願として払つております。払つておりますが、現実に未払送金高替を遂げた場合に支払えないという状況が作られてしまつたわけでありませう。そこでこれを外地の店舗の負債であるといふふうにもう一度考へ方を直したわけでありませうが、外地の店舗の負債といふことになつてしまひますと、預金者、或は送金を依頼した方は何故外地の店が払つてくれなかつた

らう、やってみなかつたという事で、その小切手を組んでもらった店に行つて、あの送金小切手をもう一度、うまくいかなかつたから戻してくれとか、いろいろな形で外地の店舗に請求をするわけでありませう。ところでその外地の店舗に対する請求と申しますが、そういう権利はこれは法人として人格は同じであるとしても、内地の店舗にまで遡つてくると申しますが、引張られてくると、こういうふうな考えでおるわけでありませう。従つて第一次的には外地店舗の債務、だからこれを二次的に本店の債務だと、こういうふうな思つたわけでありませう。ちよつと表現が拙くて恐縮であります。

我妻 尋 員 結論は、イエスはノーにならないという結論ですが、それは非常に妥当だと思ふのだけれども何だか理論的にいうとイエスはノーでないという事になると、外地の債務は本店は全然責任を負わないというけれども、同じ人格の中からは引張られてくるといふことになる

又フルに取れるという事になりそうなんです。その説明をどうしたらいいかという点ですが-----。

谷村 課長

まあ一つの法制としまして、これは確かにどうにも法制の秩序として作り得るものだと感づかれます。例えば私が海外旅行中に財産と金の貸借をしまして、日本に帰つてからそれをお互に請求しあうという形になつておれば、いいと思ふのですが、在外店舗というものは、一体同じ人格の中でも如何なる意義を持つておるかというふうな考えをみますと、やはりその債権債務の関係というものは、これはまあ私もこの点、まだ民法であるとか、商法であるとか、いろいろまづかしい議論がございまして、その債務者のおるところで取るか、債権者のおるところで取るか、いろいろございませうが、少なくとも同一人格として考えをみますと、上海の支店の債務はやはり本店の債務であるというふうな一つの法律秩序を立て、やつて、これが非常に大きな民法原則

なり、商法原則なりに違反することには「本庄は別で  
すけれどもまず要旨ではないか、そう相及するも  
ろでない。むしろそれに従うものであるというふ  
うに考えたわけであります。逆に支店の債務は全  
然支店の債務だから本店の債務には持つて来ない  
というふうにしてしまいますことは、むしろ民法  
原則なり、或は商法の建前なりを崩すものではな  
いか。支店のことだから本店は知らないというふ  
うには言い切れないので、やはり支店のものは、  
本店のものとして取るようにした方が、というよ  
うな法制にした方がいゝんじやないか、今までは  
支店のものは本店は手を付けないぞという形であ  
りました。今回はこれを本店で処理するとい  
う法制に改める。まあ法制でそういうふうにし得  
るのではないかというふうに考えたわけでありま  
す。

(25)

又三ノ又 支店が別でございまして、支店と違ふんで、  
なると命戻はイエスで、本店のきつだという  
ことには別は全額取れることになりそうなん  
ですが、-----。

春井 保長 支店は原則には支店の債務で、支店支店  
の債務については一応除外するといひ建前で  
今までの秩序が組み立てられてきた、預金債  
務にいたしましては、送金手続にいた  
しましては外地のことはどうなるかわからな  
い、或は外地のものは押収されてしまうかも  
知れない。こういう問題があるからとにかく  
外地の債権は外して始末をしようというこ  
とでずつとやって参りましたので、いわばそ  
ういった一つの整理の秩序というものを前提  
として、支店の債務だから誠に経済まんがと、  
こういうことになるというだけのことじやな  
いかと思つたのであります。ですから法制の取  
り方としては、先生のおっしゃる通りに外地  
預金であろうが、未払送金債務であろうが、  
これは本店の債務として全部内地の旧預金と

(26)

18

同じレベルにおいて扱うべきであるというこ  
とも一つの行き方として考えられると思いま  
す。現に例の金融機関の再建整備をいたしま  
す際に、外地関係のものを全然枠外にして置  
いてい、ものかどうかということがずいぶん  
議論されたようでございます。これを内地の  
債権と同じように持つて来るべきであるとい  
う意見もあったようであります。しかしそう  
いうことでなしに、やはり外地のことは将来  
どういふふうな扱になるか分からないというこ  
とで一応外された。そういう秩序と申します  
が、そういう整理の仕方が前提となつて、ずつ  
と今日までやらざるを得なかつたわけであり  
ます。

状妻委員

フルに内地に持つて来て本府から取らせるべ  
きだということですが、それはそうではないと  
思ふのだが、どう説明したらいいか、今の説  
明を聞いてみると、今まで外地の奴は扱わな  
かつたという秩序なるものが正レかつたとい  
う前提がとれらば、今度はそれを破つてと  
(30)

らしてやるのもいいけれども、今まで扱わな  
かつた事態とこのものがいいか悪いか検討し  
ようというので、たゞ時日を延ばして来ただ  
けじゃないかという気がする。結局法律的に  
は同じ法人格があつても外地と内地とは違ふ  
という理論をもう少し言いたい。さっきあな  
たが言われた、外国で約束して日本で払うと  
いつた時に、如何に法律で外国で約束し  
た奴は日本じゃ扱わせないと言つてい、かし  
ら-----。それは私有財産権の侵害とか  
何とかになるんじゃないかな。

谷村 課長

それは当事者がどこの法律に従うかという意  
思によって決まるんじゃないかと思ひます。  
例えばフランスでお互に商売をしていて、フ  
ランスの民法の下でお互に契約をして、たま  
にまた両方とも日本に帰つて来た時に、両方の  
意思が日本の法律によつて解決しようという  
つもりならば、日本の法律によるようにして  
い、じゃないかと、こういうように考えてお  
るのであります。

1217

戒事委員 それはそうでしょう。いろいろな場合を考  
るとむずかしくなるけれども、普通どこの法  
律によるというようにことを言わないで、日  
本人が外国で金の貸借をして日本に帰って来  
たならば当然取れるので、外国で約束したも  
のは日本で取れないということはいえないで  
しょう。それとパラレルにするならば本店で  
全部取れるということになりそうだから、や  
はり支店と本店との関係は、同じ人間がブラ  
ンスで約束して日本に来たのとは違うという  
ことを何か言わないといかんので、同じ法人  
格があってもやはり外国にある支店と言いま  
すか、一般に支店と本店との間には何と言  
いますか、半分人格が同一だが半分分れておる  
というように、何かさうした議論ができません  
ですかね。

倉村課長 是非さういうのが何かあると……。私又不  
勉強なんですけど……。

官事委員 一応さういっ理窟を前提としてやっておるの  
でしょう。さうでなければ送金する必要もな  
(32)

倉村課長

いっじやないですか、預金は諦めるが、送金  
の方はこっちに幾らか来ておるのだから、そ  
こが何が送うということも前提にしておるの  
だね。どういふふうにそれを説明していか  
な。例えばこれは変を語かも知れませんが、日本  
の中でも今金融機関については、これは一  
つは慣習かも知れませんが、一つ一つの支店が  
それぞれ独立の形になつておりました。例え  
ばなんぼ回春支店に預金がありまして、そ  
の預金通帳をもつて行って九州の支店に払戻  
してもらうわけにはいかない。例えばさうい  
うことができるためには戦時中特別に預金を  
どこでも代払いするというような特別のやり  
方を認めて始めてやっておる。これは金融機  
関については預ける。預かりましたという関  
係は一つ一つの店舗毎にその債権債務関係が  
定まり止つておるというふうに一応考えられて  
おるのじやないかと思つたのです。しかしそれ  
が第一次のものであつて、決して他の、例  
え、銀行ならサ一銀行に対する債務であること  
(33)

にはなんら変りはないので、その店が何かの  
事故で止めたとか、潰れたとか、河に流され  
ちやつたという時でも、あの店はなくなって  
しまつたからだから私の知つたこつちやない  
というふうにはその銀行は言えないだらうと  
思います。その点については、別に明確にと  
うという事は書いてございませんので、例  
えば四谷支店で振り出しをもらった四谷支店  
支払の小切手を持っておりましてそれを大  
阪に持って行つてもオ一銀行でも取れません  
けれども、同じ交換区域の店であればオ一銀  
行の、例えば麻布支店に行つても、品川支店  
に行つても大体これは受け取つて預金に入れ  
てくれる。これはその日の中に手形交換に廻  
つて落ちるという事が大体分りますから、  
實際上そういう扱をやつてゐるという形がや  
ないかと思ひますけれども、その点法律的に  
店毎に法人格が別だとか、或は債権債務関係  
の繋りがオ一次的とか、オ二次的をもちが  
あるという事は何れも書いて置かう事な  
(32)

ありまして、先んや-----。

我妻委員

大体説明はつくけれども、しかし金融を取り  
扱つておる銀行の特殊性だね。法制局で盛ん  
に法律的取扱いを聞きたいという。役所が  
create したことになるし困る-----。

柳井委員

現状では支店で借りた金はやはり本店の債務  
ではあるが、いろいろな法令の関係で以て本  
店じゃ払えないと、こういうことですね。

谷村課長

そうです。払えなくなったわけですね。内勤  
員と外の勤員が遠うから-----。それでこの  
間我妻先生もおつしやつたように schuld は  
あるが haftung が無いと、こういうことな  
んです。

我妻委員

そんなことが言えるかという-----。

柳井委員

そこでこういうことになるのいぢやないですか  
今度のこの法律が出ると、本店では今まで債  
務があつても払えない状態であるのだ、三万  
円とか何とかの限度までは払えるように、本  
素の準で返してやると、こういうふうに考え  
られまんどぢやないですか。私はどういふよう  
(33)

にお話を伺っていたんですけれども……。

そうすると筋が通る。

谷村課長

今この法律が出ないといたしますと、在外債  
務というものは、今の銀行の勘定から言いま  
すと、今おっしゃいましたようにこの勘定  
からも払えるというようになっていないわけ  
であります。内地だけで再建整備をいたしま  
して、内地だけで旧勘定と新勘定とに分けて  
内地だけでこれを整理して参りましたので、  
在外債務の支払は何からすべしとか、何から  
してもよろしいというふうに金融機関の経理  
の建て方をいたしておりませんので、この際  
それに対する勘定を設けて、その勘定から  
支払え、その勘定に資金がなければ借りても  
支払え、こういうふうになれば内地の金融  
機関が扱う、何と申しますか、能力じゃあり  
ませんが、現実には支払の得る状態になる、こ  
ういうことにもなるかと思ひます。

宮沢委員

今の、元来払う義務があるという前提で、但  
しいろいろの制限があつて払えないという状  
(26)

態をだんだん緩めて、この限度は払つてもし  
いということにする、ということになればさ  
うだと思ふのですが、預金の方もそういうい  
うに考えるのですが、元来は払う義務はある  
のだけれども、今は払えない状態にあるから、  
そのまゝじゃしょうがない。結論は同じだけ  
れども、さつき我妻君が言ったのは元々払う  
必要はないのだけれども、何か多少政策的な  
意味で裁らか払うという……。結局同じ  
ことになるけれども、そこへいくと説明がた  
ぶつと反対になる。

我妻委員

だからどつちの説明で行くかという……。

宮沢委員

むしろ後の方が説明がしいいのではないが、  
そうすれば何うとどつちが……。

谷村課長

金融機関再建整備の場合に内地の旧預金者の  
預金債権は一途金額は切り捨て、しまつて消  
滅させてしまつております。それに対して外  
地の預金をり、送金小切手に係る債権債務の  
処理は何もしてないわけですから、そういうわ  
けで、金融機関はこの間中はもうあつたは知ら  
(27)

んと言っておりますけれども、私共としては、あなた方、現に払えという形には法律上なっておりませんけれども、一般的に債務というものは背負っておるのですよというのを何適も確認させて、そうですか、それじゃ仕方がございませぬという事になつておるわけですか。そういうことを一応私共は前提としております。それが送金小切手にしても、預金にしてもこの際内地の店で払えるという態勢をとる。その時にその払い方はこういう順序で行つてもらおうとか、まずこれだけ払つて残りがあつたらこれを払つてもらおうとか、支払資金がなければよそから借りてもいいとか、そういうやり方を作りなさいというわけがあります。そうでないと、これは私共にはわかりませんけれども仮りに今外債預金を持つておられる方が訴え出たとして、今こういう法律も何も作らずに置いて、たゞ在外預金というものは海外であるという捨好になつておる。払うファンドというものはどこにも用意

(3F)

してゐない。若し払つてしまえば金融機関再建整備法違反になるのですが、それでも在外預金債権を払えという訴訟が起つた時にはどうなるかということでもよく議論したのですが、恐らく裁判官は、お前は債権がある、お前は債務がある。しかし法律上金融機関は払えという建前になつておりませんから、払えという情勢になるまで銀行も払わないうてよろしい。しかし債務であることは心掛けておれという判決になるだらうと思ひます。

武妻 長  
中 君 季 貞

まあ説明がつくように思ふね。  
然戦時は外国のことはわからぬので、外国のことは伏せておいて、内地だけの整備をしたが、だんだん目も経つので外地の方も何とかしようというので、今度在外勸進を設けて外地の債権債務で決済しようということになつておる。ところで外地の資産で外地の債務を払うというのが原則だが、送金貯蓄だけは内地で受け取る意思があつたのだから、それかなくとも払うということになると、もう一歩

(3F)



先へ進んで内地は内地で整理し、外地は外地で整理して皆固まった場合には、それは総合して清算しなければならぬが、今その見込が立たぬから優先順位を考えて、一応送金為替の一定額だけは内地で払うが、それは将来総合した場合に外で払う……。

谷村課長

そうではございません。送金の切手の一定部分だけは、本来ならば外地資産見合いで払うのですが、外地資産がない場合にはその一定の部分だけは内地の職権においてでも払うという建前になるわけでありまして、例えばこれなら一番問題がないわけでありまして、内地の調整勘定を全額内地の方にお配りして、その残ったものを在外勘定の方を持つて来て、それで送金小切手が払えるというならば調整勘定と在外勘定と一緒にして、これで賄うということになるわけでありまして、私共の考え方は、例えば内地の調整勘定の利益と全額旧預金者にお払いすることをごさぬい場合に、とにかく全額の一部だけは調整勘定の利

益の分配を待つておる預金者がおるにも拘らず、ちよつと惜りて来よう、こういうことではありません、この点だけは内地の旧預金者よりはいわば優先して支払おう、こういう恰好に考えております。

中井委員

だから将来は在外は在外でやり、こつちはこのつちでやる、これを賄くには在外資産で払える見込がなければ払うべきでない、それがなくとも払うというのは、優先順位でこつちを払う、それだけは払えるということですね。

谷村課長

そうです。

大野会長

今の中井さんの優先というのは内地の預金者の職権においてやるわけだね、優先性を認めるというのは……。

谷村課長

それだから今まで大銀行の調整勘定の分配は止めておつたのだと、こういうことになるわけですね。

中井委員

完全な権利なら出めるのはおかしいか？ そうかといつて全然悪徳なものでもない。だからそこで一定額以上は全部切り捨て、おつた。  
(41)

上の方はちよん切るとかそういう操作ができる。こういうような考え方ですね。

上田説明員 これはちよん切るんじゃないやなくて、待つてもらうわけです。オニ封鎖だつてちよん切るんじゃないやなくて、請求権という形で残つておるんじゃないですか。

大野会長 まだ問題が起るかも知れませんが、その時には又振り返つて今のトピックスに戻るとして、問題点がまだ少しあるように思うのです。法人と個人との取扱について、差異を設けるかどうかという問題についてはどう思うかと思ひますか。

上田説明員 それじゃ私の方から申し上げます。これは本当は国債機関の処理の仕方が一番これに因連を持つて思ひますので国債機関をどう処理しようかと考えているかというところから言つた方が実態としてはいいかと思ひますが、会長から法人、個人という名前が出ましたので、我々が今考えておりますところを申し上げます。

(42)

これはいろいろ考え方があつたのでありますが、結論的に申し上げますと、送金小切手について、それから預金につまみしても、送金小切手は預金と比べて送金小切手の方が預金に優先するという形は皆株員存のたい所だろうと思ひますが、送金小切手と法人が持つてゐる場合と個人が持つておる場合、それから預金を法人が持つておる場合と個人が持つておる場合、送金小切手については法人、個人の区別は要らなれないか、と申しますのは先程御説明がありましたように法人にして、個人にして何うから内地に資金を送つて上げましようというふうなことで、合意でこつちの資金が来ておる。而も送金小切手というものが自由に譲渡できるという性質から考へて、その場合の法人、個人の区別は要らなれないかというものが第一段階の私共の一たりの考え方でござります。次は預金でございますが、預金につまみしては通常このことが原則から考へられます。大體法人

(43)

25

の預金というものは法人の借入金、いわゆる  
銀行側からい、ますと貸付金であります。  
貸付金と見合っておるものであつて、大体に  
おいてその法人が活動いたします場合は貸付  
金の方が預金よりも多いというのが普通では  
なからうか。従つて法人と個人とはその点で  
区別していいのではなからうかという意見も  
あつたのであります。これは争実問題であ  
つて、たゞ本人から取れる、取れないという  
問題だけありますので、法人、個人の区別  
はその際はないということ、預金において  
も法人、個人を区別する必要はないのではな  
からうか。たゞ今度の取扱が將來の最終的な  
決定の前に或る程度の考慮を払つて、より平  
等な、妥當な、公平な解決をしなからず清算を  
完了して行く、或は新しい秩序との調和を図  
つて行く、そういうことにあります關係上、  
一応資金が或る取られたものである場合には  
個人の方をより優先するといふ程度の区別を  
して、法律上法人には扱わないとか、法人は  
(44)

御上申の通りにはどうか、よく注意が  
あつたか、いろいろ現在までの私共の考案方  
であります。いろいろ御意見もあろうと思ひま  
すが、一応私共の方はそんなふうにお考  
へております。客観的に御報告申し上げますと、法  
人には今言つたように貸付金が多いのだから  
扱わないでもいいやないかという議論が保  
銀機関の關係者、在外命社の關係者にはな  
りあるということをお報告申し上げておきた  
いと申します。しかも大蔵省の考案方として  
は小割債権を優先するといふ点では送金小切  
手についでに<sup>預金についでに</sup>大体一致いたしてあります。

中村委員 今の数字はあるのですか。法人と個人の  
上田説明員 預金の方はわかりますが、送金小切手の方は  
わかりません。

春村課長 送金制度の方は初めから法人、個人を区別し  
ないといふことで考へたのです。

秋葉委員 法人でも殆んど個人会社と同じようなものと、  
室々たる会社と両方ありましようね。

上田説明員 それがおどろきますし、それから法人といふま  
(45)

しても現地に本店を有していた法人もありま  
すし、こつちには本店を持っていて何うに支店  
法人格を持っている支店です。それもある  
わけですね。

春村 課長 それから公営団体もござります。

阪田 幹事 これは最初引揚者の救済ということでは法人、  
個人区別しようじゃないかという考え方が強  
かったのですが、だんだんこう詰めて来ます  
と、どうも区別しなければならぬ理由がないじ  
やないかというふうになって来ておるわけな  
す。

大野 会長 実際問題として法人のケースが非常に少なけ  
れば問題がないので、そうして小額債権に關  
する限りはそう大した問題じゃないですから  
ね。

上田 説明員 今武妻先生がおっしゃいましたように個人企  
業的な法人につきましても個人との区別がっ  
けにくいになります。

春井 課長 まあ個人企業的な法人ですと、どうも法人を  
際立るといふことは必ずしも個人の救済だ  
(46)

でに限定するといふ意味が少し弱めであるよ  
うに思っております。

大野 会長 今までの措置との間の取捨が失われやしない  
かという点だけですね。

上田 説明員 今までの例でいいますと、今銀行課長の御説  
明申し上げましたように、預金の取扱の時に  
法人の寄附のものから先に切つて行ったとい  
う点でいさ、か差異がある。それから在外公  
館借入金では、これは性質が違いますけれど  
も、形式的に見れば法人の借入金は認めな  
かつた。いわゆる法人からの在外公館借入金と  
して認めなかつたという点があります。これ  
はしかし性質が違いますが、-----。

武妻 委員 ちよつと割り切れないというが、割り切ら  
なくても如何かという点にはありますが、会社  
の中でも本当に個人会社のようなものから大  
きな会社まであるのですから、下の方をとつ  
てみれば区別する理由はないが、上の方をと  
つてみるとどうしても区別しなければならぬ  
というふうな----- マキシマムを抑えて  
(47)

おるのだからという事で一応諦めるのです  
かね。

上田 説明員

たいまきシマムを抑えておるからというのは  
-----。 市債機関の方から説明をしても  
らえばわかりますが、銀行局は何と申しまし  
ても金融機関再建整備ということ、現在金  
融機関として営業中のものに関係いたします  
ので、なるだけ新しい秩序に影響を与えない  
という方針を貫くわけでありまして、しかし市  
債機関はなるべく早く或るヒリットを打ちた  
いという関係がござりますので、早く配つて  
しまつていゝのではないかとこの立場もあり  
ます。その立場がござりますので、いわゆる  
小額債の優先をいうことは単純なる優先と  
いうことでなく、資金があればなるべく払お  
うという考え方があるわけでありまして、

岩新市債機  
関課長

市債機関といたしましては今外債課長からも  
お話がありましたように、支払については限  
度は設けず、団体と資産のある限度におい  
ては一切その支払に充てるという建前をとり

(44)

たいと思っております。これは大体市債機関  
の清算をできるだけ早く完結の状態にもつて  
行きたいという大きな趣旨に合致すると思つ  
ております。それから内地の従来清算をやつ  
て参りました場合におきましても市債機関に  
おきましては市債預金の様な制度をとらず  
に全額払い出しを致しておりますし、資産の  
限度におきまして、従って資金との均衡もあ  
りまして、仮りにこれを支払うという事にな  
れば、すやて均衡をとつて在外債務であつ  
てもこれは全額払うという建前で行くのが市  
債機関の従来の秩序からいって当然である  
べきではないかとこのように考えております。

大野 会長

それと確かによりますね。今生きている機関  
と、もう皆仕事がお終りになつて、清算をす  
るわけだという場合における関係とは又違つ  
し、そこへもつて来て今生きている銀行につ  
いては動向についても法定のあれがある。そ  
れを断りして行くというわけ、大きをどこ  
で筋きり合えばそこにおつづから取扱上委員

(45)

。 があったとしてもそれは仕方がないでしょうね。  
宮沢委員 これは実際問題として 閉鎖機関を清算してし  
まったときに、貰う方からいうとそっちの方  
は得だとか、損だとかいうことはあるのです  
か。

岩動課長 例えは同じ預金を朝鮮銀行の日本支店に預け  
たのは全額払い戻して貰ったからそれは得だ。  
それから日本の市中銀行に封鎖されていたも  
のはちよん切られたと、そこに現実に差異が  
出て来ております。朝鮮銀行は充分資産があ  
りまして全額払っております。

(以下削除)

上田説明員 例えはサ一銀行経由で朝鮮から送金した人は、  
こっちのサ一銀行の新勘定との関係で、優先  
順位五万円ということ、その先は一応暫く  
お預けという形になっておる。ところが朝鮮  
銀行経由で送金した人は何万円であっても、  
一応優先順位は小額につきありますが、実際  
何題として資金があるというので払える。と  
ころが-----。

大野会長 資産があれば全額払ってくれる、優先的に払  
うというのでしよう。ですから朝鮮銀行から  
仕向けられた送金小切手は全額払ってもらえ  
る。ところがサ一銀行などはあつちの支店が  
あつたのですが、サ一銀行で朝鮮の支店を仕  
向銀行とする送金小切手を受け取った人は、  
恐らくその優先範囲内において満足すべきで、  
満足させられるので、残額はまあ払ってくれ  
るかも知れないが将来の問題だ、こういうこ  
とになりそうです。

上田説明員 その点は朝鮮銀行、台湾銀行とあつたよりの  
証券銀行の同業金がこちらにあると、(51)

が今の例でありますので、在外会社につきま  
しては、むしろ何うにあった資金を当時の少  
額貯蓄者に対する準備金的な意味で、日本の  
国債を持つ、或は公社債を持つという形で、  
内地に回金しておいて内地で持つておる、そ  
れの分配の問題。それからさっき漢口銀行の  
例が出ましたが、送金小切手を引き受けた例  
はあまりないようでございます。大部分は現  
地の預金、それも少額の預金が多い、それで  
実体を申しますと、こちらは送金小切手も額  
金も全部払いましても一応余裕はあるという  
形にはなっております。

大野会長

ですから普通おれおれがコンモン・センスと  
して考えるところと、結果においては求幣に  
あべこべになってしまうのです。たしか朝鮮  
銀行のそういう意味における在日資産はクソ  
億ぐらいのございませうか。

岩崎課長

国債機関換金について御説明申し上げます。  
朝鮮銀行でケル億、台湾銀行で28億近いも  
のが現在残っております。これは換算率をど

(52)

のように通算して支払うかによっても違いま  
すが、現在私の試算したところでは、それを  
払ってもなお相当の金額が残る、10億、20億、  
あるいは朝鮮銀行につきましてもそれ以上残  
るような数字が一応出ております。これは換  
算率によつて違って参ります。いずれにいた  
しましても、相当のものがなお残るといふこ  
とになります。そのほか残りそうなのがある  
とすれば、家産銀行などが多少残るようであ  
す。それから中国連合準備銀行も多少国内資  
産がありますので、それも残るかと思ひます。  
それ以外には正金銀行などは現在においても  
国内資産の残りが非常に少ないので国内債務の  
支払も55%に止まっております。それと在  
外債務として、送金準備金<sup>や</sup>外債預金<sup>や</sup>が入つて  
参りましても殆んど支払資金がないという状  
態になっております。その他朝鮮預金あたり  
の国内資産でも多少残つておりますけれども、  
それと送金準備金在外預金を払うと金額払いきれ  
ない、大部分はそういうように国内資産でな  
り。(53)

バーできないようなものが多いわけでありま  
す。

(以下削除)

大野会長 これで見ましても実際おかしなもので、われ  
われが見て非常によい銀行だと思っておる銀  
行が預金が払えない、そして困っておると思  
われる銀行が全部払って、あせどうしようか  
というような問題が起るのですから変なこと  
になるわけですね、若勤さんのためにいうの  
ではないが、そういう大きな金額を国民経済  
に役立たないでじつとしておる、これを役立  
てれば相当大きな経済上の働きをなし得るも  
のが、現状のままであればそれを使えない、  
勤がせない、個々に渡されるを使つてしまふ  
人もあるだろうけれども、有効に使う人、又  
それによって勤かする人もある、さらにもう少  
(54)

し大きくいえば、経済上の働きをなし得る資  
金というものがたゞ寝転んでおるといふ関係  
になる、だから私はそういう意味においても  
実際大きな問題だと思ひます。

阪田幹事 資力が寝ておるといふ問題ですが、沢銀機関  
の預金というものは現金でしまつておるので  
なく、大体銀行預金とか、割当、割当に運用  
する、そういうものを通じて勤しておるとい  
えば勤しておるわけでありませう。それであ  
る資金を使つて例えば新会社を作るというこ  
とは引出しの恰好になる、だから現在寝てお  
るということはいえない、固定した設備とか  
会社、工場、設備が勤かるといふことになら  
ばそうですが、現金化されてないけれども運  
用されております。

大野会長 もつと有効に使えないか……。

阪田幹事 第二会社の形でまゝとまつて運用されておらな  
いということはいえますが、金融機関とかそ  
ういふものを通じては勤しております。

松島委員 実際は一文も現金はないのでしよ。う。

(55)



阪田幹事 預金と短期証券であります。  
岩新課長 朝鮮銀行、台湾銀行の財産の<sup>主要</sup>部分は登録国債の形になっておりまして、預金になっておるのは~~その~~<sup>それ以外の部分</sup>であります。

松島委員 そういふものはいつでも払い戻し得る状態ですか。

岩新課長 それは期限が来たら払える程度のものでありまして、日本銀行の方で例えば食糧証券等に乗り換えるという事は一応考えられます。これは日本銀行の資金の通用として別に考えられます。

大野会長 払えるといつても、そのによっては即刻回収はできないでしょう。

岩新課長 崩さなければ払い出しできないという事は起つてくると思います。

谷村課長 国債を使うとすれば、日銀が買ってという事になれば、日銀の資金を出して使うという事になりますから-----。

大野会長 買うか買わないかという事は日本銀行の所轄で強制するに付けないでござらうから。  
(56)

阪田幹事 親と出すわけですからいろいろある点はならん点があると思ひます。金があるといつても。

大野会長 何かをお出しにならないでしようね。まあそれはそれとして、今の法人と個人の取扱についての御考えというものは、何かと御質問ございませぬか。

それからもう一つ、送金小切手についても、預金についても、日本人と外国人についてはどういふふうにお考えになっておられますか。

上田説明員 この点につきましての一番新しい私どもの考え方を申し上げたいと思ひます。送金小切手につきましても、預金につきましても、まあ原則として本邦人というものを第一に考えることは当然でござりますが、本邦に住所を有しておる外国人というものも本邦人と区別する必要はなかりではないかという考え方でござります。送金小切手についてはこんな混乱の際でござりますので、いろいろの意味で居住者である外国人が持ち込んで来て、送金小  
(57)

切手であるからという理由でとんぱん引き出す  
すということ、本邦に於ける現行法令を改  
正して、引揚者の窮乏を緩和したり、あるい  
は閉鎖域内のいろいろの整理を急ぐ、あるい  
は完結に導く、と、い、う、な、建、前、か、ら、今、度、は  
い、じ、る、わ、け、で、あ、り、ま、す、か、で、そ、う、い、う、人、に、ま  
で、払、う、必、要、は、な、い、じ、や、な、か、ら、う、か、従、つ、て、送  
金、小、切、手、に、つ、き、ま、し、て、は、外、国、人、に、お、し、ろ、取、り  
懸、ま、れ、た、と、き、か、仕、向、け、ら、れ、た、い、わ、ゆる、日  
本、に、お、つ、た、外、国、人、が、現、在、も、な、お、日、本、に、お、る、場  
合、に、限、る、内、地、に、住、所、を、持、つ、て、お、る、場、合、に、限  
る、と、い、う、程、度、の、区、別、で、あ、と、は、送、金、小、切、手、に  
し、て、も、預、金、に、し、て、も、本、邦、人、を、主、に、し、て、  
外、国、人、は、本、邦、に、現、在、住、所、を、有、し、て、お、る、も、の、  
そ、う、い、う、程、度、で、制、限、し、た、ら、如、何、な、る、も、の、で、あ  
ら、う、か、そ、の、根、拠、と、い、た、し、ま、し、て、は、い、ろ、い、ろ  
ご、ざ、い、ま、す、が、預、金、者、に、つ、い、て、な、ぜ、何、う、の、人  
を、や、ら、な、い、の、か、と、い、う、と、何、う、の、人、は、一、志、何  
う、で、取、れ、る、じ、や、な、い、か、と、い、う、解、釈、も、一、つ、の、理  
由、で、あ、り、ま、す、ま、た、送、金、小、切、手、は、誰、か、持、つ、て  
(58)

夫ともい、い、な、い、か、と、い、う、議、論、も、ご、ざ、い、ま  
す、

大野会長 宮沢さん、今のレーテラストエディションはどうか。

宮沢委員 やはり外国人にも払わなければならぬという  
債務は一志承認するけれども、払わないとい  
うやり方ですね。

上田説明員 住所を内地に持っている人は何うでの清算  
に参加し得るという方が一志の理窟でありま  
す。例えは朝鮮なり台湾なりに住んでおる人  
は当然何うで取れたわけでありませう。それ以  
外の外国人は朝鮮に預けておるといふ場合は、  
現地でそれの支払をしないという事はない  
だらう。だからそういう人々には払わない  
でも、こういう非常の支払をするについては、  
こゝちでそんな利益を与える必要はないとい  
うのが一志の建前であります。

大野会長 私は美益の上から考えま、-----。松島さん、  
あなたも御意見があるだらうと思ひますけれ  
ども、實際のケースとしては非常に少いじや  
(59)

なりかと申し上げますね。その点では日本人と外国人の立場から考えて、日本人を最優先的に取り扱うべきではあるけれども、あまり実際のケースのなりのを洗いだして、そこに差別を設けるということは何がほかの場合に、あんな差別を設けておるから、俺の方もこうするのだというような口実を耳えて、もう少し大きな損害が加わって来る虞があるのじやないかと懸念するのですが、あなた方どういうふうにお考えになりますか。

柳井委員 私も会長と同じ意見であります。

宮沢委員 譲渡できないのですか。

上田説明員 送金小切手については譲渡された場合どうするか、送金小切手は本来の理算からは譲渡は禁止しておるわけでは無いので、拒否することはどうであろうかと思っておりますけれども、今度の場合は債務は全然なくしたわけがなく、一時優先的にこういう人たちに支払うのでありますから、まあ外国でも取れる方はこづちからは程くお持ち下さいという程度で如何で

(60)

しよつた。實際向録をしまして、朝鮮人なんかで日本でも取れるというのでワークと取りにまた場合、これが両方とも言い分がよく通りました、日韓交渉の場合お互いの権利を尊重し合うという結論が出れば結構だと思いますけれども、今のところそういう見込みがないと、日本でも取れるというのでほとんど船で入って来られたりしても、まあ公平の観点からいつてどういうものであろうか、そういう意味で内地に現在住所を有しておるということを知りていけば、大阪におる朝鮮人はもちろんよいわけでありまして、或は何かの形で朝鮮から引き揚げて日本に居住しておるというような場合に、これは日本人扱されるわけですから實際向録としてはそれくらいものを認めたいという遊渡給な措置でございます。具体的に申しますとある程度まで最終何になるかも知れない措置でございますけれども、建前としては切つたわけではございません。

大野会長 宮沢さんの質問は、送金小切手、預金は日本

(61)

における朝鮮人や台湾人に、現在何ラで持  
つておられるを譲渡することができはしないが、  
そうすれば居住しておる日本人になるだろう。  
取れるという意思なんですか。

上田説明員

その点は二つに分けて考えられます。送金小  
切手を何ラで譲渡を受けた日本人が日本で提  
示した場合どうなるかという問題、これは送  
金小切手を仕向けられた人が日本にいなけれ  
ば、今一応オリジンに遡って、当初日本にA  
という外国人がおった。そのAに対して何ラ  
から誰が仕向けてもいいんですが、送金小切手  
を取り組んだ、それが転々売買されて、現在  
日本に住居しておる甲という日本人が持って  
おったという場合には、Aという人が今日本  
にいなければこれは一応おわなないでもいいじ  
やないか、あと廻しでいいんじゃないかという  
のがレーテストの考え方なんです。これにつ  
いてもいろいろ議論はあると思いますが、  
も、レーテストの結論はそういうことになつ  
ております。但し、日本人同士で譲り合った  
(2)

ような場合、これは何方と居住は日本にお  
ざりましようから恐らく問題ございませぬ。  
それから昔日本人が何ラで送金小切手を日本  
に住居する宛に組んで、現に日本におるけれど  
も、現在こゝに持つておる人は朝鮮人である  
というように場合に振うかどうかということ  
であります。その場合の朝鮮人が非居住者で  
あれば現在のところはおわなない、しかしそれ  
を誰かに売って、日本人が買ったならば、途  
中でそういう朝鮮人がその国に入つておつて  
も、持つて来た人が居住者ならば振う、送金  
小切手については一応そういう考え方をとつ  
ております。預金については大体譲渡はしな  
い、譲渡するためには銀行の承認を要するこ  
うな形です。譲渡は一応認めないという形で  
救えるんじゃないかと考えております。何か欠  
陥があるかも知れませんが。

柳井委員

外債課長のお話ですが、朝鮮の人が日本で買  
えるというのでドツと来るという事は、入  
国管理令の関係でそう来るんじゃないかと  
(3)

すか。

上田説明員

為替管理、入国管理もござりますけれども、  
なんらかの形でスマツグルして持って来ると  
いうこともあり得るではないかと思ひます。  
預金につきましても名前も替ひてありますし、  
譲渡を認めないといつてしまえば払いませんが、  
送金小切手については、上陸港で没収されたり、  
叩き売つたり、没されたりしたものがござりますので、  
その關係をよほど注意しないと-----。

柳井委員

そういうものは相当ありそうですね。

上田説明員

送金小切手は現物のまゝで持って来たのは少  
くて、現地に預けて来たというのが多いよう  
です。今度の扱としては、そういう預けた証  
明書があればそれで払ってやることをしなけ  
れば、佛作つて魂入れずということになりま  
すので、ですからこの程度で抑えて二重払の  
危険を防ぎまた悪意をもつてそういうスマツ  
グルして来るようなものは法制上なるべく制  
限しておいた方がよくなるかという程度で

(24)

あります。

我々委員

前の話に戻ると申談をいのですが、送金  
小切手の話をした時に、上海の銀行から東京  
の銀行に組んだという組んだ銀行のことはか  
り同様にしておつたのですが、Aという個人  
が東京におるBという人に送金を頼んだとき  
には、組んだ方を考えたのですが、組まれた  
Bを考えたおつたのですか。

上田説明員

受取人を普通考えしております。受取人として  
の受取人です。もし委任状を付けたら、裏書  
をしたらして譲渡した場合は、持参人としての  
影響が深くあります。たゞその場合、外国人、  
本邦人というときには、受取人の現住所とい  
うものを一応手エツケして、なるべくならば何  
うで取れるものは何うに追いつて、趣旨は  
本邦人の引揚音をなるべく救済しよう、そう  
いう趣旨にしたらどうか。しかしさつきの説  
明は、その場合銀行としての支取者の立場は、  
取組銀行で支取を行こう。債権者の立場は受  
取人の立場で行こうという趣旨であります。

(25)

我妻委員 来たさっきの証にありますが、債務として  
上海の銀行の支店 債務を付れども、債権は  
というが、収利 こっちに移っておるとい  
考え方ですね。

上田説明員 そういふことであります。

倉村課長 今の理論でい、まして上海から引揚げた方  
なく、上海の引揚者が我妻先生に宛てたとす  
ると、我妻先生はその小切手を持って行って  
も銀行は払ってくれない、ゆいからんじやな  
いか-----。

松島委員 こういふ考えはできないですか、受取人は引  
揚者に限るといふようなことは乱暴ですか。

上田説明員 乱暴だと私共は考えたわけがありません。

松島委員 元来引揚者救済の手段だから、そうすると非  
常に制限を下さすけれども。

我妻委員 今の理論からいふと、私宛に出したのを取れ  
ないから、前に組んだ人に戻せというわけが  
ですね。組んだ人ならば取れるという-----。

上田説明員 その点が先生の御指摘のように理論的に一  
貫してのりから、本来ならば組んだ人が債  
(26)

収めであるという論議にはならうと思ふ。  
そこがレーテストのところではどうも改変の  
ほうか先に立って理論の異仕ができてなかつた  
わけです。

我妻委員 組んだ人が債権者といふことになした、持  
つておる人が債権者といふこととしておるの  
じやないか。

上田説明員 送金小切手の特殊性から考えて持参人払い的  
な色彩であるという-----。

倉村課長 実際問題として誰が組んだかといふこと  
も分らなかつたりしまして、そこらからパリツ  
と割り切った筋の通った理論にならなれで残  
念なんです。

我妻委員 何か日本に住所があるかないかだけで外国人  
を排斥するといふことは、外国人の排斥の仕  
方が前の場合よりつらくなるという関係にな  
るのではないですか、日本の政策なりといっ  
てしまえばそれまでですが-----。

我妻委員 引揚者救済といふことであれば、乱暴を付れ  
ども、割合簡単に付くわけですね。  
(27)

松島委員 本来なら「おれをい」のだけれども、引揚が  
らこの「便宜」措置を講ずるのだというこ  
とで、

上田説明員 一方の引揚<sup>存</sup>対策ということを前面にたてれば  
その理由で大部分通ると思いますが、閉鎖機  
関たる金融機関の清算をなるべく円滑に完結  
したいという場合に、一体引揚者対策という  
ものを前面に出していいかどうか、むしろ新身  
としては、少しくらいのことならばあまり引揚  
者だけということをおかない方がいい、いやなか  
かという考え方もあるわけでありませう。

我妻委員 それも分りますね。  
柳井委員 乱暴かも知れないけれども、松島委員のいわ  
れる方がヒツと表ますね。

上田説明員 閉鎖機関のことがないならそれでいいかも知  
れません。

我妻委員 閉鎖機関はまた別の議論で取っていい、……。  
倉井課長 引揚者の方々が自分の名前を送金小切手を組  
んで持つておるとい、のですか、たまたま家  
郷におる妻子の名前を書いたり、或はお父さ  
(67)

……、おれをい」の形跡を……というふうなとき  
に、やはり引揚者が受取人になつておらな  
ければ駄目だということをおつてしまふとき  
ついでにやないかという気がします。

岩新課長 そこで法人も引揚者と認めるかどうかという  
ことにまた問題が逆転して来るのです。

上田説明員 実際問題としては引揚者が一層恩恵を受ける  
と思います。

大野会長 まあ亦の他人の我妻先生に送つて来るという  
ことはちよつとないね。自分の親類とか故郷  
の連中で受け取つておけば帰つて来た時に、  
その人に送つたいやなりかということができ  
るけれども、あまり引揚者に限定したらいや  
かえつて引揚者保護の目録に……。

我妻委員 日本人が何うにおるときに、こつちの外人宛  
に組んだ手形はなんでしょうか。

上田説明員 論理的にはあり得るのです。

我妻委員 それは察せばいいですね。さつきの仕向けら  
れた人というのだけれども、仕向けられた人  
がいないう場合には……。

(67)

上田説明員 戻しに預金と外債預金と同じかどうかという  
ことが問題になります。さっきの優先順位の  
問題で、戻したら預金と同じ性質になるかど  
うか。円建のもので、戻すということになれば  
は儲蓄券との場合なんかレートの問題が出る  
のではないかと思います。レートの問題とも  
絡んでおりました。

松島委員 朝鮮以外は関係する外国人は殆んどいないで  
しょう。

上田説明員 朝鮮人、台湾人以外はあまりないと思います。

松島委員 敗戦の直前直後に外国人が日本に送金するこ  
ともないだろう。また日本人も外国人宛に送  
金するというのもちよつとないでしょうし  
-----。

上田説明員 外国人で内地に住んでおった人ですね。まあ  
めったにないでしょうね。

大野会長 むしろやかましくいうならば、ほかの方がう  
るさいので、朝鮮人と台湾人に関する限りは、  
もっと大きな本の問題がちつとも片付いてい  
ないので、それに障害を与えぬことも  
(70)

ないんだな。大きく考えれば。

岩新隊長 朝鮮といふまでも、韓国との間ではさうい  
う特別な取決めをやることもできませんが、北  
鮮の関係になると全然離れてしまつておるの  
で、朝鮮銀行のことについては北鮮のことも  
考慮に入れなければなりません。朝鮮銀行が  
韓国銀行になつたとき、朝鮮人の預金の両  
額は或る程度片付けたとも考えられますが、  
北鮮の方はどうなつておるかわかりませんか  
ら、どこまで認めるか、その辺の危険なとこ  
ろはなるべくこの際避けておきたいと思つて  
おります。

我妻委員 会長の言われた外国人というのは、朝鮮と日  
本との間の根本的解決がまだついていないか  
ら、暫く待つてくれといつて逃げることもで  
きませんね。

(小沢委員出席)

大野会長 皆さんの御意見を大体伺ひしたわけですが  
送金小切手については換算率の問題は全然な  
いと思いますが-----。

1972



正に説明致 外貨の表示の小切手の換算の同感がございます。  
す。これも一層新しいところを申し上げます  
と、送金小切手につきましては、この箇申し  
上げましたように、朝鮮、台湾は別といたし  
まして、北支、中支等につきましては、或は  
調整料だけが、或は内地に持って来た場合に、  
外貨建の特別措置預金という様な形で、実  
貨上の調整のレートを採っております。円  
元パーであるといつても、実際はパーでな  
かったという実情にございますので、然戦時に  
近いところ、今までわれわれが考えておりま  
すのは、八月十三日電報を打っておりますので、  
その電報と兩替管理法上の調整をしたそのレ  
ートくらいを取つたら、大体終戦前後を適し  
て送金された外貨建の送金小切手のレートと  
して最も妥当なものではなからうかと考  
えております。それから問題は現地通貨建の預  
金でございます。これにはいろいろな考  
え方があると思ひます。例えば現地で払  
えは、い、  
うでございますから、現在ある現地の通貨

(72)

と昔の通貨と別を述べして、それとそれら  
の裁定で何と何のレートを出すというこ  
も考  
えられます。また、これは何も論理的必然性  
はないのでありますけれども、在外公館等  
借入金  
のレートというものがござります。これ  
は大抵二十一年の五、六月を取つたものと、  
三  
四の部の部分もあるわけでありまして、二  
段にした地域と一本にした地域がござります。  
二  
段にした地域は現在支払うのに一番近いと  
ころを  
とつて、これらの在外公館等借入金レ  
ートといつた程度のもので預金を支払うこ  
とに  
した。どうであらうか、これは本末をう  
い  
う預金か、現地で払われるであらう。現地の  
通貨で  
払われるであらうという預金本末の選  
前か  
らい、ますと、債務者には酷なレートに  
な  
りますが、引揚者の保護等を考え合せま  
す  
と、それくらいで仕切つて見たらどうかとい  
う  
のが現在の私どもの考へ方でございます。

大野会長

このレートの問題は引揚者に対してなるべく  
引  
揚があるようにということ、あまり後末

(73)

と違つたレートをいじく出し置きると、従来  
の措置との関係の釣合を失うので、釣合を失  
わないようにするにせよ、どつちの方を余計  
考えるかといふことは別として、今の二つの  
点と考へて換算率をお求めになる。大体のと  
ころそういうことじやございせんか。

我妻委員 預金は円で表示してあるのですか。

上田説明員 現地では原則として円表示の預金をさせなか  
つたのです。送金小切手は円表示の場合と現  
地通貨表示の場合とがございます。

我妻委員 ドルなんかはないのですか。

上田説明員 海峡ドルや軍票、南越券、この場合はござい  
ます。海峡ドルは何ドルと書いてあるのがあ  
ります。たゞ現地通貨建かどうかは一々表示  
しております。

我妻委員 問題は円以外のものでござるもの、例え  
ばアメリカのドルとか、現在生きておるもの  
で-----。

上田説明員 アメリカの例が出たので申し上げますが、ア  
メリカは条約による清算方式がはっきりして  
(27)

お聞きして、何らの清算は-----。

我妻委員 アメリカ・トル建のものを送金小切手で持つ  
て来たものがあるのですか。

上田説明員 実はあるのでござりますが、司令部の別の命  
令が出まして、これにより政府に集中いたし  
まして、それをアメリカに引渡し、アメリカ  
はそれを持つて行ってしまつたのであります。  
そしてドルに換つたものは日本の為替資金に  
送り込んで呉れまして、こういうものは為替  
資金になつておちからお前のところは放つて  
やれという命令をまた出しました。これをうけて  
政府はその時々レレートで仕切つて放つてお  
ります。問題は鮮銀と台銀ですが、これは朝  
鮮銀行券と、台湾銀行券と二つは別がな  
いのであります。御承知のように朝鮮でも日本  
銀行券が流通しておりましたし、台湾でも流  
通しておりましたので、日本銀行券で預けた  
金が、朝鮮銀行券で預けた金かということも  
区別できないという憶念があります。そこで  
仕方がないから、朝鮮における預金は朝鮮銀  
(28)

行券による預金であるという点にして、朝鮮銀行券で払う約束であるという点に建前を面つてしまおうと存しております。御存慮まで申し上げますが、在外公館レートの場合には、朝鮮銀行券一円五十字をもって日本の一円というふうなレートを作りました。また台湾は現在ございませませんが、いろいろ当時の考え方からしますと、米に対する購買力を一応比較しようという点で、当時における日本側の事情としては米の購買力が大割、公定による入手が四割ということにして、西地域債のレートを作ったのでございます。従つて、台湾銀行券の場合もできればそれに準じたような方法をやつてみたいと思ひます。その場合せめて朝鮮銀行券のレート程度か、或はそれよりよくなりますかどうか。米ばかり取ると少しよくなると思ひますが、どのくらいになりますか。その辺を存かむづかしに所願でございます。為替管理法は昔は朝鮮、台湾との間にはなかつたものでありますから、

(76)

この点を理論的につめて行きますと、いろいろ向題があらうかと思ひます。送金小切手の向題は、もちろん朝鮮から組まれたものは日本の円と同じように表示されて区別がつかないものになっております。当時はパーでございましたからもちろんパーでござります。

大野会長

もう一つ向題がござります。それは在外公館借入金の利息に当る割増金の向題であります。これは預金あるいは送金小切手等についてはどういふふうにかゝりますか。

上田説明員

これも最近の考え方を申し上げます。一応それぞれ金融機関に任せよう。例えば円債、韓国にいたしましても、在外会社にいたしましても、一応在外会社の例を申し上げます。整理計画書を出させて、大臣が認可することになっておりますが、その際に昔の約定利息を付けたらということをして特殊整理人の方から申請して参りましたならば、約定利息程度のもつと付けるのは一応認可しようといふのがどういふ程度であります。送金小切

(77)

手につきましては今まで止めておるので、いくら色を付けたらよくなるかという事で、一応在外会社の特殊整理人はどういう考え方をしております。しかし政府としては送金小切手に利息を付けなければならぬ、あるいは付けてはいけないというようなことは言わなれど置こう、それぞれの金融機関の整理資産の状態なり何なりに任せてはどうかというのが一番新しい考え方でございます。

岩瀬課長

その点について閉鎖機関のほうの実情を申し上げます。閉鎖機関の国内債権債務の整理の場合には、約定利息のあるものについては、それは資産のある限度において支払う、しかしなんら約束のないものについては一切支払わない、という建前で、すでに国内清算も現在大部分済んでおります。従ってこの際在外関係の債権債務を整理する場合に、送金為替を今まで何年間ほったらかしておいたのだから、なんらか割増金を付けたらどうかという考え方も一応成り立ちますが、日本出地の債  
(178)

債権債務の整理と比較いたしますと、それをして際付けるという事は多少行き過ぎではないか、つまり内外の債権者の双衡という事を考えれば、原則としては付けるという事は政府として考えない、たゞ閉鎖機関として非常に資産が余って、今まで八年間おこなったから、自分の責任いやなけれども、悪かった御免をさいといつたような気持ちで多少付けるというならば、これは閉鎖機関自体の問題としてわれわれは及ばしないうような気持ちで処理したらどうかというように考えております。

松島委員

ところが最高額を破りに三万円に限りおると二万円くらい送ったものが利子を付けてもらうとそれが増加する、多額の送金をしたものは三万円でも利子は無視せられる、こういうことになるからやはり不公平でございますね。

上田説明員

その点は閉鎖機関と在外会社につきましては送金の優先順位を付けてございまして、資金がそれはいくらでも出すわけですから切  
(179)

つてしまうわけではありません。

谷村課長

いっか小町委員からもうそういうお話があった  
ように記憶いたしますが、民間の税金、送金  
小切手の元本が返えるか返えられないかという  
問題が先決であつて、それでなお余つておつ  
たならばまあ割増を付けるのがいいじゃない  
か。実は内地の再建整備のほうの調整筋は、  
利益の分配もオニ封鎖の復活という言葉で  
言われております。これはだんだん元本額を  
返えして参りまして、元本額を100パーセン  
ト返えしてしまつて、なお余りがあつたなら  
ば、今度は一つ利息相当額のものも分配して  
やれ、こういうふうになつております。であ  
りますからこれはいろいろテクニックの問題  
もありましようが、ちよつと松島委員もお触  
れになりましたけれども、まず元本だけ三万  
円ならば三万円ならば三万円、五万円ならば  
五万円、これは優先でございます。そして優  
先のとらなお余つておればそれらの元本も  
払う。なお残つておればまあ割増を付けるか

(21)

どうかという問題が起つて来るんじゃないかと  
いうふうに見えております。

上田説明員

在外会社関係のいろいろの人の意見を聞いて  
みますと、やはり何か年五分程度のもものは付  
けてやりたい、また計りて貰いたいという希  
望が多いようであります。送金小切手につき  
ましても、たゞこれら会社によりましては、  
三分五厘の国債に投資しておつた会社もあり  
まして、年五分の割合で必ず払えるかどうか  
わかりませんが、若し五分まで十分払える資  
金があれば払つても結構なわけで、まあそれ  
ぞれの特殊性に応じて認可基準というところで  
やつて行きたいと思つております。

大野会長

私の買付きましたポイントは以上であります  
が、元に戻つても結構ですし、その他の点に  
ついては結構ですから、御打由に御答言願  
ひたいと思つております。

松島委員

小さい問題ですが、さっきの浦銀破産のとき  
に、約定利息のあるものは全部払つて、約定  
利息のないものは利息を払わないという。そ

(21)

の約定利息とおっしゃったのは返済期限の後  
のやっさ-----。

岩野 課長 その点もちよつと向願でございまして、大体  
定期預金の期限までは約定利息がそのまゝ、付  
くのは当然でございしますが、期限が切れたあ  
と、そのまゝ、払わないうで残つておるものにつ  
きましてはとれだけ払うか、私ももう少し  
研究いたしたいと思ひます。これは商慣習に  
従つて何らかの基準を設けてみたいと思ひて  
おります。

我妻 委員 約定利息のないのは期限が来ても払わないう  
-----。

岩野 課長 利息を払うという約束のあるのは、~~定期~~期限  
が来ればそのまゝ、やはり引き續<sup>きつて</sup>、やるのが  
商慣習ではないだらうかという気がいたしま  
す。

谷村 課長 内地の金融機関で大ヶ月預けて、大ヶ月の期  
限が来て、一月々々取りに行きますと、その  
一月は普通当座の利息が付くことになります。

阪田 幹事 それは定期預金の規約に書いてあります。普  
(42)

通の資金に組替えたものだからであるとい  
うのではないから-----。

岩野 課長 約定利息で行くかどうかということはお少  
し研究さして願ひたいと思ひます。

大野 会長 おれおれの立場からポイント・アウトする点、  
はほかにあるとしても、皆さんの方でこの  
うところは大きい研究しなければならぬとこ  
ろだと考えておるポイントはありませんか。

阪田 幹事 こちらで申し上げないことまで指摘されまし  
たから-----。

上田 説明員 技術的に言いますと、法律の構成上在外債権  
になつておつて取れない債権があるいやなり  
かという問題、これは個人にしてもはっきり  
分つておる貸金があるから、複金だけ払つて  
やるという事はあまりおかしい、はっきり  
分つておる貸付金は差し引くということも  
できる形で、今の法令上禁止されておることを  
解くということをしてほしいと思つております。  
在外債権をその人に関連する限りにおいて取  
る、従つて取扱をもつて対処できるような経  
(43)

度つまりは法令上をやって置く必要があるが  
やないかと思ひます。

宮沢委員 さっきのお話では暗換する必要がないというま  
うをお話でしたが-----。

岩倉課長 証拠書類がしっかりしておらなければ、た  
いお前に貸しておつたという記録だけでは---

大野会長 人間は貸したことは覚えておるけれども、借  
りたことは忘れるものですから---(笑聲)。

岩倉課長 同観点でまだ私も十分を検討いたしてお  
りませんし、結論も得ておらなれぬでございま  
すが、持ち帰り通貨の交換は、日本銀行  
券については、元銀銀行等のほうから同額を  
持ち出されたのですが、朝鮮銀行券と台湾銀  
行券を持って帰つたものを税関に預つてお  
る方がございませう。それを交換するといふ問題  
があります。これを通貨債務の形において交  
換するといふような場合は、将来日  
韓合議等相当同額があつて、おそらく現在わ  
れわれが考えておるようなこういう措置が創  
設されるという問題にも影響すると思ひま  
す。(94)

す。私どもが貸付としておつたのは通貨債  
務はないのだ、通貨債務として交換するとか  
天取らうということになしに、なんらかの方  
法で別の形でこれを交換してやるということ  
にしなれと思つております。その辺の理論的  
な根拠はまだ十分ついておりませんが、た  
い同観点がある。そして実際の措置としては  
日本銀行券を持って来た人と同じように、  
なんらかの交換措置を講じてやる必要がある  
ということを考えております。その辺何かお  
智慧がありましたら一つお教示下さいと思  
ひます。

大野会長 今まで同観点になつておつた措置についての根  
本動機を申しますが、モチーフは三つあるよ  
うに思ひます。一つは引揚者保護、一つは匯  
率整備をやって来た生きている銀行について  
は新秩序ができた、それとの関係が調和を齎  
さないようにしてやつて行きたい。三つ目は、  
要するに在外会社とかあるいは閉鎖機関のよ  
うに設備を付け替へるもの、これはなるべく  
(95)

早くしてしまいたい。そしてペンディングな問題  
 数を早く一掃して正常なところで発足したい。  
 この三つあると願います。ところがこれによ  
 ってはそれが重なり合ってみたり、どちらを  
 もつとインポートの考えが、そのイン  
 ポータンスの順位がある。そこをほどよくあ  
 しらつて行こうというところに苦心があるの  
 と、さらに従来との関係との釣合なんかを考  
 ながら、どういうふうな妥協なものにして行  
 くか、そこにもつては法律的な理論付  
 けをしなければならぬ。こういうところに問  
 題の多少複雑性と申しますが、多岐に亘る点  
 があるのではなからうか。こういうふうには  
 はこの問題を見でおります。だから恐らくは  
 銀行側の考えと、両銀行関係の方々の考え  
 と、引揚者保護の見地からとによって、いろ  
 いろ考えがその時々によって変つてさっきの  
 レーラストエディションということになるの  
 ではないかと思ひます。

それでは今日はこの程度にしめて、次回は  
 10時45分より開くことになりました。  
 (196)

在外財政産商問題調査会幹事名名表  
 昭和29年4月1日現在

幹事 理事 副理事	田代田三三 千代田区永田町	電(58) 201~208 電(58) 101	幹事 理事 副理事	大竹政男 大竹政男 大竹政男	電(58) 591 電(58) 251-5
幹事 理事 副理事	田上辰雄 東京区西片町10ホの25 官宅 電(92) 5059	電(58) 768 電(58) 26	幹事 理事 副理事	大竹政男 大竹政男 大竹政男	電(58) 591 電(58) 251-5
幹事 理事 副理事	林修三 新島区西大久保4の1ケ0 官宅 電(92) 5059	電(58) 768 電(58) 26	幹事 理事 副理事	大竹政男 大竹政男 大竹政男	電(58) 591 電(58) 251-5
幹事 理事 副理事	中川敏 新島区西大久保4の1ケ0 官宅 電(92) 5059	電(58) 768 電(58) 26	幹事 理事 副理事	大竹政男 大竹政男 大竹政男	電(58) 591 電(58) 251-5



在外財産同額調査会幹事名表

昭和29年4月1日現在

総 理 大 臣 官 邸	千代田区三年所 千代田区永田町	電(58) 201~208 電(58) 101
総理大臣官邸 田上辰雄 宅	府中區春日部 文京区西片町10木の25 電(92) 5059	電(58) 760 電(58) 26
法 制 局	港区赤坂1の1	電(48) 6831-6835
法政司次長 林 修三 宅	港区三田線18 新宿区西大文保4の170 公務員住宅WD5号	電(32) 2188 電(39) 4407 直通(48) 2686
外 務 省	芝区芝田町1の2	電(57) 5111-9 5121-4
ア ソ シ エ イ ト ウ 局 長	港区芝浦	電(57) 1990 内線381
中 川 融 宅	港区芝浦大宮前6の448 電(39) 3492	
大 蔵 省	新宿区本塩町	電(35) 1101-20 2120-49
理財局長 阪田泰二 宅	港区芝浦 赤坂区千駄ヶ谷3の496 電(45) 1962	内線174 電(40) 3981 内線174 電(32) 2086 直通(35) 0765 東郷台住宅区C#4 事務官 伊保 雄 事務官 伊保 志浩
厚 生 省	千代田区豊洲2の1	電(57) 5700-9
引揚株式局長 田辺繁雄 宅	港区芝浦 千代田区三三番町2 電(33) 1704	直通(57) 3944 内線262 内線271 内線263-5 内線271-4

原簿は裁縫改革及び公一部に人事異動がありました。

## ・ 在外財産問題調査会提出書類表

(在外財産問題調査会第一回会議提出書類)

- 1 会議次第
- 2 委員名簿
- 3 幹事名簿
- 4 緒方副総理挨拶
- 5 大蔵省理財局長説明(在外財産問題調査会の開会に  
当つて)
- 6 在外財産問題調査会議事規則案
- 7 諮問事項
- 8 条約規定から見た在外財産問題
- 9 日本の在外財産に関する各国の処理状況
- 10 在外資産に関する関係規定
- 11 名古屋大学山下康雄教授の在外財産に関する論文
- 12 在外財産地域別概況表
- 13 在外財産地域別百分率表
- 14 在外公館等借入金の返済についての経緯及び関係  
法令
- 15 戦争に起因する日本国民の損害態様調
- 16 国会における政府説明抜萃
- 17 引揚者に対する援護措置状況及び地域別年度別、  
引揚者人員表

18 引揚者団体一覧表

(在外財産問題調査会第2回会議提出書類)

- 19 在外財産問題調査会第2回会議次第
- 20 調査会第1回会議議事録
- 21 調査会第1回会議提出書類中正誤表
- 22 ドイツ負担調査法紹介資料
- 23 引揚同胞対策審議会決議集(委員要求資料)
- 24 在外財産(個人)に関する調査表
- 25 引揚者の職業状態及び職業別負数表
- 26 在外財産に関する請願及び陳情調
- 27 引揚者の持帰った旧日本銀行券、未払送金小切手及び銀行予金等の処理について
- 28 外国財産関係法令集
- 29 税関等保管物件の返還の概要
- 30 引揚証明書写

(在外財産問題調査会第3回会議提出書類)

- 31 在外財産問題調査会第3回会議次第
- 32 在外日本資産の国際法上の地位について(外務省条約局第3課提出)
- 33 為替管理関係法令の概要

34 戦争に起因する日本国民の損害賠償(資料16)

参照法令

35 引揚者の持帰った旧日本銀行券等の処理(資料27)

関係法令

(在外財産問題調査会第4回会議提出書類)

- 36 在外財産問題調査会第4回会議次第
- 37 委員名簿(改訂版)
- 38 旧日銀券処理状況

(在外財産問題調査会第5回会議提出書類)

- 38の2 在外財産問題調査会第5回会議次第
- 39 閉鎖後関係法令集
- 40 在外会社の本邦内財産の整理に関する法令
- 41 委員名簿(改訂版、昭和29年2月1日現在)
- 42 幹事名簿(改訂版、昭和29年1月28日現在)
- 43 在外財産問題調査会第2回会議々事録

(在外財産問題調査会第6回会議提出書類)

- 44 在外財産問題調査会第6回会議次第
- 45 在外伊太利財産国内補償に関する資料
- 46 日本銀行券、預入令等を廃止する法律案

47 引揚者の持ち帰った旧日本銀行券、未払送金簿等及び銀行預金等の処理方針に対する答申書(案)

(在外財産問題調査会第7回会議提出書類)

48 引揚者の持ち帰った旧日本銀行券、未払送金簿等及び在外預金等の処理方針に対する答申書

49 在外財産問題調査会第7回会議次第

50 在外財産問題調査会第7回会議の議録

51 引揚者及び復員軍人等員の有する郵便貯金、郵便為替の処理に関する問題点について

52 軍事郵便貯金等支払問題に関する資料(郵政省)

53 日本国との平和条約における在外財産処理に関する規定と日本国憲法第29条との関係における問題点

(在外財産問題調査会第8回会議提出書類)

54 在外財産問題調査会第8回会議次第

55 講和条約研究資料(上巻)

56 講和条約研究資料(下巻)

57 イタリア国と同盟及び連合国間の平和条約中の経済条項(第75条、第76条等)の実施に関する法律案

58 桑港条約、カエルサイニ条約及びイタリア条約における国民の財産権を侵害している条項一覧表

(在外財産問題調査会第9回会議提出書類)

58の2 在外財産問題調査会第9回会議次第

59 金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

60 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案

61 閉鎖機関令の一部を改正する法律案

62 第4回会議の議録

63 総理府設置法の一部を改正する法律案

64 在外財産問題審議会令案

65 在外財産問題調査会委員名簿(改訂版)

66 軍事郵便貯金等の支払措置について(郵政省)

極秘

軍事郵便貯金等の処理に関する答申書(案)

引揚者及び復員軍人軍属の有する郵便貯金、郵便為替等の処理については、慎重審議した結果、左記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。 意 見

1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針

軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以外の地域において予入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性に鑑み夫々終戦時又は9月30日までに預入された部分については既に終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記夫々の時期以後の預入分の支払については制限があり一定額以上の支払は留保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申し、近くこれに対する支払の措置が講ぜられようとしている段階にあるので、上記支払留保分についても、この際これ等の措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を実行し得るよう措置することが適当であると認められる。

持続性

2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき事項

(I) これ等郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降既に下のような支払措置が講ぜられていること。

1 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分は全額、同年8月16日以後の預入分については1,500円まで支払が行われている。

2 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分は全額支払が行われている。

3 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替

為替証書が昭和20年9月23日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された送金為替の取扱と全く同様である。

(2) 従つて、現存の軍事郵便貯金等の残高の大部分はこの支払措置が行われたのちの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

1 軍事郵便貯金は終戦後預入のものでかつ1,500円を超える部分のみであり、

2 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後に預入のもののみであり、

3 軍事郵便為替及び旧外地郵便為替は昭和20年9月23日以前に内地に到着したもので1,000円を超える部分並びに同日以後に内地に到着したものに限られる。

(3) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである建前から当時一般には厳重な為替管理法が実施されていたにもかかわらず特に公定の為替換算率が無条件に適用されていたのであるが上記<sup>2</sup>のような内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の実際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したので本来ならば一定金額以上の預入分については当然に一般為替管理の適用を受けるべき筈であつたにもかかわらず、内地からの指示がなされず現地限りで一応従来を踏襲して預入又は振出の措置が行われており、従つてその記帳金額は終戦前のも

終戦時の為替の為め、内地から預入するに比べて現地の為替については指示がなされず

のに比し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等を  
はるかに超えるものもある。

- (4) このような事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは他の金融機関の在外店舗で取り組まれた送金為替又は一般の預貯金の取扱との権衡からいつて適当でなく、支払に当つては軍事郵便貯金等の受入又は取組のさいの現地通貨額を勘案した上で、改めて一般の送金為替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算して支払うことが適当である。

3 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが  
妥当であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

(I) 既に行われている支払措置による支払をいまだ受けていない者にはその部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の預入分のうち表示金額が1,500円を超える部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(i) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことと、現行の支払措置によりすでに1,500円が支払われること等を勘案し、手取金額が3,500円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払の際の換算率によること。

(ii) 手取金額が3,500円を超えることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払の際の換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(I) 既に行われている支払措置による支払をいまだ受けて

いない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(四) 昭和20年10月1日以後の預入分については、表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(イ) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であることを勘案し手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払の際の換算率によること。

(ロ) 手取金額が5,000円を超えることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払の際の換算率によること。

### (3) 軍事郵便為替

(イ) 昭和20年8月16日以前に振出のものは表示金額の全額、同年8月16日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(ロ) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円を超える部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未

払送金為替の支払の際の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

### (4) 旧外地郵便為替

(イ) 昭和20年9月30日以前に振出のものは表示金額の全額、同年10月1日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(ロ) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,000円を超える部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払の際の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

### (5) 旧外地郵便振替貯金

本邦で確認できるものに限り、旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。

4 旧満蒙郵便貯金、旧満蒙華郵便為替及び南方軍政貯金  
これらは、次の事由により、この際としては措置しないこと。

(1) 旧満蒙郵便貯金及び旧満蒙華郵便為替は、当時の現地政府の債務であり、日本政府の債務ではないこと。



軍事郵便貯金等の特別処理に関する法律案要綱

一 軍事郵便貯金及び軍事郵便為替で昭和二十年八月十六日以後預入され、又は振り出されたもの並びに外地郵便貯金、外地郵便為替及び外地郵便振替貯金で昭和二十年十月一日以後預入され、振り出され、又は払い込まれたもの一定金額をこえる部分の金額は、一定の換算率により換算した金額として支払うこと。

二 軍事郵便貯金及び外地郵便貯金については、その貯金通帳又は貯金証書を通常郵便貯金の貯金通帳と引き換え、引換前の貯金通帳又は貯金証書によつては預入等の取扱を制限すること。

三 軍事郵便貯金の貯金払もどし証書等で昭和十七年六月三日以後発行されたものの有効期間について、特例を設けること。

(2) 南方軍政貯金は、外国系金融機関の債務であり、軍は軍政期間中これを管理していたにすぎないから、日本政府の債務ではないこと。

5

軍事郵便貯金等の特別処理に関する法律案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、軍事郵便貯金、軍事郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替及び外地郵便振替貯金（以下「軍事郵便貯金等」という。）の特別処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

56

(定義)

才二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従うものとする。

- 一 「軍事郵便貯金」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所で預入された郵便貯金をいう。
- 二 「軍事郵便為替」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所で振り出された郵便為替をいう。
- 三 「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で預入された郵便貯金をいう。
- 四 「外地郵便為替」とは、旧外地等にあつた郵便局で振り出された郵便為替をいう。
- 五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便振替貯金の口座所管庁に属する口座の貯金、同口座の貯金から払い出された

払出金及び旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた払込金をいう。  
六 「旧外地等」とは、朝鮮、台湾、関東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。

(金額の換算)

才三条 軍事郵便貯金等で左の各号に掲げるもののうち、別表に換算率の定があるものの金額は、軍事郵便貯金及び外地郵便貯金については預入の日、軍事郵便為替及び外地郵便為替については振出の日並びに外地郵便振替貯金については払込の日において、当該各号に定める換算率により換算した金額とする。

一 昭和二十年八月十六日以後預入された軍事郵便貯金で、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所において最後の預入又は払もどしがあつた日の貯金の金額が千五百円をこえるものの千五百円をこえる部分

別表甲欄に掲げる換算率により換算した金額が千五百円となるまでの部分につき

別表甲欄に掲げる換算率

別表甲欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円をこえる部分につき

別表乙欄に掲げる換算率

二 昭和二十年八月十六日以後振り出された軍事郵便為替で千円をこえるものの千円をこえる部分

別表甲欄に掲げる換算率

千円をこえる部分につき

三 昭和二十年十月一日以後預入された外地郵便貯金

別表甲欄に掲げる換算率

別表甲欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

別表甲欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえる部分につき

別表乙欄に掲げる換算率

四 昭和二十年十月一日以後振り出された外地郵便為替で千円をこえるものの千円をこえる部分

千円をこえる部分につき 別表甲欄に掲げる換算率

五 昭和二十年十月一日以後払い込まれた外地郵便振替貯金

別表甲欄に掲げる換算率により換算

した金額が五千円となるまでの部分

につき 別表甲欄に掲げる換算率

別表甲欄に掲げる換算率により換算

した金額が五千円をこえる部分につ

き 別表乙欄に掲げる換算率

(貯金通帳の引換交付等)

才四條 外地郵便貯金で通常郵便貯金以外のものは、この法律の施行の日において、通常郵便貯金となつたものとみなす。

郵政省は、預金者の請求により、軍事郵便貯金の貯金通帳又は外地郵便貯金の貯金通帳もしくは貯金証書と引き換えに通常郵便貯金の貯金通帳を交付する。

前項の規定による貯金通帳の交付の請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の貯金通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に軍事郵便貯金又は外地郵便貯金を組み入れる。



(軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱の制限)

才五条 郵政省は、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金については、前条の規定による貯金通帳の引換交付前の貯金通帳又は貯金証書によつては、証書払による全部払もどしの取扱を除いて、貯金の預入及び払もどしの取扱をしない。

(貯金払もどし証書等の有効期間に関する特例)

才六条 軍事郵便貯金もしくは外地郵便貯金の貯金払もどし証書、軍事郵便為替もしくは外地郵便為替の為替証書又は外地郵便振替貯金の払出証書で昭和十七年六月三日以後発行されたものは、有効期間の計算については、この法律の施行の日において発行されたものとみなす。

本五條 貯金払もどし証書、軍事郵便貯金の貯金払もどし証書、軍事郵便為替の為替証書又は外地郵便振替貯金の払出証書で昭和十七年六月三日以後発行されたものは、有効期間の計算については、この法律の施行の日において発行されたものとみなす。

(実施の細目)

才七条 この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

別表

換算率表

取扱機関の所在地域 旧軍務局及び旧海軍 駐在所についてはその最 後の所在地域	換算率 (本邦通貨1円に対 する金額)	
	甲	乙
朝鮮	1 円	1.5 円
台湾	1 円	1.5 円
関東州	1 円	1.6 円
樺太	1 円	1.5 円
硫黄島、伊平屋島 及び北緯二十七度以 南の南西諸島 (大東 諸島を含む。)	1 円	1 円
華北	1 1 円	1 0 0 円
華中	1 1 円	4 3 2 円
華南	1 1 円	4 3 2 円
香港	1 円	1 0 円
海南島	1 円	1 0 円
旧日本占領地域の南 方地区	1 円	6 円

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

軍事郵便貯金等の整理を促進するため、その特別処理に関する規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外財産問題調査会公聴会予定表

第 1 回 公 聴 会	第 2 回 公 聴 会	第 3 回 公 聴 会	第 4 回 公 聴 会
藤原 森田 齋藤 齋藤 藤子 藤士木	藤江 藤田 美濃谷 山口 北 城	松岡 藤 他 2 名	右地域の代表者
蔵 鉄 蔵 眞 吉 武 雪 二	江 三郎 田 只 孫 三郎 政 秀 二 城 戸 忠 愛	海 太郎	
朝鮮 台湾 滿洲 關東 華北	台 上 滿 朝 滿 北	朝鮮	上記以外の地域
1 時 間	2 時 間	1 時 間	1 時 間
在外資産補償確 得期同盟		朝鮮在外資産補 償確得期成会	
所 属 団 体			

在外財産問題調査会第11回会議  
提出書類表

(29.5.12)

- 72 第11回会議次第
- 73 軍事郵便貯金等の処理に関する答申書
- 74 軍事郵便貯金等特別処理法案
- 75 マライ戦争損害補償委員会報告
- 76 幹事名簿(改訂版)
- 77 在外財産問題調査会第1回公開会決定表
- 78 在外財産問題調査会第1回公開会決定表



在外財産問題調査会第11回会議次第

於 大蔵省第2分室

昭和29年5月12日(水)

1 開 会 午後2時

1 公 聴 会

イ 陳 述

ロ 調査会側からの質問

1 軍専郵便貯金等特別処理法案要旨説明(郵政省)

1 閉 会 午後4時の予定

軍専郵便貯金等特別処理法案

① 予  
12

昭和29年4月19日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

在外財産問題調査会  
会長 大野 龍 太

## 答 申 書

昭和28年12月12日付で諮問を受けた「在外財産問題の処理方針如何」の問題については、本調査会としては、できるものから順次に解決してゆくという政府当局の考え方に賛同し、本年2月22日「引揚者の持ち帰った旧日銀券の処理」並びに「未払送金爲替及び在外預金の処理」について答申したところであるが、同様の趣旨から「軍事郵便貯金等の処理」の問題を採り上げ慎重審議した結果、この問題は下記の意見により処理することを適当とするとの結論に達したので、ここに答申する。

## 意 見

## 1 軍事郵便貯金等の処理の基本方針

軍事郵便貯金又は旧外地郵便貯金については、内地以

外の地域において預入された在外金融機関に対する預貯金が終戦後内地における支払を禁止されていたにもかかわらず、郵便貯金である特殊性にかんがみそれぞれ昭和20年8月15日又は同年9月30日までに預入された部分の残高については、すでに終戦の年の暮以来内地において全額支払を許されていたところであるが、なお上記それぞれの時期以後の預入分の残高の支払については制限があり、一定額以上の支払は前保されてきた。一般の在外金融機関に対する預貯金の支払措置については、さきに本調査会としては意見を答申したところであるが、上記支払前保分についても、このさいこれらの措置との衡平を考慮しつつ公正妥当な範囲内で支払を実行し得るよう措置することが適当であると認められる。

## 2 支払措置を講ずるに当つて留意すべき特殊性

(1) これら郵便貯金については、金融機関の在外店舗の預金が従来全く支払を禁ぜられていたのに反し、昭和20年12月以降すでに下記のような支払措置が講ぜられていること。

### I 軍事郵便貯金

昭和20年8月15日以前の預入分の残高は全額、

同年8月16日以後の預入分の残高については、1,500円まで支払が行われている。

### II 旧外地郵便貯金

昭和20年9月30日以前の預入分の残高は全額支払が行われている。

### III 軍事郵便爲替及び旧外地郵便爲替

爲替証書が昭和20年9月23日以前に本邦に到着したものに限り1,000円まで支払が行われているが、これは金融機関の在外店舗から内地店舗に向けて振り出された送金爲替の取扱と全く同様である。

(2) 従つて、現存の軍事郵便貯金等の残高の大部分はこの支払措置が行われたのちの残存部分にすぎず、しかもこの支払措置との関連から、その内容は、

I 軍事郵便貯金は終戦後預入分の残高のうち1,500円をこえる部分のみであり、

II 旧外地郵便貯金は昭和20年10月1日以後の預入分の残高のみであり、

III 軍事郵便爲替及び旧外地郵便爲替は昭和20年9月23日以前に内地に到着したもので1,000円をこえる部分並びに同年9月24日以後に内地に到着

したものに限られる。

- (8) 軍事郵便貯金等については、終戦前においてこれらのものが零細のものである筈前から当時一般には嚴重な爲替管理が実施されていたにもかかわらず、特に公定の爲替換算率が無条件に適用されていたのであるが、上記2)のような内容である現存の軍事郵便貯金等の残高は、終戦後現地通貨の實際価値が急激に暴落した状況下にあつて現地通貨による受入額が終戦前に比し著しく増大したのに応じ本来ならば一定金額以上の受入分については当然に一波爲替管理の適用を受けるべき等であつたにもかかわらず、終戦時の混乱のため内地から指示することができず、また現地においては指示がないまま現地限りで一応従来の例を踏襲して受入の措置が行われており、従つてその円表示金額は終戦前のものに対し異常に膨張し当時の郵便貯金の預入限度等をはるかにこえるものもある。
- (4) このような事情によつて生じた円表示金額をそのまま郵便貯金等の債権額とみとめることは、金融機関の在外店舗の送金爲替又は預貯金の取扱との権限からいつて適當でなく、支払に当つては、軍事郵便貯金等の

受入のさいの現地通貨額を勘案した上で改めて一般の送金爲替又は預貯金の支払のさいの換算率により換算して支払うことが適當である。

- 3 従つて、次の方針により、支払の措置を講ずることが適當であると認められる。

(1) 軍事郵便貯金

- (i) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けていない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。
- (ii) 昭和20年8月16日以後の預入分の残高のうち表示金額が1,500円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。
- (i) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことと現行の支払措置によりすでに1,500円が支払われることとを勘案し、手取金額が3,500円に達するまでは、金融機関の未払送金爲替の支払のさいの換算率によること。
- (ii) 手取金額が3,500円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの

換算率によること。

(2) 旧外地郵便貯金

(I) すでに行われている支払措置による支払をまだ受けてない者には、その部分につき現行通りそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後の預入分の残高については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を次の換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(イ) 当時の郵便貯金預入限度が5,000円であつたことを勘案し、手取金額が5,000円に達するまでは、金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率によること。

(ロ) 手取金額が5,000円をこえることとなる部分については、金融機関の在外預金の支払のさいの換算率によること。

(3) 軍事郵便為替

(I) 昭和20年8月15日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年8月16日以後に振出のものについてはその表示金額1,000円まではそのままの

金額で支払うこと。

(II) 昭和20年8月16日以後の振出のもので、表示金額が1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(4) 旧外地郵便為替

(I) 昭和20年9月30日以前に振出のものはその表示金額の全額、同年10月1日以後に振出のものについては表示金額1,000円まではそのままの金額で支払うこと。

(II) 昭和20年10月1日以後に振出のもので表示金額1,000円をこえる部分については、その表示金額に対応する受入現地通貨額を金融機関の未払送金為替の支払のさいの換算率により本邦円貨に換算した金額で支払うこと。

(5) 旧外地郵便為替貯金

本邦で確認できるものに限り、旧外地郵便貯金の取扱に準じて支払うこと。

## 軍事郵便貯金等特別処理法(案)

## (この法律の趣旨)

第一条 この法律は、軍事郵便貯金、軍事郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替、外地郵便振替貯金等の特別処理に關し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従うものとする。

- 一 「軍事郵便貯金」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所で預入された郵便貯金をいう。
- 二 「軍事郵便為替」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所に振出の請求があつた郵便為替をいう。
- 三 「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で預入された郵便貯金をいう。
- 四 「外地郵便為替」とは、旧外地等にあつた郵便局に振出の請

求があつた郵便為替をいう。

五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替貯金の払込金（口座に受け入れられたものを含む。）をいう。

六 「旧外地等」とは、朝鮮、台湾、関東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原諸島、硫黄列島、硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。

（軍事郵便貯金の換算）

第三條 昭和二十年八月十六日以後預入された軍事郵便貯金の現在高（この法律の施行前に本邦にある郵便局で払いもどしがあつた軍事郵便貯金については、その払いもどし前の現在高）の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

- 一 表示金額千五百円までの部分につき 別表甲欄に掲げる換算率
- 二 表示金額千五百円をこえる部分のうち、

別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が千五百円となるまでの部分につき 別表乙欄に掲げる換算率

三 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が千五百円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率

（軍事郵便為替の換算）

第四條 昭和二十年八月十六日以後振出の請求があつた軍事郵便為替の金額（この法律の施行前に本邦にある郵便局で払渡があつた軍事郵便為替については、その払渡前の金額）は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

- 一 表示金額千円までの部分につき 別表甲欄に掲げる換算率
  - 二 表示金額千円をこえる部分につき 別表乙欄に掲げる換算率
- （外地郵便貯金の換算）

第五條 昭和二十年十月一日以後預入された外地郵便貯金の現在高

の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

別表乙欄に掲げる換算率

二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率

(外地郵便為替の換算)

第六條 昭和二十年十月一日以後振出の請求があつた外地郵便為替

の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき 別表甲欄に掲げる換算率

二 表示金額千円をこえる部分につき 別表乙欄に掲げる換算率

(外地郵便振替貯金の換算)

第七條 昭和二十年十月一日以後払い込まれた外地郵便振替貯金(口座に受け入れられたものは、その現在高)の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき

別表乙欄に掲げる換算率

二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率

(軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱の制限)

第八條 郵政省は、預金者の請求により、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳と引き換えに新たに通常郵便貯金の貯金通帳を交付する。

2 前項の規定による請求があつた場合において、預金者が他に通



常郵便貯金の貯金通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に軍事郵便貯金又は外地郵便貯金を組み入れる。

3 郵政省は、第一項の規定による貯金通帳の引換交付前の軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払いもどし証書による全部払いもどしの取扱を除いて、貯金の預入及び払いもどしの取扱をしない。

4 郵政省は、外地郵便貯金である定額郵便貯金の貯金証書によつては、払いもどし証書による払いもどしの取扱を除いて、貯金の払いもどしの取扱をしない。

(払いもどし証書等の有効期間に関する特例)

第九条 軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の払いもどし証書、軍事郵便為替又は外地郵便為替の為替証書及び旧外地等にあつた郵便振替貯金の口座所管庁の発行した払出証書で昭和十七年四月十七日

以後この法律の施行前に発行されたものは、有効期間の計算については、この法律の施行の日に発行されたものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

別 表

取扱機関の所在地域 (旧野戦郵便局及び旧海軍軍用郵便所にあつては、その最後の所在地域)	換 算 率 (1円に対する表示金額)		
	甲	乙	丙
朝鮮及び台湾	1円	1円	1.5円
関東州	1円	1円	1.6円
華北	1円	1.1円	1.00円
華中及び華南	1円	1.1円	4.32円
香港及び海南島	1円	1.0円	1.0円
マライ及びビルマ	1円	1.1円	4.32円
旧蘭領東印度諸島 (北ボルネオを含む。)	1円	1円	6円
その他の地域	1円	1円	1円

理由

軍事郵便貯金等の整理を促進するため、その特別処理に關する規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

75

亜四資料第四十七号  
昭和二十九年二月

マライ戦争損害補償委員会報告

外務省アシア局第四課

はしがき

- 一、本書は一九五三年に刊行されたマライ連邦及びシンガポール戦争損害委員会 *Malaya Commission Investigation of Malaya and Singapore* の報告書（一九五二年版を念じ）の抄訳である。
- 二、本報告書はマライ政府が同地区におけるオニ次大戦中の戦争損害を如何に補償しつゝあるかについて記述したものであり、右は連合国側の戦争損害補償方法の一端をうかがい知る上に、又わが国の在外資産問題処理のために、有益な資料と認められるので、執務参考として謄写に附した。
- 三、譯文はアジア政経等界に依頼した。

昭和二十九年七月

アジア局第四課長

目次

第一章	戦前緊急事態と日本軍に依る占領	一
第二章	戦争危険保険計画	五
第三章	補償計画に關する英国政府の示唆	七
第四章	補償請求の集計	八
第五章	提案覽書	一〇
第六章	戦争損害特別調査委員会	一一
第一項	復興補償と直接補償	一一
第二項	戦利ゴム及び錫	一四
第三項	利潤相殺案	一六
第四項	押收に對する補償請求	一七
第七章	基金の調運	一八
第八章	戦争損害補償令	二〇

第九	委員会の権限	二五
第十	調査方法	二五
第十一	評議審査会	二七
第十二	自爆に対する補償請求	二九
第十三	在留東個人の家財補償計画	三一
第十四	日本軍による支那	三一
第十五	敵性外人 一時的占有許可証	三三
第十六	船積商船及び自領中に買収された企業	三六
第十七	クラブに属する補償請求	三八
第十八	ケロシノ 船	三八
第十九	自動車 武器彈薬	四〇
第二十	法的諸問題	四二
第一項	天幕からの請求	四二
第二項	犯罪人に対する補償	四三
第三項	外国居住者へ支拂	四四

第四項	タイ国より補償	四四
第五項	宗教関係	四五
第六項	租屋	四六
第七項	清算会社	四六
第八項	政府機関よりの請求	四七
第九項	平均の系理の適用	四七
第二十一章	工場賠償産業	四八
第二十二章	賠償業	四九
第二十三章	個人家財	五〇
第二十四章	どの地への請求	五九
第一項	油麻根 椰子 茶	六一
第二項	果樹園	六二
第三項	パインアップル	六三
第四項	家畜	六四



第五項	公益事業	.....	六九
第六項	建物	.....	七九
第七項	工場、機械、その他	.....	七一
第二十五章	請求の支拂	.....	七一
第二十六章	一九五二年の状況	.....	七三

  

附 表	
第一表	油棕枯、椰子、茶の最高補償額を示す表
第二表	戦争損害補償委員会貸付対照表
第三表	運営費用勘定表
第四表	戦争損害基金勘定表
第五表	項目別支拂最高額を示す表

62

第一章 戦前緊急事態と日本軍による占領

一九四一年、日本の南方進出に先立ち、マライ及びシンガポールでは各種の緊急対策がとられた。これは緊急時諸規則 (Emergency Regulation) 及び防衛諸規則 (Defence Regulation) の下に行われたが、その中には、軍または政府の使用のための土地収用、建築物の破壊又は建設、船舶、車輛、航空機、一級財産及び労働の徴用等の行爲が含まれてい

た。これらの徴用によって生じた費用及び損害の一部は、日本軍のマライ侵入前に糸添されたが、大部分は一九四七年以降に支払われることになっていく。この処理に關して戦後種々論議があったが、これに關しては第十一章を述べる。

一九四一年十二月八日早晩、日本軍はケランタンに上陸、他の一帯は数日後、南タイを通じてベルリス及びケターへ侵入した。上陸と同時に日本軍はあらゆる交通機関を抑え、多くの車輛は既に破壊されたが、南方に運ばれていく。

十二月十日及び十一日の二日にわたり、ペナンは日本軍の空襲を受け、街は火災と略奪

の英米と化した。

フライから船へゴムを送る努力がなされ、かばりの量のゴムが送られたが、混雑が激しかったので、後に仕って所有者のわからなくなつたものが沢山あつた。

ベナンにおいては、多くの自衛隊 (Jeunehomme) 行動が味方の軍隊及び政府の手で行われたが、日本軍の進撃があまり急であつた為、ベナン放逐前、知事は無事で残されていった。

最初のベナン空襲以後、日本空軍は気差別爆撃を遺っているようであつた。イボールの火災の中には、イギリスの破壊班によつて起されたものもあつた。クアラルンプールでも同様のことがあつた。

セラムバン、マラッカ、セカマツト等はさほど損害を受けなかったが、すつと南のジョホールでは、相当に家屋財産が破壊された。東海岸のメルシングは豪州軍が撤退の際に破壊して行った。また、南部シヨホールは激しい空襲を受け、多くの家屋が破壊された。

ミンガポールでは、老弱施設、燃料タンク及び奇妙な事ながら、ミドル街の日本人町に多く被害が発生した。一九四二年二月十五日、ミンガポールの空は黒煙で覆われていたが、市街は概ね無残のまま、残されていった。

このように、直接戦斗より生じた戦軍損害は比較的少く、その大部分は味方による自爆  
戦術 (Denial measures) 及び占領中の日本軍の行爲によるものであった。

日本軍は、例えはゴム園を伐り倒してタピオカを植えさせる等、思慮のない破壊的破壊  
策を行つた。また彼等はその意圖が未知の故に、数マイルにわたる貴重な地下電線が水  
に浸るにまかせていた。その結果、一九四五年にこれらの財産が旧所有者の手に返つた  
所には、莫大な修復費を投せねばならなかつた。これらは資本財破壊として計上され  
た。この中には戦時平時に拘わらず必要とされる維持費、純粹の戦軍損害、及び放棄のた  
めの加運費的費用が混合してゐるもので注意深く分析されねばならなかつた。

日本軍は軍政のための費用した家屋には若干の修繕を行い、橋梁を築き、破壊の残片附を  
し、道路、鉄道の交通を復旧したが、電報紐線の復旧は全く行はなかつた。  
日本軍の撤去させた鉱山では、最も採り易い磁石だけを採り、ゴム園では樹の保存につ  
いて考慮を拂わなかつたので、一九四五年にマライ産葉再出発の大冒険にとりかゝつた所  
には、戻すべき仕事は山積して居た。

占領中の損害は、その地区の日本の司政官によつて、その復元が程度にかかりの至長が

あつた。或地区では私有財産は既に保護されたが、私人の収利があまり尊重されなかつた地さもある。

各領と同時に、日本軍は不在者、特に欧州人の貨物、財産を軍用に収めた。倉庫は押収されるが、軍の管理下にまかれ、輸送中の貨物は没収された。

ゴム園のゴム、及び錫鉱山の錫は日本軍により差押えられ、大量のゴム、ストックが没収された。しかし日本軍は折收簿に記入して費用に記録をつけていたから、多くの場合これに頼ることができた。

利用可能の運輸機関は殆んどすべて没収されたが、ペナンには多くの車と荷り車あり、長い間野天にさらした後、結局又元の所有者に戻す事、不燃車は軍が行われた。地方没収をのがれる爲に車輪をゴム園に埋めたり、或は日本軍へ引渡す事を拒んで河に捨てられたりした者もあった。

一やがて日本軍の主要な食糧の原料に向けられた。白米は向もなく厳格に米の配給制度が実施され、出来の米は安い値段で強制的に買上げられたが、同時に食糧の増産が奨励され、甘藷とタバコを早く収穫することに着目された。多くの小ゴム園主は強制的な

は自発的にゴム樹を伐つてタピオカを植えたが、後には良く手入れされた大ゴム園までも日本軍により伐り倒されてタピオカが植えられた。そしてタピオカは地中の養分を吸収するのが激しいので、これは二度の被害であつた。

海軍通リや水門は設置されたまゝ、使つたので、曾ての海岸に沿うた椰子園は昔の繁栄の名残を止める敷本の深の幹を残すだけとなり、その土壌は海水に浸されて不毛となり、相当の時間と費用をかけねば元通りにはならなかつた。

以上述べた如く、侵入軍による直接破壊、退却の際の味方の手による自壊に加ふるに、更に広範な破壊が日本軍の無思慮な占領政策より惹起されたが、一九四五年のマライ解放戦争は更に破壊の数をふやした。解放戦争の際にはセイロンからの爆撃隊による被害もあつたが、ゲリラ隊による破壊は相当なものであつた。

## 第二章 戦争危険保険計画

対独戦争が始まつた頃、イギリスでは戦争危険に対する強制償物保険制度が実施され、

一九四〇年八月には、同様の保険制度が英領インドで施行され、一九四一年四月、実業界

の在り要望にもとずきマライ政府もこれを実施した。

右は戦争危険貨物保険計画 (War Risk Goods Insurance Scheme) と呼ばれ、一九四一年の戦争危険貨物保険法 (War Risk Goods Insurance Enactment, 1941) の下に、理事会 (Board of Management) によつて運営された。

この計画における被保険物は、販売の最の商品及び錫、錳、鉛、石の三種であり、運功等の固定資産や取費用でなり財貨には適用されず、またたとえ販売用であっても、貨物の性質と保護を与える必要のないものは保険の対象とはならなかつた。

保険証書は四半期毎に更新せねばならなかつたが、これが故に問題となつた。即ち、一九四二年一月一日の証書更新を怠つた幾、損害発生時には保険でカバーされないものがあつた。これに対し、理事会は更新の日附を厳格に適用したが、戦争損害委員会 (後述) は十五日の猶予期間を許した。

戦争危険保険計画は後述の戦争損害補償計画と全然別個のものであつたが、オランダに赴くべきように、その評価並びに補償に同意して密接な関係を持つようになった。

第三章 補償計画に関するイギリス政府の承渡

一九四六年二月、イギリス政府は声明を發表し、日本軍に占領された極東英領諸国において、戦争の被害を受けた財産に対する補償請求を登録し、これを評価する際に請求委員会 (Claims Commissions) を設けることを提案したが、この戸用は次の如き内容を合んで居る。

(1) 補償請求の等級別、並びにその評価方法は当該地域の立法に奉ねられるものとする。

(2) 調査の結果、補償計画の実行可能なことが明らかとなつた時は、次の三原則に従つて計画を推進する。

(1) 一定額以上の財産の再主は、イギリスで行われたように、全補償費用の中、適度の分額を支弁しなればならない。

(2) 受取った補償金を再投資する用意のない者には補償を与えないことがある。

(3) 財産の恢復が当該地域の産業復興に重要とみられるときは、優先権が与えられる。

(4) イギリス政府は、当該地域政府の資力が生産能力恢復に充分でない場合は出来る限りの援助を惜まざりしが、補償計画の内容、及び当該地方財源で賄われる範囲等が明らかになれば



るは援助を受けたり。

(一) 敵国人でない限り、財産の所有者の国籍の如何によつて、補償支拂につき差別を設けは  
り。

この声明をもとにして、一九四六年マライ政府の一部局たる戦争損害補償請求委員会 (War Damage Claims Commission) を、本計画の準備の爲に設立された。一九四九年の末  
迄入たる戦争損害補償委員会 (War Damage Commission) が生れるまで続いた。両者を  
混同せざる様に注意する必要がある。

#### 第四章 補償請求の集計

一九四七年、マライ政府は、戦争及び占領期間中に受けた住民の損害に因り、定められ  
た書式に従ひ補償請求を提出するよう指示したが、これは戦争及び占領期間中にマライの  
居住者であり、その後マライ外に居住するに至つたものに対しても適用された。

これらの請求は一旦各地の土地事務所 (Land Office) や地方事務所 (District Office) に  
登録され、上受領証を請求者に送附し、集計の結果は各事務所毎に分類整理せられ、クア

ランアールの戦争損害補償請求委員会に送られた。

しかしながら、多くの住民はこの計画に半信半疑で、容易に請求しようとはしなかった。一九四五の年に戦争損害補償委員会 (War Damage Commission) (後述) が設置され、一回の支拂が口されるや、急に我も我もと請求を提出しはじめた。

それは色も前、一九四七年九月にマライの戦争損害補償請求の集計が一応完成したので、請求委員 (Claims Commissioner) がロンドンで植民省と商議の上、マライ政府は総督を通じてイギリス政府に対し、マライ及びシンカポール領域内の戦争損害補償計画及び戦争危険保険請求処理計画の概略を提出した。因みに、この案の下に予想された総補償額は四億六千五百万海峽ドル、即ち約五十五万磅であった。

イギリス政府は此提案を検討した上、本質的目的に達するものであるとの判定を下すとともにマライ政府が本計画を遂行するに充分な資金のなれりことも認め、一千万磅を贈与の形式で与えることに同意した。更に残りの四千五百万磅の中、三千五百万磅までは、マライ政府が能う限り自己の財源から支出したるを、イギリス政府よりの無利子資金の形で保証し、最後の一千万磅は日本からの賠償金で支拂うべきものと提案されたが、戦争中イ

ギリス本國の蒙った被害、戦後の財政困難、イギリス國民の負担している重い税金等を見えあわせる所、右提案はイギリスのマライ問題の解決に対する大いなる努力と眞の同情、好意の発露であつた。

### 第五章 提案覚書

一九四八年、戦争損害補償請求委員会委員長のカーソン氏は「マライ戦争損害補償計画のための提案覚書」(a Memorandum of Proposals for a Malayan War Damage Compensation Scheme)を提出した上、之をマライ及びシンガポールの立法評議会に提出した。

提案作成中は、各種利益の代表が連日マライ高弁令務官やシンガポール総督を訪れ、戦争損害補償計画に関する被害の希望を述べたので、この提案には、各方面の利益が充分考慮されたが、同時に全体の利益がオーストラリアとされてあり、全体として均衡の取れた次の地き計画が提案された。

(イ) 連戦前、計画的は産業復興の努力は、国家全体の経済的利益からも望まれているので、これに出来る限りの援助をなすべきこと。

四) 戦軍被害基金は総額四億七千五百万ポンドとし、その配分方法を次の通りとする。

(単位、百万ポンド)

- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| (1) イギリス政府より贈与金              | 八五・七  |
| (2) 賠償収入担保よりの借入              | 八五・七  |
| (3) 戦軍危険保険基金中の貸付             | 一〇・〇  |
| (4) 敵性財産売却よりの収入              | 五二・〇  |
| (5) 歳入より直接支那、又はイギリス政府よりの貸付借取 | 二三九・六 |
- 因みに、右の金額はその按相当の変更をうけた。
- (イ) 優先権を求めざる者を解決するために、全部の請求を工ム、獨、個人家屋、その他のも  
四項目に分け、各項目ごとに一定の金額を定め、その限度内で請求者に補償金を交付  
すると云う方法を提案する。

(ロ) 一十九百四十万ポンドに上る戦軍危険保険の未納保険金はオ一にこの基金から支  
拂うものとする。

第六章 戦争損害特別調査委員会

カーンズ氏の提案宛書を受理した立法評議会は戦争損害特別調査委員会 (Select Committee on War Damage) を任命し、戦争損害補償計画の検討、具体化に当たって特別調査委員会は二度にわたって設立され、後に設立のもの次第にオニク特別調査委員会 (Reconstituted Select Committee) と呼ぶ。西村も戦争損害補償計画の具体化に努力したが、その過程において討議された問題の中、重要なるものを以下項を述べて略述する。

(一) 復興補償と直接補償

経書に提示された復興優先の趣旨から、復興補償 (Restoration Awards) と直接補償 (Outright Awards) の二種の補償方法を設ける事が討議された。

直接補償は戦争、或は占領中に蒙った損害の類に基礎を置くものであるが、復興補償は戦後の復興に要する費用に基いて計算されるものである。従って復興補償の方が有利であることは言までもない。

しかしながら、復興補償を受ければ、法で定められた一定の復興を行う義務を要するの  
に反し、直轄補償には何等この様な條件はなかった。復興補償は国の経済的向上に不可欠  
の各種の産業の復興に直用されるものであるが、宗教、及び文化団体等も国の経済的向上  
に不可欠なものとして包含された。

勿論、復興の費用といっても全部が支拂われるわけではなく、減価償却を差引いた純粋  
の戦争被害の分だけが支拂われるわけであって、例えば、一九二一年に建設され、通常耐  
用年数五十年の建物が一九四一年に破壊され、その一九四九年における復興費用が十萬海  
峽ドルとすれば、

$$\frac{30}{50} \times 100,000 = 60,000 \quad \text{而已}$$

十萬海峽ドルが戦争被害の額の復興費用である。

地方、復興の完成期限及び原価にも制限を設ける必要があった。海峽ドルの価値が下  
落している際なので、早く復興を完成した人が、遅くした人より少い補償を貰うことにな  
るからで、故に一九五〇年十一月一日以後に行われた復興は、十月一日現在の原価に立派つ  
って補償を給付することになった。

今一つ問題と化したのは、被害者が必ずしも前と同じものを再び建設しようとしなかりこ  
とであつたが、この案については若し以前より小規模のものを再建するときは、その分た  
だ復興補償が与えられ、残りは直接補償を与えることと化した。反対に、以前よりも  
大規模の生産能力を持つ施設を建てるとすれば、一九四一年当該生産能力恢復に要した費  
用まで復興補償が与えられ、残りは自己支弁によらねばならなかつた。

直接補償は補償を受けられた後に統制を受けることにはないが、厳密に必要なものから与えら  
れるもので、主として個人家産の場合に適用された。

戦争損害補償金支辨により、インフレーションが起されればいかとは誰しも心配した  
ことであり、これを防ぐ爲には、消費財に対する支出を出来るだけおくらせることが必要  
であつたが、復興補償は先ずそれが資本財に向けられるという意味において、この趣旨に  
沿うものであつた。また後に実際の補償金支辨に當つては、貯蓄銀行を通じて小切手を  
利用し、以てインフレーションを緩和せんとした。

(三) 戦利ゴム及銅

一九四五年、連合軍がマライに復帰した所、莫大の量のゴムが各地のゴム園、及びシン  
 カポールの倉庫等に貯蔵されていたので連合軍は直ちにこれを差押え、「戦利ゴム（  
 Booty Rubber）」と呼んだが、勿論これは占領期間中にマライで出来たゴムに相違なかつた。  
 しかし極く少数の例外を除き、その持主を確認することが出来なかつたので、一括して押  
 下げられ、その売上高二千七百万海峽ドルが管理局の手に収められた。  
 しかし、その後ゴム業者より右二千七百万海峽ドルは元来自分達のものであるから、  
 これを戦争損害補償として分ける処分を自分達に任せて貰い度いと申し出たが、同様の申  
 し出が錫産業界からも起つた。

特別調査委員会は、これに對し管理局の保管する売上金は、種々雑多の物の売上である  
 から、これを分別処分することは好ましくないと云う意見であつたが、結局之を評議会は、  
 所属不明の非敵性資産はすべて戦争損害補償金に繰入れると決定した。  
 かくして、戦争損害補償金へ非敵性資産の取戻より入つた金額は総額七千三百三十万海  
 峽ドルに達し、それだけイギリスより借りますに済んだわけである。



(三) 利潤相殺案

特別調査委員会は、マライ解放後損失を償った上、相当の利潤をあげた者に対し、納税者の犠牲において新債を与える必要はないとし、各業種別に定められた最高額を越える利潤は漸次減額より差引かれることも提案した。

この案に対し、特別調査委員会の内部においても、「事態を窮し、急情を察する。レレか、「正レの利潤の把握不可能」の理由をもって相当の反対があったが、結局マライ連邦政府は同案を採用し、地方シンカポール政府は却下した。

これに対し植民者は、一方では利潤相殺を認め、地方で認めなかった場合に起る困難を予想し、容易に裁可を下さなかつたが、その向に連邦政府はこの問題の再検討のための小委員会を設け、研究の結果、利潤相殺案実施に際してのスタッフの不足、汎マライ社会がシンカポールでえた利潤分割の困難等の理由から、この案の不採用を勧告し、結局利潤相殺案は採用されなかつた。

(四) 押收に対する補償請求

一九四九年六月、オニ次特別調査委員会が一回会合で押收に対する補償請求の問題を討議された。即ちオニ章で述べられた戦争危険保険を付けた財産が日本軍により押收された、その爲に損失、或は損害を受けた時は、保険金は支拂はれぬものと戦争危険保険理事会が決定した。この請求者に対する救済は戦争損害補償計画よりなされる外はなかつた。

この如き特殊事情にかんがみ、かかる請求を他の補償請求よりも優遇することが公平であると考えられ、押收に対する補償請求は、復興補償と同じ優先権が与えられるべきこと、及びこの爲に六千万海峽ドルを限度として別に基金を設けて置くこと等々が特別調査委員会に決定され、この勧告は立法評議会に於いても認められた。

戦争危険保険から戦争損害補償計画に移された押收に対する補償請求の総額は、一億海峽ドル以上に達したが、これに対する補償金は六千万海峽ドルと見、これを按分して配賦することになった。

尚、一押收は保険危険であり、レヒミン理事会の決定は、略奪にも適用され、その補償請求も戦争損害計画へ入ることとなつたが、これには特別の優遇が与えられず、通常の戦争損害として扱われた。

第七章 基金の調査

カーソン氏の提案覚書において示された四億七千五百万海峽ドルの戦争補償基金の調査方法に關して、マライ高弁務官、シンガポール総督、イギリス植民相との間に意見の交換が行われ、その結果、次の調査方法が植民相より提案された。

(単位：百万海峽ドル)

- (1) イギリス政府より贈与金 ..... 一七一・四
  - (2) 管理局にある非敵性資産（戦争危険保険の分を除く） ..... 六九・四
  - (3) 日本からの賠償予定額 ..... 六〇・〇
  - (4) イギリス政府よりの無利子借款 ..... 一五三・六
- 即ち、イギリス政府の贈与金が八千五百七十万海峽ドルから、一億一億七千四百四十万海

144

ドルと上り、一億六千万海峽ドルまでの無利子借款の増加と相俟って、本計画の實現の一層容易にせられた。

しかるに、非敵性資産は並少年価されてきたことかわかつたが、地方対日平和協約には賠償規定がなく、その代りとして、丁度賠償予定額と同額の左マライ日本人財産（主としてゴム園）の売上を受けとつた。斯くて、實際には戦争被害補償基金の内容は次のようになつた。

（單位、百万海峽ドル）

- (1) イギリス政府より贈与金 ..... 一七一・四
- (2) 管理司にある非敵性資産（戦争危険保険の分を除く） ..... 七三・三
- (3) 左マライ日本人財産 ..... 六〇・〇
- (4) イギリス政府よりの無利子借款 ..... 一四九・七

しかレの中、一千九百四十万海峽ドルは戦争危険保険の支出のため充当されるので、實際には残りの四億三千五百万ドルが戦争被害補償に支拂われる。

そしてこの金額を先に述べた四種目に分けるに當つては、常に復興が念頭に置かれるが

ら検討が進められ、諸番次の如く決った。

(単位 百万海峽トル)

ゴム裁断	八五
錫鉱業	八五
植人家産	五〇
その他	二一五

第八章 戦争損害補償令

かくて、一九四九年のよく、戦争損害補償令 (War Damage Ordinance) が発令せられ、この法令によって、戦争損害補償委員会 (War Damage Commission) が設けられ、委員長、副委員長を含めて十一名の委員が、連邦高弁務官及びミンガポール総督により共同して任命される。

そこで、この目で戦争損害補償計画の準備に当って、次に戦争損害補償請求委員会は一九

四九年十二月三十一日を以つて解散し、一九五〇年一月一日より新設の戦争損害賠償委員会が活動を開始することになったが、右十二名の委員中、最も四名（連邦及びシンガポールの西政府長官を含む）のみが取柄上の委員であったから、この委員会は官憲的色彩が著しく、自由活潑に討論が行われぬ。

戦争損害賠償令は、委員会の取柄が任務を遂行するに際し必要は取扱をよえた。即ち、従前は賠償請求者に対し必要は積載の提出、並びに帳簿その他の書類の閲覧を求めらる事ができ、また調査の爲、何時でも土地、建物等に立入る事ができた。

次に、一九五〇年三月、戦争損害賠償計画（War Damage Scheme）がブレイ及びミンカポールの両行政評議会によって認可されたが、これは計画の内容を一層具体的に規定したものであって、戦争損害賠償令はこの計画を執行する権限を委員会に与え、その爲に戦争損害賠償基金よりの支出を認めた。

戦争損害賠償令は、基金が充分でないので一〇〇%の賠償が不可能なことを明かにし、従つて各種目に割当てられた賠償金を按分比例により配賦することを決定したが、戦争損害賠償請求委員会及び戦争損害賠償委員会の計画実行に因連して支出される一切の費用は

優先的に基金から支拂われることと規定している。

また令の十一條には、「何人も戦時被害補償の支拂に対して絶対的権利を有しなからしめ」と規定している。これは法的義務のない、裁量による支拂であることを明かにしたものであるが、補償を請求する者の態度には、往々にして、この規定を云々するものが見られた。

既に第六章のオ一項で述べた二つの補償方法、即ち、直接補償と復興補償の制度は、そのまゝ、戦時被害補償令に係り入れられ、マライ経済再建に重要な役割を果した。

復興補償は国の経済的厚生に不可欠な産業の復興に与えられ、その項目は法に規定されているが、委員会は、たとえかゝる項目に該当するものでも、その特定の企業が不合理、不衡平、非経済的と考えるときは、復興補償を与えずに直接補償を与えることができるとなった。

地方復興補償の与えられる際、評価委員会 (Assessment Board) (後述) により、既に復興の完了されたものには「復興完了」、未だ完了していないものには「復興未完了」のマークがつけられる。そして復興未完了の場合、請求者は定められた復興を一定期日迄に行う

事に付した復讐協約 (Restoration Agreement) の語はむねむらじりか、これに署名をすれば、請求者は復讐未定の部分については直轄補償を受け、次いで専断会が満足する限度まで復讐を完成すれば始めて復讐補償としての支拂を受けらるゝのである。殊つて復讐を先行しなければ、直轄補償しか貰えなれりわけである。

最後に補償請求権を譲渡或は売却出来るかと言ふ問題に向して、戦争損害補償法は若し請求権の移転が多く行われるとき、この計画の主要目的たる復讐を妨げる事になるとし、従つて請求権単独の移転は認めず、必ずその財産の移転に伴うものであること、また、この場合でも、双方より書面にて復讐請求を添えて申請し、専断会の許可を受けねばならぬといふのであつて、これにより、復讐を妨げる請求権の移転は大りに制限されたのであつた。

### 第九章 委員会機構

戦争損害補償委員会が設立され、十二名の委員が任命された後、先ずむすぶべきことは、補償計画実行に際して手足とびつてゆく形質を任命し、且つ彼等が効果的に働ける様を



職に就くことであつた。

本館で委員会の副委員長を議長に、他に二人の民間出の委員をメンバーとする役員会（Staff Committee）が設けられ、これと評価員（Assessors）と調査員（Investigators）の任地を司ることに依り、調査員以下の職員は委員長によって任命された。

評価員より上には、主任評価員（Superintending Assessors）及び顧問（Advisers）があり、これらの職は、全委員会によって任命された。主任評価員は各評価地区（Assessment District）ごと、及び各種目ごとに置かれ、顧問は未々のエキスパートが種目ごとに置かれた。

これと並ぶ職として、主として新しい職員を教育する評価技術顧問（Technical Adviser on Assessment）も、又は仕事をする幹事（Secretary）及び会計監査役（Accountant）もあつた。そしてこれらの人々の下には、多数の書記、庶務係、計理係、送配係、タイプスト、日検の事が配置された。

評価を行うに際しては、マライ全体を七つの地区（シンカポール、シヨホール、中央、ペラク、フレイサース、セル、北部、東海岸）に分ち、これに応じて六つの支局（Branch

Offices) (シンカポトル、ジョホール、バル、セレンバン、イボ、ペナン、コタバル) と  
マツの出張所 (Sub-Offices) (フレイザース、ヒル、マラッカ、クアラリンポールのグイクト  
リア街) を設置された。マラッカ及びクアラリンポールのグイクトリア街の出張所はセレンバ  
ン支司に從屬し、フレイザース、ヒルの出張所は独立のものであった。

#### 第十章 評価方法

莫大の數に上る補遺請求を一々調査し、正しく報告の願望を評価する事は容易な仕事で  
はなかつたが、委員会は可能な限り現地調査を行つて正しき評価を行う方針を堅持した。  
評価委員達は屢々危険な地区に装甲車に乗込み、調査を行う事あらゆる困難を冒して任  
務を遂行した。

通常、評価は次の様にして行われた。先づ、その地方の住民の解る言葉を刷られた簡  
單な質問書 (questionnaires) が予め請求者に配付せられ、定めの日には評価人かその地方に  
出向いて、通常は地方官に事務所を設ける。請求者は各自記入した意向書を持ってそ  
こに集り、部落の族長、及び近所の者の前で評価員から補遺請求に關して意向をうける。

137

この方法で、大抵の場合には眞実の陳述が得られた。評価員は、必要とあれば、宣誓の上証言をとる権限を与えられていたが、殆んどこれに頼る必要はなかった。

このようにして評価された補償請求は各地区ごとに集められて、クアラルンプールの本部へ送られ、夫々の種目の主任評価員の検査を受け、それが通ると最後に評価審議会に廻された。

評価審議会は、戦争損害補償委員会によってその職員の中から任命された最少限三名のメンバーにより構成され、前に述べた評価を再検討することによって、評価の正確と全面的調整をはかることも任務とした。

この審議会の構成員として当初は八名しか任命されなかったが、仕事が増えるに及んで、人数を増え、大抵一週間に十四乃至十六の審議会がひらかれるに至った。

本部における評価審議会の仕事はこの概にせがしくなつたので、少額の補償請求で餘り問題のないものは、最寄りの評価審議会支所（Branch Office Assessment Boards）で審議されることになつた。即ちペナンの少額請求はイポアの審議会へ、イポアの少額請求はペナンの審議会へ送られるわけである。

錫鉱業の評価は高度に技術的は問題なので、これを爲に併別の錫評価審議会 (Tin Panel) が設けられた。即ち錫産業界から選出二人はこの審議会に出席し、更に会計監査員を特にこの会の議長とむいた。こゝを通過した後には、再び通常の評価審議会にかけられるが、殆んどここで変えられる様はことはなかつた。

### 第十一章 訴願審査会

戦時物資相償計画には次のような規定が設けられて居る。

「相償額、即ち評価審議会の決定に不服な者は、マライ居住者の場合は一週間、マライ非居住者の場合は一ヶ月以内、それぞれ委員会幹事に書面で申請すれば、その相償額又はその拒絶の理由を記した説明書が与えられる。し

「この説明書受領後、マライ居住者は一ヶ月、マライ非居住者は三ヶ月以内に、それぞれ委員会幹事を通じて訴願審査会に訴願を提出することが出る。し

訴願審査会 (Appeal Boards) は三名の戦時物資相償委員によって構成され、その中一名は委員長か副委員長である。審査会は定期的に開かれるのではなく、一定の数の訴願が

たまった時は、シンガポールとかアラバール等の設置の場所で開催された。

審査会に出頭する新報提出者は、審査会の議長の許可を得て、旅人を連れて来ることも、弁渡士その他の人に代理を委任することもでき、地方審査会は既に提出された書類に基づき更に動向し、宣誓状送書をとることができた。

新報提出者は時には審査があまりにも遅かたにされること云う印象を受けたが、実際は二週向も前に審査会の委員の手に必要な書類が配付されており、委員達は充分問題を知らずして上記の審査に臨んでいたのである。

新報は審査の結果、正しりしものと判定されたとき、補償額を訂正されたが、その際新報の長に支拂った手数料は、若し新報が全面的に認められ、即全額、部分的に認められ、一部が却戻しを受ける仕組みになっていた。結局この新報審査制度は成功であって、請求者は公平な損害補償制度に満足した次第である。

なお、委員会の職員は任命される前に、丁りかなる事案にも直接間接に携わってはならず、又いかなる報酬をも受けとってはならぬ。レとの宣誓を課されていた。

第十二章 自壞に対する補償請求

第一章で述べたように、日本軍の進出に先立ち、緊急詔規則、所衛詔規則の下に、土地、建物、船舶、車輛、その他物品がマライ軍、又はマライ政府により徵発されたが、戦後、このような徵発に対する支拂のために、一九四七年初頭、緊急及び防衛補償詔規則（Emergency and Defence Compensation Regulations）が発せられ、クマランフルヒミンガポールに軍事補償請求委員会（Army Claim Commission）の事務所が設けられ、一九四八年の初めまでに財政資金をもち、大半の決済を済ませた。

新々、自壞（demolition）に対する補償請求に關連して、戦争損害補償委員会と密接な關係を持つ様になつた。

日本軍の南下につれて、ユム、檳榔、設備、船舶、車輛等、および敵に利用されようとする一切破壊すべしとミウ指令が発せられ、原則として、正当な権限のある者により正式に徵発され、徵発証明書交付の上で破壊されることになつて居たが、事態緊迫の際、軍に軍隊の士官の口頭指令に基いて破壊が行われ、何等証明書の交付を受けない場合が多かつ

二九

七。

しからにイギリス陸軍委員会 (Army Council) は、「英土戦術の結果には、何等の責任も負はばり、」という態度を示したので、この処理をめぐって、種々の論議が生じたが、結局、マライに於いては戦争損害として救済を与えられることとなり、一九四九年の戦争損害補償法に於いて、「自衛に對する損害請求は、戦争損害補償法の下に、評価、補償されるべきこと、」が規定された。

しかし、同法十條には、「自衛行動が正当な権限ある者の指示により行われたことを示す証拠を有する者は、戦争損害としての補償を請求せず、緊急及び防衛諸規則の下に補償を請求しても差支えない。」との規定があり、従って、正規の手続きにより一旦徴収され、その上で破壊されたことを証明できる者は、通常の徴収と同様に取扱われ、その全額の補償を受けるとしたのである。

即ち戦争被害ならば、各種目に割当てられた金額を按分比例による配賦するため、到底念願支援は望まれないから、可能な場合この選択権を行使した方が有利であった。尤も、この場合の補償は、徴収された時の財産の価格に従って支払われるから、復興補償が貰え

るときには、必ずしも有利とは言えない。更に、若し「正当な指承の下に行われた」として認められなかった場合は、単に軍需補償請求委員会により請求が棄却されるのみならず、もしや戦争損害として補償を請求する道も閉ざされてしまひ、何卒の救済も与えられないことにはなるから、送取収の行状に当っては、充分慎重にする必要があつた。なお、この送取収は、一九五〇年の六月三十日までに行役されねばならなかつた。

### 第十三章 在極東個人家財補償計画

一九四九年、イギリス政府はマライ及びその他の極東英領（又は旧英領）諸地域より本国へ引揚がて来たイギリス人に対し、その個人家財の損失につき見舞金を出すことに決定した。即ち、日本軍侵入以前よりマライに住んで居り、イギリスに引揚がて恒久的に居住する者は、在極東個人家財補償計画（Far Eastern Private Chattel Scheme）の下の見舞金の下附を申請することが出来るものであつて、補償の最高限度は次の通りに規定されてい



既婚の家主

子賦（兩賦時十六才未満）一人につき

その他十六才以上の一人一人につき

ロキ、この計画は個人家財に限られ、現金、証券、その親子支配利益などは含まれなかつたが、この重要なることは、この計画により与えられた補償金額は、マライ政府からの補償金額から差引かれるという条件付であることである。つまり二重に補償を享受せしめらるゝという趣旨であつて、これがために戦争損害補償委員会とイギリス本国の商務省との間に密接な関係が保たれ、両者は常にその与えられた詳細、及び補償金について、交互に通知し合ひ、以て公平に補償のなされる事を期した。

第十四章 日本軍による支那

マライ戦争のはじめの昇奮の鎮まつた後は、日本軍は一般に微発した物資に対して代価を支拂つたが、海峡ドール及び日本軍々隊の購買力が絶えず下落を続けつていたので、微発された物資に対して正当な価格で支拂われることは稀であつた。

四五〇磅

四五〇

七五〇

東海岸地方では、米代償を貰わなかったと主張する農民が多かったが、調査の結果、殆んど金か物で支拂を受けていることがわかった。尤も日本軍は代償を一括して代理人に渡すのが常であつたから、中には代償を貰わなかったものがあるかも知れないが、これを一々調査して区別する事は、あまりにも繁雑なので、併に反証の挙げられない限り、その附近の者が支拂を受けておれば、支拂を受けたものと見做された。また、不十分な支拂に對し補償することは、当時の實際の価値と支拂われた金との差額を評價する方法がないので、断念するの地はなかつた。

一九四九年、マライ連邦では「土地所有及び土地処分法令」(Title to Land and Dealings in Land Ordinance)、シンガポールでは「土地処分法」(Dealings in Land)が定められたが、右法令によれば、占領中に日本軍により土地を買上げられた地主は、一定期間内に書面を申請し、債権履務令 (Debtor and Creditor Ordinance) の定めるところに従つて日本軍から受取った金額を支拂えば、同人の名が再登録される。

右のような土地のうけ損害につき戦争損害補償委員会は前記法令に従い再登録を行った地主には、日本軍の買上げがあつた前後を向らず、たゞ買上げ後の損害については嚴格

可証を必要としたその損害に対し補償請求を提出する事を認め、右請求に対しては、直  
接、復讐、何れが適當な補償か与えられること、なつた。地方再産録されぬ地主には買  
上げ前の損害に対する直接補償のみが与えられる。なお日本軍によつて占された土地の  
改善は詳細の條に考慮に入れられることになつた。

### 第十五章 敵性外人・一時的占有許可証

捉束覚書にありては、敵国々民でない限り、その財産の所有者が国籍によつて、補償請  
求を取扱ふ際に何等の差別をしてはならぬと述べてあり、これに關しては、一見何等の問  
題がないように見えながら、實際には面倒な問題を生じた。

このうのは、「敵性外人」(Enemy Aliens)と認定される多くの人々が委員会に補償請求  
を提出し、戦争及び占領期間中に彼等がイギリスに捧げた忠誠に基き、特別の取扱いを受  
けんことを強ひ出たからである。

彼等は永らく故國を離れたい願に軍用上無用な故國籍者であると主張し、又、確かに、連合  
軍に加つて功した者もあつた。しかし委員会は、補償に支拂われる基金の大部分はイギ

り入の割賦者の負担と見ることを考え、このような請求を亦りることは、聊か難ではあるが、この基金のいかなる部分も、敵性外人に与えられるべきでないことと決定した。

今一つ問題と見るのは、在にスクオッターズ (squatters) と呼ばれるシヤンケルカ住民の無届請求であった。彼等は所謂「一時的占有許可証」 (Temporary Occupation Licence) を所持し、彼等は恒久的建築物の建設、恒久的作物ヤゴム、椰子、果樹等を栽培することを業とせられていたにも拘らず、恒久的建築物を建て、作物を植えて損害を蒙り、その補償請求を委員会に提出したからであつた。従つて被害の請求は法的には正当性を持たないが、しかも公平に処理すべき問題なので、委員会はその取扱ひ方に關し次のように定められた。

(1) 一時的占有許可証の下につくつた一時的建築物、短期作物に対する損害は補償の対象とする。

(2) その請求中に、恒久的建築物及び作物が含まれて居るとき、請求者がそれらをつくる許可を得たという証拠のある場合のみ請求は認められる。

(3) 請求の調査に當つては、果して被害が権利を有して居たかを確認するを要する。として以上の原則は、評議審議会に依つて個々の場合の事情を考慮に入れつゝ、適用さ

れた。

### 第十六章 船積商岳反占領中に買収された企業

イギリス及びその他の国の輸出業者は、一九四一年の終り頃マライに商品を送り、代価を受けたりはしなかった。またその船積証券を割引した金融会社からも請求が提出されたが、委員会はこの問題に対し、先ず、金融会社、銀行、割引業者からの請求は、債務にかゝるものであり、戦争被害補償令の認めるところではないことを理由に、一切採用しなかつた。しかし、輸出業者からの請求は、調査の結果、商岳がマライに到着してから受取人の手にわたるまでの間に損失した場合のみ取り上げることと決定された。その請求は一九四一年の価格で評価され、直接補償が給付された。

他方一九四二年二月十五日以後、占領軍により買上げられたか、又は新たに始められた事業に關する補償請求は取上げることが委員会に決定された。即ち、日本軍の占領前よりその事業の持ち主であった者だけが、その事業を売却する前に受けた損害に關して補償を受け得るが、占領中に買取った者は、たとひ損害を受けても補償をうけ得なかつた。

第十七章 クラブに関する調査請求

クラブに向する調査請求は特殊な性格を帯びておるので特別の取扱りをせねばならぬ。即ち、先づ次の二つに於けるかの確認を必要とした。

- (イ) クラブが今尚存続しているか否かを登録により検討する。評議員は更に誰が役員であるかを調べ、彼等が請求を提出し、支拂を受ける能力があるかを確かめる。
- (ロ) 評価の際クラブが登録クラブとして存在しなれば、委員会は戦争損害支拂を受けうる責任ある人を確め、誰がこの金をもってクラブを再建せんとするかを調査する。

(ハ) クラブが既に解散し、復活の意図の全然ない場合。

(ニ) の場合、即ちクラブの存続している場合は問題はないが、(ロ) の場合はクラブ活動復興計画に關係ある人、現状について詳細な報告書が求られ、そのクラブがその地方にとって充分必要と認められるかが決定されるべきなり。

(ヘ) の場合にも報告書が作成されるが通常調査は与えられない。若し与えられるとせば、

旧の会費に公平に分配されるよう委員会が考慮する。  
多くのクラブは戦前より大規模に復興されて居るが、「改善」と戦争損害とは区別され  
ねばならぬ。

### 第十八章 ケロング 船

マライの海岸で見逃すことの出発めものはケロング (Kelongs) と呼ぶ漁民である。こ  
れには深遠用と沿岸用の二つがあつて、前者は二漁期の秋田に耐えるのみであるが、後者  
はすつと岸がよみが、日本軍はケロングを襲しても損いもせず、たゞ一回釜山の巖に取  
りかかつてゐる。

東海岸におりては日本軍の上陸する前に、既に終つていたから、敵前上陸のためにケロ  
ングが襲されたし申し出るのには遅りであつた。また西海岸にはほんの僅かしか上陸はな  
かつたし、シンガポールの方には全然なかつた。

従つてケロングに関する請求は天候や潮の要因にとづくものとして、戦争損害とは認  
め得ることか決定された。

124

次に船に就しては特殊の向題があつた。第一にその船が戦時と用いられたか、商業に用いられたかの区別が必要とされ、若し商業用の船であれば、スロートツ用具の項にはいり、然し直接補償しなうけないが商業用の船であれば、その経済的重要性を確めたる處に更に調査が行われた。地方釣船、磯船には直接補償が与えられるが、網船等は三艘以上組んで漁に出る船には概ね復興補償が与えられた。

次に確認されねばならぬのは、その船の所有権であつた。長さ十六呎以上の船は全部登録せねばならなかつたので、その登録証、それがない時は台帳で所有者を調べ、台帳もない時は紙向により確めめるの外なかつた。次に、果して法令所定の戰爭損害によるものか、否かが向題であつた。売った船を占領中の事故によつて沈んだと申出る者もあつたからである。

しかし一般に船が自発的に既に行はれていたのは、漁師達としては早速食うに困るからであつた。従つて復興された船は、沈んだ船の代りとしてつくられたか、又社会的にみて経済的に正当であるかと言ふことも確められねばならなかつた。

補償額の算定に當つては、当然減価償却を差引かねばならなかつた。これは、船の型



構造用途から耐用年数を算定する方法に依るが、大型の船の客運は資格あるものは、別  
手検査を受けて、耐用年数を書き込むようになって居た。

船に關して今一つ問題となるのはマライ領海の外で流れる大型船であった。政府の商  
船した船でインドシナ水域で流れる船であれば、スラバヤ港沖で自沈した船もあり、これ  
らはマライ領海外での損害で且つ政府で購置した船には戦争危険保険が附けてあったから  
委員会はこれに關する請求も受け付けないことに決定した。

### 第十九章 自動車、武器彈藥

自動車は戦争損害補償請求中でし重要項目であつたが、その徴発はからんご少々複雑  
な問題があつた。

一九四一から一九四二年の始めにかけ緊急及び防衛諸規則に基き夥しい自動車が増産さ  
れたが、この中には正式の徴発と、單なる「貸借」しをした自動車があつた。即ち用が  
済めばすぐ返して燃料を掃うというのであるが、撤退の際に義勇軍がこれに南下し、結局  
どこかに放棄してなくなつた車が少なくなつた。しかしこれは正規の徴発でないから軍

高は格料は薄つても車の弁償はしなかつたので、戦車損害補償へ返される車はなつた。勿論正現に徴収された車は軍需請求委員会に補償を定めることが出来た。

戦車損害対象としての自動車は、個人財産かその種か、いずれかの種目に入れられた。即ち、私用の車は個人財産とされ、商業用の車は、その地の種目に入れられ、個人財産ならば直接補償はけしからえられぬが、その他の種目ならば、例えば、バス会社のバスのように一國の経済にとって重要なものとして、復興補償の与えられる場合もあつた。損害発生当時の車の評価方法として、陸軍文庫委員会の自動車購入後の手数により、次のような償却率が採用された。

一年目	三〇%
二年目	二五%
三年目	二〇%
四年目	一五%
五年目	五%

右の額を購入額から控除して、即償額を算定する方法がとられたが、これは簡便で実用

的は方法であつた。

一九四一年から一年間二年にかけての緊急事態に際し、一切の武器彈藥は警察へ引渡す指令が発せられた。日本軍が占領したときには警察署にはガラクタ武器が集められてお  
り、これには日本軍も戸惑つた様だが、種々の理由で命令に従はないものも多かった。  
そしてこれらに対する請求は、警察の受取証のある場合は「緊急補償諸規則」の下に補償  
を受けれた。無い場合は戦争損害に類らざるも押なかつたので、委員会がこれ等請求に対  
し、戦前の価格に基いて一定の補償を支拂つた。

## 第二十章 法的諸問題

### 一 夫婦からの請求

一帯に住んで居る夫婦の一方よりの請求は二人の共同請求として取扱われ、被害の子供  
達の間もその中に含まれたが、實証所得者である子供はたゞ一帯に住んで、ても、別個  
の請求を提出することかできた。

被告の必生後に撤回した夫婿の一方、または両方から提出された場合には、委員会は  
廻の事情を考慮して決定せねばならなかったが、被告の側で受取分の分割方法につき取極  
を結ばせられた後、委員会はこれを共同請求として処理し、支拂は右取極に従って分割給付する  
こととなった。

また、夫婿の側に取極の出ないときは、委員会はその金を裁判所に供託することとす  
きたし、更に夫婿の一方に全額を渡してその処分を任せる事も、委員会の所存で分割する  
事も出来たが、できる限り取極を結ばせる方針がとられた。

## 二、犯罪人に対する補償

有罪の判決を受けた者の請求も、罰は裁判所によって充分与えられており、委員会が更  
に罰する必要はないという理由でこれを認めることとはなつたが、現に服役中の者、及び禁  
急部規則によって拘留されてゐる者に対しは、釈放まで支拂わぬこととはなつた。

終戦後の治安不穩の状況の下で、請求者も山賊にはつたり、地下に潜つたりして、居所  
の不明の場合があつたが、これらの者の請求は「居所不明」としてそのまゝ、残されること

に付った。

死亡者と代つてその法定代理人によつて提出された請求、又は提出後本人が死亡した場合は、遺産管理委託状を提出の上、その法定代理人に対して支拂うものと定められた。なお提出後本人が死亡した場合には、死亡証明の提出も必要とされた。

### 三、外国居住者へ支拂

補償計画の主要目的はマライ経済復興であつたが、この原則に拘らず、損害発生後マライを去り他國に居住するものに対しても補償が与えられた。これらの人々のうち、イギリスその他のスターリンク地域に移住した者への送金には、遺産管理の問題を伴わなかったが、その他の諸國に居住する場合にはこれを通らねばならなかった。若し本社が外國で支社がマライにある場合には、送金の問題を一切支社にまかせる様にした。

### 四、タイ國に依る損害の補償

日本軍の占領期間中タイ國がマライの北四州へバラク、セランゴール、ネグリセンプラ

ン、ルハンシの割譲を受けられたので、相当の戦争損害がタイ国によって与えられたが、この損害は全く日本軍により与えられた損害と同一に見做され、戦争損害補償の対象とされた。しかしタイ国政府はマライの住民及び会社でタイ国及び北四州に利益を有する者の損害補償請求も認許しなで、委員会はこの請求も審査してタイ国政府に送ったが、タイ国政府はこれ等に対し拒絶、又は委員会を通じて補償を支拂った。

### 五、宗教関係

委員会は宗教がマライ人の生活にとって根本的的重要性を帯びたものと考へ、従って経済復興にも関係あるものとして事情によっては復興補償を与えることとしたが、この点問題となつたのは礼拝物の補償に關連してであつた。宗教によつては、非常に高価な礼拝物を拜するものもあれば、また回教徒の如く簡素を旨とするものもあるが、委員会は結局礼拝物に対する支拂の最高限度を五百海峽ドルと定め、これ以上の補償は礼拝物の損害には与へないことにした。石造建築物、道具等については通常の規定に従つて補償が与えられた。

六、復産

貸産よりの新債請求も原則を問題と念んできた。けれど貸産が持つて居る物には、債権を設定して預つて居る物と販売の爲に所有して居る物との二通りがあり、また貴金屬と石炭には漸償がなされることとされたからであつた。貸入れされた各物の損失に対する補償請求は貸産と貸入れ人の両方から提起されたが、委員会がこれに同じ貸産の請求を許すべしとつては既売用の各物の被害とけ補償する事に決定した。

七、清算会社

通商有限責任会社からの請求は個人の場合と同様に扱はばい、のであるが、請求提出後清算にはいつた会社、または清算人によつて提出された請求に對しては次の取扱に取扱されることとされた。

- (イ) 清算時に清算完了の場合。この場合は通常の方法で詳細、手続がなされる。清算人は会社の代表者と見做され、新債金の支拂を受け取る。

(2) 評価時までに清算完了の場合。その会社を会社令 (Companies Ordinance) の規定  
するところに従い扱ふようとする措置がとられぬ限り、請求は棄却される。  
(3) 日本軍と領土消滅し、登記簿から抹消された会社の場合。一九五〇年九月十八日迄  
に再登記されぬ限り、請求は認められぬ。

八、政府機関よりの請求

委員会が連年計議の後、いかなる国の政府機関からの請求も受付けないことに決定した  
が、この規則は政府代理機関、政府の援助機関にも適用される。  
この決定の理由は、戦争被害補償基金は、イギリス及びマライ政府の財源によつて成るもの  
であるから、これを拂戻すのは不合理なところであるが、右はマライ、イギリス以外  
の他の政府機関にも適用されぬのである。

九、戦争の原則適用

戦争被害補償計画で総額以下に振込を付けた場合は、請求者は何故少く振込を付けたか



を説明せねばならず、その陳述した理由が委員会によって認められ、は、全額保険もつて  
たものと見做され、認められずは、保険海損の原理が適用された。そして全額保険  
は、保険全額の支拂を受けるが、部分損の時には次の公式が適用された。

差 額 算 出

× 差 額 算 出

部 分 損 の 算 出

## 第二十一章 ゴム栽培業

ゴム栽培業より提出された請求額は、三億七千一百万海峽ドルに達したが、一九四九  
年の戦争被害補償令の附表は、これに対して八千五百万海峽ドルを割当てた。

委員会のゴム担当顧問 (Rubber Adviser) は一九五〇年三月一日より仕事にかゝったが、  
委員会に設立の種目を構成するゴムと錫に關しては、成る可く今配給を業者で決めさせる  
方針を取ったので、ゴム担当顧問はマライ連合ゴム栽培協会 (United Planting Association  
of Malaya) の委員会と会合して案を作成した。

この問題を解決するに最も実効的な方法は評価及び補償の対象たりうる項目を列記し、

それともなるべく少くし、その他を全部棄て、しまふことであつたが、問題はこの取目、及び項目内の優先権について容易に意見が一致しなかつたことであつた。

結局一九五〇年六月二十三日、毛も南一亦もまづめて委員会に提出されたが、これに対しては一部より拒絶の反対があつた。そこで委員会はエム業界全部に支持される計画も検討したので、先づ其の案行を延期し、議長、副議長を智恵して更に台合を続けさせ、以て企業界一致の支持を得る計画の完成に努めた結果、一九五〇年九月十九日全部の案行を得る案が成立し、二十九日の委員会総会に提出され、若干の修正を受け、次のように決定した。

種目 A

復興 補償

破産されたゴム樹林

破産又は損傷された重要建物

破産又は損傷された重要機械

樹木採取装置

重要工場設備

重要運輸機関

重要水道

收買物運送に必要な主要橋梁

重要水門及び護岸堤

樹液採取用下川機

野獸を防ぐ爲の垣板

直接補償

殺害された散在ゴム樹

損壊された未採掘のゴム園

喪失又は破壊されたゴム在庫品

喪失、乗取、又は芽初着に放出された米

種目Aの中の各項目はその詳細、補償において善格とされた。その他一切の項目は種

目Bとこれ、評価、補償の対象とされなければならない。

以上の規則は勿論骨子だけであつて、多くの細目に關しては、更に考えられねばならぬ。

(一) そこでマライ連合ゴム栽培者協会及びマライ・ゴム園所有者協会 (Malayan Estate Owner's Association) から指名された者によるゴム勸告委員会 (Rubber Advisory Panel) を設け、ゴム担当顧問を補佐せしめることとなつたが、勸告委員会はクアラルンプールの委員会本部で一九五〇年八月四日、及び八月十七日の両度に亘つて開かれ、大體次の施行規則を文めた。

(イ) 従来ノ請求書方式では充分な情報を得られないので、数千の新しい首領書を刷つて配付する。

(ロ) 復興されるゴム園には直ちに補償レかよえなければ、復興の際はその約指割になる復興新償をよえろこと。

(ハ) 復興は必ずしも旧の場所であることを要せず、既存のゴム園でない限り、請求書の所有する同じ土地の別の土地に新たにゴムを栽培しても差支えない。

(ニ) 必ずしもゴムを植える必要はなく、国家経済に同等の重要性を有するものである。

リ、他の作物を栽培するも妨げない。

(木) 請求者が委員会より与えられた復興補償以外に何等収入がなく、復興を遂行できない場合は、全補償に対し、より狭い範囲の復興を許さる。

(ハ) 基金の不充分なることにちなみ、ゴム新栽培の島の復興補償の最高額を一エーカーにつき四百五十海峽ドルと定める。

(ト) 改善 (betterment) の問題を一律に解決する爲にゴム樹、建物、機械等に對して其価値却表を作成する。

(チ) ミニーカーを越えるゴム園の破壊に對する請求には、測量局 (Survey Department) の認めたる測量を附する。

これ等の細則はゴムの栽培業者の補償請求評価と題するパンフレットに列せられて配付されたが、實際の評価に當つては、更に問題があり、数多くの指令が評価員達に送せられた。

しかして一九五一年三月にオ一次板拂として五〇%が支拂われ、一九五二年の五月にはオ七次板拂三〇%、合計八〇%が支拂済みとなった。

第二十二章 錫 鉱 業

錫鉱業の戦争被害補償基金の割当ては、ゴム産業と同額の八千五百万海峽ドルであり、これに計し提出された請求総計は二億八千二百万海峽ドルに上った。

基金は産業復興に重要なものに優先して配賦することとされたため、提出された請求をその重要の度合に従って級別することが必要であり、委員会は錫産業会の代表者達と協議し、次の如きA、B、Cの三つのクラスを設けた。

Aクラスは

- 1) 浚渫機と作業場 (Dredges and Plant)
- 2) 発電所 (Power Stations)
- 3) 原動機 (Prime Movers)
- 4) 砂利ポンプ (Gravel Pumps)
- 5) 車及オートロマコ (Cars and Lorries)
- 6) バイブ・ライン

(7) 敏磁孔 (Lode Mines)

(8) 建物

(9) 採掘とその予備

(10) 補助設備

(11) 測量器具

(12) 道路とダム

(13) 復帰費用 (Rehabilitation Costs)

(14) その他 (この中には、鉱山崩壊費用、排水費用等を含む)

る。これ等の項目に該当する損害の中、埋蔵量調査の結果、委員会が復興の価値あるものと判定し、且請求者が定められた期限内に復興を完了し解る状況にある場合、復興補償が与えられた。

Bクラスは

(1) Aクラスの(1)から(10)までの項目で右の條件を満たさざりしもの、及び

(2) 山元の錫鉱石ストック

- (3) 水カ設備
- (4) 家具（工場建物用）
- (5) 電車線路
- (6) その他

で、これは重傷補償の対象とされた。

Cクラスとして、補償額の減少、所料の喪失その他が対象とされた。これは等価にしか  
に換算であり、相当の額に上るのであるが、基金が限られているので、Cクラスには補償  
が与えられないこととなった。

Aクラスの評価は、一般的損害補償計画に従い、戦後の産業費を基準とし、またBクラ  
スの評価は一々四一平の価格に基りて行われたが、錫産業界の代表者達は、先ずAクラス  
の評価を促進しこれ等の項目を補償した後、餘った分をBクラスに廻そうとした。

しかるにAクラスだけでも八千五百万を遙かに超え、総額は二億六千万海峽ドルに達し  
ていたので、結局、委員会は次の様な解決方法をとった。即ち、Aクラス及びBクラス  
の数字に10%（約八割）を掛り、Aクラスのはそのまゝ、Bクラスのは更に10%に減らされ



て新債を交換う。

この方法は一見複雑に見えるが、実際には極めて簡單と旨く行われた。

一九五〇年十一月、才一回の仮換は六〇%とされたが、一九五二年二月、七十五%に引上げられ、さきに六〇%の交換を受けたものは十五%の差額を交換された。その評価は既に述べた錫評価審議会 (Tin Panel) によつて最終的に行われ、一九五二年末までに全部の評価が完了し、一九五二年末までに二十一件の評価が提出され、この中二件は全部、九件は部分的に認められ、五件は再評価を命ぜられ、五件は全部棄却、二件は未決という二とに別つて居る。

### 第二十三章 個人家財

個人家財は最も評価の困難な種目であった。才一に「他の請求種目との差異は、一重であつて、例えば医者か私用に持つ自動車は個人家財であるが、取費用ならば「他の請求」の種目にはいるからであつたが、これに別れた評価人の分析にもヒブいてはじめてわけられる。

次に、車輛と舟艇以外は所有権を示す証拠のほかに、委員会はその家にとりて財産があつたか、また何を戦争で失つたかについて知つてゐる言ひがあつたので、高野、福宮を土地の實地調査、近所の者の証言、清木君の身分、扶熊等から、推定を下すの外は打つた。

尤も一九四一年の終り以前にマライから退去した者の家財は相当減つたと見做されるが、一九四二年の二月に直づくにつれ退去者の数も減少し、多くのものは、このスリット・ケリスを逃げたのであつた。また、台領中、自己の家を避難して居住しては居るが、財は大部分減つた。損失の原因として略奪が挙げられるが、略奪は概ね一時的放棄に基くものであつた。即ち日本軍を恐れてジャンクルに避難したものが帰つて見たら直所の住民に荒されてしまつたというのである。よつて委員会は一定限以上の放棄による家財の被害には責任を負つたことにしようとしたが、あまり広範にわたるためにこれをとり止めた。

しかし強制的に売却せしめられた物に対する新橋請求は、免られた者の償や量を正しく評価することは不可能なため、すべて受け取りのことにした。

以上の不確定な個人家財の請求の中には、全然有りもしなかった物に対する補償や、在  
方も甘い種類の請求もあり、総額一億五千円海峽ドルに上ったが、これに対し、個人家財  
と判明せられた補償基金は五千万海峽ドルしかなかったため、委員会は嚴格な評価を行い、  
成るべく多く補償をなえうという方針を採用し、被補償者の生活を恢復するに絶対必要  
のものに限り補償をなえ、贅品品に対する補償は認めないことにした。即ち、宝石、貴金  
品、書画骨董、愛玩動物等に属するものだけ認められたが、スポーツ用具や自動車は  
必需品と見做され、書籍は一般的補償の地、医書、会計士、技師等ほどの書籍には特別の  
補償が行われた。

更にこの原則に基づき、三百五十海峽ドル以下の補償は全額支拂を受けたが、それ以上の  
請求に関しては、所得により分類表を作成した。即ち九つの所得グループを作り、各ケ  
ループを更に、「独身」、「既婚」、「子供一人」、「子供二人」、「子供三人以上」に分け、大  
大に一〇〇%から五〇%にわたる百分比を対応せしめ、この百分比を一九四一年当時の品  
物の価額に当てて補償額を算定する方法がとられた。但し冷蔵庫、ラジオ、ミニオン、自  
転車等の特別の項目は、別に一定の価格で補償が与えられた。

104

個人家財に対するオ一回返率は40%、オ二回は20%であった。直ぐオ三回返率が  
ある予定で、その後、最終回の返隔が行われる。

なお、在極東個人家財補償計画 (Far Eastern Private Chattle Scheme) との関係はすでに  
述べた。

### 第二十四章 その他の請求

ゴム、錫、個人家財の三種目以外の補償請求はすべて「その他の」の種目に一括され、こ  
れに三億一千五百万海峽ドルの基金が割当てられたが、この種目には、卸小売業、製業、  
茶、椰子油、ココナツト、果樹園、土木建築、機械工業、公益事業、錫以外の鉱業并各種  
の項目が含まれ、項目ごとに分けて算出及び補償を行うこととなった。

これらの項目を通じ共通の問題点は、ストックの証憑がなければ、即ち、入念に調査す  
ればよいこともないであらうが、少くとも書類に書かれた証憑がないという点で、委員  
会がオ一に付すべきことは、損害の量も定める方法を決定することであった。

多くの場合、空襲又は火災によって破壊された証憑があったし、略奪を受けた証憑もあ

ったが、これだけの損害を被つたかと言ふことは容易に判明しなかつた。家も放棄した  
が露に略奪された例は多かつたが、委員会は放棄に對して罰を課さず、他の請求と同様に  
取扱ふことに決定した。

戦争危険保険法 (War Risk Insurance Enactment) の下に、保険をつける義務があるのに、  
これを行わなかつた例が多く、これに對し種々弁解が行われたが、委員会は正当と認めら  
少数の事由を認定し、これが該當事實があればじめて補償の対象とすることにした。  
損害量の証明問題も他、品物の売手が必ずしもその所有者とは限らなかつたから、所  
有権確認の問題も生じた。

さらに、日本軍侵入後は、通信、衣料等に高度の需要があり、損失として補償請求して  
いても、又は高利細格を売つてくれた場合があつた。また日本軍が一般に代金を支払つて  
居り、損害は概ね火災によるか或は血汗の者又は並列する兵隊による略奪によるものであ  
つた。委員会はこれらの請求を個々の項目ごとに分けて調査をする前に、一先整理し、  
一般的基準を定めぬ。

先づ第一に、請求者對その品物に對し、戦争危険保険法の下に保険を付ける義務があつ

六。

ったか否か、義務ありとすれば果して保険を付けたか否か、若し義務あるにも初らず保険を付けたとすれば、それは如何なる理由に基くか、以上の三点について調査した。

戦争危険保険計画の下で被保険義務のある品物は一万海峽ドルへシヨモール、シンガポールに於いては八千海峽ドルを越える価額の取用財貨であったが、これらの品物で保険が付けてあるものは戦争危険保険へ廻され、付けておられればその理由を調べ、理由の認められない請求はすべて棄却し、理由の認められる請求のみを取上げて補償の対象とした。また、戦争危険理事会により「保険アリカバ」されたりと拒絶された保険請求（本章の四、押収に対する補償請求参照）は再び戦争損害委員会へ廻されたが、このような請求はその保険額が何よりの証拠であったし、保険をつければ理由を認められた請求は極めて僅かだったので問題はなかつた。

右のようにして、保険義務ある一万海峽ドルへ又は八千海峽ドル以上の額の請求は処理されたが、この額以下の請求に就しては問題が残つた。

委員会は、会計帳簿、在庫品台帳の無い場合には次の方法によって評価を行うことに決定した。

(1) 評価員は被害の発生時に岳物を入れた建物を請求者が所有又は借用していたかどうかについて先ず調べ、若しその証拠の甘いとせば、それ以上の調査を打切つて請求を棄却する。

(2) 次に付された岳物の所有権の証拠、若しなれば、請求者が岳物を取扱う者であつたという証拠を求めらる。

(3) 以上の二項が通れば、評価員は實際に損失があつたか否かを確かめる。これは空爆や火災の場合には問題ないが、略奪については疑わしいものがある。

(4) 最後に、一番困難は損失量の証拠と云ふ問題である。評価員は銀行家の説明を聞いて、請求者の取引の範囲を知り、三月間何の領收書から大体は入岳の通常の価格の日算をとり、或は卸売人に訊ねて請求者の取引高を推定する。若し請求者が現在同じ建物と同じ商売を行つてゐるときは、現在の規模が一つの手かかりとされる。

若し以上入手掛りで、被害の量のかつたの旨は、委員会が作成した請求額と一年当時の実際の価額との相違を示す表によつて算定するの趣はなほ、これは最後の手段とする。

以上に開する項目ごとの向題と経過は左の通り。

一、油椰子、ココナツト、茶

これらの商品については戦事或は占領中に甚大の被害を受け、その被害補償請求提出総額は二千九百万海峽ドルに達したが、その内訳は左の通り。

(単位 海峽ドル)

油椰子	一五、一〇九、六一九
茶	二、八六一、五二六
ココナツト	一一、一七四、三八五
総計	二九、一四四、五三〇

ところでこれらの額は被害を受けに当時の勘視であるから、戦後の復興費用に充てずには二・七五倍する必要がある。

これらの請求の主な内容は、樹木の損失、被害であり、その他に、運物、機械、装置、運搬車、水道、橋梁、水門、堤防、実験装置等があったが、委員会はこれらのうち、特に



	油椰子	ココナツト	茶	
			高地	低地
オ 1 年度	250	225	500	555
オ 2 年度	70	80	150	177
オ 3 年度	65	70	100	157
オ 4 年度	50	60	100	156
オ 5 年度	50	50	-	-

(單位：海峽ドル)

樹木の損失につき、要件を充せば復興補償を与えることとし、また押収致す破壊された椰子油、コアラ、茶のストックその他には直接補償を与えることとした。

三番目を画し最も大きい損害はその樹木に対するもので、油椰子は三七%、ココナツトは四三%、茶は四九%であったが、これらに對木の復興補償を算定するため、次の如き各年度ごとの最高裁賠費用の表を添付し、それ以上付したとて、実費が高くとも拂わぬことにした。

委員会が全面積にわたる復興を必ずしも要するわけではなかったが、補償金額と植栽費用とを配分合わせて適当と思われればその復興は莫く要求した。また復興に際して旧の所で行う必要はなかったが、別の場所をえらぶ時は以前に同種の作物が植えられるかたことを要した。

請求者はまた測量士によって選定され、政府の



### 三、パインアップル

戦前、マライ及びシンガポールには約六万エーカーの土地にパインアップルが栽培され、戦中被害をうけたので補償請求が提出されたが、これらは争奪により直接補償、復興補償の何れかゞ与えられた。直接補償は一エーカーにつき九の海峽ドルから一〇七海峽ドルまでの額で与えられたが、殆んど六分の五が復興補償に廻されたため、直接補償額は大したものでなかった。

次に復興補償は普通一エーカーにつき六四の海峽ドルとされたが、これについてはパインアップルの特殊の性質と興味ある問題を生じた。

戦前、パインアップルは碎り易い土壌に植えられ、六年目と九年目に肥料を供給して、最高十一年しかもたなかったが、その後の土壌は如何なる作物も育たぬ不毛の地となるのであった。しかるに戦争中に、泥炭質の土壌に栽培する事により、施肥しなれば、二十年間パインアップルを植えることが発見された。従って戦後、政府は碎り易い土壌にパインアップルを新たに栽培することを認め、方針を執り、五万エーカーのシンガポールを切

南にバインアップルを植える計画を建てた。そこで向産となつたのは、復興補償の計  
 算に新たに切南に栽培する費用に基くべきか、旧の碎け易い土地に再び栽培する事を振  
 定し、それに基いて算定するべきかという事であり、後の方法にすれば、ナツと安く行  
 くわけであるが、それは何等合理的根拠を有しないので、農務委員会は少々高くとも前  
 の方法を採用することとなり、大体一エーカーにつき六四〇海峽ドルが算定された。  
 かくてバインアップル産業の復興の爲に与えられた補償は一千三百万海峽ドルとなつた。

四 家畜

マライ連邦の獣医師 (Veterinary Department) が発表した家畜頭数の数値と戦後を比較  
 した表は次の通りである。

	一九三九年	一九四七年
バッファロー	二一・七 万頭	一八・九
牛	二八・七	二五・六
山羊	二〇・〇	一五・三

(一九三九年)

豚

五九・九

このように頭数が減ったのは、食料不足の爲、所有者が殺したり、日本軍やタイ軍に売ったものもあるであろうが、大部分は戦争損害によるものであつた。

しかし喪失家畜の数は、これを正確に算定することはできません。特に鶏などは猪主さへ何羽持っているか知らはりたてスルタンや血河り者も知って居る筈がはかつたので、幾何頭数の中立てる数に基き、妥当な数と判定する地はなかつた。

鶏については、その種別が明らかにならぬ際は委員会によつて次のように分けられた。

- (a) 完全成長鶏 ..... 百四十羽
- (b) 半成長鶏 ..... 百四十羽
- (c) 若 鶏 ..... 百四十羽
- (d) 雛 ..... 二百八十羽

と分類し、(a)をノとすれば(1)は、(c)は、(d)は別の割合で価格を掛けて補償額を算出することとした。

としてこの方法は、豚、牛、山羊にも適用された。

### 五、公益事業

公益事業は社会の一般大衆に利益が関係がある處、復旧が急がれたが、その評価には概  
概、電気、土木技術の充分な知識が必要であった。一番困難な問題は累積した雑費と  
純粹の戰爭損害を区別する事であった。日本軍は道路の維持に少しも考慮を拂わなかつた  
ため、戦後各都市は莫大は累積雑費を扱ねばならなかつたが、これは戰爭損害として  
処理されるべきではなかつた。

その他、戰爭損害とされなれりしものとしては日本軍の不馴れは監督によるものがあつた。  
空襲及び食糧によるシンガポール港及びヤナン港の損害は甚大であつて、シンガポール  
港内道路の損害だけでも八十八万海峽ドルと見積られた。

### 六、建物

ゴム産業より一千四百、錫鉱業より五百、産炭商業用二千百、住宅一万五千二百、合計

六九

ニ方にある建物調査補償請求が委員会に提出されたが、この中、ゴム及び錫に關連した建物に夫々の業界の代表者達と協議で決められた方法に従って評価され、残りの一億一千五百万海峽ドルに達する一方七十三万件の請求は委員会の再決定の方法に従って評価された。建物に評価の便宜上、次の七つの組に分けられた。

- (a) 露での學校と國の經濟に必要な公共機關
- (b) 商業用建物、銀行、倉庫、工場
- (c) 店舗、ガレージ
- (d) 個人住宅
- (e) 宗教機關(①に金まされたりしもの)
- (f) クラブ、劇場、映画館等
- (g) 板小屋

右の内復興補償は、一部破壊された建物、及び(①)(b)(c)の項目の何れかの建物も、所有者又はその代理人により、彼の業務上の必要のため占有されて居るものと示された。

復興補償の額は、實際の費用に基いて算定されたが、マライの各地区により建築材料の

抽割が違つたので、異つた率が適用された。

### 七 機械設備 その他

この項目を重要視することは、減価償却の問題であつた。即ち各工場ごとに異なる償却率を定めていた。委員会は所得税局の定める償却率と近い平均償却率を各項目ごとに設けた。また根拠補償は特定消費物資に対する需要が変つた場合、例えば煉炭及製炭業の復興の際その一部をコンクリート、アロツクの製造に向けるとは認められたが、原則としては、夫々の機械、工場設備が、あくまで目標とされた。

消費原料の損失へ備へば石炭、鑛鉄塊へについては最高六ヶ月分のストックの損失補償が認められた。

次に日本軍に一旦没収された後、買上げられ、戦後旧所有者に返還された工場は、次の方法により補償が与えられた。

- (一) 修理不要のときは、補償は与えられない。
- (二) 修理が必要で、それが産業の復興に不可欠であり、復興補償を与える。



(3) 不可欠なければ直接補償が与えられる。

(4) 修理不能の状態でござれ、その産業の復興が必要と認められる時は直接補償とする。

(5) その産業の復興が必要の場合には復興補償が与えられるが、この際は復興費用から復興発生時までの年数による減価償却費を差引いて計算される。

### 第二十五章 請求の支拂

請求支拂の基金は六ヶ年以内の期間に、委員会に交付される。又一回の支拂は一九五〇年三月十八日、戦災損害補償計画が行政評議会を通過した日算に与されたが、最後の基金割当は一九五五年の前半に交付され、請求者に対する最終回支拂は一九五五年の暮か一九五六年の初めかにはなる予定である。

既に述べたように、分割支拂制の利用が之派によって委員会に申請されている。多くの請求者は何故一度に全部支拂われないかと疑うかも知れぬが、委員会としてはすべての評価が完了するまで、どれだけの最終回の支拂を行うかが判明しないからである。

委員会の支拂能力は勿論基金割当額の交付次第であるが、通常年一億海峽ドルである。

一九五二年には例外的に一億三千七百万海峽ドルを支拂ったが、これには、ゴム、錫の類の大口があつたからで、平時としては大抵一億海峽ドル以下である。

すべからず支拂は委員会用に特別意匠された小切手によつて行されたが、これらの小切手は一日の発行総高を自動的に記録する機械でつくられたから、支拂高とつき合せてやることが出来た。

十一年は回板拂付宛に詳細された請求に対する十一年一回支拂の定期的業務として行われたため、その支拂は延々七月にわたる結果となつた。

#### 第二十六章 一九五二年の状況

これまで本報告書は委員会の起源、発展、業績について述べて来たが、最後に、一九五二年の進行状況について簡単に説明する。

一九五二年中に大抵三十二億九千万海峽ドルに達する請求を処理した。その内訳は次の通り。

(單位 百万海峽ドル)

錫

.....

一三・四

ゴ

.....

一九・六

押收物件

四六・〇

個人家財

六七・〇

その他

一八八・七

一九五二年中の補償支拂内訳は次の通り

錫

.....

三五・四

ゴ

.....

三五・一

押收物件

二六・九

個人家財

一〇・二

その他

二九・九

米百公系勸業船以来一九五二年末迄の匯算をみると、請求件数八万五千有餘、請求総額十億五千六百万海峽ドルが評衡審議会を通り、約四億海峽ドルが卸償総額が与えられ、支

押収額は二億一千二百萬海峽ドルであつた。

一九五二年半の運営費用は六十一万八千海峽ドルで、全部通算すれば五百四十二万海峽ドルとなつて居る。併し全請求総額に対する百分比は〇・五一%、全評額額に対しては一・三六%にすぎない。

一九五二年二月、押収及び錫に対するオニ回振替へ夫々三〇及び一五%の行われ、五月にはコムに対する三〇%のオニ回振替、十一月には個人家財、その他請求へ夫々二〇%及び二回振替が持された。その中個人家財に關する支拂は方々につき念をなすに在りから辨に長くかゝる。

一九五二年末迄に次の印当が彙集された。

錫	七五%
コム	八〇%
押収物外	七〇%
個人家財	六〇%
その他	五〇%

連邦高華弁務官ノ特別ノ要請により、一九五二年は個人家財の評價に努カシテ結果、一九五三年の一月末には個人家財の請求の評價は殆んど終リこととなつた。錫の請求の評價もこの頃までに終リ終である。

これ等個人家財、錫の他、押收物、公益事業、茶、棕櫚油等の請求も一九五二年の末には大体評價が終るが、その他の種目に属するもの一万三千件、ゴム九千五百件が評價を要としてゐる。

一九五二年十一月委員会はマックスウエル通りの新レロ建物に引越シ、又ジノトリア街の出張所は閉鎖された。フレイガリスヒルの出張所はその地区の評價が完了した處閉鎖された。

ワラノ戦争損害補償委員会  
1952年12月31日における貸借対照表

戦争損害補償基金 83,705,194.61  
 貸 金 37,700.23  
 預り金:-  
 預償貸付保証金 3,995.00  
 詐欺被害基金 24,551.42

現金:-  
 銀行に-  
 キヤンパニ銀行 8,395,891.40  
 マラヤ銀行 662,796.61  
 ロンドン  
 香港上海銀行 1,762,233.21  
 マラヤ銀行 161,448.22  
 中国海外銀行  
 マラヤ銀行  
 印度マラヤ銀行 1,389,605.38  
 預金:-  
 合同植民地銀行 2,279,085.52  
 郵便貯金銀行 3,995.00  
 郵政局 3,215.40  
 公用立換金:-  
 小口現金 1,900.00  
 預託その他 475,219.16  
 官物等購入用材料預託 85,304.20  
 長官政府 68,542,559.16

83,771,461.26

83,771,461.26

運 營 費 用 勘 定  
1952年度

給料、報酬	¥ 2,009,819.71	利息收入	¥ 52,375.91
經常経費	350,800.71	雑 收 入	42,398.87
特別経費	<u>2,540.93</u>	戦災損害補償基金より	<u>2,308,186.57</u>
	¥ 2,402,961.35		¥ 2,402,961.35

1952年12月31日までの戦争損害基金勘定

	1951年まで		1952年まで		1951年まで		1952年まで	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
運賃費用入	3,117,932.38	2,308,186.56	5,426,118.95		戦害管理費(ア)	40,900,498.31	—	60,900,498.31
郵便代支払	21,138,684.00	35,454,913.00			同 (イ) (ア)	11,801,956.90	613,936.59	12,415,893.49
丁金請求支払	6,046,050.86	35,101,486.35			先船引揚等	500.00	—	500.00
個人家賃	9,384,762.04	10,201,435.78			ア) 行政費	—	44,070,357.94	44,070,357.94
その他	14,444,488.53	56,859,097.19			イ) 行政費(ア)	—	12,391,438.52	12,391,438.52
	55,014,455.83	137,616,902.32	192,631,357.95		英租 戦時3D	—	—	171,400,600.00
戦争危険保険 基金入			19,400,000.00					
差 額			83,705,194.61					
			301,162,671.31					301,162,671.31



1952年12月31日における各種目に排ふるべき最高額

戦争遺児救済基金により寄附せられた振込額

(円・千・百)

	錫	丁	△	個人家財	その他	総計
戦争遺児救済基金により寄附せられた振込額	85,000,000.00	85,000,000.00	50,000,000.00	215,000,000.00	85,000,000.00	
(円・千・百)						
9352年末までに付された支拂	56,672,517.00	41,102,002.21	79,586,117.02	76,547,037.22	192,011,557.75	
9352年末までの運送費用	1,060,376.12	1,060,376.12	533,871.68	2,881,875.02	5,026,108.95	
	57,632,893.12	42,202,788.22	79,989,988.70	79,428,912.24	199,051,798.70	
残高	28,367,106.88	42,797,211.78	29,980,011.30	135,671,087.78	206,940,533.30	



77-

在外財産問題調査会第1回公聴会予定表

氏名	引揚地域	予定時間	所属団体
藤森鉄蔵	朝鮮	1時間 (1人10分) の予定	在外資産補償 確保期成同盟
原田歳寿	台湾		
斎藤寅吉	満洲		
斎藤武	関東州		
金子利信	樺太		
富士木應二	華北		

168

# 在外財産調査会公聴会陳述書

（五月十二日 於大蔵省 所要時間十分）

社団法人全国樺太連盟常務理事等 金子 利 信 述

## 題目

北拓預金払戻しに就て

◎ 私は全国樺太連盟の金子であります、本日は樺太引揚四十万人の総意を代表して委員の皆様には甚な敬意と感謝を表し、<sup>尚ほ</sup>認定されます審議会には引続き御就任いただける様、政府側の御措置をお願いたすと又、その構成員の中に是非又新に引揚代表を加へられたいことを先づ要望申し上げます。

◎ 実はこの公聴会は 再建整備改正特請案の作製前か、又少くも参議院上程中に開催して欲しいと思いましたが過ぎ去ったことは致し方ないとして、法案成立して実行に移される際にも、十分慎重丁寧に金融機関への指導監督が行はれ、我々引揚者の意見を尊重下さる様お願いしたいので、今日は憲法二十九条の原則論とか、占領政策是非論とかを避けて、単的に樺太引揚者と北海道拓銀との特殊関係に就くのみの意見を陳述したいと存じます。

◎ 私は便宜上特論的意見を先づ申し上げます、第一、北海道拓殖銀行は凍結されている預金の全額を完全に即時払戻せ、第二、債利による支払をせよ、第三所謂眼り預金対策をたてよ、そして時向が有ったら第四、信用組合

資金私戻しについて政府及委員会が訂約したことを説明申します。さて、

この大東亞戦争激烈を極めます。時の政府は戦後の市場と物價の調整を目的に、国民貯蓄を各府県に強制いたしました。政治の中心東京、経済の中心大阪等では漸く六、七割しか消化しない時、我輩は実に十三、四割全口一の消化をしてお水メにあつたが、次期の割当てが高くなりましたことは、田舎者の正直さとも申しましよう。当時、私は樺太地方課長としてこの事務を担当してましたので、之が消化外額を回つてました。第一は北拓の窓口へ、第二は郵便局へ、第三は信用組合へ、第四は生命保険契約でした、そして重点を第一の拓建銀行資金におきました。

◎

御承知の如く債権は台湾九州に多い南樺太ですが、金融機関としては、北海道拓殖銀行一行で島内に十一の支店を敷し全くの世占形勢でしたので、私は銀行幹部(例は現長銀のM理事)と日々、街談に立つこと數十回。この急を感ず受困者は先づ拓殖へ」と叫び、また「この預金は何時如何なることが有っても即時私戻しする」と、公約したため有ります。ビヨウタル私の約束では有りませんが国家の確約で有りました、如何不幸にしてソ連の暴威になった。防衛上殆んど札幌の南樺太としては、第二の沖縄全滅の覚悟をきめて、足手纏の老幼婦女子の内地引揚を急がせました、必然的に銀行の窓口に取り付の徴候を見たら銀行の手持資金の割合も有り、且つ一割一秒を争つて一人でも多く東京船せしめたいので、支店の債権は札幌本店の積貯でも、之も南樺太は昭和十一年より全くの内務行政下にあるから、遺憾さへ持つて私戻しをせよと公約し、漸く不安動脈を抑へ、よく夏日の間に八千人余りを避難せしめたのであります。この第一第二の公約の結果が、銀行当時の態度と増えし得る運送商二億田前後の突体有ることを特に、拙著を讀んで、前記の公約を果して貰はねば

りませぬ、之は国家として、銀行としても余りに当然の信義義務であると断言して差支ないのであります。

◎

私はここで更に事柄の切実性を立証するためおゆるしを得て若干の私事を附説いたします。私共は参戦の詔勅を拜した後も尚ソ連側の空襲砲撃が激化し、ソ連の進撃が急迫して来るので、長官以下愈々玉碎を決意致しまして、家族を最後の引揚船に乗せました。私は公衆の都合で停車場への見送りも出来なく、僅かに二三分の時間を得て官舎の玄関で水杯を交はしました。家内は赤ん坊を預いかムツとおニヤリと生米と水筒以外は一切の手荷物も持ちません、(一人でも多く船席をとるために)但し三十年間小役人として貯めました一万五千円程の拓殖の通帳を持たせて出立させました、それからお互の消息は勿論不明、私は又ソ連でタイホされ入獄一年後、モスクワ近くの收容所に三年を越し、舞鶴に上陸したが、一ヶ月目に自然退官、七ヶ月程の退職金をいただいて浪身となりました、二人の子供は東京から学徒志願、異邦大陸で捕虜となり、家内はその向子供の下宿先まで訪みべき粉の石けんを行商して營養失調と過労のため一服を失ってしまいました。復金は其ま、でした。今時の一万五千円は物の数ではございませんが、終戦直後一万五千円有れば、露天商紅は出来た相です。これが現金になつたら、メクラにだけはならなかつたらうにと、今尚時々残念がっています。よくリュックサック一つの引揚げと申しますが、私の場合は、役所からのタイホ、家内はおニヤリだけの携帯で、全く文字通り着の身着の傍、今尚私は一枚の和服も一本の兵子帯も持たないことにお恥しい状態です。有りますが、それでルマ、幸の節でございまずと申しますのは、今日多額の未帰還者の留守宅では、肉身の生死さへ分らず、空しく預金通帳を抱いて生活苦と戦っている人々から、いつ預金が戻るかと切々の訴へが参っています。又過日、我々の期成同業会全国大会のピラと市中にハツていると、若い警官が来て、「ここに書いてある外地預金の私戻しが本当に出来るのか?」

僕の親爺は八十近い身を病床に横へている、ロケセの様に、輝々に残して来た財産が有つたら、せめて銀行の預金が戻つたら、よい兼をのんで早くなほりたい」と言つてゐる。どうせ年が年だから立ち直らないと思ふが、之を見せたらさぞよつこぶたうから一枚くれといつて持ち去つた相です。

戦争の犠牲は内地同じと云ふ説も有る、しかし内地ではよれ家を焼いても土地が残る、信用がある、質がきく、しかし私共陸軍人は、固執に忠実に従つて永住の備へを立めた、即ち本籍を移した、（戸籍送付）今尚舊郷土に面創してゐる。舊郷土を設けた、そして三十至四十至水雪と儲け不毛を閉いて漸く生活の基礎を築き、生れ故郷とは次第に縁が遠のいていた矢先として今更、帰るべき土地も住むべき家もない、況んや信用も頼も有る苦が無い。古語に「乏しきも獲えず舞レからざるを憂ふ」と、然るに銀行はどうか、商賈とは申せ相親ぶて堂々店舗と増設してゐる。最近来日したフィリピン調査団の驚くのも無理のない位、所があの太い柱美しい窓かけの中に、我々が營々蓄積した凍結資金が何程かの形ではいつていないと果して断言出来るか否か。私は帰還後生活にも困り又、子供の仕事もモトテにもと若干の借入れを申込んだ処、マレ担保がない、マレ保証人の頼られがけないと云つて受け付けない、せめて私の凍結資金一万五千圓の半分だけでもと懇請したか支店長は笑つて相手になつてくれなかつた。私は所謂マミ金も借りて急場を凌ぎました、前橋本庁地方課長の頼等マデ向頭にならぬ次第、こうした例は私以外の人も山登りしてゐるのでも有ります。

か、お状態では、折角皆様の骨折によつて出来た今回の法政措置も、実際の取扱に際し、果して資金全額のみ戻し、利子の加算支給、取り預金の対策等に万全を期し得るかどうか、一沫の不安なしとしないのであります。

即ち或は一応の計数整理に名を藉り、法の解釈をヒマにして、我々の要望と相違を、如き結果を早くに到つたとしたら誠に遺憾此上もないと思ひます。抱銀としてはよろしく大高に増殖し、過去十年の永きに亘つて輝々人の打撃力を自らの内地蓄積資金に廻し来た事実と想定して、この御恩返しへと、將來また再び親しい取引を恢復し得るつなぎの意味で、此際充分にサービステして可なるべきかと思つてあります。特に取り預金については、あらゆる周知徹底策によつて請求もれを防止し、それでも個人、法人、準法人何れにも相当額の未請求分が出来た場合は、之をそのまま、銀行の自然所得として徒らに金庫に眠らせむことなく、障太爾翁の血と汗からなる資金で有つた由来に鑑み、引取大多數の人々の福利更正に資する計画、例へば育英、奨學、障太爾翁の血と汗からなる資金の調査等に活用することを、銀行側から自発的に提供せしめる様にしたい。又構たる在留に信託されても、以上の各点について皆様の有力な公的御指導又は私的示唆等をお願申して已まないのでも有ります。考へる、

尚時向の都合上、信用組合関係の陳情は割愛いたしますが、最後に、日に日に激増する人口対策と海外移住の重要課題の解決は、我々七百万引揚者の尊い移住体験と卓抜な勇氣とを善用せしめることが最も機宜に應ずると信じます。よろこんで之に協力せしめ得るか、それとも素ツ気なくソツ本を向けさせてしまふかは、一にかかつてこの在外財産処理の適否によるで有ろうことを進言して私の陳述を終ります。

了

在外財産問題調査会第12回会議次第

於 大蔵省第2分室  
昭和29年5月21日(金)

1 開 会 午後2時

1 公 聴 会

1 陳 述

□ 調査会側からの質問

1 閉 会 午後4時

12

在外財産問題調査会第12回会議提出書類表

(29.5.21)

79 第12回会議次第

80 在外財産問題調査会第2回公聴会予定表

81 調査会提出書類表(総目次)

82 調査会第6回会議議事録

83 録音本(改訂版)



## 在外財産問題調査会第2回公聴会予定表

氏名	引揚地域	予定時間	所属団体
藤江 醇三郎	台湾	1時間 (1人10分 の予定)	在外資産補償 確保期成同盟
藤田 兄 孫	上海		
美濃谷 善三郎	満洲		
山口 重 政	朝鮮		
北条 秀 一	満洲		
成戸 忠 健	北支		

## 在外財産問題調査会提出書類表

(在外財産問題調査会第一回会議提出書類)

- 1 会議次第
- 2 委員名簿
- 3 幹事名簿
- 4 緒方副総理挨拶
- 5 大蔵省理財局長説明(在外財産問題調査会の開会に  
当つて)
- 6 在外財産問題調査会議事規則案
- 7 諮問事項
- 8 条約規定から見た在外財産問題
- 9 日本の在外財産に関する各国の処理状況
- 10 在外資産に関する関係規定
- 11 名古屋大学山下康雄教授の在外財産に関する論文
- 12 在外財産地域別概況表
- 13 在外財産地域別百分率表
- 14 在外公館等借入金の返済についての経緯及び関係  
法令
- 15 戦争に起因する日本国民の損害態様調
- 16 国会における政府説明抜萃
- 17 引揚者に対する援護措置状況及び地域別年度別。

引揚者人員表

1 8 引揚者団体一覧表

(在外財産問題調査会第2回会議提出書類)

1 9 在外財産問題調査会第2回会議次第

2 0 調査会第1回会議議事録

2 1 調査会第1回会議提出書類中正誤表

2 2 ドイツ負担調査法紹介資料

2 3 引揚同胞対策審議会決議集(委員要求資料)

2 4 在外財産(個人)に関する調査表

2 5 引揚者の就業状態及び職業別員数表

2 6 在外財産に関する請願及び陳情調

2 7 引揚者の持帰つた旧日本銀行券、未払送金小切手  
及び銀行預金等の処理について

2 8 外国財産関係法令集

2 9 税関等保管物件の返還の概要

3 0 引揚証明書写

(在外財産問題調査会第3回会議提出書類)

3 1 在外財産問題調査会第3回会議次第

3 2 在外日本資産の国際法上の地位について(外務省  
条約局第3課提出)

3 3 為替管理関係法令の概要

3 4 戦争に起因する日本国境の損害賠償調(資料16)

参照法令1

3 5 引揚者の持帰つた旧日本銀行券等の処理(資料17)

関係参考法令

(在外財産問題調査会第4回会議提出書類)

3 6 在外財産問題調査会第4回会議次第

3 7 委員名簿(改訂版)

3 8 旧日銀券処理状況

(在外財産問題調査会第5回会議提出書類)

3 8の2 在外財産問題調査会第5回会議次第

3 9 閉鎖機関関係法令集

4 0 在外会社の本邦内財産の整理に関する法令

4 1 委員名簿(改訂版、昭和29年2月1日現在)

4 2 幹事名簿(改訂版、昭和29年1月23日現在)

4 3 在外財産問題調査会第2回会議々要録

(在外財産問題調査会第6回会議提出書類)

4 4 在外財産問題調査会第6回会議次第

4 5 在外伊太利財産国内補償に関する資料

4 6 日本銀行券、預入令等を廃止する法律案

47 引揚者の持ち帰った旧日本銀行券、未払送金等及び  
引揚者預金等の処理方針に対する答申書(案)

(在外財産問題調査会第7回会議提出書類)

48 引揚者の持ち帰った旧日本銀行券、未払送金等及び  
在外預金等の処理方針に対する答申書

49 在外財産問題調査会第7回会議次第

50 在外財産問題調査会第5回会議々事録

51 引揚者及び復員軍人軍属の有する郵便貯金、郵便為  
替の処理に関する問題点について

52 軍事郵便貯金等支払問題に関する資料(郵政省)

53 日本国との平和条約における在外財産処理に関する  
規定と日本国憲法第29条との関係における問題点

(在外財産問題調査会第8回会議提出書類)

54 在外財産問題調査会第8回会議次第

55 講和条約研究資料(上巻)

56 講和条約研究資料(下巻)

57 イタリア国と同盟及び連合国間の平和条約中の経済  
条項(第75条、第78条等)の実施に関する法律案

58 桑港条約、ヴェルサイユ条約及びイタリア条約にお  
ける国民の財産権を侵害している条項一覧表

(在外財産問題調査会第9回会議提出書類)

58の2 在外財産問題調査会第9回会議次第

59 金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

60 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある  
財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案

61 閉鎖機関令の一部を改正する法律案

62 第4回会議々事録

63 総理府設置法の一部を改正する法律案

64 在外財産問題審議会令案

65 在外財産問題調査会委員名簿(改訂版)

66 軍事郵便貯金等の支払措置について(郵政省)  
(在外財産問題調査会第9回会議提出書類)

67 在外財産問題調査会第10回会議次第

68 第5回会議議事録

69 幹事名簿(改訂版)

70 調査会提出資料表(総目次)

71 軍事郵便貯金等の処理に関する答申書(案)  
(在外財産問題調査会第11回会議提出書類)

72 第11回会議次第

73 軍事郵便貯金等の処理に関する答申書

74 軍事郵便貯金等特別処理法案

75 マライ戦争損害補償委員会報告

76 幹事名簿(改訂版)

77 在外財産問題調査会第1回公聴会予定表

78 在外財産調査会公聴会陳情書

極秘

在外敗産問題調査会  
才六回議事録

在外財産問題調査会才六回会議議事録

場所 大蔵省才2分室

日時 昭和29年2月18日(木) 午後1時半—午後4時半

出席者

委員 大野竜太(会長)、小汀利得、中村建城、  
法率津存太、松島鹿夫、宮崎太一、宮沢俊基  
柳井恒夫(50音順)

政府側一幹事…総理府審議室総括参事官代理大竹政男

法制局次長林修三

大蔵省理財局長代理西井俊考

引揚撥設局次長田近繁男

説明員…法制局才一部長高辻正

外務省条約局長下田武三

外務省アジア局才一課長小沢武夫

大蔵省理財局総務課課長備佐堀込聰夫

同省理財局外債課長上田克郎、同課長

補佐田中弘一、同伊勢春浩

同省理財局経済課係長上坂好美

同省銀行局銀行課長春村祐、同課長補

佐高橋英明

同省管財局南債課課長若野連行

同課長補佐坂上行雄

郵政省貯金局才2業務課課長補佐木村

留夫、同課長補佐黒石博

在外財産肉類調査会第6回会議会議録

大野会長 まだお見えにならない方がおられるようですが、  
時間も参りましたからこれより第6回調査会  
を開きます。

酒井説明員 この間お渡しいたしました第3回の議事録に  
ついて何か御意見がございませんでしょうか。  
大野会長 別にございませなければ、お手許にお配りし  
てあります第6回会議次第の順序に従って議  
事を進めたいと思います。まず第一に、引場  
者の持ち帰った旧日銀券、未払送金為替及び  
在外預金等の処理方針に対する答申書(案)に  
これについて御説明願います。

上田説明員 初め一応朗読いたします。  
(提出資料47)を朗読)

谷村銀行課長 日本銀行券のところでございますが、これに  
つきましてはこの前の前の会合で大体審議を  
して頂きましたので、はい皆様方の御意見は  
大体大蔵省側で考えでおります考え方につい  
て御賛同を持たものと了承しております。問  
題点は、大野会長がよく言われることござ

いますが、過去において取られたいろいろの  
措置並に今後において取らるべきいろいろ  
の措置との間に、過去の問題では权衡の問題  
があり、将来の問題としては悪い例にならな  
いようにしたいというような御発言があり、  
また委員の中から、実際問題としては、この  
際税関保管と解除された日銀券について、あ  
まりひどいことにならないような程度の制限  
で一つ措置をしたらどうか。若干制限を設け  
ることはあっても、その点はほい放えるよう  
に考えてもらったらどうかというような御発  
言があつたように記憶しております。第一に  
書いてあります。この際請求によって引き換  
える途を拓くということも当然でございます  
が、第二段におきましていろいろな関連する  
他の諸措置。具体的には、例えば内地におき  
ましては御説明いたしましたような意味での  
当時の日銀券がどのような形で封鎖され  
ある、いは新券と引き換えられて行ったかとい  
う点との权衡の問題でございます。外地か



ら引き場が来て来たという関係におきましては、  
例えば在外公館等借入金というようなものの  
の取替の問題もございます。たゞ考え方とい  
たしましてはやはり在外公館等借入金と同じ  
ように考えるのでなく、そこは通貨というも  
のの交換というところがたまに時期を外これ  
ておつてできなかったことをどう取り上げる  
かという問題として、若干性質の違ったもの  
として考えるわけでありますから、完全に同  
じようにやっけて行くというわけのものではな  
いのではないかと思ひます。そういうような  
ことであれこれ過去において取られた措置と  
の関連も考えて、いま法制で予定しておりま  
すところは、先達つて御説明いたしましたよ  
うに、五万円までは全額パーで引き換える、  
五万円を超える分については七割を引換  
える、そして最高限度は五万円というこ  
ろで行くという一応の案にいたしております。  
そういうことで先達つても御了承御賛同を頂  
いたものと存じております。今後の問題もご

ざいですが、これは張いてこの答申書の中で  
触れて頂かないほうがいいのではないかと  
いう事務方の意見で、特に今後の問題というこ  
とには触れないで、こういうふうな書き方に  
したわけであります。

松島委員

いまの御説明で今後の問題には触れないとい  
うのは、今後旧日銀券を持って帰る引換者  
に対してはどうするか、そういう趣旨をなす  
ね。

谷村課長

そういう問題もございます……。

松島委員

いまこゝに書かれておるのは過去の分だけ  
すね。

谷村課長

これに関連する措置との取替を考慮しという  
意味は、過去の問題だけに触れたつもりで  
ござります。

宮沢委員

そうすると今まで日銀券を持っておる人はこ  
れでもつて<sup>おつて</sup>終ってしまったというこ  
となんです。それとも何か狭うがもしれない  
という……。

谷村課長

旧日銀券を税関から返してもらつた方はこの

方法によって、これから新しく出る法令によ  
りまして交換をして、それでおしまいござ  
います。

宮沢委員 20万円以上持っておっても-----。

谷村課長 それはおしまい-----。

宮沢委員 なくなってしまう-----。

谷村課長 そういうわけであります。

宮沢委員 前に内地で持っておった旧円が新円になつた  
ということと全部終っておるのですが、何か  
残っておるのですか。

谷村課長 例えば刑法上の犯罪に関連するものとして没  
收されたようなものがいま遡つて来たとい  
うのが残っておるわけでございます。そういう  
のも今回の法制でもつて-----。

宮沢委員 前に封鎖しましたオ一封鎖、オニ封鎖は全部  
終っておるのですか。

谷村課長 それは日銀券の問題ではございませぬので、  
旧日銀券で預け入れた預金の問題をござ  
います。預金の問題につきましてはいまおつ  
しやつたようにオ一封鎖がまず解かれ、オニ

封鎖の一部が選り、そして大部分の地方銀  
行等につきましては、オニ封鎖の切り捨てら  
れた部分に対しても或る程度返さるべきけ  
れども、いま同様になつております在外開  
業のある銀行につきましては、まだオニ封鎖切  
捨分に対する分配をやつておりません。この  
機会に在外開業とも併せてある程度還すとい  
うことが考えられております。

宮沢委員 ある程度というのは、あとは-----。

谷村課長 切り捨てられた預金は、調整勘定と申してお  
りますが、銀行のほうにお金が溜つて来るの  
に応じてお返しする、ある銀行は100パーセ  
ントお返ししたのもございます。例えば三井  
銀行、三菱銀行の如きは、いまだに切り捨てら  
れたまゝになつております。

宮沢委員 残つて預金になつたら何とか存つておつたも  
つもあるのじやないですか。

谷村課長 何とか存つておつたものもございます。

宮沢委員 ちよつと減つておつても大したことは存いけ  
れども-----。

谷村課長 おつれやる通りでございまして、過去において日本銀行券が封鎖され、切り捨てられたというふうなものとの取衡を考慮しと書っておるけれども、具体的には銀行によって100パーセント返って来るものもあるじやないか、だから日本銀行券も全部返してもいいじやないか、そういう意味から言えばそういう答も出ますが、銀行によつては、例えば郵便局に預けておつたような場合には7割切られて終つてしまつておる。全部の銀行を平均して見ますと、9割封鎖になりまして切られてしまつた分が大體7割ございまして、9割封鎖では大體一世帯あたり三万二千円、それに加えることの9割封鎖で切られた残り、9割封鎖の当り生き残りのものが約3割程度、それを折案いたしまして、ほいまず五万円程度のところが9割封鎖、そしてその残りの封鎖預金のどの程度に切り捨てられ、預金がどの程度返つて来るかという問題、これは100パーセント返つたところもあり、二割しか返らないところも

ございまして、まずこの辺も平均して七割程度かところで線を引き、五万円を超えたものについては七割程度に一つ切らして頂いたらどうか、こういう考えから出発いたしております。

上野課長 銀行局の預入令の改正法律案はお手紙に資料としてお配りしてございます。

大野会長 在外公館等借入金のおきには、貸付金の債権を譲渡するということではできなかつたと思ひますが、日本銀行券については、海運局に預けてあつたというか、押えられておつたというものについては、譲渡を禁止する法律はありますか、つまり20万円を超過するものは永久に駄目だということから、20万円を超過する部分を他人に譲渡することによつて5万円の範囲に持ち込み、場合によつてはそれを超過しても7割もらえるということになるから、そのときに海運局に押えられておるものを譲渡するということが念法的にできるかどうか-----。

谷村課長 御説明いたします。お手許に配っております法律案の4頁の4号にオ2項の規定により旧日債券の引換を請求しようとするものは大蔵省令で定めるところにより自己又はその相続人が引換者であり、且つその引換の際当該旧日本銀行券を携帯したことを立証しなければなりません。これで大体只今考えておりますことは、税関から返します際に、何れ、金額幾ら、件数幾らという事で旧日本銀行券が税関から返ったものであること、そしてその金額が幾らであるとか、その預けたもの、並びに返されたものは、引換の際して税関に預けたものである。こういうことかはっきりしなければ引換に出来ないという体制を取っておりますから、たまたまその一部分を他の者に譲ったとしても、その他の者は自ら引換者であるとか、あるいは税関に保管させたものであるという立証手段を欠きます。ですから現実にはそういうことによって相続人のみとしがその権利は行かないという建前を私どもは

とっております。

大野会長

最近ソ連や中共から帰って来た人がありますが、そういう人達は相当に日本銀行券を持って帰っておりますか。

上田説明員

最初中共からの引換のときに少しあったようでございます。そういうものはスタンプを押して返してやりました。当時は千円までございましたが、最近は一万円まで交換してやるということになっております。

大野会長

スタンプを押して返すということですが、それは譲渡できるのですか。

上田説明員

税関で保管したものはここに書いてありますように税関で返還証を添えまして、現実には1万円以内を本人に返す。たまたま番号の控がございませんでしようから、中味は受ることがあるかも知れませんが本人に1万円以内を返還したという返還証の記載金額は変わらない。従ってそれをもって、1万円以内の旧券を持って行けば5万円まで全額、それ以上はその割割という事で払われるということ

になるわけであります。

大野会長 これは余計な心配かもしれませんが、中央銀行ノ運で日銀券を沢山持つておつて、5万円づつにそれをとんとん分けて行くことが起らないか

上田説明員 可能性はあるわけですね。

谷村課長 日本の法令の届かない範囲でそういうことをやられたのじやないかというのでございます。

大野会長 なさそうですが、そういうことも-----。

松島委員 今後そういうふうにして持つて来たものに対しては何らの措置を講じなくともいいわけですね。

大野会長 これだけで行くわけですね。

上田説明員 最高20万円としたわけでありましてから、皆が5万円に分けて持つて参りますと、5万円づつ、パーで-----。

松島委員 運ったときは税関に保管されて、その領收証を持つておるものだけに適用されるのでしよ。

谷村課長 現実に日本国内にあるものについてはそのうい

うことになります。今後引揚の方は自分か携帯して引き揚げたということを経由していいわけですね。ですから今後お還りになる方は必ず税関で通貨をどの程度どの程度のものを持つておいでですかと聞かれる。外国通貨もございましょうが、旧日銀券があればこれだけ持つて来られたということを経由してもらうことになると思います。

上田説明員 この法案の3ページに「-----2ヵ月を経過した日以後に本邦に到着した引揚者が携帯した旧日銀券云々」と書いてあります。これでやはり今後帰って来る人は換えてもらえるという形になります。

松島委員 最初それを聞きなかつたのです。

谷村課長 さき程私が申し上げた「これに関連する諸措置との調整を考慮し」というのは、過去において採られた諸措置との関係だけを書きましたので、今後沢山持つて帰られると聞かされたから20万円に切ったとか、5万円までにしたという言葉をこゝで出してないという

ことを申し上げたのであります。ちよつと説明が下手で失礼いたしました。

柳井委員 いま、どのところ最近の引揚者で日銀券を持って来た人はないでしょうか。こういう法律が出たという情報が行ったら私は相当入って来るのじやないかと心配しておりますので、今日御配布下さいましたこの前のオノ回議事録にも、時期を定めてないのはどういふわけかと発言しておりますように、実はこの点を最初から心配しております。

松島委員 将来持って帰るかもしれない日銀券の措置というものを定める必要がありますか。

谷村課長 この意味は現に日本にあるものだけを取扱しておるのであつて、今後引揚げて来られる方々がたまたま日銀券を持って来られた場合には不公平になると思ひまして、今後引揚げておいでになる方の持つておる日銀券もやはり請求に応じて取り換へるべきだという結論を出しております。たゞ御指摘のありましたように、持つておる50万円を5万円づゝに分

けく来る可能性がございます。そういうことはあるとしても、1人で50万円引き換えてくれという御願には応じ得ないといはしても、引揚者の方々が5万円なり、あるいは20万円でもよろしくございしますが、そういう範囲で持つて帰られるものは引換をする。そして存せそういうふうになつておつたかという詮索は厭いてしないという趣旨ではないが、総額と同額が心配になるけれども、さき程お話がありましたように、いま行きでわかつくれない金額が2億円ちよつとだと思ひます。まあ仮りに全世界から掻き集めて持ち込んでもそういう金額ならば、そう細かく詮索することも如何かというふうに考へたわけでございます。

大野会長

小町委員

オノ氏は大体よろしゅうございしますか。現在日本にある日銀券が1度外国に出て来たら戻つて来るということは想像し得るケースです。ガエトなんかにはあまり無さそうだけれど、中央と成るとそういうこと

が非常に可能性が多い。最高三億という程度程度ならばいいですが、そうでなく、最初から悪意をもってやる奴に特典を与えるようなことはどうも面白くないですね。

谷井課長

あつしやる通りであります。通貨交換をいたします際に、一体どういう時期にどういう条件で通貨交換に施さないというふうに決めたいか、非常に技術的にむずかしいと思えます。また日本銀行券没入令というものはやはり特例を設けて、こういう場合には、主務大臣の認める場合には引き換えに施すのだという事で、必ず通貨交換の場合例外を置いております。その例外はある意味では気の毒な方を救うためのものなのですが、逆をかえせば、今おつしやつたような悪賢い人に利用される途にもなるわけでありまして、まあ法律の建前といたしましては、悪賢い人に利用されることかあっても、お気の毒な方を救済する途を潰さへきてあるということから、やむを得ないことじやないかと思えます。

(8)

法華津委員

話は違いますがもしもせんが、新田のほうは外国から持って帰っていいですか。

谷井課長

これは内替管理法の問題でございまして、私の方でございせんので正確なことは御答弁いたしかねますが……。

法華津委員

それとの均衡の問題はなんでしょうね。新田は教員でも持ち帰っていいのですか。本来は日本の通貨を海外に持ち出して持ち帰るといふことは禁じておるわけですね。

酒井説明員

それはみんなに入つて来るはずがないという……。

法華津委員

私ときどき仕事で香港に行きますが、あそこには日本円がうんとありまして、うちの船員にはやかましく言っておりますが、円が安く買えるため、つい誘惑にかゝるものがあり、新田を連れて帰るといふことですが、新田を持って帰る場合は何か制限があったと思ひますが、旧円ならば今の円まで持って入れるが、新田は持って入れないという問題が起るかも知れない……。

187

0000 1173

谷村課長 この問題は実は返すといつては語弊が有りませうけれども、新円はいわゆる通貨として出入り入った事があることが問題でありまして、それは請求によって当然外国通貨と為替銀行の窓口で取り換えてもらうべき性質を本来持つておるわけでありまして、ですから通貨としての立場において、一体それは国外に持ち出していか、国内に持つて滞つていか、という問題であります。それから旧日銀券のほうは新日本銀行券に引き換えてもらう可能性を持ったもの、通貨ではない形に実はわれわれとえておるわけでありまして、

法務委員 そうするとこれから帰つて来る人が財産を新円に換えるかも知れないから……。

谷村課長 おっしゃる通りでございます。

小町委員 ロシアから帰ったスパイの関三次郎が新円で20万円ばかり持つておりましたね、あれはどう処理したのか。

谷村課長 為替管理法違反になるわけでありまして、

(9) 小町委員 そうすると没収ですか。

谷村課長 そうです。

上田説明員 先生方の御心配御尤でございますが、若しこれから帰る人は全然駄目だということもお困りじやないかと思ひます。何かうまい方法がござりますれば……

法務委員 私が心配するのは、これから帰る人は、旧円は使わないかも知れないという頭で、新円に換えて持つて来る事が多くなるじやないか、折角苦労して新円に換えて来たほうが駄目だ、古いほうがい、ということが起りはしないか。

松島委員 そういふことはありますね。

法務委員 新円を持つて帰る人は税関でやられるわけですね。旧円のほうは5万円まではいいい……。朝鮮と日本の間、台湾と日本の間において、資産を持ち帰りについて為替管理法を動かしたのは終戦後でしょう。終戦までは為替管理はなかつたわけですから……。

上田説明員 23日まではなかつたわけでありまして、普通ならばこういう新しい通貨に換へますときには、1年の催告期間を置かしまして、全世界に



ノータスを出して、いつまでに出さないか駄目だということをやりますが、引揚という特殊事情がございしますので、そのため帰りたいという人が帰れないことになるという毒じやないか。香港に旅行した人が持って来るような場合は引揚者とは考えませんが、中共あたりから香港に着いて、香港から帰って来るという人があるかも知れません。そういう場合その点がなかなかまづかしくなります。

法華課委員 中共あたりから新田が相当香港に流れておると思います。引揚者はわざわざ新田に換えて来るかも知れない-----。

酒井説明員 何かチェックするうまい方法があるとい、のですが-----。

谷村課長 国内ではそういうことは殆んど考えられません。奠地で刑事事件の関係で懸置されたものが何とかいうもので、まともなものであると思われただけで、その他はそういう風なまともなものでどこかにあると感ずるものはございま

せん。

上田説明員 この調査資料を差し上げました中でも、純粋にどうなっておるか分からないものが12億ある。その中には沖縄で焼いたものもあるらしいので、そういうものを引くと10億以下になります。

柳井委員 その数字を基準として、一番余計払うとして何億くらいになりますか。

上田説明員 最高10億くらいですか。

柳井委員 それくらいならば大したことはないからやってしまおうということですね。

上田説明員 皆分解して5万円以下にしてくれば、10億くらいは-----。本当に引揚者の方々が持って帰られる場合、5万円くらいはよからうじやないかというものが一番の狙いござります。悪いことをするチャンスはござりますか。-----。

岩動田銀枝  
岡課長 引揚者は何人くらいですか。

田近幹事 生きておる人数ははっきり掴めませんが、1047名と言っております。このほかに若干ありますから、中共は3万人居留民がおつて

2万も千帰って来ましたから、少くとも4千は残っております。そのほかに犯罪者として何うの法律に触れて残っておるのが6〜7千名おるだろうと思います。

岩動課長 1万と抑えれば、1人5万と見て5億ですね。

田辺幹事 最近の引揚者で旧円を持つて来たということは聞きません。さっき小深委員の言われたように、中央等の場合、旧円を安く買い集めて、1円のもの5の束で売れば非常に儲かる。しかしそういうものが奥地のどこかにあるといつても、それを買い集めることは……。

小町委員 支那人はその商売はやるね。彼等はそこに行くに敏感ですからね。そこでそういう奴らうまくやらぬのは藏だから制限をするところですね。当局としては……。どうもそこまでして正直な者に不愉快な思をさせるより、これで行こうという事が決っておりますね。それじゃいいじゃないですか。

柳井委員 結構な事ですね。

小町委員 太っ腹ですね。

田辺幹事 今彼の奴は駄目だということはおぼつかしいね、  
柳井説明員 ちよつと言えないと思いますね。

田辺幹事 大部分、奴は従来の奴でしょうね。

上田説明員 そういう必要もないかも知れません。例えば半年以内に帰った人だとかいうようなことで……。表現の方法につきまして何か御意見がござりますれば……。

大野会長 今の問題はよろしくござりますか……。それでは今の問題につきまして御説明願います。

上田説明員 今の「未払送金滞り及び在外預金の処理」について一応御説明申し上げます。これもこの間皆様に御審議を頂いた点をとりまじめたつもりでござります。

るの(1)の語のところに「関係諸法令に所要の改正を加えて夫々の金融機関において公正妥当な範囲内で支払をなし得る途を拓くこと」とういうふうに公正妥当な範囲内と書きまされたのは、さきにも書いてござりますが、それぞれの金融機関でいま、で作り上げておる秩

序というものに対して急激な変化を予える、  
あるいは甚だしい悪影響を及ぼすことのない  
ような範囲内でできるだけ払って行く、そう  
いう趣旨であつたかと思ひまして、こゝにこ  
ういう表現をとつたわけであります。(1)はそ  
れを払うためのファンドは当然それぞれに異なる  
場合が多い、それからそれを払うことによつ  
て再建整備や清算の促進ができるというのが  
第一点、第二点は、今回の措置は在外関係の  
財産を持つ金融機関だけについての措置でござ  
います。金融機関の特殊性から、金融機関  
の業務としての債務即ち預金などが未払送金  
為替というものを払った方がよいであろう、  
それを適当と考える、そういう趣旨でイとロ  
とをまとめて見たのであります。それから(2)  
として、預金と未払送金為替の優先順位の問  
題を書いておきました。未払送金為替の性質、  
在外の預金の性質、こういうことも先日御審議願  
ひました通りでございまして、未払送金為替  
を優先せよという原則については、皆さん

の御異議のなかつたこと存じます。それで  
次の理由としまして(1)と(2)に分け、(1)はかな  
り技術的なことを書いて見たのでござります、  
送金小切手と預金の違いというものをまとめ  
て見たのであります。両方とも在外債務と  
して従来法令では整理の対象から除外され  
ておつた、それが(1)であります。それから(2)  
といたしましては、未払送金小切手をなぜ優  
先させるかについて、そういう違いがある  
だけではなく、引揚當時の事情を考えると、  
日本の出先機関も内地の政府と打合せの上予  
想しておつたという点もあるので、送金小切  
手のほうを優先して払うということが適当で  
はないか、実質論から言いますと、預金  
を払つておつた人は恐らく送金をまず組んだ  
であろう、従つて送金小切手をまず払うとい  
うことで、送金小切手においても同一人の場合が  
多らうからということが一応の理窟と  
して考えられるということを(2)に書いたので  
あります。そういう理窟からして、従つて以

下で、具体的な支払の方法についての措置を  
書いて見たわけでありませう。(1)は、若し資金  
が充分にございますと問題はございませぬが  
資金が足りない場合はまず未払送金為替を先  
に、在外預金を後、そういう原則で支払う  
わけでありませう。(2)は、そういう送金為替に  
も円表示の為替と外貨表示の為替がございま  
す。その際の外貨で取り組まれた送金為替に  
ついては、その当時からすでに為替管理法令  
によつて、必ずしも公式の換算率で円に突つ  
たのでなく、実際にはその購買力なり価値な  
りに即応して、実効換算率というものがとら  
れておりましたので、送金を組んだ人たう  
それは充分承知しておつたということが考え  
られますので、当時の為替管理の実効換算率  
未払送金為替は払つたらどうであろうか。  
預金につきましては、本邦現地で預けた  
外貨で払うのが本則であるために、これは  
送金の場合とは違つた換算率をとつたらうと  
うな、しかしどこをとるかという問題になり

ますと、なるべく預金者の利益ということ  
を考へますと、せめてその間にあります在外公  
館等借入金の際の換算率というものの不平等な  
程度で如何なるものであろうか、これも先日の  
皆様の御討議で一応御了承を得た方法かと思  
います。次は、そうやつて送金為替と在外預  
金との順位は決まりましたが、それぞれの順  
位の中でも、なお資金が不足する、あるいは  
支払の実行の場合の便宜というようなことを  
考へますと、小額債権者を保護するという建  
前を、それぞれの場合にまかして行つたほう  
が、引揚者の窮状緩和ということを一つの建  
前としております今回の措置の趣旨に合致する  
のではなからうか、そう考へまして、(1)で、  
同じ順位の場合では、小額債権者を保護する  
という建前をとつて行きたい。従つて順序を  
申し上げますと、まず送金小切手廃止という  
ことにしておき、その中で小額債権者優先、  
それから送金小切手を全部おつてしまつてな  
お金がある場合に、在外預金ということにな

り、その預金の中でも少額債権者優先という  
方法で支払を開始して行くということにいた  
しております。それから(四)は、引揚者の窮状  
緩和という建前から、原則として、支払を受  
ける者の範囲は本邦人又はこれに準ずる者に  
限るという趣旨をうたったわけであり、  
それから四番目は、これは前にも御議論頂き  
ましたように、同じ人たちに対して預金を受  
け入れると同時に、貸付をやっておるという  
場合もあり得る。特に法人等につきましては  
そういう場合が多いのでございまして、反  
対債権を取り立て得るということを規定する  
必要がある。しかし取立の限度は、債権があ  
る場合には相殺してもいい、じゃないかという  
建前から、預金を支払う限度においてのみそ  
の債権の取立をできるようにしておく、それ  
しないと、従来すでに確立しております企業  
再建整備法あるいは在外会社法等によって、  
再建の途を歩いております一般の金融機関以  
外の会社等の関係で、混乱を惹き起すことも

ありますので、あくまで今回の措置に対応し  
て公平を図る範囲内で反対債権を取り立てる  
ことができるようにしておくという方が(四)の  
趣旨でございまして、

(五)は、これも皆株の御了承を得た点でござい  
ますが、金融機関によりましては相当資金が  
潤沢なところがございまして、従来停止さ  
れておりましたこれらの支払をいまいたすた  
つしましては、それぞれの金融機関の事情に  
応じまして、利息相当額程度の割増金を付か  
せてもよろしい、付けることを考えたほうがよ  
くはないか、そういう趣旨で(五)を記録してお  
いたわけであり、最後にまとめたしまし  
たのは、番号の并り方もいろいろございまし  
ようが、全体の措置につきましてそれぞれの  
関係法令によって従来できておる秩序という  
ものがございまして、それとの調整をたえ、  
ニエアンスはそれぞれの金融機関においてお  
しる考え方が異なり、衡平に合致する  
という場合もございまして、こういうセー

ビング・クローズと申しますが、そういうものをおいたほうが実態の措置としてはいいと思ひまして、法制化に当り若干の相違を設けることが妥当と思われると書いた次第でございます。

法華津委員 支払を受けるものの範囲は本邦人又はこれに準ずるものに限るといふのは、自然人に限らうといふのですか。

上田説明員 これはこの間もお話が出ましたように、この及対債権と書きまされたのは、法人の場合が多いものでありますから、その意味で本邦人又はこれに準ずるものといふのは、本邦の法人を含むという趣旨でございます。

谷村課長 これに準ずるものといふのは、外国人でも本邦におるものというつもりで書いたものであります。

法華津委員 (3)の趣旨の、引揚者の窮状の緩和を一つの区とするものであるといふのは、困つておるものを今後救つてやらなければならぬといふ組でいろいろのことが考えられるわけでしょう

が、法人に対する送金でも、まあこれは額の同額はあるかも知れないけれども、相当大きなものでも認めるわけですね。払えれば……、さようでございます。

上田説明員  
谷村課長

その点についてちよつと補足いたしますと、例えば私どもの所管しております大和銀行といふのが上海に支店を出して預託をやっております。そして現地で預つておいた金銭信託債権がございます。それを実は終戦になりましてから正金銀行を通してその全額を全部送金いたしておりました。正金のほうで、送金小切手がどれくらいかわかりませんが、払つてくれれば、大和銀行も上海に残して来た金銭信託債権の支払ができ、かたがたそれが個人に及ぶ、そういう例がございます。例えば法人として誰んだ送金小切手が国内で若干支払われることによつて従業員に対する債権などが払われるという例もあるわけでありまして、法人は引揚者でないから全然考えないでもいい、というふうにも割り切れない場合

もあるかと存じます。

法岸津委員 私が気にしておるのは、これは結論がどう出るかかもしれませんが、どうしても財産の補償を全部やってやるという事はできない。そうすると最後には困った人間には多少見てやろう。払ってやるのは当り前だが、払えないから困っておる人間には替やろうという結論に最後にはなるかも知れない。そうすると大体法人のものは見てやらないということになり、そんな気がする。だからそういうことをいんげんやられると、あとで均衡の問題が出はしなやかという感じがします。

上田説明員 御尤だと思います。それで将来のごとを予測するようでございますが、そういうことが若し万一起りした場合の考え方をいたしましては、政府が何か面倒を見てやるという場合は、新たに政府がいろいろな観点から考えて、財政収入をもつて財政的に処置するという場合の考え方で、私的な債権債務をどの程度まで緩和してやるかという意味とは遠うじやな

かるうか、それで説明がつくじやなかるうか、と考えております。

▽ 板島委員 いまの法人に準ずるもの、これは法案のどこかに出しておりますか。

▲ 上田説明員 現在法律案としてまとまりましたものは、預入令の關係だけでございまして、まだ未払送金の切手と、現地預金の支払方に関する附録法、在外会社令、それから金融機関再建整備法の改正法律案はまだお手紙に差し上げてないわけでございます。

板島委員 この間も話が出ましたが、外国人で日本に住居を有しており、同じような資格を備えておればそれにもやる、こういうことですね。朝鮮人でも天那人も白人でもいい……。

大野会長 具体的にそういうのが多いですか。

上田説明員 いま、そのところは殆んどないと思います。たまには例外的と……。

大野会長 たゞこれだけ書いてあると、これも日本人に準ずるものというので、ちよつとはつきりしないね。

上田説明員　そこはもつと修正しまして、皆様の御意見のあるところを-----。

宮沢委員　小切手は譲渡できないということになっておるのですか。

上田説明員　小切手は譲渡できることに現在は考えております。

宮沢委員　そういうことはないのですか、前に外国人に売ってしまったというのは-----。

上田説明員　送金小切手については、現在取りに来る者でも、日本に住所を有しておる人でなければならぬとしようが<sup>か</sup>という考え方があつたわけであり、従つて現在外国におる場合には、何か日本の人にでももう一回譲つて、それで取らぬと一応取れないことにしようかという考え方でございます。

宮沢委員　總局本邦人というものはこういうものに限るといふだけの実益がありますか。

上田説明員　特に在外預金はもうこれで-----。

宮沢委員　あれは断れないでしょうけれども-----。

上田説明員　送金小切<sup>手</sup>についてはその必要があるかどうか

方よつと疑問かと思ひます。

柳井委員　戦争中に日本におつたドイツ人あるいは邦人、露人などこれで利益するものが出て来ませんか。

上田説明員　ドイツ人が中国なら中国におつて日本に引き揚げるというので、送金小切手を組んだというところは殆んどござりませぬでしょうし、まあ在外預金をドイツ人が持つておつて、住所はもつとから日本にあつたというものがどの程度までおりますか。あるいは北支あたりに行って商売をしており、日本に住所を有しておつた個人があるかも知れませぬ。

柳井委員　私が戦争中知つておる例は、ドイツ人にそういうことを言つては氣の毒だけれども、ドイツのマルクを上海に持つて来る、そうすると非常にいいレートで儲備券になる、そしてそれからその儲備券を公定で日本円に換えて、それを日本に送つておる、そういうことを言つておるドイツ人を見て実に憤慨したことがあるのです。

(19)



上田説明員 ドイツ人、イタリア人もそういうことをやっておつたようであります。公館における人たちだけがオリエントなレートを使わしてもらつた関係で、公館至費とそれで浮かしておつたケースを私は知っております。

柳井委員 そういうのがこゝに入つてこなりがとらうのです。

上田説明員 まあ預金といひましても公館の預金は大きなことはないだらうと思ひます。

宮沢委員 少額債権者保護という原則、これは多額のやつでもその限度までは優先という意味ですか。

酒井説明員 一定の少額部分という意でございませう。

谷村課長 少額債権保護でいふと、いやないですか、者を消して-----。

上田説明員 文章はまだねれておりませんので、いろいろ御注意願ひましたら修正いたしますから-----。

大野会長 多少文句の点でびんと来ないところがあるのです。(2)の未払送金為替及び在外預金の処理のところ「支払順位及び外貨表示金額の本邦円貨への換算率について」というのはちよつ

と成になるのですが、何か適当な言葉はないですか。表示通貨の本邦円貨への換算率ならわかりますが、金額という換算率じゃないかね。

谷村課長 ちよつと口をはさんで恐縮でございませうが、私どもも考へておりますことは、例えば表示金額が千円と書いてありましても、預金でありますれば、それは日本円でございますが、今度採る措置では、朝鮮における千円という預金は、日本の円建の金額に換えるときには、やはり一定の率で換算するわけでありませう。ですからいわゆる円建預金も円は円なりでなく、朝鮮の円については、その預金の表示額は変るといふつもりでございませうから、朝鮮通貨という言葉がないので、気持は表示金額の本邦円建金額と申しますが、円表示金額と申しますが、そういうつもりでございませう。

大野会長 わかりましたか、その場合に朝鮮にしても台湾にしてもやはり換算率が要するのだ-----。

谷村課長 預金だけは-----。

大野会長 その場合でも、朝鮮円とも書いてなければ台湾円とも書いてない。

谷村課長 日本銀行券でも朝鮮銀行券でも預金は円として受け入れておいたわけでありませう。

上田説明員 換算に当つてはと書いてよろしいでしょうか。表示金額の本邦円貨の換算に当つては差別を設けるといふ具合に、率というところがおかしくなりますから……。

中村委員 表示通貨をとつてしまつて、本邦円貨換算率と書いておけばわかるじやないですか。

上田説明員 それでいいかも知れませぬね。趣旨は、朝鮮台湾につきましては在外預金に関する限り一応のレートを作りたいと考えておりますから、それで皆様の御賛同を願えれば、そういう趣旨で表現できるようにいたしたいと思ひます。

大野会長 そのほうがよ、こしくなくていいですね。

中村委員 説明に書くときは、生きておる金融機関と、閉鎖機関、在外会社と三つ別々に扱つたものを一本にまとめたら無理があると思ひます。ところがその(2)の中を見ると、「金融機関は、

こちらから送金為替及び在外預金の支払に当り、その支払に充てるべき資産がその全額を支払うのに不足する場合」とありますが、その支払に充てるべき資産は何をや、それは在外何とかだと、何か無理をして、最後のついで逃げておるのですが、読んでみるとびんと来ないところがありますね。

谷村課長 閉鎖機関にはおける金融機関もあり、どうにもこうにもならない金融機関もあります。

酒井説明員 おつしやるようなことがあつたからうきかえたのです。

中村委員 まああれわれはわかつておるからいいですが、ついでそこまで差別をやられるかと思つて、ちよつと……。これはどこにも発表するのではなく、政府に対する答申ですからこれでもいいと思ひますが……。

上田説明員 おつしやるとおりで。ちよつとどうかという気持はしたのですが……。

中村委員 前者のところですが、本調査会としては現在の段階で解決できるものから順次に解決して

ゆこうという政府当局の云々とありますが、これを見ると、如何にも政府が其錢を切らないうで解決のできるものからやつて呉れというように読めますが-----。

谷村課長

私も今後の考え方は、在外店舗に係る資産負債について、国際交渉の解決のついた国の関係のものはそういうふうに決りましたけれども、例えば中央、北鮮ともにそうなのですが、一番引揚者の多かった地域におけるそういう関係の条約の取極かできておらない。従って在外資産負債というものは今後の外交交渉によってどういうふうな始末がつかかわからない。とにかく国内的に自分の手で措置し得ることならば順次に解決して行こうじゃないか。その場合に、いつもお返にありますがように、外交交渉ではこういうふうな考えで始末をつけたいという肚をもつて進むが、いつまでも外交交渉を待っておるわけに行かないから、順次に片を付け得るものから国内的に片付けて行こうという意味を含ませて書

いたと了解いたします。

上田説明員

補足いたしますと、例えば日韓会談を現在やっておりますが、わがほうの現在の主張では、在外財産を喪失したとは考えてないのであります。在外財産問題の処理方針一般といいますと、やはり喪失した場合のことを考えるのが普通でございますが、そういうことでなく、ペンディングになっている問題点は一応別に考え、本段階でなお解決して行けるというのが、送金小切手なり在外預金なりの性格としてあるのじやなからうか。大きな問題としての御答申をお願いしておる問題は、現在の段階ではなかなか解決しきうもないような複雑な問題を含んでおります。この程度のことならばいまでもやれる。そして一日も早く引揚者の方へやってやる必要じやなからうか。解決できるものから順次やって行こうというのが政府の考え方で、それに対して御賛同願えるだろうかというところでございます。

酒井説明員

中心は、やはり国際的な外交交渉が大きく片

片がなければ片付かない問題が残っております  
であります。それをいつまでも待ってお  
わけに行かないというところに-----。

中村委員 解決の容易なものから順次にということに  
たら-----。

上田説明員 現在の段階ということは言わないでですか  
-----。

中村委員 現在の段階ということはわからなから、  
しる容易なものから選んで-----国際関係  
財政関係もありましようから-----そのほ  
かしらうとに余りがいいじゃないですか。

谷村課長 言葉を述べて恐縮ですが、金融機関の在外預  
金なり在外送金小切手の問題にしても、国内  
納に見ればある程度解決がつくのですが、国  
際的に見れば解決が容易であるということが  
言えるかどうか、多少の疑問が残るわけであ  
ります。

柳井委員 できるものからやっつけて行こうというのでしま  
う-----。

(21) 谷村課長 まあそういうことであります。

柳井委員 小塚さんの意見と同じで毅然としたほうがか  
えつてわかるじゃないかと思ひます。

小訂委員 これもどうでもいい、ようなことですが「種  
々の角度から慎重審議した結果」とありますが、口で言うときはいいけれども、字に書くと  
おやみに念が入つて-----。

宮沢委員 慎重を削るのですか。

小訂委員 種々の角度から削ろうというのです。審議だ  
けでも審らかに議するですからね-----。

大野会長 皆さんに私の反対のことを申し上げます。  
この一はとにかくとして、この未払送金為替  
及び在外預金の処理をんかは実に丁寧になつ  
ております。これは問題が問題だからではあ  
りますが、今後答申をする場合、非常に細か  
いところまで表現して行くということになり  
ますと、もう少し概念的な答申を要するとき  
に、この詳細さに比べると大変に遠つたもの  
になります。その点はよろしくごさいます  
か。

柳井委員 私は実はこれが大変なところでありまし

て、殊に(2)に(1)(4)と理由が書いてあり、(1)のところは先達てから我妻委員から問題を提起して非常に議論があつたところですが、法令によつて支払を行ふ途が閉されておつたのを拓くのだというのを、(1)の終りのところで、「支払をなし得る途を拓くこと」と、銀行課長が非常に苦勞なすつたあの問題が非常にすつきりして、私は氣にいつておるのです。そこで将来若し漠然とした答申をする必要があるときはそういうふうにして、これはやはり生かして頂きたいような氣がいたすのであります。

小町委員 一応時をへだて、やるのですから、あるときは非常に精密に、あるときはそうでなく……これが相次いで出るものだとどうもバランスが取れないが、そうでなく、次に出るときは情勢が變つたり、背景が違つておりますから……。

大野会長 形としては非常に親切丁寧な答申なんです。

小町委員 種々の角度から慎重審議をしたというところが、

らこうなつたのでしう……(笑声)

1 中村委員 前文の文句ですが、「政府当局の考え方に賛同し、その提案に従い」とあります。これは問題を提起してフリートキングしたのがあるいは提案というが、将来の細かい案まで出してやつたというならばあれですが……。

酒井説明員 これは皆様の御意見によつて……。

大野会長 誤解が起り易いから、むしろ「その提案に従い」という文句を外したら……。

酒井説明員 そうですね。

上田説明員 実はもっと簡単なのも用意したものでございませうけれども、折角御議論願つておるのにということも考えまして……。

小町委員 ついでですが、「適当とすると考えるに至つた」という用語は、「適当とするとの結論に達したので」としたほうがいい、じゃないですか。最初の答申だから……。

上田説明員 そうでございませうね。

大野会長 どういうふうに通しますか。

酒井説明員 「下記の意見により処理することを適当とす

るとか詰論に達したので、こゝに答申する」というふうにですね。若し御意見ございませんでしたら、この次の会合までにこれを修文いたしましたして、この次に御署名を頂くというふうにして頂ければ幸と思います。

大野会長 いまの御提案差支ありませんね。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

大野会長 それじゃそういうことにして、その間にいろいろ忙かしいようであれば、各委員の approval を得るということにして、この同僚を一切けりをつけます。

松島委員 これは政府が法律案で出されるまでこの内容というものは引揚者、利害関係者にはこれは絶対知らすわけには行かんでしようね。

酒井説明員 ちよつと法律がござりますから国会に見せる前には-----。

松島委員 内容を喋るということもいかんでしような。

谷井課長 しかし現実にはあちこちで要綱的な説明はしておりますし、或は関係機関に対しては事前大体こういうふうにして法令を改正し、こう

いう考え方で行くことになる方針で今考えておるからという程度の話は、例えば私共の方の大蔵次官もいたしておりますし、或は御承知かも知れませんが、新聞にも二、三回出たことがあります。たゞ遺憾なことにはいろいろ具体的な点に却つて誤り伝えられるような内容のものがあります。やはり正式な発表という形では今までもいたしておりませんので、正式な案としてはして頂かないほうがいいんじゃないかと存じます。

上田説明員 会長、如何でございましょうか。答申案に皆さんの署名が完了しました際に会長から御発表の御意思があれば、又そういう形で私の方でも内部的に相談いたして置きますが-----。

大野会長 どうでしょうね。この20万円に限るとか何とかいうような法律案の内容に触れず、考え方だけの同僚としては発表してもいいんじゃないですか。

谷井課長 それはいいんじゃないかと思ひます。

酒井説明員 要するに正式な形として、例えば法律のよう

な形でこうするつもりだという事はちよつと拙いと思いますが、考え方はこうだという程度のご事は発表して一箇差支えなりのいやないかと思ひます。

大野会長 そうだと思ひますね。少くとも調査会はこう考えるのだという-----。

小訂委員 それでどうですか。この署名等という事は大要御丁寧だけれども、いつも我々はそんなことなしに会長に御一任して、なるべく早い方が利害関係者は皆首を伸して待つておるのだから-----。すい分これは本當に慎重審議したんですから、この文章をほとんど直したら今日でも御発表になつたほうが却つていいんじゃないですか。早い方が却つて回送を伝えられる虞れがないですよ。

大野会長 おしる諾すよりはこの意見というものを刷つて頂いて渡してしまつた方がはつきりしまおね。そうでなく話をするというと聞き慣つぱり何かして相当複雑だし、初めてぶつかる三君諸君もおるだろうし、そうすると取り返

が起り場いんじゃないかと思ふのですかね。だから調査会はこのうら答申をすることに決定したといつて、これを刷つてお渡した方が誤解がなくていいんじゃないですか。

小訂委員 それはそうですね。たゞやはりこれは事務当局から補佐的な説明をしないと承知しませんから、それは速におやり下さつていいんじゃないですか。

大野会長 皆さんがそういう御意向であれば-----。たゞ文章は今申す通り直しますが、それを各首と認めれば私が各委員に代つて署名をするということをお許しを願うと-----。

[「詰届です」と呼ぶ者あり]

大野会長 それからもう一つは新聞記者諸君と利害関係者が首を長くして待つておることでもあります。なるべく速かな機会にこれを刷つてお渡しして、当局から一つ説明をしてもらうという機会を作つて、なるべく速かな機会にそれを発表する。こういうことを御了承願ひたいと存じますが、如何でござりましょうか。

[「詰荷です」と呼ぶ者あり]

上田説明員 会長がおやりになる場合には私天福社で勿論お側に参ります。

柳井委員 それからのよいよせうらうことに決りますと、publicity の見地から字句をちよつとこらやつたらどうかと思うのですが、(四)のところですが、「今回の支払は引揚者の窮状の緩和を一つの根とするものである……」これは何か如何にも競んで事務的に嫌なことがあつて、再建整備と同じようなものに俺達のことも思われておるなというような感じを与えるのです。それでこの一つの重要な根という重要な字を入れて頂くとき公表の場合にいいんじやないかと思うのでありますが……。

大野会長 今の情報局長のお説に従つてどうですか。

小町委員 それを入れると生きてくるね。

宮沢委員 窮状というのはいいですが

上田説明員 窮状というのはちよつと練れない言葉ですが

大野会長 じゃ状況緩和ですか

宮沢委員 援護はおかしいね。

中村委員 引揚者に対する考慮をという様なことじゃないですか。

松島委員 引揚者に対する考慮を一つの重要な根としてですか。

上田説明員 そうするとこのところは、少額債権者……。

大野会長 少額債権の保護の建前を……。

谷村課長 者を消せばよろしいのですね。

上田説明員 宮沢先生、高額者もその少額部分については及ぶのだということでございますね。それから本邦人は法人も会社ということをはつきり書いておくかどうか。それからこれに準ずるものという様なことで、さっき外国人も会社という様な御発言があったのですが……。

大野会長 どうでしょう。支払を受ける者の範囲は本邦人に限るを原則とする。こうして、これに準ずるものというのは例外だということ。それで全部含んでしまうことになるでしょう。

上田説明員 本邦人の次に法人は要らない人ですか。宮沢先生、如何ですか。



宮沢委員 皆入れて置いた方が大きくてい、ですが……。  
法華津委員 本邦人というのはどういうことですか、日本  
に住んでいる者というのでしょうか。  
谷村課長 日本国籍人……。  
法華津委員 外にいてもいいですか。  
宮沢委員 そういう意味です。住所は外国にあつても……。  
谷村課長 日本人ということですね。  
田辺幹事 沖縄はい、ですね。  
堀井説明員 ちよつと沖縄は含まんでしようかな。その  
ところはちよつと問題なんですが……。  
大野会長 沖縄を含まかどうか。  
林幹事 日本人といえばこれは入りますね。  
大野会長 沖縄も日本人なんですね。  
林幹事 日本人の国籍を保持しております。  
小町委員 本邦人でいいんじゃないですか。ボカして置  
いた方がいいんじゃないですか。而も答申だ  
しね。うるさくなつた時には当局で然るべく  
形勢を察してやればい、んだからね。  
大野会長 本邦人とか、異邦人とか……（笑声）  
高辻説明員 法律で書きますと日本の国籍を有する者と……。

田辺幹事 本邦人で沖縄を含まという書き方をしたのは  
……。  
林幹事 本邦というのには行政の及ぶ区域という表現  
で書いている場合が多うございます。  
小町委員 本邦くらいで答申には丁度いい、ところじやな  
いですか。  
堀井説明員 原則だからい、んじゃないですか。  
上田説明員 立法化に当りまして少し伸び縮みのあるよう  
にして、置かないと……。  
柳井委員 余り正確だと立法化の時に困りますよ。  
大野会長 これは準ずる者は有いた方がいい、と思ふのは、  
引揚者に対する考慮を一つの重要な根として  
ということに対応すると、これに準ずるもの  
というのは余り表現がよくないですよ。  
柳井委員 そうですね。  
大野会長 それじや今申されたようなことを十分にとり  
入れて文章を整理して印刷を頼いましょう。  
どうしてなるべく早い適当な時期にこれを発  
表する。中に細かい人があつて質問があると、  
私が間違えるといけませんから皆さん方の御

席を一つお願いたします。

上田説明員

それでは、前の続きで憲法論を……。

大野会長

今日配布になったばかりで未だ検討しておりませんが、イタリー人の財産の国内補償に関する資料、今日配布になったばかりで皆さんも余り目をお通しになっていらつれやうないと思ひますが、何か特別に面白いアイデアでもございましたら……。これは大蔵省の方でお作りになったのですか。

上田説明員

外務省のアジア局の方から来たものです。外務省から条約局長がお見えになっております。それから林幹事がお三回議事録に関連してまだ皆様御質問があるように承つておりましたので御席を願つたわけでありませう。

林幹事

あの時御説明がちょっと不備で、今読んで見ましてもはつきりしないと思つたところがありますが、むしろ教えを乞ひたいのですが……。

上田説明員

この前御質問がありまして、朝鮮と台湾の問題で、今後のやり方如何によつては憲法問題

として出るか出ないかという問題は如何でございませうか。

林幹事

結局朝鮮なんかは今後協定で決まることなんです。その際に日本が放棄した場合にどうなるかという問題ですけれどもね。

上田説明員

俗にいう放棄という言葉が表面に出るか出ないか別問題といたしまして、例えば事實上請求をしないというふうな形が出たような場合には、14条や何かと違つて憲法問題になるか否か……。

林幹事

請求しないという事は、私たちの解釈からいえば、憲法からいえば29条じゃないんじやないか。請求しないという事は……。何うで取るか取らんかということでしょう。直ぐそこへ来るかどうか。しかし国書で何とかしなくちやならんであろうという事は平和条約の場合と違って多少任意性が強いわけですね。そういう問題は多少どうかという問題はありませうね。そういうことじやないかと思ひますかね。たゞ条約によつて放棄した。

放棄したという事はどういう意味かという  
と、所有権を放棄したというのは韓国政府の  
やりたいようにして下さいという意味なんで、  
直接に財産権を放棄したんじゃないという問  
題ですね。後は韓国政府の命令によって韓国  
政府がやったんだからそれに従いましょうと  
いうことになる。そのところが直接国内で  
收用法等で收用したのとは違うという考え方  
なんです。だからといって国内法で補償は  
要らないということじゃないんですが、憲法  
29条3項の問題じゃないだろうと思ってい  
ます。これは宮沢先生のお話を……。

宮沢委員

もう少し考えないと……。

林幹事

あれは、台湾との関係は、今度の条約ではオ  
4条を準用してあったものですが、附帯条項  
はできていなかったという状況なんです。

柳井委員

どうでしょう。条約の中に、国民のために放  
棄すると書いてあろうとなかろうと、いやし  
くも条約というものは in the name of  
Japanese Nationals ですね。国民が今  
people

の主権者においては、人民の名においてとい  
うことは当り前のことになつたので、すべて  
人民の名において誰かのだから請求権を放棄  
しようとするれば、政府が人民の名において放  
棄するのだから、それは保護権の放棄であつ  
て、所有権の放棄<sup>でばや</sup>とはいえない。而も  
自分の私有財産を賠償に充てられる。日本国  
が賠償を払うのに全部払えないから、これだ  
け払って勘弁して下さいというので引き充て  
られた。という解釈になるのじゃないですか  
これが私の考えておる一つの点なんです。皆  
さんの御批評を伺いたいのです。

それからもう一つは憲法29条とか何とか  
いう問題でなく、いやしくも国憲と人民、国  
民との間には、何と言いますが、いわゆる  
inherent、生まれの権利として国家の保護  
を受ける権利がある。これは丁度国民が憲法  
を作る権利があるというのと同じだと思つて  
います。憲法のない時から改めて憲法を作る時  
には今後どういう憲法を作つていいかの意

(2)

法を改正するにはどうかということはないので、これは国民に inherent、生来、生まれ来てから備わっている権利として憲法を作り得ると。それと同じように国家の保護を受けるといふことは国民の生来の権利である。又国家はその保護を与える義務がある。これをいやくも国家上放棄するといふことはやはり国民に対して犠牲を与えるものだ。こういうふうな考え方を持っておるのであります。

林 幹 事

後でおっしゃった点は確かにそれに近い考え方が成り立つのじやないかと思いますが、ただその場合には賠償国民として公平に考えて適当な措置をとるといふことであつて、財産権の補償という問題にすぐそれが出て来るかどうかというような気がするのですが、或る程度国民たる以上、国民に対して不当な損害を与えるというようなことはこれはよろしくない。殊に実質的な賠償に代るといふことになれば適当な考え方を出さなければ社会政策的に、或はそういう考え方が国内の他と

の均衡を考慮することは必要じやないかと思ひますが、そこで今おっしゃつた、全面的に財産権を直ぐ完全に補償しなくちやならんという問題がすぐ持つてこれるかどうか、ということがあるよつと問題じやないかというような気がするのですが、-----。形からい、ますとソレもさうなんです。何う側が特に自分の方の負債と清算して取つてしまふ。請求権の放棄といふと大体そういう形で何う側のやつた措置を認めるという形をとつておる。そういう意味においては日本側で何うのやつた措置を彼で承認するというような嗜好なんです。から、財産権をあの条約によつて放棄したといへば放棄したもうなものです。それが成り立つのは、当然その国の法令に基いて財産権が成り立つておるのじやないか。それを何うが勝手に法令でやつたのは怪しかりん。怪しかりんから損害賠償を寄こせ、或は国を代表している政府も国内で何か手を打たなければならぬといふことはありますけれども。

あの条約によって国民の財産権を国民から取り上げたという。それにこだわられたようですが、国内的になんらかの公平妥当な措置が必要だということはいずれは当然いろいろな趣旨から考えて必要じゃないかと思うのです。

宮沢委員 保護権の放棄であって、請求権の放棄ではないと区別する実益は財産権の補償という問題があつてあれだけでも、そうでなければそれには及ばん。後で政府に補償を請求しなければい、か、そういう区別をすれば請求があつても補償の点が案になるというのでしょうか。

林幹事 まあそういうところじゃないかと思ひます。29条が完全に適用されれば適当な、正当な価格の補償をしなければならんということなんです。そこまでのrigidな問題であるかどうか。

宮沢委員 そのところ非常に巧妙ではあるけれども、同じことじゃないか。若し本来の補償はしなくてもいいということになって理窟が甘くすれば、やはり何か他の方から持って行くべ

まで、請求権の放棄がなりからというのは巧妙だけれども僕は疑問に思つておるのだ。

高辻説明員

この問題は、~~当時平和条約の際の憲法問題等に~~関連して次長からお話があつたと思うのです。か、<sup>下ごしらえの上で上げられる</sup>~~大体今まで出まらなかつたことでは~~いふのです。大体やはり補償はしなければいかならう。しかしそれは日本の財政状態等から考えて適当な方途<sup>税制の改定等</sup>を~~持たせてやるべきだ~~と~~思ふ~~。所々戦争による被害というものはひとりでこのうらことに限らずいろいろな面において多大の被害を受けた人が沢山ある。それでこれだけという款にも行かんだらう。そういうものを彼此勘案して、今の財政状況の許す限りにおいて補償すべきであらうということを書いておるわけですが、~~これを29条3項の問題としてやるか~~という点が実は問題になるので、これは今宮沢先生からおつじやつたように採して<sup>どの程度遠くまで</sup>~~い~~うと<sup>補償は</sup>いふことではございませうが、~~憲法~~の29条3項があるから補償しなければいけ

ないのだ。こういうことにはならん<sup>おらん</sup>というだけのことであるわけですが、余り実益がないじやないかと云えばそれまでですが-----

下田条約局長 29条ノ項の向題とは考えられぬのですか

高辻説明員 29条ノ項は財産権を保障してあるわけですが、これは今向題に存つておるものは別の無<sup>権利</sup>保障<sup>を</sup>もておるのでは有りか。何<sup>と</sup>い<sup>い</sup>ますか法を違<sup>へ</sup>ず<sup>る</sup>-----29条ノ項と云<sup>う</sup>て<sup>も</sup>な<sup>ら</sup>ず<sup>に</sup>、やはり実体法の理念に於ては財産権の保護ということには無<sup>肉</sup>傷<sup>を</sup>と<sup>り</sup>うことは言えないと思ひますが、29条ノ項の向題としては実は考えたことはなかつたので<sup>す</sup>。

宮沢委員 この間一項の向題ということが出て参りました。あれは一項の向題といつても諸君具体的に財産権が失われた場合、どうかといへば補償ということで行くより外仕方がなくなる。

下田条約局長 柳井委員のおっしゃった inherent というような考え方がすね。

宮沢委員 経局補償に行くよりしもうが有りですけれど

ま、一項といつてもそれを裏付するのは三項ということでもないんじゃないですか。

下田条約局長 在り三項の公衆という文字が、これは公衆とは凡そ意味が透うのじやないですか。

高辻説明員 <sup>(おらん)</sup>そこが透う、<sup>(おらん)</sup>宮沢先生が非常に<sup>(おらん)</sup>説明<sup>(おらん)</sup>が<sup>(おらん)</sup>おつしや<sup>(おらん)</sup>りましたが、~~行けば~~行けばそういうふうになるように思ふのですが、さて実体をおさえて行つた場合にどういふふうに~~区別~~考<sup>え</sup>たらいいかということなんです。そういう点についてはおれわれとしてはむしろ<sup>(おらん)</sup>啓<sup>(おらん)</sup>て<sup>(おらん)</sup>頂<sup>(おらん)</sup>きたいと思ふのです。それから存ですが、さっき柳井先生がおつしやつた国民として<sup>(おらん)</sup>は<sup>(おらん)</sup>国家<sup>(おらん)</sup>から<sup>(おらん)</sup>保護<sup>(おらん)</sup>される<sup>(おらん)</sup>権利<sup>(おらん)</sup>が<sup>(おらん)</sup>生<sup>(おらん)</sup>来の<sup>(おらん)</sup>権利<sup>(おらん)</sup>として<sup>(おらん)</sup>ある<sup>(おらん)</sup>の<sup>(おらん)</sup>じや<sup>(おらん)</sup>ない<sup>(おらん)</sup>か<sup>(おらん)</sup>と<sup>(おらん)</sup>い<sup>(おらん)</sup>う<sup>(おらん)</sup>こと<sup>(おらん)</sup>に<sup>(おらん)</sup>つ<sup>(おらん)</sup>いて<sup>(おらん)</sup>は<sup>(おらん)</sup>、<sup>(おらん)</sup>これ<sup>(おらん)</sup>は<sup>(おらん)</sup>勿<sup>(おらん)</sup>論<sup>(おらん)</sup>と<sup>(おらん)</sup>い<sup>(おらん)</sup>う<sup>(おらん)</sup>もの<sup>(おらん)</sup>は<sup>(おらん)</sup>あり<sup>(おらん)</sup>得<sup>(おらん)</sup>るので、~~憲法~~憲<sup>法</sup>を<sup>違</sup>へ<sup>ず</sup>に<sup>も</sup>保<sup>護</sup>し<sup>て</sup>や<sup>ら</sup>な<sup>い</sup>と<sup>い</sup>つ<sup>て</sup>い<sup>る</sup>わけ<sup>じ</sup>や<sup>あ</sup>り<sup>ま</sup>せ<sup>ん</sup>か<sup>ら</sup>、その<sup>(おらん)</sup>点<sup>(おらん)</sup>は<sup>(おらん)</sup>別<sup>(おらん)</sup>に<sup>(おらん)</sup>さ<sup>(おらん)</sup>う<sup>(おらん)</sup>お<sup>(おらん)</sup>つ<sup>(おらん)</sup>し<sup>(おらん)</sup>や<sup>(おらん)</sup>つ<sup>(おらん)</sup>ても、又<sup>(おらん)</sup>お<sup>(おらん)</sup>つ<sup>(おらん)</sup>し<sup>(おらん)</sup>や<sup>(おらん)</sup>ら<sup>(おらん)</sup>な<sup>(おらん)</sup>く<sup>(おらん)</sup>ても、今<sup>(おらん)</sup>の<sup>(おらん)</sup>29<sup>(おらん)</sup>条<sup>(おらん)</sup>ノ<sup>(おらん)</sup>項<sup>(おらん)</sup>の<sup>(おらん)</sup>向<sup>(おらん)</sup>題<sup>(おらん)</sup>と<sup>(おらん)</sup>して<sup>(おらん)</sup>お<sup>(おらん)</sup>れ<sup>(おらん)</sup>お<sup>(おらん)</sup>れ<sup>(おらん)</sup>が<sup>(おらん)</sup>言<sup>(おらん)</sup>つ<sup>(おらん)</sup>た<sup>(おらん)</sup>と<sup>(おらん)</sup>ころ<sup>(おらん)</sup>は<sup>(おらん)</sup>余<sup>(おらん)</sup>り<sup>(おらん)</sup>正<sup>(おらん)</sup>面<sup>(おらん)</sup>的<sup>(おらん)</sup>

には衝突しないんじゃないかと思うのです。  
柳井 委員 私、条文の点について意見を言わせて頂くと、  
私は29条3項の同意じゃないと思うのです  
ね。公共のために用いるというのはいわば使  
用みだりなものです。この条約で放り出し  
たのは、これは公共のためともいえないんで、  
仕方なしに放り出したんですね。これはやは  
り29条1項の同意の問題であって、財産権を侵  
してはならない、これを侵した以上は補償が  
要するという事であって、その補償は3項の  
場合には正当な補償であり、1項の場合には  
公正な補償である。公正というのはどういう  
ことかというは equity であって、先程高辻  
さんのおっしゃったように国家財政その他、医  
師でも被害のあつたものもあるし、いろいろ  
なことを勘案してやる、そういう意味の公正  
英語でいえばむしろ equitable ですかね。  
そういう補償ですが、いずれにしても補償し  
なければならぬ。それで条文の上からい  
えば29条1項の同意の問題である。私はそういう

ように考えておるわけです。

林 幹 事 直接の結果は2項、3項に出て来るので、1  
項は大方針、理念という事じゃないですか。  
宮沢 委員 柳井さんのお話で私も租いは少し分ったんで  
すが、1項の同意で公共のためになければい  
かんということになれば、この条約みたいな  
ことをやればこれは違法だということになる  
ので、正当でないということになる。しかし  
正当でなくても侵害されてしまえば後戻りする途  
は補償しかない。結局3項へ行くんじやない  
かと思います。1項の方だとそこに若干あれ  
がある。

林 幹 事 1項で equitable が当然出てくるかどうか。  
柳井 委員 そこに equitable が当然出てくるかどうか。  
それは別として、とにかく1項がある以上侵  
してはならないのだから……。民事関係で  
も他人の財産を侵せば損害賠償の義務がある。  
その損害賠償は裁判所がその時のいろいろな  
状況によって判断して損害賠償を命ずる。そ  
れと同じように29条1項の条のものが侵さ

れたのだから それに対して補償しなければならん。

宮沢委員 3項の方ですと、とにかく財産権を侵害するのだけれども、正当なものと前提されておるのですね。正当なものであるから正当な補償をしよというのはい項だけということになると、それが侵害されたということになれば不法ですね。しかし何だかちよつと、狙いはわかりませんが、少し具合が悪いんじゃないですか。

下田条約局長 ヴェルサイエ条約やイタリヤ平和条約で財産権を侵したわけですね。それで政府に補償の義務を買わしたわけですか。-----

宮沢委員 今お話のドイツは租界を領よくやったというのですが、イタリヤもそうですか。

下田条約局長 イタリヤもこれを讀みますと細かい法律が出て来ないようですが、適当とやることになるかですね。

柳井委員 ヴェルサイエ条約で補償しなければならんという事が書いてあつても、それはドイツが違

合国に対して自分の国内において憲法上の義務を守りますという事を連合国に約束しただけであつて、今回の日本の条約はよその国に対して日本は日本国憲法の精神を守りますという事を約束しなかつただけでありまして、日本の国民との間の関係は同じであると思ひます。

高辻説明員 阿波丸事件の時日本は請求権を放棄しましたね。あれについては29条3項の補償の義務は残つておるとお考えですか。見舞金を何人何万円ですか出しましたね。あれは一律に出したわけですか。あの場合アメリカに対して請求権を放棄しましたね。あれに似た同様の事があるわけですか。それで29条3項の問題が出てくる可能性があるんじゃないかと思ひますが、あれはどうですかね。

下田条約局長 日本国民に対して日本政府が補償するということ義務はなかつたのですが、しかし初めから補償してやるつもりで考へていたわけですね。

高辻説明員 しかし見舞金を以て正当の補償とは思つてい



ないでしょう。その点はどうですか。丁度相  
似た問題です。

重光 条約局  
第三課長

阿波丸事件の時には国会あたりでも、潜在的  
な請求権があるので、債権になっているわけ  
じゃない。而して戦争状態がまだ続いている  
から戦争状態が終了する時に双方の合意に基  
いてそういう請求権がお互に免責されること  
になったわけで、だから債権でもない請求権  
は平和条約で決めるべきである。そういう慣  
例になつておるものを捨てた。従つて損害賠  
償でなくて見舞金だと、こういう一応説明を  
したわけです。

高辻 説明員

~~29条3項の議題は~~ <sup>の放棄</sup>阿波丸事件の請求権も  
あり時は29条3項的を補償は~~な~~ <sup>やぶつた</sup>それを  
今度平和条約の時に一括して放棄した請求権  
の中に入っている。こういうことですか。

重光 課長

阿波丸事件の時に請求権を捨て、おられますか  
ら、平和条約の時に注\*関係は処理して行く  
-----

柳井 委員

私も高辻さんの言われるような意味をなす

が、私は阿波丸事件の損害賠償請求権放棄と  
いう約束事項は国際法上無効なものである。  
自領中に日本とアメリカとの間の約束をなす  
すからあんなものは国際法上無効なんで、あ  
れによつて日本は決して請求権を放棄してお  
らない。たゞ平和条約で放棄させられた。こ  
う思うのですね。

高辻 説明員

~~阿波丸~~  
同じような問題が残るかと思ひますけれども  
-----

柳井 委員

今となつてしまえば同じだけれども-----

高辻 説明員

あちらの方は余り疑う人がないよう ~~な~~ <sup>でも</sup> ~~な~~ <sup>た</sup>  
~~から~~ <sup>は</sup> ~~私~~ <sup>は</sup> ~~実~~ <sup>は</sup> ~~同~~ <sup>様</sup> ~~に~~ <sup>考</sup> ~~え~~ <sup>る</sup> ~~も~~ <sup>な</sup> ~~ら~~ <sup>い</sup>  
~~ら~~ <sup>は</sup> ~~そ~~ <sup>れ</sup> ~~で~~ <sup>妥</sup> ~~協~~ <sup>を</sup> ~~合~~ <sup>す</sup> ~~を~~ <sup>お</sup> ~~し~~ <sup>て</sup> ~~す~~ <sup>。</sup> ~~そ~~ <sup>の</sup> ~~考~~ <sup>え</sup>  
方が悪いかどうか別として同じようなことにな  
るのですね。

下田 条約局長

29条3項でなしに、議のノ項でやつたんじ  
やないですかね。(笑声)

宮沢 委員

柳井さん、平和条約で放棄することかできな  
かたつたらその前だつてできるといつてはい  
かんですか。

柳井委員 その前には日本には条約締結権はなかった……。

宮沢委員 平和条約締結権はあるのです。

柳井委員 人間が生まれた時に権利能力ができるのと同じなんです。

宮沢委員 それだけの能力を持つておるのだからその一部みたいなものをやつたんだからといつてはいけませんか。

柳井委員 いや、いかんと思ひますね。条約局長の言われるように29条の裸というものはもつと大車な裸だろうと思つておるのです。

高辻説明員 或る程度おつしやるところはわかるような気がしますがね。

田近幹幸 何うが勝手にやつたということは後で無理やりに承認させられたという考え方なんです。個人の財産を取り上げたということは……。

高辻説明員 まあそういうことですね。

柳井委員 その認めるという行為は国民の権利を侵害する行為なんです。

重光課長 戦時中に何うか国内法でそれを没収したかど

うかがう問題があるのです。アメリカの救済管理法でも同題があるのです。しかし我々として対米関係ではこの平和条約14条によつて自由に処分する権利を与えたのであつて、美はまたどういふふうにされるかわからない部分が出山あるわけですね。しかし条約という面からいへばすでに何うか条約上の権利を持つておるのです。平和条約を締結することによつて何うかに自由処分の権利を初めて与えたわけでありませう。ですからそういうふうにお考えますと条約という面では少くとも14条あたりと異なるんじゃないか。

柳井委員 そうですね。

宮沢委員 なかなかおもしろい問題でよくわからないのですけれども、前にもおよつとそういうことを申したと思ひますけれども、結局問題はやはり戦争の結果の条約で決つたというところにはやはり根本の問題があるわけですね。同じことを国内法律上でやろうと思つたつてそれはちよつと問題が別になるんじゃないですか。そ

(36)

ここでどう考えてい、かわからんが、少し乱暴  
だけれども、やはり条約というのは一種の国  
際法だから、国際法はどうもあいまいだけれ  
ども、戦争が終った際にそういうことがある  
というのは、今そういうことは可能だという  
ことがだんだん国際法で作られつ、あるとい  
うことを無視すれば、それが若し確立してい  
なければあ、いうことは無効だ、国際法に及  
する。しかしそうでないとするならば、有  
効だとすれば、それに基づいてやっただか  
放棄しても放棄すること自体は国際法即ち  
習に根拠を持つておるのだから必ずしも憲法  
でないしやっつて、それから後のところで国内  
の補償はとすると、今度は憲法の29条とい  
うような問題と離れて、第1項は書き出して  
もい、でしようけれども、或は同じようなこ  
とになるかも知れませんが、正当な補  
償ということは必ずしも言わないで、若し条  
約になんらかの定めがあれば別として、なけれ  
ば憲法政策の問題で、国内の私有財産制度の

補償は諸君国家の財政と国家の能力との関係  
において私有財産の価値が決まるわけですが  
ら、国力が衰えているとこういうことになれば衰  
ってしまふとこういうことがあり得るわけですが  
ら、そういうことを考えてよろしく補償する  
ということにすればいいんじゃないかと思ひ  
ます。これは少し乱暴な議論ですが、そうい  
う点で考えて行く余地はないかと思つておる  
のですが、まだ考が熟していないのでそれ以  
上に申し上げられないので、結局結論は  
実際問題としては財政の許す範囲内でできら  
だけお見舞いを出すというところで解決するど  
ういう方向になるのですけれども、その  
説明ですがね、なかなかおつと名案がない  
のですが、どうもやはりこれは国際法的な基  
礎に基いておる条約、そういうものでできた  
とこういうところに特異性があるんじゃないです  
かね。これを普通の法律による制限と同じよ  
うに考えることはどうもできないんじゃない  
ですか。

下田条約局長 国際法の原則からいっても私有財産を侵してはならないということが原則であつて、だからヴェルサイエ条約でもイタリヤ条約でも一方において敗戦国に補償を認めさせて国際法としての辻褄を合わしておつたわけですよ。ところが連合国側と辻褄を合せる手段をなんら明記しておらなかつたわけですよ。そこで財産権というものは国内にあらうと外国にあらうと、国家としてはそれを保護する義務があると思ふのです。だから外国にある日本人の財産が不当に侵害されたら国家は在外市民保護の義務を尽してあくまでそれを保護してやらなければならぬ。ところが今度の平和条約によりますと日本政府は保護権を放棄しておるわけですよ。国民の在外財産の保護権を……。そこで日本国民としては財産権を保障されていながら日本政府はちつとも保護してくれなかつたんじゃないかというところに complaint を持ち出すのは当然の話だらうと思ふのです。況わんやそれが国家の責任で払うべき賠償の

肩替りに俺達の財産を取られたらということも考えると、当然国家としては何とかしてくれてもいいんじゃないかというのもやはり<sup>普通</sup>に尤もだと思ふのです。

高止説明員

それが尤もなんで、それが尤もでないというようにことは誰も言わないだらうと思ふのですが(笑声)それが憲法29条3項の問題として~~おいてくる~~<sup>おいてくる</sup>のか、そうではなくて極めて尤もだということから出て来る~~ものか~~<sup>のせい</sup>の~~ものか~~<sup>のせい</sup>というところでやるべきじゃないかという事は~~問題があるはず~~<sup>問題があるはず</sup>だと思うのであつて、もう少し形式的に言えば、さっき宮沢先生が御座樹になつたような29条3項であればそれは~~これは~~<sup>これは</sup>正当ということについてはいろいろ解釈はありましようが、大体~~それは~~<sup>それは</sup>匹敵するものというふうなことであるでしょうし、~~それは~~<sup>それは</sup>尤もだということであればそれは財政の許す<sup>限</sup>り~~可能な限り~~<sup>限</sup>りに~~そこ~~<sup>そこ</sup>に落ちて来る<sup>もの</sup>じゃないですか

酒井説明員

結論は確かにその通りですがね。(笑声)

星光課長

宮沢先生、妙な質問ですが、29条1項の財

産権の尊重という事は、こゝで問題になつております外国にある財産——一方外国の法令で措置或は多少保護されておる財産ですわ——に対する29条ノ項の意味と、それから日本の法令で措置或は保護されている財産権に対する29条ノ項の意味と、これはどういふふうな違いがあると思えるものでしょうか。

宮沢委員

私はやはり29条ノ項というのは私有財産制度をとにかく承認するというのが一番根本の意味だろうと思つて居るのです。私有財産制度というものを根本的に変革、承認するというようなことは憲法は認めないというのが一番大きな眼目で、あと個々の財産をどこにあるのをどうする、というふうな関係までそこから当然出て来るわけでは無いのではないか。そこで裏付として3項までうたつたというふうな考へておるのですが、日本人の外国にあるものというふうなことになると同義がだんだん複雑になつてなかなか玉づかしいのですが……。

34)

柳井委員

私はこう思います。29条は日本の国内にあ

る一切の財産、それから外国にある日本人の財産には日本の領土主権、日本人主権、その所方じやないかと思つて居るのです。それから29条ノ項、これがいよいよ裸の大原則であつて、あと2項、3項で細目を決めておるつてあるが、この細目は全部には亘つておらない。あと2項について決めてある、或は3項で決めてない残れているものがこの29条ノ項の中にもまだある。即ち財産権は侵してはいけないというのだから、いろいろな侵す態様があるのだ。それで公共のために用いるという侵し方もあれば、そうでない侵し方もある。公共とまでは行かないが国家の外交政策、今回の場合で言えば敗戦処理という、敗戦に基くやむを得ざる場合を処理する、こういうもので侵しておるので、それについては3項は勿論適用がないが、1項だけであつて、この1項の中にじやどういふことをやつたらいいのかがという事は言ひては無い。だからそこは条理を以て補充する、その条理は何であるかとい

うと、一言にして言えば公正 equitable<sup>やび</sup>である。こういうことになるのじやないかと、私はこう考えるのです。

上田説明員 宮沢先生、ちよつとお敏え願いたいのですが、先程重光さんのおっしゃったこと、関連するのですが、所有権というものはそれぞれの国の法制で与えられて初めて所有権があると考えべきか、それとも何か自然法的に所有権というものは万国共通にあるものか、その点はどうなんですか。

宮沢委員 国によって大体決まるということになっておりますけれども、日本としては私有財産制度を認めるということになっておりますから、仮りに日本人の私有財産を他の国が認めないとい、ましても日本としては認めるという立場で行くより外ないことになるのじやないですか。

上田説明員 その場合日本人の私有財産は日本の法制上におけるものだけが憲法に言う財産権であつて、その他はそれぞれの国に法制があります

と資本主義社会では尊重しておるだけであつて、その国がその法制で或る理由の下にそれを制限する、それを一般的に認めさせるというような場合に、侵すとか侵さないとかいう問題になるかならないか、財産権と昔いであるのは日本の法制の下での財産権を言つておるだけであつて、天下に恥じないことをやりますならばいいのであつて、よその法制の下での財産権というものはこつちからとやかく言ふべき筋合じやないという感じがするのですが-----。

宮沢委員 その点は国際私法の法令10条の問題なんです。法例10条の2項の問題で物権の得喪は、その得喪の条件の成就した時の物権の所在地の法令によると、これが国際私法の法令10条によつて定められ、日本の法律で認められた財産権になるわけですね。先程重光さんが言われたように、今度の戦争の場合の措置については今度は本當の私有財産がない場合が沢山あります。放棄してしまつた奴がある。

実はあつた奴を先に捨て、ある奴が大分あるのです。

上田説明員 捨て、あるというのは、はつきりしておるのは14条ですが、4条関係では請求する権利を留保してあるので、放棄したという性格ではないと思います。従つてそれによつて、14条の場合でも、29条にいう侵害したとか、侵さないというのはどうでしょうか……。14条の場合でも、たい勝手になさいと言つただけですね。

柳井委員 それが放棄しやないですかね。いま権利がないですからね。

上田説明員 それは何うかやるのだから、何うが私有財産に対してどうするかは何うの憲法の問題であつて、それによつて財産権を認めればこっちも財産権として認めるし、それが不法でないという感じがするのです。

柳井委員 しかし国家は国民を保護する権利を持つておるのですから、それを捨てたのだから……。

上田説明員 その保護する権利を、とにかくあなたの国の

法制でおなたの方がおやりになることだといふことで諦めさせられたわけですね。そういうことはやはり侵すことになるのですかね。

柳井委員 侵すと思いますね。

宮沢委員 外国にあるものを放棄するという場合、外国で一応私有財産を認めておるということも前提としておるわけですね。何うもそれを認めるということも前提としての話です。それで何うが私有財産を認めないという態度で出て来ればそれは許されない、放棄にはならない。しかし何うが私有財産制度を認める、従つて日本の個人の財産は保障されておるという前提で、而もそれを保護しない。さっきの柳井さんの放棄したというところに問題があるわけですね。だからやはり日本もそれで何とかしなければならぬということになるのですね。

上田説明員 その協会の保護というのは一応プロテクトするといふことができるだけであつて、兵力を以てそういう法律を作つてはいかんといふことはできないわけなんで、或る財産権に対し

で他のもつと不平等扱されたという。或る原因によつて不平等扱をその国の法制の下でされた、されることがあることをノルダ条は予定しておるわけですね。そういう場合にはそういう原因を作り出した、そのことについて日本の法制で我々が是正されることあるかも知れない。そういう条件があつてもなお財産権に対して差別待遇をさせないというような保護権というものは、たゞプロテストするだけであつて、何も積極的に、日本の法制の下で財産権を保護するということとはちよつと違ふのじやないか。その国で認められた財産権の性質は本来そういうものであつて、たゞプロテストして見て、だめならやはり泣き寝入する。まあ国際司法裁判所まで行くという様なことはあるかも知れませんが、たゞプロテストするだけに過ぎないやうな感じがしますが……。

官沢委員　　そうすると仮りに何うで日本人が訴訟を起したとしますね。何うの裁判所はそれを認めな

ければならんということに法律論としてはな  
るわけですね。

上田説明員　何うは法律で日本を敵国と認めておるから取  
つていいという判決が出るだけであつて、賠  
償に取る取らんは復でくつ付ける理窟である。  
これは何うの法制で勝手にやることである。

宮沢委員　何うもその場合に日本が訴訟を起しても認め  
ないということは、それは条約を根拠にして  
言うわけでしょう。

上田説明員　やはり条約を根拠にして何うはやるでしょう  
ね。何うの法律の中で憲法違反とか何とか起  
さない限り……。

定次郎　何うのために憲法で私有財産権を認めておる  
ということが前提でできておるのでしよう。  
仮りに条約がないとすれば日本人の財産権を  
何うで補償しなればならん。ところが条約  
があるからこつちが訴えても何うは補償しな  
いということになる。そうなるとやはり放棄  
したのと同じことになるのじやないか。

重光課長　たゞアメリカの場合は御承知のやうに……

(42)



に日本の財産は返さないことは、これはアメリカの憲法に反らぬと述べているというところをいって、もうすでにアメリカの憲法は所有権に対して重大なる変更を憲法上平穩に作っておるわけですね。そうすると条約があつても、或は出師してもだめだと言われぬでしょうね。

官沢委員　そうすると外国にある財産という奴は何うが  
・ 何するかわからないから日本人の財産権はあるといつてもないといつても同じことだ。

上田説明員　財産権というものは本来そういうものじゃないかという気がするのです。

官沢委員　国家の条約とか何とか言つても、あなたの方は何をなすつても駄目だということになれば

上田説明員　資本主義社会においては大体共通の自然法的な考え方があつて、そういうものは保護するのだという考え方慣習があるだけであつて、実体上は財産権はその法制で定めて与えられておる範圍の能力しか持っていないし、政

府の主権の下でそういうものに制限を加えられることもある。主権の下で合法的ならば-----。たゞそれに対して道義的にアローストはできても、法律上侵すとか侵さぬとかいう問題は本来ないのじゃないか、道義上はあるように思ふのですけれども-----。

下田条約局長

それは国際社会を無秩序にするように思ふのですが。国、それから地方においてその財産を使用収益するということはその国の法令によるので、これはしようがない。しかし財産権自体を不当に没収したり、清算してしまつたりするといふことまでも外国の自由だとは言えないと思ふのです。それはその国の法律では適法であり、その国の裁判所ではそれが認められるかも知れませんけれども、その場合には非常時だつたら当然在外財産の保護権を剥奪して損害賠償の請求すら取り上げるということもあります。日貨排斥法で以て日貨を排斥すればこれは損害賠償の請求ができる。しかし戦争の結果では、平常時だつたら

非常に不法なことであつても、これが行われ  
たわけですね。

柳井委員

戦時の場合は、<sup>補遺</sup>報復をやるわけですね。

上田説明員

たゞ戦争というものが存在した時に Trade  
with Enemy Act、いわゆる戦争という事  
態が起つた時には所有権等を制限できるとい  
う規定はあるわけですね。単純に日貨排斥とい  
うような場合、道徳的に抗議できる範囲と、  
戦争をやった場合に道徳的に抗議できる範囲  
というものはおのづからそこに濃淡があるよ  
うな感じがするのです。その場合にはあくま  
でも前の方は道義上できるものであって、法律  
上所有権は、その法域の中では、その憲  
法なり、民法なりが保護した実定法の範囲内  
の権利しかないのが本来の姿じゃないかとい  
う気がするのです。

柳井委員

今の話で気が付いたのですが、1948年の

### Trade with Enemy Act

これはアメリカの国内法上正当な法律ではな  
いのですよ。アメリカの憲法違反の法律なん

です。というのは世界人権宣言のオニ条によ  
つて何人といえども財産は保護されておるの  
です。世界人権宣言というのはアメリカが言  
い出してアメリカの作った条約なんです。ア  
メリカの憲法では条約というのは最商の法規  
なんです。そこで日本人なんかに対して差別  
する各州の法律、あ、いうものは世界人権宣  
言に及するという、故にアメリカの憲法に反  
するということが最近何々の判決で出ておる  
のです。従つて日本も平和条約さえ作らなけ  
ればあれは憲法になるところなんです。人権  
宣言も条約なら平和条約も条約、条約同士対  
等であります。最高の条約とそうでないのと  
あるわけはないのです。

上田説明員

たゞ後法が優先するということだけですか。

柳井委員

そうですね。

上田説明員

そうしたら、所有権に対して、単純に条約で  
変更するよつなものならば、人権宣言という  
ようなもの、大それたものを作らん方がい  
つであつて、-----。

柳井委員 人権宣言というものは名前は大きいけれども、これに入つてい~~る~~<sup>る</sup>国~~は~~<sup>は</sup>拘束されな~~り~~<sup>り</sup>ですよ。

上田説明員 そういふような解釈でいいですか。

重光課長 48年の例の39条、あれは我々が一生懸命に考えて、アメリカは国際法違反をしていないのだ。何となれば vest というのは所有権を最終的に取つたのではない。~~ですから我々があの時韓国に対して言ったことはやはり~~

~~は変えられないとか、そういうことはいつたつてそれは所有権を最終的に没収したものではないのだ。だから韓国は所有権をアメリカからもらったものじゃないのだと、そういうことを言つたわけですね。我々は今でも理窟から言えばそれが正しいと思つております。今柳井委員のおつしやつたようにアメリカの国内法ではどういふ判例か出ておるか知りませんが、結局日韓会談でそういうことを言つたのはアメリカの国内法は、条約違反でも国際法違反ではないのであつて、何故かといへば最終的に取つたのではないから、~~

又その解釈すべきであるからといつたわけでは

上田説明員 朝鮮における日本人の財産は4条b項の問題で別個の問題であると考えますが、純粹にアメリカで敵産管理法でやつて、すなわち1948年の敵産管理法の改正で没収でき得るという問題があるのです。あれでアメリカは条約ができる前にすでに日本人の財産、或はドイツ人の財産というものは、—— 敵国であるからだと思いますか—— 返さないという法律を作つた。

重光課長 あれは書き方は同じですよ。39条を入れて朝鮮に持つて来て又やつたわけですよ。ですからあれはアメリカが正式にどう解釈しておるかわかりませんが、アメリカ本国の方は平和条約によつて確定したのだと……

喜沢委員 今の上田君の考を徹底して行くと、結局国際法というのは怪しくなつて来るのだ。国内で何したつて相手は何と云うか分らんから、そういう意味では心細いものではあるけれども、

それを認めておる以上は一応やはりこちらに  
私有財産制度というものが国際法的に保障さ  
れておるものと見て、従ってアメリカでいろ  
いろなことをやられて、それが皆適法かどう  
かということも疑問だと思いますが、しか  
やはり基礎条約がなければ外国における日本  
人の私有財産は一応保障されるものだとしな  
いと、今の説明はつかなくなるのじやないで  
すかね。そうすると外国にあるものはその国  
の自由だということにどうしてもなってしまう  
うのですね。だから国際法自身が怪しくなっ  
てしまうのですね。

上田説明員 条約が今のような形でできた条約で、例えば  
樺太のようなところは相互取極できまること  
となっておりませうけれども、若しも沿海州に  
財産がある場合、他の国にプロテストを依頼  
しておいたり憲法に触れないうで、無理やり  
サインさせられたものについては憲法を侵し  
たことになるということも何となくおかしい  
ような気がするのですがね。

柳井委員 <sup>下はわのて</sup>プロテストだけして賠償善賠償をとって来  
るのですよ。プロテストもしなければこれは  
捨てることになるので、今日本が弱いからそ  
うおつしやるけれども、元は出先までして取  
つて来たわけですよ。それからイギリスだつて  
軍艦を出し、<sup>例</sup>至済封鎖までやって必ず召し上  
げて来ますよ。より以上のものを召し上げて  
来ますよ。(笑声) だからプロテストしない  
ということは大変なことですよ。保護者の  
放棄ですよ。条約ができたからプロテストで  
きないが、プロテストということは重要な外  
交交渉の第一歩です。それでいろいろ話合を  
して取って来る。

上田説明員 それができないと判断したんですよ。我ら頑  
強ってプロテストしても……。 という場  
合にはそれは侵したことになるのですか。

柳井委員 国家が最善の努力をしておれば、いわゆる善  
良なる管理者の注意をいたしたと同いような  
意味で……。しかし自ら捨て、おれば……。

上田説明員 捨てたというよりはプロテストするだけして  
も結局サインさせられたのですね。

柳井委員 まあ平和条約の交渉の経過は私は存じません  
ので、政府当局に伺いましょう。(笑声)

大野会長 この問題はまだ続きますから、次回の問  
題に譲ることにいたします。次回は何日にい  
たしますか。それでは3月4日の2時からオ  
マケ調査会を開くことにいたします。

午後4時45分散会

在外財産問題調査会幹事名簿

昭和27年5月20日現在

幹事	幹事補佐
総理 村 千代田区三年町 電(58) 201 ~ 208	
総理大臣 宮 千代田区永田町 電(58) 101	
総理大臣 官房 書記 佐藤 大竹政男 通電(58) 591 内線 251 ~ 5	
田上 茂雄 通電(58) 760 内線 26	
自宅 東京区西中町10木925 電(92) 5059	
法制 局長 滝区末坂101 木坂雅彦 内 電(48) 6831 ~ 6835	
法政局 次長 林 修三 内線 18	第一部長 高止正己 内線 13 通電 西田 谷代田2-7-194 電(32) 2188
書記 新富区西大塚4-2-119 電話 公報局 電(95) 505	第二部長 西村 健次郎 内線 6 通電 杉並区天沼3-7-194 電(39) 4407
外務 局長 坂区芝田村町1-2-2 電(57) 5111 ~ 4	参事 信 荒井 内線 25 信 田 辺博通 直電(48) 2686
アシア 局長 中川 誠 通電(57) 5314 内線 402	第一課長 小次 武大 直電 381 通電 世田谷区下馬町2-7-2
秘書 長 坂田 真二 通電(35) 461 内線 160	事務 長 小林 春尚
通電 新富区大塚 60448 電話(39) 3492	
大 蔵 局長 大 蔵 有 新富区木場町 電(35) 1101 ~ 20 2120 ~ 49	
理財 局長 坂田 真二 通電(35) 461 内線 160	理財 次長 畑 井 俊彦 内線 174 通電 坂田 区 桑橋 2-3-170 電(40) 3981
通電 新富区大塚 304496 電話(40) 1962	総務 課長 澤 井 俊彦 (中務代理)
	外債 課長 森 真 武 芳 内線 188 通電(25) 0765 通電 杉並区大塚 30488
	第一 務 田 中 弘 一 内線 187
	第二 務 藤 葉 吹 秀 雄 〃 165
	第三 務 藤 葉 吹 秀 雄 〃 165
	第四 務 藤 葉 吹 秀 雄 〃 272
	第五 務 藤 葉 吹 秀 雄 〃 165
厚生 局長 田上 茂雄 通電(57) 3944 内線 261	千代田区 千代田区 電(57) 5700 ~ 9
通電 新富区三番町2 電話(33) 1904	引揚 課長 山本 清太郎 通電(57) 3944 内線 242
	引揚 課長 木村 又次郎 内線 271
	通電 目黒区清土 561
	引揚 課長 藤 葉 吹 秀 雄 内線 263 ~ 5
	通電 新富区 271 ~ 4

(注) 〇印は変更がなつた部令です。

在外財産問題調査会第13回会議

(第5回聴問会)提出書類表

- 84 第13回会議次第
- 85 在外財産問題調査会第5回聴問会予定表
- 86 幹事名簿(改訂版)
- 87 台湾引揚同胞の立場及び台湾領有事情(台湾残置私有財産返還促進期成同盟提出)
- 88 債権申立新聞公告文(4通)
- 89 在外財産問題調査会第7回議事録
- 90 在外財産問題調査会第8回議事録

227

## 在外避難問題調査会第13回会議次第

於 大蔵省第3分室

昭和29年6月8日(火)

1 開 会 午後2時

1 聴 問 会

イ 陳 述

ロ 調査会側からの質問

1 次回聴問会の開催について

1 閉 会 午後4時



在外財産問題調査会第3回聴聞会  
予定表

氏名	引揚地域	予定時間	備考
鈴木 重三	カナダ	1時間 (1人10分) の予定	在外資産補償 獲得期成同盟
葛谷荒太郎	英 国		
藤谷仙次郎	關 東 洲		
古川 義三	北島その他		
渡辺 剛義	台 湾		
加藤 卓雄	滿 洲		

229

在外歌座問題調査会幹事名簿

昭和29年6月1日現在

幹事	幹事	幹事	伍
総理 幹	十代田巳三平町 電(56) 201 ~ 200		
・総理 大庄官邸	千代田巳永田町 電(56) 101		
総理大臣官邸播磨屋敷徳拓参事官		参事官 大竹政男 直通(58) 591 内線 251 ~ 5	
田上長雄 官邸 直通(58) 760 内線 26			
自宅 文京区西甲町10丁目25 電(92) 5059			
法判 荷	港区赤坂1の1 赤坂番付 電(48) 6831 ~ 6835		
法判 向次長		高辻正己 内線 13 官邸 千代田巳代田 20224 電(32) 2188	
林 砂三 官邸 18		西村建次郎 内線 6 官邸 杉並区天沼30794 電(39) 4407	
自宅 新橋区大久保49170 公称長電話WD55 電(35) 0549		寺田 茂 内線 26 官邸 博通 直通(48) 2686	
外 務 省	港区芝田村町102 電(57) 5111 ~ 9		
アジア 街長		小沢茂夫 直通(57) 1990 内線 381 官邸 千代田巳下馬町2072	
中川 融 内線 602 官邸 杉並区大宮前 60448 電(39) 3092			
大 蔵 省	新宿区本塩町 電(35) 1101 ~ 20		
理財 街長		酒井復孝 内線 174 官邸 渋谷区聖蹟 20270 電(40) 3781	
後田 義二 直通(35) 461 内線 160		河井俊秀 (事務代理) 官邸 武蔵野 直通(35) 0715	
自宅 渋谷区千駄ヶ谷39496 電(40) 1962		森 武蔵野 直通(35) 0715 官邸 杉並区天沼 30688	
		田中 一 内線 187 官邸 吹上 165	
		池田 保雄 165	
		伊藤 香 272	
		藤崎 義雄 165	
専 主 省	千代田巳履7 電(57) 5700 ~ 9		
司掛 課長 内長		山本次太郎 直通(57) 3944 内線 212 官邸 新宿区百人町 西郷住宅 823	
田辺 繁雄 直通(57) 3944 内線 261		坂本 貞一郎 内線 271	
自宅 千代田巳二番町2 電(33) 1704		官邸 中野区上野田 29213 公称長電話 CA 2115 茶原 基 内線 263 - 5 津本 貞 内線 271 - 4	

(注) ○印は変更があった部分です

台湾 殘置私有財産返還促進期成同盟提出

一、台湾引揚同胞の立場

二、台湾領有事情

(才三國一と總令陳述人藤江鶴三ノ致事ノ  
提由有料)

台湾引揚同胞の立場

日華平和条約は、一昨年我が河田全權が、台湾に於て取結ばれたものでありますが、其条約の第三條に拠れば「日華両国民の私有財産の処理は兩國政府間の特別取極めの主題にする」ことになつて居ります。然るに当同盟が、今日に至る迄、八方手を尽くして政府に其急速なる解決方を懇請敬願し来れるに拘らず、毫も事態の進展を見ざるは、甚だ遺憾に堪えざる次第であります。

昨年、芳沢大使が帰朝の際も、再三往訪して親しく此問題の解決促進方を懇囑し、且つ事態進行の現状をお訊ね致しましたところ、同大使は「未だ何等の交渉もして居らぬ、故に外務大臣を訪ねて能く事情を具陳し、大臣から自分に指令のあるように取運ぶことが肝要だ。指令さへあれば、自分は勿論尽力する」とのことなりし故、次回に亘りて外務大臣を往訪し、時には吾等台湾引揚民のみならず外地よりの全引揚民代表が、手を携へて面会を求めたこともありま

したが、國務多端の故を以てそれさへ許されなかつたのであります。日華条約第三條に依りて取極めすべき兩國國民の私有財産は、台湾人の日本に殘置せるものに比して、日本人の台湾に殘置せるものは遙かに多額であります。従つて中国政府がその解決に氣乗りのしなしいのは寧ろ當然と申すべきで、之は日本側より強硬的に強硬に交渉を進むべき等であります。然るに此問題に就いて、曾て並木衆議院議員が国会に於て政府に対し、其後の経過を質問せる際、外務大臣は、「交渉を進めて居る」と答弁されたけれども、其後の勢に徴すれば、外務当局が果して誠意を以て此交渉を進めて居るか否か疑はざるを得ないのであります。

昨年、アメリカのニクソン副大統領が来日の際も、同氏を訪問して（十一月十九日）國際聯合会に対する陳情書の伝達を懇囑し、次いでアメリカ大使を訪ね（同二十四日）同大統領宛の陳情書をも提出しましたが、右の書類は、すべてニクソン副大統領が、携帶帰国さ

れたそうであります。尙ほ是れより先き、屢次、駐日中国大使館を訪問して、詳細に事情を具陳してあるのであります。

台湾に殘置せる私有財産に就いては、同地引揚げの際、それを証明する書類、即ち簿冊として動産不動産等を一一明記された確認証を手交されて居り、当時大蔵省にも届出を了して居りますから、内容が明かであります。之れは國際法上より論じても、又中国政府が自から確認したる立場上より言ふも、即時異論なく返還すべきものであります。

又、既に述べれば、夫等の私有物件は、其の持主即ち日六人の名に依りて、既に公売、賣付等の処分をなされ、其金は中国政府が保管して居り、又日本の国債、社債の内、無記名の物は、日本に渡り、他に転売されて居るとのことであります。

殘置私有財産の返還は、直接には飢饉に瀕せる引揚同胞を救済する途であること勿論その多額なる財産の返還に依りて、国家も亦鮮

からざる利益を獲むるので、これこそ真に國民福利と謂うべきであります。

併し莫一、交渉の如何に依りて、賠償財産の返還を得られぬ事態に陥つた場合、それは日華条約署名の際、同条約第十一條の適用として、議定書のBに在る「中華民國は日本國民に対する寛厚と善意の表徴として日本國が提供すべき義務の利益を自発的に放棄する」とある諒解に依りて、日本の賠償などに当てられぬものではあるが、萬一そうした事に向はりて返還を受けられぬ事態に陥つた場合は、当然政府が之れを補償すべきものであります。

三月九日、朝日新聞の報ずる所に拠れば、アデナウアー西独首相は、嘗て「合法的尊嚴に依りて受取された独財産に対しては友好通商條約の規定を適用し一切返還を要求しない」と声明して居つたに向らず、今回在米独有財産は、一九四七年在米私有財産をイタリヤの原所有者に返還された例に依り、虫逸人に返還せよと要求し、米

上院司法分科委員会のダークセン委員長も、在米独有財産は、戦犯者を除く一切の原所有者に返還すべきものであると勧告して居ります。

されば我が政府は此際、中國政府に対して急速且つ強硬に交渉を進め、特に記号番号等を明記して保管されて居る日本國債、社債等は直ちに之れを返還さすべきであります。

既に軍人恩給も復活し、元台湾に奉職せる官吏の恩給も支給せられるに至つた今日、ひとり民間人のみ所謂継子扱ひにせらるるが如きは、情理いづれよりするも、吾等の納得し得ざるところであります。況んや此等の引場同胞は、領台以来半世紀の久しきに亘り、炎熱を凌ぎ悪疫と闘ひ、汗と血とに依りて不毛未開の土地を開拓し、之れを樂土宝庫と化することに成功せる優秀なる闘士なるをやであります。然るに、斯く粒々辛苦の上築き上げたる一切の財産は差押えられ、引揚後續る処もなく、或は貧しき獄の一室に於て、医療を

も受け得ず、恨みを呑んで死に就きし者あり、或は全く生活の道を失ひ、座して餓死を待つの外なき者あり、而も政府当局は之れに対して何等の応急対策を講ぜんともせず、袖手傍観しつつあるが如きは、まことに遺憾に堪えません。

最近、朝鮮に於ける李承晩ラインを侵したという我が漁船そのラインの正しきや否やは姑らく措き、一応そうした問題のある区域に立入りて拿捕せられし漁船に対してすら、政府は融資の方法を講じて居るのであります。然るにそれとは比較にならぬ程重大性を有する台湾引揚同胞に対して全く之れ顧慮せざる如き冷淡なる態度は、吾等の理解に耐しむ所でありませぬ。

右要情細察の上、貴会に於て内閣総理大臣に御意見御答申の場合、是非共左の二項目を御主張せらるる様切に懇願いたします。一、日本人の台湾に残置せる私有財産の返還方を中国政府に対して強硬に交渉を進め、急速に其解決を謀ること。特に日本の国債社債

類は直ちに之れを返還せしむること

二、台湾引揚者に活路を得せしむる為め、中国政府が認証したる清冊に基き、政府に於て速かに融資の方法を講ずること

以上

台湾領有事情

(御参考までに、台湾が我が国の版図に帰属した当時の事情を左に略記致します)

台湾は元と化外不毛の地とされて居りたるものでありますが、明治二十七八年戦役に依り、日本の領有するところとなり、日本の版図に帰属するに至つたのであります。即ち記録に換れば

「明治二十七八年戦役の結果として明治二十八年四月十七日下関に於て日清議和条約締結され清國は我が國に台湾省を割譲せり

一、清國は左記の土地の主権並該地方にある城壘、兵器製造所及官有物を永遠に日本國に割与す

二、台湾全島及其の附屬諸島嶼

三、澎湖列島即ち英國グリーンウィッチ東經百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度の間に在る諸島嶼

第五條に



日清兩國政府は本条約批准交換後直に各一名以上の委員を台湾島へ派遣し該島の受授を為すべし而して本条約批准交換後二箇月以内にて右受渡しを完了すべし

此に於て五月八日清國芝罘に於て該条約の批准書を交換し、同十日海軍大將樺山資紀を台湾総督に任じ、且つ台湾受授の全権委員として派遣す。然るに台湾前巡撫唐景崧等は、本國の命に逆せずして叛亂を企てしを以て、我が全権委員は、清國全権の乞ひにより、六月三日基隆港外海上に於て清國全権委員李経方との間に授受を完了せり。

斯くて台湾全島及其附属島嶼並澎湖列島の主權は全く我が帝國の領有に歸す

茲に於て樺山總督は、台湾島受授、人民綏撫の諭告を發す

諭告

大日本帝國陛下は明治二十八年四月十七日下関に於て締結の講和

条約に依る大清國皇帝陛下所讓の台湾全島及其の所属諸島嶼並に澎湖島即ち英國グリニウチ東經百十九度乃至百二十度及北緯二十三度乃至二十四度の間に在る諸島嶼に於ける永久の主權を統有し給へり。本官は茲に勅令を奉じ皇帝陛下の御名に於て前記の諸島嶼を受取り、台湾総督として一切の行政事務を施行す。大日本帝國の所有地に住し、従順に適法の業務に従事する衆庶は、終始完全の保護を享受すべし。

明治二十八年六月二日

台湾總督陸軍大將子爵 樺山資紀

如斯経過によりて日本帝國の領有に歸したる不毛化外の地台湾は茲に維新第一歩を踏み出し、日本政府の國策に基き、本國より移住民を招来して国土の開拓、産業の振興、文化の向上に当らしめたのであります。此の國策に順応したる吾等の父祖は、官民俱に此の島を倚靠の地と定め、屏翳艱苦と闘ひ、洞藪瘠土を開拓し、夜々營々、

不測の努力を以て遂に帝國南端に一大空庫を兼成するに至つたのでありませぬ。當めなる敗戦の結果。過去半世紀に亘る粉骨砕心の結果たる私有財産は悉く接收せられ。僅かに一架の廢具類と金幣千円也の携帶を許されたるのみにて。捕虜同様の敗重なる監視の下に強制送還せられたのであります。

爾來今日に致る迄既に八星霜。我が政府は、此の引揚同胞の残置私有財産に対して、何等の保障も与えず。凱戦に傾せる引揚者に対して応急対策を講ぜんともせず。全く放置して顧みざるが如き実状であります。

一昨年。我が河田全權に依りて、日華平和条約が締結されましたので。一連の希望を前途に認め、その解決の実現を恰も大旱の雲霓の如く仰望して居るのであります。今日に至つて尙ほ殆んど具體的進展を見ないのは、まことに遺憾至極に存じます。

債権申立新聞公告文（四通）

- 一 金融機関再建整備法関係金融機関
- 二 閉鎖機関令関係金融機関（横浜正金銀行外十行）
- 三 閉鎖機関令関係金融機関（朝鮮銀行、台湾銀行）
- 四 在外会社令関係金融機関

在外支店が内地の銀行に振り出して送金為替と  
在外支店の預金等の債権の申告について

金融機関再整理協会の一部を改正する法律により「在外支店」を設けて首題債権の申告を交付する  
ることとなりましたから左記により御申告願います。

- 一、交付開始 昭和二十九年六月一日より
- 二、交付銀行
  - (一) 送金為替は、取組んだ銀行の本店又は内地にある支店へ以下本支店という。ならんども
  - 交付は、取組んだ銀行以外の銀行に交付したるものも、取組んだ銀行の本支店へ御申告下さい。
- 三、現金(指定全額債権を含む) 以下同じ)等については、この預金等を預けた銀行の本支店

三、申告の方法  
申告用紙がどこの本支店にも備えてありますから、これに記入し次の必要書類を添えて御申告  
下さい。なお御連立の方は本支店へお申込みならぬは早速申告用紙を添付願います。

四、必要書類  
(一) 現在の住所を証明する書類。米穀通帳、住民票抄本その他の現在の住所を証明する書類を  
添付して下さい。前記の法律の施行地外に現在の住所のある方は、債権者として取扱うことが  
出来ないことになっております。

(二) 債権の住所を証明する書類。送金小切手、当座口振込割取書、預金通帳、預金証書等銀行  
行取引において権利を証明する資料となるもの。但しその書類が交付銀行の在外支店が発行  
したものでない、と確認が困難な場合は、それ以外の書類を添付等して発行したものであっても可  
なり。列挙して送金小切手等の原簿をお持ち下さい。

五、申告上の注意  
(一) 送金為替等で一部は支店を交付し残りのも、すべて前記により申告して下さい。こ  
れ、その前送金為替等の残額証は送金小切手等の原簿等と別添の上にお出し下さい。

(二) 書類又は口頭で今日まで交付銀行へお申渡のあった場合も、前記によりあらためて御申  
告下さい。

六、債権の確認  
申告されたときは取戻えずに申告交付票を御渡しし債権が確認されるときは改めてその旨御  
通知します。なお債権の確認には手続上相当の時日を要しますので暫らく御猶予を願います。

七、送金為替の支払  
確認された債権は「在外支店」の資産を取戻しとして支払われることとなつておりますので、持  
主が整理された上で支払われることとなります。但し、十一月三十日までに、御申告とな  
った送金為替に限り、一律五万円(すでに支払われた金額があるときは、その額を差引く)を  
限度として、右の申告期間満了まで優先的に御支払することになっております。

八、印章  
申告のときは等には必ず御印(はんこ)を御持ち下さい。送金為替の一部又ははかたつて押さ  
れたものを御持ち下さいればなお結構です。

九、お問合せ  
権利を証明する書類が不備で申告その他の手続について疑問のある方、その他本件についてお  
問合せの方は左記の銀行ならどこの店でも親切に御説明致しますからなんなりとお問合せ下  
さい。

昭和二十九年 五月二十日

(五十頁順)

- |                           |                                  |
|---------------------------|----------------------------------|
| 株式会社 鹿見島 銀行<br>(旧林見島興業銀行) | 株式会社 富士 銀行<br>(旧林安田銀行)           |
| 株式会社 三和 銀行                | 株式会社 北海道拓殖 銀行                    |
| 株式会社 住友 銀行                | 株式会社 三井 銀行                       |
| 株式会社 才一 銀行<br>(旧林帝國銀行)    | 株式会社 (旧林帝國銀行)                    |
| 株式会社 大和 銀行<br>(旧林野村銀行)    | 株式会社 三 菱 銀行                      |
| 株式会社 日本勧業 銀行              | 株式会社 安田信託 銀行株式会社<br>(旧林安田信託株式会社) |

但し帝國銀行分は現株式会社才一銀行、株式会社三井銀行の何れの本支店にて申告を交付す  
す。

債権申立書 (才一画)

未払送金勘定及び在外預金の支払について

- 一、今回閉鎖破産令の一部が改正になり(昭和二十九年法律第一〇五号)左記送金勘定、在外預金等の未払金につき本邦内に住所(法人の場合は主たる事務所)を有する方に御支払いはなされることになりました。
- 二、閉鎖破産の在外店に取組んだ内地向送金小切手其他の送金勘定
- 三、非常時内地に預金(外貨表示内地特別預金)
- 四、閉鎖破産の在外店に取組んだ内地向送金小切手
- 五、所得の方其他が海外各店に預けて来た預貯金、金銭借託等
- 六、ついては、送金小切手、復金通帳、其他証書類等(税関から来た取り寄せでない方は、送金勘定を御送り下さい)
- 七、御所持の方は、当該証書類添付の上(証書類を御送り下さい)
- 八、尚以前に申立されたことのある方も改めて申出て下さい
- 九、債権申立書については、充分審査の上、確認できる分限り、各閉鎖破産の保有清算資金の範囲内で御支払いたします。尚債権額が日本国外で表示してある場合は、法定の換算率により円貨換算額を以て処理致します。尚債権額が日本国外で表示してある場合は、法定の換算率により円貨換算額を以て処理致します。尚債権額が日本国外で表示してある場合は、法定の換算率により円貨換算額を以て処理致します。
- 十、当債権額が清算資金を保有しない場合は、又は基金の結果確認できない場合は御支払いたしません。申立期間経過後の申立については、特殊清算からの除算されません。なお申立債権の金額と支払うに足る資金がない場合は分別支払は一部支払となることとなります。
- 十一、尚詳細の手続又は書式等については、当事務所又は指定銀行(富士銀行、住友銀行、才一銀行、東京銀行)本文店につき御尋ね下さい。
- 十二、債権の申立期限は本年十月二十五日迄です。(但し本年五月二十五日以後引揚の方については本邦へ着いた日から四月以内)

七、債権申立書式

債権申立書

整理番号

1. 閉鎖破産令
2. 債権の内書
- (イ) 送金勘定

債権者	取組日	支払日	送金種類	番号	送金額	元取人	表示通貨	金額

(ロ) 預金

預金店名	預金日	預金種類	番号	預金額	表示通貨	金額

添付証書類の名称

上記のとおり相違なく、且つ未払いに支払うべき債権であることを確認いたします。

申立年月日

申立人住所 (才一画)

申立人氏名 (ふりがな)

申立人署名 (署名捺印)

閉鎖破産

特殊清算人

右橋良吉殿

閉鎖破産

- 横正金銀行
- 岩崎銀行
- 中興銀行
- 朝鮮銀行
- 朝鮮聯合銀行
- 朝鮮聯合組合銀行
- 朝鮮聯合組合銀行

昭和二十九年五月二十五日

東京市中区日本橋通二丁目一番地(住友銀行ビル内)

在外活動関係閉鎖破産清算事務所

右橋良吉

- 九州興業銀行
- 南洋拓殖株式会社
- 東洋拓殖株式会社
- 外資財庫
- 利方財庫
- 株式会社
- 株式会社
- 朝鮮連産銀行

債権申立公告

一、今回債権回収の一部が改正されました。両行の国外店に取替または送金貯替のうり未収のまゝとなつてゐるもの及び引揚者の方が両行の国外店に預けておられた預貯金等のうち未収ができてゐるものになりました。

二、ついでに、本邦内に住所（法人に於ては主たる事務所）を有する方へ、送金小切手、預金口座振替、お申立預り、申立用紙を御所持の方は所定の申立用紙に之を添えてお申立の清算人宛へ御提出の証書類を御提出下さい。申立用紙は説明書と共に債権の場所にも用意してあります。

三、御提出の証書類で確認できたものは速にお支払致します。但し金額が日本円以外で表示されてゐる場合は、法定の換算率で換算されます。又預貯金には利息が加算されます。

四、なお御提出の証書類のうちには確認できないためお支払できぬ場合もあると思ひます。予め御承知願ひます。

五、以前に御申立になつた方が改めて御申立願ひます。御上陸の際証書類を税関にお預けになつた方は至急現物をお取寄せの上税関発行の返還書と共に御提出下さい。又横領買戻文書にも現地から返還されてきた送金小切手預金通帳等の一部が保管されておりますからお心当りの方は同着に御返金の申請の手続をおとり下さい。

六、なお詳細の事は説明書を御覧願ひます。又横領買戻書等でも社員から詳しく御説明申し上げます。

七、お申立の期限は昭和二十九年十月十五日までであり、神切り後は特殊清算から除外されます。すから御注意下さい。なお今後お引揚の方は本邦に御到着後四ヶ月以内にお申立願ひます。

昭和二十九年五月二十六日

東京都千代田区丸の内三丁目一番地  
三和銀行ビル二階  
電話千代田（一〇）五七三八・五九九六  
日本勧業銀行有楽町支店二階  
電話丸の内（二〇）三五六六・一六七一一

閉鎖機関  
朝鮮銀行  
特殊清算人 星野喜代治

東京都中央区日本橋區板橋一丁目三番地  
三和銀行ビル二階  
電話千代田（一〇）五七三八・五九九六

閉鎖機関  
株式会社 台湾銀行  
特殊清算人 上山英三

申立用紙備付場所

朝鮮銀行関係

- 一、株式会社 日本勧業銀行 株式会社 才一銀行 株式会社 富士銀行
- 株式会社 三和銀行の各本支店
- 一、中央日報協会本部並に地方各支店

台湾銀行関係

- 一、連絡員事務所  
大塚市東区馬場橋四の五  
三和銀行高麗橋支店内
- 三和銀行板橋支店内
- 一、株式会社 富士銀行、株式会社 三和銀行、株式会社 日本勧業銀行の各本支店
- 一、台湾炭置私有財産返還促進同盟本部

在外金融機関の未払送金簿及び在外支館の預貯金簿に関する

債権申出催告（第一回）

今般昭和二十九年法律第一七七号によつて昭和二十四年政令第二九一号の一部が改正され、在外金融機関の未払送金簿及び預金簿に係る債務につき本邦内に住所を有する方に御支払取すことになりましたから、右債権を有せらるる方は関係在外金融機関に対し左記事項を御申出下さい。同政令第十五条の二の規定に基づいて此般催告申上げます。

記

一 申出債券の種類

未払送金簿

預金（本邦からの対日送金の条件として一定金額を現地に預金した現地特別指圖書金を除く）

時金、定期積立、無尽給付金その他の預貯金に準ずるもの

二 申出期日

昭和二十九年十一月三十日まで（但し本年五月十五日以後引揚の方については本邦へ着いた日かより七月以内）

②この期日までに申出のない債権は特殊整理のり採存と引ますから御注意下さい。

三 申出場所

左記記載の在外金融機関特殊整理事務所（未払送金簿等については取扱銀行、預金等については預金先在外金融機関）

四 申出の方法その他

送金小切手、預金通帳、存款憑証その他これに連する証憑書類等へ宛附からまだ取寄せでない方は至急御取寄せ下さい。と御所持の方は所定申出用紙にこれと添へて夫々の特殊整理人宛に御申出願ひます。尚ほ以前に申出たことのある方も改めて申出下さい。債権申出書については捺印の上破紙を三分に限り清算資金の範囲内で法定換算率により御支払ひ致します。その他詳細は手続又は書式等については、当該事務所又はその指定銀行本支店につきお尋ね下さい。尚ほ所用紙は当該事務所にお申出になれり申出早送お送り致します。

昭和二十九年五月二十八日

在外金融機関名 株式会社 濟南銀行 代表者 多田寛文雄	特殊整理事務所又指定銀行 東京朝野ビル（東京区三田一丁目四九番地） 富士銀行（東京区三田一丁目） 指定銀行 富士銀行	在外金融機関名 株式会社 台湾商工銀行 代表者 佐田四郎	特殊整理事務所又指定銀行 東京朝野ビル（東京区三田一丁目四九番地） 三井銀行（東京区三田一丁目） 指定銀行 三井銀行
株式会社 漢口銀行 代表者 入江 隆	東京朝野ビル（東京区三田一丁目四九番地） 三井銀行（東京区三田一丁目） 指定銀行 三井銀行	株式会社 朝鮮商業銀行 代表者 徳山 新	東京朝野ビル（東京区三田一丁目四九番地） 三井銀行（東京区三田一丁目） 指定銀行 三井銀行
株式会社 上海銀行 代表者 安藤 謙	東京朝野ビル（東京区三田一丁目四九番地） 三井銀行（東京区三田一丁目） 指定銀行 三井銀行	株式会社 朝鮮貯蓄銀行 代表者 山口重政	東京朝野ビル（東京区三田一丁目四九番地） 三井銀行（東京区三田一丁目） 指定銀行 三井銀行
株式会社 台湾貯蓄銀行 代表者 入江 隆	東京朝野ビル（東京区三田一丁目四九番地） 三井銀行（東京区三田一丁目） 指定銀行 三井銀行	株式会社 朝鮮銀行 代表者 三井銀行	東京朝野ビル（東京区三田一丁目四九番地） 三井銀行（東京区三田一丁目） 指定銀行 三井銀行
株式会社 彰七銀行 代表者 吉市 米太郎	東京朝野ビル（東京区三田一丁目四九番地） 三井銀行（東京区三田一丁目） 指定銀行 三井銀行	株式会社 朝鮮銀行 代表者 三井銀行	東京朝野ビル（東京区三田一丁目四九番地） 三井銀行（東京区三田一丁目） 指定銀行 三井銀行

③ 尚ほ御方、旧債券の未払送金簿のとりかへない方は御住所を至急お知らせ願ひます。

10

89

極秘

在外財産問題調査会  
第七回会議議事録

243

0000 1230



在外財産問題調査会第7回会議議事録

場所 大蔵省第2分室

日時 昭和29年3月4日(木) 午後2時20分~午後4時30分

出席者

委員 大野竜太(会長)、中村建城、去津津存太、  
松島鹿夫、宮崎太一、宮沢俊彦、柳井恒夫、  
坂妻栄(50音順)

政府側一幹事……総理府審議室総括参事官代理大竹政男

法制局次長代理高辻正

外務省アジア局長代理小沢武夫

大蔵省理財局長代理酒井俊彦

引揚坂護庁次長 田辺繁男

説明員……大蔵省理財局外債課長上田克郎

同課長補佐 日中弘一、酒井保雄、橋見

義直、同係長上坂好美

大蔵省主計局司計課長補佐小島忠二

郵政省貯金局長小野吉郎

同少二業務課長 池本泰一

同課長補佐 黒石博、石崎

出席者……日本銀行総務部牛尾調査役、計理局印  
井次長、国庫局坂藤調査役

在外財産問題調査会第7回会議議事録

昭和29年3月4日午後2時18分開会

大野会長 それではこれから第7回の会議を開会いたし  
ます。お手紙にございます次第によりまして  
議事を進めたいと思います。第4回の調査会  
の議事録をアポルーブしたいと思いますが、  
何か御発言ござりませんか、或は訂正、増補  
はござりませんか。

松島委員 それに関連いたしまして、私のところへ村瀬  
という代議士の方が来られまして、この在外  
財産問題について興味を持っていて、議会で  
質問したいので、それで議事録を見せてくれ  
ないかという依頼がありました。私は極秘  
と音口てありますから、お見せいたしません  
でしたが、どういう具合に今後いたしますか  
若し会長が皆さんにお諮り下さって、我々個  
人に示したものでどういふことにすれば私はお  
断りしますが……。

大野会長 これは皆さんにお諮りした方がいゝと思つた  
てありますが、如何でござりましょうか。幹

24

事の方面におきましていろいろお考えがおありでしょうから……。

酒井説明員 私共の立場といたしましてはここで御審議の過程でかなりいろいろを、外へ出ては困るようなことも言っておりますし、勝手なことも言っておりますし、それから又案が決まりましたところと相違ったことも言っております。又発表してはならぬようなこともこいて言っておりますので、これがそのまゝ、外へ出るといふことは私共の立場としては困る点が相違あるだろうと思うので……。

大野会長 松島さん、それでございましょうか。今酒井次長からお話になったような点も多少あるかに思いますから、進行中であるからということで、一応遠慮したいというところで一つお話を懸えませんかでしょうか。甚だ御迷惑ですが……。非常に強い御要求なんでございましょうか。友人としてのお話なんでございましょうか。

1-1 松島委員 私を知っている人だからでしょうね。それで

なければ会長に要求して貰うだろうと思ひます。会長には何もありませんが。

大野会長 いや、私は伺っておりませんが……。大介今まで本当に幹事さんの御意見も、或る時の発言と、その次の、或はその次の次の機会における発言と多少食い違つておる点もあるように存じますので、或る時だけをひつつかまえて、これはこう言つたじやないかと言われるとお立場上、或は法律案が出ました場合にもこの方がいゝんじやないか、違つた発言、趣旨を言つたのはどういふわけだといふようなことで追及されると法律案が出た場合における質疑応答の点から言つと、説明のとき、或は政府委員として御答弁のときはお互にずい分困つたことがあるので、如何でございましょうね。

松島委員 そういふことならば結構です。ですから極秘にするということに決めて、今後一つ忌憚なくいろいろなお話を、又お話し下さるといふことで、極秘にするということに

されることはこれはい、と思います。

大野会長 どうもその方が自由に発言できてよさそうですね。あれはこうだったというようにフリーにお話ができる。

河井説明員 それに私共も自由に忌憚なくいろいろなことを申し上げまして、時には議論も交わりますし、勝手なことも言っておりますし、外へ出ると、その辺多少注意しなければなりませんので、そういうことでやって頂きたいと思うのでありますか……。

大野会長 只今申し上げましたような取扱をすることに御異存ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大野会長 それじゃそういうふうによつて御承認置きを頼みます。

それから次に引揚者の持ち帰った旧日本銀行券、送金為替、在外預金等の処理方針、答申書については大体サインをお願いいたしましたわけでありまして、御委託によりましてあの答申書はお任せを願ったような関係がございます

ので、いち早く総理大臣宛に調査会の答申書を提出いたしました。それから同日新聞記者諸君に発表するというので、新聞記者諸君が国会に詰めしておりますので、私国会に参りまして発表し、多少の質疑、或は応答をいたしたわけでありまして、そう非常に困ったような質問もなかったように思います。そうして多少数字や何かの点等につきまして質問がありましたか。これは幹事諸君から応答を得ながら何とか御返事をしまして責務を果たしたことを御報告申し上げます。それ以外にこの答申書につきまして何かございせんか。

〔「別にありません。」と呼ぶ者あり〕

大野会長 それじゃ以上の御報告を申し上げます。それからその次に「引揚者及び役員単人単属の存する郵便貯金、郵便為替の処理に関する問題点について」、この問題が郵政省から提出されたようであります。それで政府部内、私の伺つておる範囲においてはまだ郵政省のお考

えだけであつて、関係者、即ち大蔵省あたり  
との話合が十分でき上つた上でこの案をお出  
しになつたのではないと承知いたしておしま  
す。そして関係者では他に日本銀行あたり  
とも関係がおりになるかと思つてありま  
すが、関係者ではまず調査会の御意見を伺  
つてから考えたいと、こういふような気持ち  
あるように伺つておりますから、そういう内  
題として一つ御審議を願ひたいと思ひます。  
お手許にありますが争柄につきまして一つ郵政  
省から貯金局長、その他関係官の方が御出席  
になつておいでいただけますから一つ御説明を  
お願いいたしましうか。

上田説明員

いや、大蔵省の方に郵政省から御相談ござい  
ましたので、議事の進行をやらして頂きたい  
と思ひますが、こゝにお手許に「引揚者及び  
復員軍人軍属の有する郵便貯金、郵便貯蓄の  
処理に関する問題点について」といふガリ版  
で5枚ばかりのものを配りしてござります。  
それから次に表紙に「軍事郵便貯金等支払制

限処理問題に関する参考資料」といふものがお  
配りしてござります。それではまず問題点の方  
を眺みまして、それから現況がどうなつてお  
るかというまうなことを参考資料で読みまし  
て、それから又問題点というのを眺みして候  
ふ。そういう形で進めて行きたいと思ひます。  
それでは最初の問題点というものについて朗  
読いたします。

[資料66。「軍事郵便貯金等の支払措置に  
ついて」(郵政、貯金、昭和29.4.1)を朗  
読。]

以上が問題点を指摘したのであります。尚、  
今日は日本銀行にも関係がありますので、国  
庫局の方からお出でを願つておりますし、又  
主計局の方からもお出でを願つております。

大野会長

局長の御参考までに伺つておきたいのですが、  
この問題点についてという書類、最後にお読  
みになった書類は郵政省の御起草になつたも

かでございますか。或は又大蔵省と御相談の上  
で御起草になったものでございますか。この点、  
一つはつきり……。

酒井説明員

これは郵政省から大蔵省にお話がありました  
ものではございません。大蔵省でそれらの中  
こういう点が問題になるのではなかろうかとい  
うので、まあ郵政省からの御希望を研究いた  
します際にどういふふうにか、  
その問題点を整理いたしまして調査会の御意  
見を承りたいと思ひまして調整したものであ  
ります。

大野会長

この問題点についてという書類について、郵  
政省というが、郵政省の方々はどういふふう  
にお考えになつていらつしやいますか。この  
問題点として指摘されたケースについては全  
然御異存ないかどうか。それからその他にま  
だお考えになつておるところで問題とするこ  
ころがあるかどうかという点について一つお  
話を伺つておきたいと思ひます。

小野郵政省  
貯金局長

郵政省の貯金局の小野でございます。座つた  
まゝで失礼いたしますが、軍事貯金並に外  
地貯金の関係につきましましてはいろいろ問題点  
はあると思ひます。又、今大蔵省で私共の要  
望を承附しつゝ、問題の所在を数点に亘つて  
纏められたのでありますが、私どもの希望、  
望みといたしましては多少の問題はありますが  
が、これらの貯金は、日本郵便貯金の名前に  
おきまして預入を積つたものでござります。  
特にこれは日本の郵便貯金法、或は郵便為替  
法がそのまゝ適用、或は準用の形でそのい  
つた地域で行われていたわけでありまして、そ  
ういふ問題についてかなり法理的、或は実  
際の取扱いにおきまして他との取衡等の問題  
はあるかと思ひます。これらに対する現地  
の実際の取扱は、その終戦前のものは全然問  
題がないと思ひますが、特に終戦後の点につ  
きましては、或は日本の行政上の問題、行政  
権が当時あつたかどうかの問題、並にその  
他の関係もござりましようが、いずれとい

しましてもこうなった取扱を各領当局の下におきまして強く懲罰、或は強制等の制裁が働いておりますし、日本の郵便貯金法に基く取扱として継続しなければならなかつたという事が実情でございます。従つて預入をいたしました個々の人について見ますと全く絶対の信頼をもつて預入をいたしましたものであります。そういう関係もありますので、中に金額の特に大きいもの、こういった問題の点は確かにあると思いますが、大体が非常に少額な、やはり郵便貯金本来の性格をもつて預入されたものが非常に多いわけでありますので、こういうものにつきましても、この際やはり制限を撤廃してしまつた方がよいのではないかと、こういう強い希望を持つておるわけがあります。今日までのいろいろな経過を見ますと、かなり厳しい支払の制限はいたしておりますが、相対的にこの制限の撤廃に因する要望は強いわけでありまして、私どもの今日までに受けましたいろいろな陳情等の件数は約千

件にも上つておるような状況であります。更に国会等におきましても請願として出され、これが受理されたようなケースも最近も、あると思ひますが、去年まであたりものは正式には3件見当でございます。特に在外公館等借入金の場合にとられました当時からこれら郵便貯金等に対する支払制限は実は非常に苦境に立つたわけでありまして、むしろ在外公館等借入金に対する貸付者の気持よりも、郵便貯金だけを利用して預入したものに内地における財産の確保に頼り切つていた気持が強いようでございます。そういう関係で在外公館等借入金よりもむしろ安全だというような気持がずいぶん強かつた。内地における郵便貯金の利用と殆んど変わらない気持で実は預入をいたしましたような次第であります。これが例らざる実情であると思ひます。そういう関係で在外公館借入金等の返済措置がとられましたとき、これは非常に又郵便貯金に対する非難、或はこの問題に対する早期処理を要望

する声が相当強く出たわけであり、特に最近更に一部の在外財産処理等の問題の一端といったしまして外地の銀行預金等に対する措置がとられる。こういうことが非常に知れ渡りまして、最近特にこの問題に対する要望は熾烈になって参つておるようでございます。我々国会の郵政委員会等におきましてはこの問題について救済に亘って質問を受けたのでありますが、恐らく今後におきましてはそういったものは相当国会を通じてもかなり問題に存つてくる。かように考えておるわけであり、特に軍事郵便貯金の関係につきましては内容がかなり問題のある点があると思ひます。特に軍の参謀部等におきましては下士官、兵卒、そういった諸君の内地帰還後における生活の安定、こういった面を考慮しまして郵便貯金の当時の最高限度が千円に拘らず、それかといつて無制限ではありませんが、私物の処分をしても預入できるものは内地帰還後のためにノ万円くらい預入したほうがいい

いたろうというふうな報告をした事実もありません。そういう点は多少問題はあると思いますが、そういった新契の下にこの制度を利用した諸君から行きますと、実は非常に安心し切つておるような実情であります。外地の郵便貯金の関係につきましては、これはやはり終戦後におけるいろいろ困難な状況に在外同胞も追い込まれたわけであり、そこにやはり物はどうせ持つて帰れない。又引揚の非常に遅れました地域等におきましては、その間の繋ぎの生活費にも非常に困窮を来たしたわけであり、そこは日本内地においても同様であろうと思ひますが、いろいろ生活力の旺盛な人から見ればやはりいろいろな商売等もできたわけであり、そういう関係で当時の制限額から見ますと、大部分は制限額の範囲内であるわけであり、中には相当高額のものも入つておるようでもあります。たゞこの点につきましては郵便貯金の関係は非常に特殊の規定を郵便貯金法に設けて

おりまして、仮りにその当時千円、今日郵便貯金の最高限度は10万円になっておりますが、当時の千円にいたしましても仮りにそれを超える場合には、これはいわゆる預入という法律行為において無効だと、こうは扱われてはおらないのであります。やはりその預入行為は一応は成立するわけでありまして、ただそういうものを郵政当局で発見いたしますと、この戒厳措置をしなければならぬ。本人に通告いたしまして超えた部分を払い戻させ、全然取り上げてしまふという問題ではないのでありまして、制限額までに納まるように超過部分を払戻を要求させる。そういう払戻の要求に応じない場合におきましては、我々の方におきまして公債を購入いたして、それを本人に代つて保管いたしまして、本人から請求があれば、それを売却して本人に金を支給する。そういう建前になっておるわけでありまして、いずれにいたしましてもその最高限度を設けました趣旨は、民間金融機関と

の調整、こういう点に非常に重点が置かれておるわけでありまして、かなり問題はある点はこれをよく承知できるわけであります。併し、<sup>今</sup>大部がそういう制限をそんなに超えておるものでもございませんので、この限度までのものにつきましては郵便貯金のそういう様相からいたしまして、この際強ち他の<sup>と</sup>均衡問題のみでなく、並流なこれは政府の郵便貯金の業務として行われたわけでありまして、その辺は我々の希望として或は甘い面があるかも知れませんが、是非これは早急に制限を撤廃して支払を開始してやるべきであるとかうに考えます。又この問題点の中にいろいろあります措置、これは必ずしも私共絶対承認しかねる。こういう筋でもございせん。確かにこの個々につきまして問題点であることは十分わかるのでありますが、我々の気持といたしましては今申しあげましたような郵便貯金の非常な特殊性の状況から、特に軍事貯金につきましては、すでに預金部の



損失の処理をいたしました場合に、割を切り  
捨て、後の割は逆にいえば権利があるのだ。  
こういうことを確認したような形にもなっ  
ておりますし、これを今打ち切るといふことは  
非常に状況としては困ると、こういうざるを  
得ないわけでありませう。又仮りにその在外借  
入金等の措置の際にとられました貨幣価値の  
換算、こういった方式をとるといたしまし  
ても、実はどの通貨で預入をいたしましたものか、  
全然内容はわからないわけでありませう。全部  
円に換算されておりますし、日本円で預入し  
たものもありませうし、朝鮮銀行券、或は  
満州銀行券、その他銀券、儲備券と、いろ  
いろありませうが、果してその個々の金額  
の元の通貨が何であつたかといふことは、こ  
れは全然わからないわけでありませう。と同時  
に軍事郵便貯金等につきましても、この中  
にもありますようにいろいろ部隊の移動によ  
りまして異つた地域で預入をいたしております  
し、そういった関係から一々そういうものに

ついて貨幣価値の換算レートをとるといふ  
ことは非常にむづかしいというよりも、もし  
も不可能な状況にあると、こう申し上げたほ  
うが、いんじやないかと思つております。  
大体以上のような気持ちを持つておるわけであ  
ります。

大野会長 それから又皆さん方の御便宜のために私も承  
知しておきたいのですが、向題の内容といふ  
ことよりは、そのグラウンドと申しますか、  
外観に因する向題も伺つておきたいのですが、  
塩軍会計というものがあつて、それの恐  
らく関係があると思つておるのですが、旧軍事貯金  
につきましては全部が……。

小野局長 そうでございませう。

大野会長 そうでございませうね、その跡始末がついてい  
ないんじやないかしらと思つておるのですが……。

小野局長 これは付いておりませう。

大野会長 その付いていない金額はどの位存んでござい  
ますか、現在までの制限解除前の現状にお  
いてはどの位の金額になりますかしら……。

小野局長 26億でございます。

大野会長 現在のところ26億。それから若しこゝに書いてある郵政省の御希望の通りのような制限を解除した場合に26億プラス幾らになるかですか。

小野局長 31億でございます。

大野会長 すでに欠損といいますが、不足を生じている部分が26億……。

小野局長 これは全体を通じまして単申貯金、外地貯金、為替全体を通じまして現在どういった決済が付いていないのが、57億でございます。しかし、その中にはもうすでに税関で支払ったものもございまして、資金面では決済が付いておりませんが、そういった措置がとられてやっておるわけでありまして、現在これを支払をするために要する金は、大体こゝにありますように留保額の統計になるうと思っておりますので、25億ばかりでございます。後は一応資金面では未処理ではありますが、実際には支払いし、或は支払可能な状況にあるわけでありま

す。今の制限の下でやり得るわけでありまして、従って款りに今この措置によりまして、これを全部支払うということになりました場合に、資金面ではこの関係で25億ばかり措置を要するものがありますが、従来の57億から25億を引きました、そのもの自体も実際は資金の決済は付いておらないのであります。しかし、実際にはこの制限を設けました24年当時から今日まで支払をいたしておるような状況でありますので、そういった資金面の措置、或は予算面の措置は必ずしも29年度において裏付をしなければならぬ、こういうものではないのでありまして、在来のような資金操作、これが認められれば支払そのものは可能である。しかし、いずれは臨軍であれ、臨軍の肩替りは一般会計でありましようか、それぞれ決済の措置は必要であります。その資金は或は資金運用部なり或は郵政専業特別会計に整うなければならぬものであります。これは必ずしもこの支払をするために同

時に解決されなければならぬ問題ではない  
のでありまして、そういう一般会計の処理  
し易い時期まで或はなし崩し、或は処理し易  
い時に一挙に解決すると、こういう方法はあ  
り得るわけでありませう。

大野会長 只今おっしゃったことを我々の言葉に翻訳し  
てまいりますと、こういうことになりそうであ  
るね。支払制限を解除すると、そうすると払  
わなければならぬが、その金繰り自身はこれ  
は差繰りできる。今すぐ資金を一般会計から  
出して貰って、29年度の追加予算が何かに  
組まなければならぬということはないと、差  
当り支払の金繰りはできる。しかしいずれに  
してもそれだけの欠損が生ずることであるか  
ら臨時軍事費に代るものとして一般会計から  
金を貰わなくては充てられず、今ま  
ですでに充てられている収支を始末をつけない  
のだから、更にこの御希望のような措置をと  
るとすれば、更に欠損が大きくなるが、それ  
は29年度以後に或る程度の、まあ何年か

かって或は年賦で払うか、或は一週に都合の  
ついた時に払うか、こういう格好でも付けて  
もらわなければならぬものである、こういう  
ふうな意味でおっしゃったことと御了解を頂  
いてい、だらうと思うのでありますかね。

小野局長 そうでございます。

大野会長 そういふ今おっしゃるような点のオーとして  
主計局の方々、我々そういうふうに見て差  
支ないでしようか。今の点に因する限りは、  
そう了解して差支えございませんか、と申し  
ますのは-----。

我軍委員 それについて非常に初歩的な質問ですが、臨  
時軍事費と軍事貯金とはどういふ関係になつてい  
たのか、それをちよつとお伺いしたい。

大野会長 今御質問ですが、臨時軍事費と軍事貯金との  
他とはどういふ関係になつておつたかと、こ  
ういふ御質問なんですか-----。

小野局長 私から御説明いたします。軍事郵便貯金とい  
いますのは、軍事郵便貯替と同様に野  
郵便局で取り扱われていたものでありますけ

北は、野戦郵便局、或は海軍軍用郵便所に入つた貯金なり、衝替というものは現地の軍の経理部に郵便局の余剰金として払い込まれるわけなんであります。余剰金として払い込まれたその金というものは、現地ですぐ軍の経費に振り替えてしまうわけです。そうして振り替えたという通知が野戦郵便局から郵政省に参る。現地の軍からは中央の軍に参り、中央において、つまり東京において郵政省と軍と決済をする。つまり中央の軍としては、現地に現送する代りに野戦郵便局の金をすぐ海軍の支出に充てたという関係になっております。

武喜委員 どうしますと振り替えてしまつたら郵政省の方で海軍費の方から貰うべきものを貰わないでいたということですね。

小野局長 そういふわけです。

大野会長 ですから貰わないまゝの状態では、それだけ穴があいてゐるわけですね。それから又今支給の制限を解除すると余計大きな穴があく。

だからこれは結局一般会計から貰わなくちゃならん。しかしそれは貰わなければ支給ができませんかといへば、その全録りの商類は別だ、それはできますと……。たゞ私どういふことを皆さんに申し上げて行けるかは、折角今政府が一兆円という奴でデフド・ラインを切つておる。追加予算が何か翌年度に出さなければならんということになると、又一兆円をオーバーするといふようなことになりまして、いろいろな線に非常に崩れを見せる。そんなことが起る心配がありやしないかという点を考慮して伺つておるわけなんであります。今差し当り全録りが甘ん、直ぐ追加予算なんか組んで一兆円を突破する形勢を惹起する心配はなさそうだと、こういう状況である。これを一つ確かめたいと思つて伺つたわけなんで、その点はどう了解していかどうか、今おっしゃる通りの状況であると考えたいかどうかということをご主計局の方から伺つておきたい。

小計主計局  
事務長

私主計局の小計でございます。課長が主席で  
きつて申訳なりのですか。私ちよつとお答  
文申し上げます。只今問題になりました指軍  
につきましては、その当時指軍としての決済  
の剰余金は179億ばかりあつたわけであり  
ますけれども、これは今問題になっている軍  
事郵便所の金とも関連があるのであります。  
いわゆる支出官が出納官吏に資金を交付した、  
その金が381億ばかり、これを使ったかどう  
か分らんのですが、その金があつたわけであ  
ります。それでこの381億を控除して一応決  
済を付けた。従ひまして剰余金は先程申し上  
げました179億でございますけれども差引  
200億ばかりの赤字であつたという様な関  
係になっております。しかしながらその他に、  
こゝに日本銀行の方もいらつしやるのですが、  
戦時未整理とか、いろいろ戦争のために整理  
の付かなかつた資金がいわゆる戦時未整理新  
定として日本銀行の方に残つておるのであり  
ますが、それが150億くらい今でもまだ未整

理のまゝ残つておるのであります。そういう  
わけでその当時約5、60億の欠損というよう  
なことで非常にインフレも昂進してゐるし、  
なかなか早急には予算化して整理できない。  
旁々戦災のために昔類その他、或は又講和発  
効後のいろいろな処理の問題等というのと同  
連いたしまして、その整理が今日まで延び延  
びになつておるといふ様な状況であります。  
それで私共の方も郵政省の御要望によりまし  
て再三折衝はしておるのでありまするが、こ  
の指軍の他にまだ外地会計、いわゆる朝鮮、  
台湾といったような外地の特別会計、これら  
もまだ法律で廃止はされておりますけれども、  
決算は結了しておらないという様な状況で  
あります。これも今後の問題として整理しな  
ければならないという項目になつておるわけ  
であります。大体以上のようなことで御了承  
願ひたいと思ひます。

大野会長、それから又同様の趣旨に従ひまして外観の関  
係を管線に御承知になつて頂きたいのです。

私も承知したいのですが、この間の答申に基づいて、あゝいう旧日本銀行券であるとか銀行の未払送金あるいは在外預金というものを政府が処理なさることになると思いますが、あゝいう答申をしたことから、この問題は元からあったのであるが、さらに火がついて来た、あるいはそれより前に在外公館等借入金<sup>の</sup>処理で少し火がついておる、ある程度まで措置をされたが、そこにまたこういう問題が起つて来たというこのように外から思えるのですが、この問題以外に、あの答申書に関係しまして更に同様な問題がありますかどうか、あるとすれば影響するところが相当ありますし、この間の答申若しくは只今提起されておる問題に対してのある処理が導火線になりまた波及して行つて別の問題が起つて来るということが皆様方のお考えの中で考えられるかどうか、その点も一つ伺つておきたいと思ひます。役所の方もお出でですし、日本銀行の方もお出でですから、そういうことがあればこの際伺

つておかないと、全貌を考へて行かなければならぬことだと思ひますが、その点は如何でしょうか。

通井説明員

在外公館等借入金に極めて近い性質のものという、現地軍の経理部長が、終戦後だつたと思ひますが、現地軍の現地での生活維持のため借入をやつた、実は預金通帳の形でなく、借りたものがあるやに留めておられます。それをどうするかという問題、それからだんだん進めて行きますと、結局南支那債という、南方開發金庫の問題にも触れて来る、相当先の問題ではありますが、そういうわけで金融機関再建整備法なり企業再建整備法なりあゝいうものの在外財産処理にも若干触れて来ると思ひます。結局つきつめて行くと、残された在外財産問題に、この処理如何ではつなかつて行くところが若干ある、殊に旧満蒙貯金でありますとかあるいは軍政盛部の貯金でありますとか、こういう問題は響くところが相当大きい問題だらうと思ひます。

上田説明員 只今のをちよつと補足いたしたいと思ひます。軍需部便貯金と関連いたしますけれども、軍人でなくて現地の通保をやっておつた人たちが、退去するに際してお金か余つたが、どこにも預けるところがなから、野戦軍の経理部長なんか預り証を發行し、その預り証を携つて帰つて来て税関に預けてある。ところがその預り証なるものが、酒井次長が御説明いたしました通り、或る場合に現地軍が自活のために必要があつて借りたというものもある。ところがある場合には誰にも預けるところがなから、経理部長が一着えりかつたというので預けて来た。借りたのが預けて来たのかわからぬというものがあるわけであり、この金額がいままでのところあまりはつきりいたしておりませんが、たい概数を申し上げます。今まで聞いておりますところでは、陸海軍合せて約二十数億あるのであります。在外公館等借入金の際は外務省が主として在外公館等借入金をおやりになつたので

すが、この方は、陸軍、海軍の問題であるというところから一応補上げになつたもので、在外公館等の借入金の際に属さないものは未処理になつておるわけですが、郵便貯金がかつたの形で動き出すことになりますと、そのことに恐らく火がついて来ると思ひます。

我妻委員 預つた金を何に使つたか、どうなつたか……。

上田説明員 これはまだはつきり分りません。現地軍が現地でいつまでその通貨が通用したかにもよりますが、引揚が一語であれば預つたというだけで、別にそれが利用されたかどうかわからぬ。それで通保の趣旨が早く滞つたという場合には、その通貨が流通をしております限り何か軍の人たちの生活のために使われたという事は想像されます。

我妻委員 一緒に携つて来て、税関に止つておるものもあるのですか。

上田説明員 それもあり得ます。これは現地通貨でありますので、いま税関から返しておりますが、殆んど価値があるものはちよつと考えられな

い嗜好になるわけでありませう。

大野会長 今のような問題があるとして何しますと、これについては資金の差繰りはつくし、29年度の追加予算という問題は起らないが、資金の差繰りのつかない親類筋の措置を講ずるといふことになる、追加予算を組まなければどうにもならないという結果になり、それでは筋が通らないという……。

酒井説明員 貯金局のあれでないと、郵便局といえども全部の才出をつけられない限り差繰りはつかないと思ひます。

大野会長 例えば今の満蒙問題とか何とかいうことになります、これは全然郵政省に対する債務ではないのであります、これを差繰って金を払ってやるというわけに行かないね……。

小野局長 これは程度の差がありまして、たいそういろいろな事情のものもあるので、参考までに付け加えたわけでありませうが、日本の郵便貯金の名前において、日本の国法を適用してやつた扱とは全然別個の問題であります。

大野会長 そこまでのずと少しおかしなことになる、ね、支払資金に直ちに困つて来るし、それからいまいでの答申で銀行の法金為替というものを扱います上において、何うで預けられたものは外地における金融機関の債務であるという觀念の下で一応処理して来ましたね、仕向けられたこっちのほうの金融機関の債務ではないという觀念でやつて来たわけでありませう。そうすると何うのほうの債務、しかもそれが今無くなっておる政府の債務であるということと、少くとも日本の郵政省の關係しておる債務であるというのでは、大分筋が違ひますね。

小野局長 これは全く経済措置でございますから、この措置は資金操作がやれるものではないと思ひます。本當の援助措置も予算を組まなければできないと思ひます、さきほど申されました郵政省の借入の問題、これはありませうけれども、これは支出から行けば、これははつきり日本の郵便貯金法による扱である、斯



金法の中には権利者に対しては背後に資  
金の問題はありましようが、貯金法の建前で  
は払戻しの要求があればいつでも通常の状態  
において払戻しに應じなければならぬ。  
こういう状況になつておる。その辺の権利義  
務の關係ははつきりしております。しかしこ  
れもまた性質が違ふように思います。たゞこ  
の問題は、終戦後の問題でございますし、殆  
んど全部が資金的に決済のついておらない問  
題であります。と同時にいろいろの預入行為  
におきましても、あるいは制限額を甚だしく  
超過することがその後の貨幣価値の点におき  
ましても、終戦当時決められた円元パーとい  
う率で行つておりますし、その後非常に通貨  
の価値は当時の円元パーを維持しておつた頃  
より非常に乱調子になつたと想像できます。  
そういう問題はたしかにあるのでございます。  
特にこれについては、協賛券あたりがやはりこの  
取扱の最後まで終戦当時決められた百元に対  
して日本円ノ千円、こゝにいう率で換算して、

日本円表示の貯金になつております点はたし  
かに問題はあると思ひます。たゞ外地貯金  
等につきましては、円貨で預けたものも受け  
取りました。他方日本人に対する終戦前の  
郵便貯金の支払を円貨で支払つて。来て  
おります。そういう關係で預入されたその金  
は日本との關係における正常な決済がついて  
おりませんが、現地における日本の郵便貯金、  
しかも終戦前の金で当然全額支払範囲に属す  
るものの債務履行に充てられておる。こうい  
う実状もあります。軍事貯金、外地貯金、こ  
れは私どもの氣持としましては、この關係は、  
段階をつければ外地貯金が第一、軍事貯金は  
いろいろの措置を講ずるにしまして、希望  
としてはやはり制限撤廃を希望するのでござ  
います。程度の差からいへば外地貯金に次ぐ  
もの。この点については最高の支払限度の設  
定という問題については問題として非常にな  
り得る問題でもありますし、またそういう措  
置が取られましても、全然納付できないもの

ではないか<sup>の</sup>ように私もは考えております。  
我妻委員　いま会長がいわれたように、この委員会で  
内地に本店がある銀行の外地の支店に預け、  
外地支店から送金した場合には、それは外地  
の債務を見る立場をとったという結論の基礎  
には、金融機関は法律的に同一人格でも、支  
店、本店の間には半独立のようなものがある  
のだというそういう前提でしょう。郵便局に  
ついてはその点どうお考えになっておます  
か。

小野局長

その点<sup>河原</sup>資金から行きますと、結局終戦後のい  
ろいろ交通の杜絶等で送金等は不可能になっ  
たのであります。この大蔵省資金運用部に金  
が入って参りまして、現地におきましては資  
金面でも独立性は全然ないのであります。こ  
れは日本内地における郵便局に預入したと同  
じようにその額は、全部日本銀行代理店、支  
店、取扱店等を通じて全部預金<sup>預</sup>の口座に集中  
されるのであります。従って運用は全部日本  
政府におきまして一元的にやられる、という

うような状況になっておつたわけでありませ  
上田説明員　大蔵省からも補足したいと思ひます。野  
戦郵便局あるいは外地の郵便局という関係に  
ついては、いま野金局長のお話のようになります  
うかと思ひます。会長のいわれたようなこと  
を、満洲郵政庁とか蒙疆郵政庁あるいは北支  
郵政庁が送金などを扱った、あるいは野金通  
帳を出した、そういうものについては明らか  
に何うのものである。そういうふうに考えて  
おります。

我妻委員

郵便に對する限りは、銀行の支店の半独立性  
を考ふる余地はないわけですね。

上田説明員

その点につきましては、まだつめておりませ  
んのではつきりとは申し上げかねますが、野  
戦郵便局は、今野金局長のおつしやつた場合  
に近いものじゃなからうかと思ひます。

酒井説明員

終戦前はたしかにそういう性格であつたと思  
ひます。終戦後至清交通が閉ざされた場合、そ  
れから以後受け入れたものを、性格的にや  
り全然本店で受け入れたのと同じだと考ふる

か、半独立性を考ふるか、そこは終戦前と後では支持の上で多少違いがあると思います。

宮沢季實 銀行の場合と国の場合はやはりそこで相当の違いがあるでしょうね。片方の銀行は金を払えば払って差支えない。払える状態ならば払うことは案ずる必要はない。しかし国は全然同じに考ふることは-----。

酒井説明員 そこをつめて行きますと、結局貯金局にその支払能力ありや否や、回金されないで現地にどまっておりますから、ということでは銀行的にいえば貯金局の支払能力というものに帰するわけでありまして、これは他の臨軍その他の問題ともからまつて、結局一般会計の税金ということになりますと、それを皆払えるかという問題が出て、国の場合には銀行のように独立性の問題でなかなか議論できないと思えます。

天野会長 宮沢さんの言われるように、国という概念とそれから国をもう少し分けてまして特別会計をいれましようか、酒井文長の支払能力云々を

いわれたのは、その特別会計ごしよ、ところがその特別会計というやつは、補填して貰わなければ今払えない、差当りはいいですが、資金の繰りだけはつくけれども、本当に精算して見ると払えないじゃないか、もらつて来なければ駄目じゃないか、だから支払能力ありというか、支払能力なしというか、ちよとど境目にあるような状態じゃないかと思えます。国全体として大きく考えれば国の債務と見るが、銀行と対比するという概念からすると特別会計になります。<sup>その</sup>ところが私懸れたように、そんなことは、預金者の前でいわないけれども、支払能力というのに多少<sup>問題</sup>があるんじゃないかと思えます。

小野局長 その点はやはり貯金の性格として金を集めることが郵政省、逓信省は当時の<sup>逓</sup>預部、大蔵省と郵政省の合併のような形になっておりました。そして事業は国の事業、こうなつておりました。現在の貯金法は、郵便貯金の払戻等については、国はその債務を補償する、こういう

明丈がはっきり入っております。

大野会長 それが入ったのは最近じゃないですか、私  
知っておる限りそんな補償は特別会計にはな  
かった。

小野局長 その頃にはずつと特別会計でなく、一般会計  
でなっております。

大野会長 いまの問題が起つた当時は、一般会計じゃな  
く、特別会計だった。

小野局長 その当時におきまして、現在もございま  
すが特別会計としてはやはり今の資金運用部  
の運用利廻りはコストをカバーできなかった。  
従つて一般会計の補給という事で廻ってお  
ります。

武尊委員 国に預けたのを国が補償しろというは、お  
かしいといえはおかしいが、日本の国がなく  
ならない限り払うというのは、常識的な考え  
もあり得るけれども、普通の場合にはまろん  
それではなければならぬでしょうけれども、今  
日本が非常に大きな痛手を受けて損失をいろ  
いろなところに転嫁してお互に我慢するとき

には、その中でどういふふうに資金を分けて  
どういふふうにしておつたかというところが大  
きく物を言うと思います。どうせすての報  
告を払えなりからどこかで我慢しなければな  
らん、どういふふうに金を分けてどこにやつ  
てどこにやつて行くかという国の財政のから  
くりが物を言うと思います。その点が極みと  
なるわけですね。

酒井説明員

法律的につめて参りますと、どういふことにな  
りますか、野戦郵便のほうは恐らく明瞭に  
貯金局が戦地に出て行ったという恰好になつ  
ておると思います。ところが、外地現金は、  
これは終戦後どうなりましたか、とにかく朝  
鮮なり台湾なりが独立したときに、金融機関  
が引き継いでおるのかどうか、そういう機関  
ができて、その機関の債務として、債権債務  
ともに引き継いでおるのか、あるいは全然  
引き継いでおらないで、そういう機関は全然  
できなかったからこれはやはり日本の国の債  
権として認めなければならぬか、むしろ外地

— 旧朝鮮、台湾等について若干終戦後の状況が問題になるかと思ひますが -----

小野 奇長

なりましたらね。この中には終戦後における資金業務に属する分野があるじやないか、こういう懸念が投げかけられております。これは台湾についてはありますが、朝鮮については全然それはないわけでありませう。関東州につきましても朝鮮と同様接收と同時に郵便業務を打ち切つております。従つて接收と同時に、今までは日本の機関であつた郵便貯金の仕事は、関東州では今までやっておりませんから、接收後預けたりする様な機関は銀行しかないのではありません。朝鮮も同様日本の郵便貯金の資金は接收したてしようにけれども、業務を継続してその支取をやっておらんと思ひます。台湾はどうなつておりますか。接收後接收者の中国政府の名前において仕事を多少やっておつたようであります。そういう制限の下に日本郵便貯金の通帳で、日本郵便貯金の名前で預けられたものが極く少数とは思

いますが、多少混つておることは事実であります。

浦井 説明員

私が申し上げたのは、終戦後はこちらに回金かできない状況にあつて、預入した資金は現地に残されてきた。その現金資金をもつて引き継いで同じように郵便貯金業務を朝鮮なり台湾なりの政府がやっておるかどうか。若しやっておるとすればそういう機関の積蓄、債権債務とも振り替つたじやないかという問題が出て来る。これは法律問題として実状どうなつておるか分りませんが -----

上田 説明員

御参考までに申し上げます。朝鮮との日韓交渉をやっておりますが、その際郵便貯金の問題が起つて参りまして、朝鮮人が預金した郵便貯金を何うは返せというだけでなく、何うで日本人が預金した郵便貯金もこれは Vesting Order で8月9日まで、それ以後の日本人の財産というものはその日現在で韓国側に移つておるのだから、日本人の預金もこちらに返せという様な要求をしております。

その際に伺いたところによりますと、朝鮮で  
やっております郵便貯金のいわゆる余裕金と  
申しますが、剰余金と申しますが、受払した  
後の余った金も皆内地に回金する形で運用さ  
れておったようであります。記憶によります  
と、約14.5億の金はこちらに余裕金として  
未ておるというふうに承っております。その  
際に只今貯金局長のお話になりました接收後  
は受払はやっておらないはずだということ  
で、いさゝか疑問と思われまは、日本が代つ  
て払ってやった部分がどれだけあるといつ  
ておるので、4.5億くらいあったと思いま  
すが、そういつたことを伺うが言っておるこ  
ろを見ますと、或は朝鮮人に対して払った  
のだと思います。余裕金があつたかも知れな  
いもの、申から伺うが払ったか、或は朝鮮銀  
行が代つてその資金を供給してやって払った  
か知りませんが、ともかく貯金に対して払出  
をやつておるということがあるようでありま  
す。この点両方どう噛み合えますか、又甘き

ましたので申し上げておきます。

宮沢委員

外地預金と軍事貯金と比べると、軍事のほう  
が何かそれほどでなくともい、ようなお話だ  
つたように思いますが、これは貯金とし  
ての何か本質が透るのですが、

小野局長

支払をしなればならないという点について  
は同様でございますが、我々の要望する通帳  
の全額支払い、しかも貨幣価値の換算を行わ  
ないという点になりますと段階をつければ、  
軍事貯金については、当時の軍事貯金の性質  
として、主として下層な失職のものが多いよ  
うであります。その当時の給与等と比べて貯  
金の現在高が非常に高いものがあるというよ  
うな場合があります。この方面にはそういう  
天井を抑えるというような面は、なるほど問  
題としてよく了承できるものであります。外地  
貯金についてはそういう措置は、我々の希望  
として取つて貰いたくないという意味におけ  
る程度の差を申し上げたのであります。全額  
支払わない、或はこの部分は後廻し、外地貯

金だけこの際解決して軍事貯金はのり遅れて  
もかまわないという意味じゃありません、

宮沢季員 性質は根本的に違うわけではないですね。

小野局長 そうでございます。

宮沢季員 片方は少し余裕がありそうだから、少し頭を  
切ってもよからうというくらいですか。

柳井季員 その点ですが、こう考えていいですが、つま  
り軍事郵便貯金のほうは、日本に送るときに  
レートにかまわず円元パーで送り、受け付け  
た、つまりレートの上で備けさした、それが  
一般民間の人の外地郵便貯金は、ちゃんと  
レートを適用した、こういうわけですか。

小野局長 民間の人はレートを適用しております。特に  
中文一帯は日本郵便貯金を預っております。  
軍事貯金もあります。従って儲備金の預入は  
外地の貯金については皆無であります。軍事  
貯金には相当あります。しかもそれが終戦後  
かなり遅くまで扱われ、しかもその最後まで  
百円対18円レートで行っておりますので、そ  
の点は尙疑はあろうと思います。

柳井季員 えらい補けですね。

小野局長 そうであります。

戎毒委員 宮沢君もその意味で聞いたのだらうと思われ  
ますが、郵政省というが、国というが、その他  
がのびて行ったという意味では野戦郵便局の  
ほうが郵政省そのもの、ような気がするけれど、  
ども、外地のほうは、殊にアブノーマルなと  
きには多少独立してあるように考えられら  
ないかという出発点と、私うのは野戦のほう  
は身ニでもよいというのと食い違うような  
気がするのですが。

小野局長 その点は軍事貯金はなるべく取扱は郵政省か  
ら出た取扱を逆扱して取扱したのであります  
が、しかしそれは郵政省の仕事オンリーとい  
うより軍の指揮下に入っておったのでありま  
す。核国としてはむしろ軍の機関としてやつ  
ておたのであります。内容は日本の郵便  
貯金である。外地貯金につきましては、これ  
また日本の機関であります。外国の機関に  
委託してやったのではない。日本の郵便局で

あり、日本の機関でやったわけでありませう。  
たゞ当時の逓信省の指揮下の郵便局でなくて  
或は関東州におきましては関東局、即ち中央  
と並んだ意味における立場において、最高の  
機関として日本の郵便局であることも間違  
ありません。朝鮮についてもそうでありませう。  
台湾についてもそうございませう。たゞその  
点につきましては逓信大臣が郵便貯金、郵便  
局督、こういったものにつきましては指揮監  
督という外地一般の行政権の配分になってお  
った。日本の機関であることにはいずれも間  
違いないのであります。

森井説明員

私がさき程申し上げましたのは、朝鮮總督府、  
台湾總督府というものがそこに集中されてお  
る徴収債務というものは、一切中央政府と切  
り離した形で、それが行政権の移譲という形  
をとられるかどうかという問題であります。  
若しそういう形だとすれば、まあ多少形が違  
うのじやないだろうか。終戦後旧分割した領  
土における行政権の所轄という点で申し上げ

たのであります。

式亭委員

ごすから根本においては何だかおつしやる  
ことに異議はないが、たゞ強いて言えば、ど  
つちかという、外地のほうが野戦より少し  
遠いような気がするが、結論がこれでい  
なっておる以上は、それは法律的な構成とか  
行政的な機構じゃなくて、軍のほうは、こ  
こにちよつと書いてあるようにいろいろ金を  
貰っておるから少くともい、だらうという構  
想なのが、それとも行政機構という理論な  
かそこが伺いたかつたのであります。

小野局長

行政機構の点からはそうは考えておりませう。

酒井説明員

おつしやつたのは、恐らく実情が、レートの  
面数もあり、軍人の当時の給与から見ても非常  
に多過ぎたので、終戦後のものでも1500円  
はとにかく継続して払って来たということと、  
いろいろ事情を考えると旧外地のほうが少し  
減をするのじやないだろうか、こういうお気持  
だらうと思います。

大野公長

そうしますと一連線り返って見ますと-----。



松島委員 これは審議した結果を出すとする、ほかにも似たような問題について督促するような結果にたらないかというお話でしたが、それに関連しまして、こういうことはどうかというのです。これは上田さんにさきほどから聞いておいたのですが、日本の外貨公債を日本人が外国において買った、そして平和条約の結果取られた、これは朝鮮で軍事郵便で換けて、そして朝鮮で取られたと同じようなものがあるのではないかと思うのですが、これについて処分を要求して来ればどういうことになりますか。

上田説明員 日本の出した外貨公債の主なものは米債公債、英債公債、一部仏債公債がございますが、本来こういういわゆるペアラボンドでありまして、ボンドそのものを持っておることが権利の確証になる。従ってそのものを持ってきて来しても、そのボンドと代えてやる。契約条項に従って due date には、仮りに日本政府の国債として一応議論を進めますが、

日本政府が支払わなければならぬということがあるのであります。支払地は原則として英債公債、米債公債ともに英国又はアメリカでやっております。ところが米債債も英債債も政州戦争が相まってだんだん険悪になりますと、それそれ価値の下落もございまして、又引き揚げて来る人たちが従来とも日本の出した外債を買っておいたのでもございますが、値が下りますとますます買う人も多くなつたようであります。そしてそれらを持って日本に帰つて来た一世の人が相当おります。戦争が始まりましたのは御承知のように16年の12月でございまして、始まりましたため支払というものができなくなりました。そうすると亦角アメリカやイギリスで日本の出した国債を買つて用で持って帰つて、その利払で生活しようと思つた一世の人が支払を受けられぬというために生活に困難する、そういう事情が起り、何とかこれを日本で払えるようにしてくれないかという要望がありました。そ

れで日本政府としても戦争の遂行途上においてこういう外貨公債に対してスウィッチェーションが起る。安いうちを買っておけという気持が起ることは、戦争遂行上悪い影響を与えろということをは避ける意味と、実質的に将来の外貨負担をなるべく少くしておいたほうがいいんじゃないかという考え方が噛み合っています。昭和18年5月になりまして法律を出し、本人の承諾があればこれを邦貨債に借り換えようということにしたのであります。当初申し上げましたように、本来のアラバンドというものは発行の条件によって、券面に書いてある契約に従って支払うべき前合のものであるが、そういう邦貨債の借換というものは本来できるかできないか、これは国際法上も不法上も問題があると思います。そういう措置をとりました。自分でボンドを日本に持って戻しておきまして、それを呈示して借り換えた人は、呈示されたものと引換に政府は邦貨債を出しておりますから、こ

れに対して政府は元のものを私をあげたり、償してしまいますから、債権としてはたゞ米貨運或は英貨運の債券が邦貨債に変わったというだけになっておるわけでありまして、たゞ引き揚げて戻られた方の中には、現地でボンドを持っておったが、それをもつて帰らなかった方、誰かに預けて着のみ着のみ、帰って来た人或は銀行に保護預けにして来た人で、ロンドンなり、ニューヨークなりにおった財務官の、この人はたしかにこういうボンドを持っておったという証明書を持ってくればその証明書を見返りに現実のボンドの呈示がなくても邦貨債に借換を許すという条項が借換法の中にあつたのであります。日本の法律の補正としては、そうやって借り換えられた外貨運のボンドの借換と同時に無効になる法律補正をとつたわけでありまして、ところが戦争に負けてみますと、それが非常に流通しておりますと、そのボンドを持って来た人に日本政府としては対抗できない、全部借り換え

てしまつて、今あるものはすべて無効という  
ことであるならばまだわかりますが、米貨債  
については、割五分、英貨債については、割  
ぐらゐのものが当時借り換えられておりました。  
それで残りのものがなを市場で流通してお  
る。一応番号は発表いたしましたけれども、  
これはアメリカ等で、しかも終戦後発表した  
ような関係で概々流通しております。それ  
を持つておる人に日本政府は対抗できないと  
いうことが一つございます。例えば銀行筋が  
大きく管業の担保として持つおつた、これを  
んかにつまましては、アメリカなどでは実は  
外交上の関係もありまして、ギリギリまで孔  
をあけないでおつてそれを押えてしまつた。  
そうしますと何うの  
カストディアンというものが要求を出しまして、  
日本政府は日本人の持つておるものを現物の  
呈示なくして借り換えたものについて有効に  
しなければ平和条約に賛成しないということ  
を強引にアメリカ側のカストディアンが主張し

た。この条約を御覧になると分りますように  
除外財産のところは、外債連の日本国の債務  
については、カストディアンの管理の対象にな  
るようになってある。そういう何うの要請が  
あつたため、内地ではたしかに本人の同意を  
得て借り換えたものであつても、ベアラボン  
ドの性格からいつて、これを有効なものとし  
てほしいという強い要望があつたのでありま  
す。いろいろ考えますとどうもそれに対して  
法理論的に対抗するというほどのことでもあ  
りませんし、また支払になればやはりベアラ  
ボンドの性格から論じますと、現物の呈示な  
くして借り換えたということ自体にいくらか  
不備があるということと、それから外交上そ  
ういう強い要望がありましたことで、有効化  
に因する法律というものが戦後出まして、た  
とえ本人の同意があつても、現物が何うにあ  
つてそれを敵産管理当局が押えたものについ  
ては、敵産管理当局から要請があれば、それ  
を有効にしてしまうという措置を取つたので

あります。それで本人にしてみますれば向うに置いて来てさあ困ったと思つたけれども、内地に帰つて証明書で借り換えることができ、一方ほかの家を残して来た、土地を残して来たものは政府から一文も貰わないで引き揚げております。幸いボンドを持って来た方は、当時の時価で少くとも四の日本国債を貰つておつた。従つてある意味から言いますと、その分だけ、ペアラボンドである外債債についてだけは現地に残して来て内地で補償を受けた、実質的効果はあつた。かようなことが起つて現在まで至つておるわけであります。それで外債債処理の有期化法を作ります際もこれが一つの問題になりまして、政府として各自邦債債に借り換えて、ペアラボンドで出しており、それが黙々流通しておる、ところが片方は生かせと言われ、はその債務を買わなければならぬ。そうするとどう考えても前のものを取り返すくらいのことやらないと国民に対して相済まないということだ、前に補

償したつもりでございませうけれども、補償のなかつたものでも、在外財産のまゝの形に還元して下さいという趣旨で、元の額面のもつたをまた政府にお返し願ひますという措置をとつております。従ひましてそうやつて日本の外債債を現地に置いておつて、内地で借り換えてやれなかつたと思つておる人が、向うの敵産管理人に押えられた、め有期化法の適用を受け、各自自分が貰つた邦債債又は邦債債に代るべき価値の今の通貨を政府に返さなければならぬということが起つております。今私自身が御指圖になりました点だと思ひます。これはある意味から言いますと、いわゆる在外財産として残して来たものについて政府の債務者であることは少しも変わりません。証が持ちまして、併し、例えば政府債債でありますと、登録なり何なりしまして、そういう人以外には扱われない、その人が債務者であるということに對抗できるようなことがいくらでもできますれば別でありますか。

無記名のものでありますために、本人は持つて来て補償されておったと思つても、實際は補償を受けないで財産除外の形のまま、ご財産管理で何うに換収されてしまったという現象が起つておることがあります。私もそういう措置をするときにお気の毒だと思ひながらまあ我慢して頂きたいと思ひますことは、例えば写真機にしても何にしても、何うに自分の財産を置いて来た方は、何うで取られ放して、内地に帰つても千円も貰つていない。そういう交換紙で帰つて来た方がおられるのでありますけれども、そういうような方がボンドを持って内地に帰つたという事とでなくて、やはり何うに置いて来てしまったという場合に考へていたついで、我慢して頂きたい。今迄ヒカルに本人の同意があつて借り換えたということと申し上げましたが、借換の法律は必ずしもそれほどはっきりとしたものばかりでございませんで、二重国籍の人は退きますが、日本人の人が持つておつたことは

はつきり分つておる。例えば住友銀行なり正金銀行の店に預けており、銀行の帳簿では番号まで分つておる。そういう人が内地にいないと、本人の同意を求めようと思つてもできない。そこで保管しておる人が代つて借り換えなさいという事になつて、本人の同意を得ないで借り替へてしまったというケースがある。これに対してどうするか、実は本人の同意がなくて借り換えられた場合には、やはり現地で敵がなれと思つて替へられたものが市場に流通したら何とも手がつけられないので、これも場合によつては生かさなければ仕方がない。申請によつて生かすという事でやつたケースがござります。もう一つは、銀行が預つておつて、本人から頼まれて、内地にボンドだけ送つた本人の意思は強められないまい、銀行がそれを呈示して邦債償をもらつて礼あけされた、こういうケースがござります。法律上はそういうふうにしていいと書いてありますが、ボンドそのものはござい

ませんので、それをもって日本政府に請求して来る人はいないのであります。今の法律構成としましてはそういう人々には、本人の同意がないものを再発行したり何かしない、政府として対抗できないものだけは仕方ないが、ボンドそのものと交換に引き換えたいものについては、相手に補償したり或は代りのものをやつたりすることはしない、そういう法律構成になっております。これにつきましてはたまたまこつちにあったか、何うにおいてあったかによって本人の同意してないという事実は同じであるにかかわらず、片方は価値が元通りになるし、片方は価値の下落した邦債債を持つたなければならぬという事で、いろいろフレームが出ております。外債債については大体そういう問題がございまして、一応レバニカルな例としまして外地に残して来た不動産のうち、戦争中外地でいくらかそれに代つて補償を受けたといえるものは、そういう形で所有証明書で借り換えられた方の在外資産

というものは、戦争中少なくとも円の価値が高かった期間において円を利用できたという特典と申しますが、利点があったということになっております。

田近幹事 ちよつと郵政省の方に質問したいのですが、向題の一枚めくったイロハの軍郵郵便貯金の一口平均は5398云々とありますが、終戦前の預入額と終戦後の額と分りましようか。

小野局長 終戦前は3299円です。

田近幹事 そうすると5千円以上は終戦後ということになりますか。

小野局長 そういうことであります。

浦井説明員 終戦までのものは、全部払っておりますから向題ないわけであります。

浅妻委員 今の無記名債枚数は非常にまづかしい同題を算取に解釈して来られたように思つて、いろいろ同題があるようですが、最初言われた一番基本的なものを預けて来た、預り証で邦債債を代りに出して貰つた、それを今度無効にして返せといつて請求してありますか。

柳井 説明員 請求しております。

上田 説明員 邦貨債を持っておる方、そういう方には返して貰いたいという請求をしております。

我妻 委員 それは分ります。

上田 説明員 どれくらい法律効果があるか知りませんが、この借換につきましても、持主面倒なことがあつても政府に御迷惑かけませぬというようない札をとりまして借換を許しております。

我妻 委員 それが転々流通しておることがあり得るでしょう。

上田 説明員 邦貨債は転々流通しておりますから、邦貨債で返してもいいし、そのときの借換価額というものがございまして、その借換価額をノミナルなもので返してもらえばよいわけでありまして。

我妻 委員 転々流通しておるのは……

上田 説明員 そのほうは無効であります。邦貨債そのものは無効にできませんからこれは有効。但しその人がたまたま自分の持つておつた登録国債を政府に返してもらえばあらためて現金を

もらわなければならぬ、そういう措置をしております。

柳井 委員 そうするとこういうことですが、向うで無託倉の債権を持つている一世の人が正金なら正金に保護預りをしてこちらへ帰つて来て、本人がちゃんと同意をして、当時金を貰つた方がいゝから邦貨債にしておつた。ところが向うはカストディアンが来て正金を押えてしまつた。そうすると本人に返してしまふわけですね。そうするとその本人が今になって円よりはドルの方がいい、それを元へ戻してくれと、こういうとお戻しになるのですか。

上田 説明員 そういふケースは現にございまして、それは本人の同意を得て円満に借換えておるのでありますから、外貨債そのものをこちらにお返し下さいという手紙を出しておりますが、なかなか返して参りません。それでこういう場合に売られつてしまふというようなことが起りますと、実は法律問題ではいろいろうるさいと思はれますが、私どもの方では今更、これは不適

格の取引のものだから、そういうものは私の方には責任を負い兼ねる。ちやんと本人の同意を得てやつておるのだからということでは答えております。しかし最後までそれで対抗できるかどうか疑問だと思っております。

柳井委員 実はその事件を私は扱ったので、それで私は今のお話と同じ趣旨で一世の何うの弁護士を叩いたのですよ。非常に怒られましたね。更に普観の写を送って来たら検討するつもりですが、私の意見は理研局と同じ意見なんです。

松島委員 邦貨債に換えずにロンドンに置き放しにして何うのガストリアンに押えられた。そういうものもあるでしょう。

上田説明員 ございます。

松島委員 それを如何に処分するかはここで研究する……。賠償の義務ありやなしやが決まるまで……。

上田説明員 これは不動産、動産を残してお帰りになったと同じ問題だと思います。

大野会長 今例証されたようなもののケースも、外貨債

処理の何が方針を作るというようなことも我々の諸岡の内容の中に入っておりますが、そうなるに実には状況いろいろ個々のケースまで何するとなるとこれは一種の法律相談所ですね。大きなことだけに一つ願えませんが現地に残っております外貨債を敵産管理で押えて取り上げられたというのは、これは何うに取がったのを取り上げられたとか、動産があつたのを取り上げられた、それに対する問題と同じであります。外貨債をどうするかという中間段階の処理はさつき申し上げましたように邦貨債でやつておりますけれども、最後の補償義務ありやなしや、又どの程度にそれを考えるかは在外財産問題一般の問題として……。

秋葉委員 それがこの仕事だということになると、その中間の取とのバランスを……。

酒井説明員 中間のバランスと申しますが、要するに在外財産をとられたものと同じ状態において、たゞ透うのは引き揃けて来てから今日取られる



まで一過邦債債になって、それで若干その間が利用できた。その点が透うだけです。現在になってみれば在外財産を残してまた引揚者と同一状態にしておいてあります。

大野会長

もう一遍再確認したいのですが、今郵政省の問題の、非常に遠い関連はやなしに、直母の関連としては何ですかね。軍の経理部長なら経理部長が預り証でもって、預り証といいますが、借入証でもって預った、或は借りた、その跡始末の問題だけになりますが、非常に近いものとして-----。親類には非常に遠い親類筋もありましたらうけれども、それは外務省は在外公館等は俺の所管であって、軍の経理部長をんか俺の扱ったこつちやないという事で残された数もありましたらうね。それはもう既に処理されておる例もありましたらうし、軍事貯金存んかこれとも非常に接近してある。これを何とかすると、それを何か考えるという問題がはっきりしそうなんですが、それが一番近い親類-----。

池井説明員

それが一番近い親類です。実情から言いますと、恐らく満蒙貯金というものが実際には何類になると思います。これはなぜかと申しますと、たまたま中支、北支あたりを駐屯しておったから軍事郵便貯金が利用できた。ところが満蒙におった軍隊というものは、それがないので必然的に満蒙を利用せざるを得ない状態におかれておったというので法律的に見れば非常に透う。一方は国の債務で、一方は国の債務じゃない。しかし実情から言えば当時滿蒙のあれはそういうものがあるから、それを利用したので、軍事郵便というものを破ってやらなかったのだと、それで実情からの親類筋はそこから出て来ると思います。

大野会長

その全額は大体軍の経理部長や何かの整理した預り証というか、借入証の金額や何かという-----。その金額や、その金額の段階別存んていうのはお命りになっておりますね。

上田説明員

これは今まで全然調べたものはございせん、それで兵隊税戻り返してあります中にはウな

り沢山そういうものがござりますので、若し  
今後救済がありましたら大体的な方針なりを決  
めて頂ければ調査方法など公布しまして、丁  
度在外公館等借入金の審査会というものをや  
りましたと同時に、同じようにそれが果して  
眞実のものであるかどうか、それからそれい  
う地域ではそういう預りをやったことがある  
かどうかということを立てて、それから処  
理を考えたということにならぬのかならうか  
かと思ひます。金額としては先程申し上げま  
したように2の數倍あるのかならうかとい  
う程度のこととござります。

大野会長 それするとこの問題が必然的にそういうもの  
の解決を引き起す原因にはならないでしやう  
ね。むしろそういう問題の解決を引き起す原  
因としては、在外公館借入金のほうからと  
原因になつておるわけですね。

堀井説明員 さよつとござります。

大野会長 今までそういうことについて解決を迫られた  
ということはありませんね。ありますか

上田説明員 事情は好論なつておりますけれども、  
大野会長 今度これができますと、そこに火を付けるま  
うな-----。

上田説明員 それは火は付くと思ひます。

我妻委員 会長がおっしゃるやうに法律的に言へば、或  
る種の国の破産が借入されたのだというこ  
とで、在外公館借入金と軍の経理部とが近いこ  
とになると思ひますけれども、素人一般には  
現地に行つておる軍に預けたということ、  
こっちが近いといへば近いということになり  
ますね。

堀井説明員 そこまで行きますと、在外財産問題一般とい  
うところに解決点を求めなければちよつと理  
窟からは出ないですね。銀行預金に預けた  
ましても-----。

大野会長 知らん顔をしてこゝで解決しようということ  
になると、次から次へと自然に拡大してしま  
つて-----。

私協手帳 在外公館等借入金には居留民引揚のために費用  
がないから、それに金を借り入れた、それに

在外公館が充てするのだという事で借り入れたのだと思います。ところが経理部長に預けたのは自己の財産保管のためにやったんだから、新機が余程遠うと思うのですわ。

大野会長 そうでしょうが、軍に属する軍人、軍属なんかの生活補償のためにも或る程度の金が行ったんじゃないでしょうか。

我妻委員 そういふのもあるのじゃ存いですが、両方に足をかけておるわけですね。

大野会長 そのモチフまで穿たくするといふことは、なかなか實際上困難じゃないでしょうか。

上田説明員 その点では在外公館等借入金とはその通りでございまして、この新機はホンからキリまでございまして、たゞ証明書としては借入金一本としてやっておるのでありまして、一々洗ってみますと、本当に頭を下げて借りたものから、余ったものを貸したものもあつてあります。

宮沢委員 経理部長存んかは在外公館の一つのアナロキ一そつちに近いんじゃないですか。

我妻委員 理論的には確かたさうだと思ふけれども、一報には-----。

大野会長 コンモンセンスから言つて軍の關係なんだ。軍事郵便貯金と同じ似たり寄つたりの關係だ。たゞ金額がべらぼうに大きいといふような違いになる虞れがあるのじやなからうか。この問題を考えるに當つて、そこまで一ツインフレンスがあるものとして考えるか、單純にそういう問題と離れてこれだけこれだけとして考えるという立場をとらぬか。もう少し遠方とか、附血を見廻しなから考えるかといふことが私は一ツの問題じやなからうかと思つて考えおるわけですがね。

柳井委員 話が元へ戻りますが、先程御説明の時に現地借入金といふのと経理部長預りといふのと分けておつしやりましたか。この二つは金額でさるのですか。

上田説明員 軍の借入金といふ形でお出でるものはないようございまして、大体経理部長の名前で預つたといふ形でございまして、それではつきり経

理部長が頭を下げて借りに行つたという例は  
今まで聞いておりませんが、たゞ預りという  
のは、在外公館等借入金等の場合もどうでござ  
いますが、一生懸命頭を下けたけれども、  
これは一応預りという名前で領收書を書いて  
おくということもございまして、その本当  
の実情は一々洗つて見ないとわからないんじ  
やないかと思ひます。

中村委員 この問題と離れますが、旧日銀券の交換をや  
るので、旧朝鮮銀行券、台湾銀行券、南越券  
という問題は起らないんですか。

猪井説明員 これは今のところ旧台湾銀行券、朝鮮銀行券、  
新しい韓国銀行等が引換レートを設定して、  
確か回収して引換をやつたと思ひますので、  
台湾でも同様でございまして、従つてその問題は  
何うの中央銀行が立派に引き継いでおるの  
だから、従つて日本としては責任を負えない。

上田説明員 これは本当に小額な、台湾銀行は4千円、朝  
鮮銀行は20万円という事で、すでに閉鎖  
機関、在外会社といふますが、これを日銀が

ら発表すると波及するところが大きいので、  
まあ適当に片付けるという事で御了承頂  
たいように記憶しておりますが-----。

大野会長 極く小額でございしますが、朝鮮銀行も相当沢  
山あるでしょう。台湾銀行も沢山あるでしょ  
う。だから20万円と4千円位ならそう、調査  
会の問題にしなれて片付ける。示談で一つ話  
を付ける-----。

中村委員 南越券は税関で押えた分はどれ位ありますか  
上田説明員 今ちよつと覚えておりませんが、ずい分ある  
ようです。

中村委員 これは押し切れるのですか。

上田説明員 押し切れると思ひます。

大野会長 南越券という問題は、あれは国内財産でも救  
うのあります。

猪井説明員 救うのあります。ホンの少し銀行額から比べ  
ますと産の添付のものですけれども-----。

中村委員 何うに行く時には南越券に交換させられたの  
です。だから何か少し割り切れないもの  
があるけれども、押し切れれば結構です。

柳井説明員 問題がないというわけじゃありません。  
大野会長 どうでしょう。この問題は我々も始めて  
ぶつかったわけでありまして、少し音頭等  
も丁寧に拜見をし、又或る期間を置いて一つ  
考えた上で更に御質問をし、或いは関連事項  
について伺つたりする方がいゝかと思つたので  
ありますが、如何でございますでしょうか。今日  
この場で一つ解決するといふような……。  
内容が幾らか分つた程度のものでありますから、郵  
政省の方は元からこの問題に頭を悩ましてお  
られるので、非常にはつきりお分りでは  
しょうか。我々しよつぱなにはぶつかつて見て、  
すい分面樹をこせつものようにも思うし、それか  
ら従来とつて来たいろいろな措置との関係を  
んかいろいろありましようと思つて、  
次の時までには本会として痛題として置くとい  
ふことにしたら如何でございますか。そ  
ういふふうに計らひましてよろしくございま  
すか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

大野会長 それじゃさういふふうには……。それから  
その次の問題ですが、平和条約における在外  
財産処理に関する規定と日本国憲法ニヤ条と  
の関係における問題、これは皆様の御手許に  
存してあると思つたが、これはやはり一つお  
考え置きを願ひたい。それから54のイタリ  
アの平和条約における在外財産の国内補償に  
関する説明の資料についてもこの次の機会に  
御説明をお願ひしたい。  
それから皆様にお諮りしたいと思つておつ  
たのですが、この郵政省の問題は未だちよつ  
と時間がかゝるようですが、その解決の根本  
問題<sup>と</sup>近付いて参りましたので、それからもう  
少し生の声をいろいろの団体から一度伺つた  
ことがあるのですが、又伺つた方がいゝと思  
つたのですが、さういふ時期も接近したかと思  
つて、さういふことを調査会としてする  
ことの方が早急かように存じますが、御見存  
ございませぬのです。

柳井委員 結構と思つた。

大野会長 そうするとどういふ団体があるか。又どうい  
う団体を選ぶか。松島委員はよく御承知でし  
ようか。一々一般的に案を公聴会と申します  
が、そういう生の声を聞く団体が沢山あるら  
しうございますが、どういふところを聞いた  
方がいゝか、どうかといふようなことを一々御  
面倒でございますが、幹事の手許で案を  
お振え願ひまして、御提出を願ひ、これにつ  
いて皆さんの御意見も伺つて日程を組みたい  
と存じますが、如何でございますか。

柳井委員 結構でございますね。

大野会長 いや、そういうふうにお願ひしておきます。  
次回はノチ日の2時からというこゝにいたし  
ます。

午後4時30分散会

//

極秘

90

昭和29年3月18日(木)午後2時

於大蔵省第二分室

在外財産問題調査會  
第八回會議々事録

282

0000 1269

在外財産問題調査会第3回会議

場所 大蔵省第2分室  
 日時 昭和24年3月18日(木) 午後2時10分~同5時  
 出席者  
 委員 大野竜太、小汀利博、松島鹿夫、宮崎太一、  
 宮沢俊義、柳井恒夫、(50音順)  
 幹事 法制局次長 林修三  
 大蔵省理財局長 阪田泰二  
 説明員 外務省條約局第三課長 重光晶  
 大蔵省理財局次長 酒井俊彦、大蔵省理財局外  
 債課長 上田克郎、同課長補佐 田中弘一、同  
 看見義直、同 伊勢谷浩、  
~~郵政省貯金局長 中野吉郎~~、同第二業務課長池本  
 同課長補佐 黒石博 石橋  
 陪席者 日本銀行総務部 牛尾調直茂  
 国庫局 後藤調直茂、同 太田調直茂

在外財産問題調査会第8回会議の事

場所 大蔵省第2分室  
 日時 昭和24年3月18日(木) 午後2時10分~同5時  
 大野会長 それではお揃いになつたさうでもあり、これから  
 第8回会議を開催いたします。皆さんの御手許に  
 届いておりまする次第書にありまして、先ず引揚者  
 及び交換軍人軍艦の郵便為替及び貯金債権等の処理  
 について、この前の会議に引継ぎましてこれを議題  
 にして頂きたいと思ひます。  
 お手許に多分郵政省からお出しになりましたと思  
 いますか、処理についてという書類と、それから、  
 問題案についてという幹事諸君のお調べになつたら  
 と、両方あると思ひます。  
 皆さん御手許のために、私側いたいと思つたは、  
 この問題案について書類で、一、軍事郵便貯金及  
 び軍事郵便為替と、二か、旧外地郵便貯金、旧外地  
 郵便為替、旧外地郵便振替貯金となつておりました。  
 三かこの地の事案になつておりました。この(一)が旧  
 満洲郵便貯金、(二)が旧満洲郵便為替、(三)が南  
 支那貯金となつておりました。この三は、これはどう  
 してか違ふと思ひますか、一、軍事郵便貯金と軍事



郵便為替と、二つ外地郵便貯金と為替、それから振替貯金と、こうあるのですが、何かニッパ、二は法律的に違つたところがありますし、法律的に考えてみますね。と申しますと少し不透明な感じがあるのですか。私の氣持かうするというと、二つ方は、郵便貯金と郵便為替、振替貯金ですが、これはこの會議で皆さんの御決定に成りました銀行の在外預金、為替とすこぶる似ておつて、ただ受入れたのが郵便局であるか、銀行であるかの違いだけになつております。そうするとこの二つ方については郵便局と言いますか、國と言いますか、そこだけの違いになつておりますので、二の向題は大體銀行の在外預金、為替と同じだと思つたのですか。ニッパについては多少何か法律的に違つたかどうかという向題が身なるよう反感いかするのですか。その點については全然一と二は法律的な性質と違つかないものであるか、あるものであるかという二を少し詳細にすればどう人より反感もするのですか。この點も大體向題がなかつたのじゃないかと思つたので、どういふかうにお考えになるかお尋ねしたいと思つた。

黒石郵政省貯金の事務長 私から御説明いたします。一は軍事郵便貯金と軍

事郵便為替と、二つ外地郵便貯金、郵便為替というつは、同じく元は郵便貯金法なり、郵便為替法に基いたものであります。外地の場合でも内地の郵便貯金法なり、内地の郵便為替法が勅令によつて施行されておりました。そうして取扱われたものです。それから軍事郵便貯金、軍事郵便為替も郵便貯金法に基きまして、その當時の通信省令によつて軍事郵便貯金、為替規則というものがござまして同じく郵便貯金法の貯金として性質は同じだと思つた。ただ利用者か軍事郵便貯金の場合には軍隊に所属しておつた軍人、軍務に就いて限られておつた。そうして取扱つた機関としては軍の機関であるところの野戦郵便局であり、或いは海軍であれば海軍の軍用郵便局とあつたというだけに違ひないつた。それから外地の場合には朝鮮、或いは台湾、南東州など海外に一つだけ郵便局が取扱われたというだけの経過であります。

大野 令長 さうしますと、その問題に引續いてその両者の間に支取制限等についてお取扱は違つておりましたか。

黒石事務長 支取制限は違つておりました。

大野会長 これは法律上の性質が違ふのと同じものであるというお考えのようですか、どうしてそれを変えたわけですか。

黒石事務官 支払制限が区々になつておりました。その当時の支払制限を絞けるに至つた至道などによつて左行されておる所もございますけれども、外地の場合には、終戦後朝鮮なり、台湾なりの現地の政府によつて接收されたという関係があつた。それから軍事郵便貯金の場合には若干そういう関係があつたかも知れませんが、取扱機関としては、あくまで軍の機関であつたために、そういうふうな或る時期に接收されたという事は考える必要がないであろうということ、それから支払制限が同時に或る一定の時期に決められたものではなく、外地の場合と軍事の場合とは違つておりました。軍事郵便貯金の場合には、いろいろ段階もございまして、最初は千円までの支払が認められており、それから後二十三年になつて現在の制限になつた。外地の郵便貯金の場合には、最初はそういう接收の関係が余り考慮されなかつたために、一律に一ヶ月五百円というふうな制限があつたのですか、それが二十一年の五月になり

まして、現在のようになつた行政権分離というふうな条件もあるつちやないかといいようなことで十月一日以後つものはストップというふうな形になつておるわけです。それはやはりその当時の占領下の司令部のメモランダムによつてその制限ができておりましたので、元は同じであつても、やはり実際問題としてそういうふうな措置ができてしまつた……

大野会長 ちよつとすつさりしないんですか、二十年九月二十四日は、例の G, H, Q の指令があつた翌日ですね。それ以後は仕方がないとして、その前の取扱に違つたところが生じておるようと思われるのだけれども、すつさりした御説明はないでしょうか、もう少しすつさりした御説明が願ひたいと思います。何か同じように取扱つたりさうだと思つたに、ちよつと違つておるようですか。

黒石事務官 違つております。元はやはり司令部のメモランダムに基いたもので、何かといひますか、そういう矛盾した取扱があるからして、遂に整理といひますか、そういうことを考えなくちやいけないんじゃないかといいようふうにも言えるのですか……

大野会長 そう理由に従つて考慮を要する点がある。その制

限か違つて来た理由によつて、その後他未について  
も考慮を要する点があるのじやなかろうかというこ  
とが考えられるものですか、それを伺つておるわ  
けで亦がね。ただ全部払うのだという事は非  
常に簡単ではつきりするのですけれども、何かの理  
由によつて色々取扱をされた、而も G. H. Q. の  
命令という奴で全部ストップしろという事は、ば  
つきり分つておるか、その前の取扱について、七月  
二十四日以前の取扱について変るについては変るだ  
けの扱だが、何か明瞭な取扱があつたのじやなかろ  
うか、その取扱があればお示しを覆いたいと思つて  
ます。それは幾々皆さんが考へになる上において  
有力なるコンシダレーションになるのじやなかろう  
かと思つて居るわけなんですか。

黒石事務官 大体制限の経緯を申し上げますと、一番最初はメモ  
ランダムによつて全部制限になつたわけですが、全部  
制限になりまして、その後どんどん引揚げたり、復  
員者が内地に帰つて来る。そして支払の要望があ  
る。そのために郵政省と大蔵省と……。大体制限は  
大蔵省の八十八号で出て参りましたので、大蔵省の  
方に交渉しまして、そしてできるものから順次に

解決して行こうという事で、外題の郵便貯金と軍  
事郵便貯金の制限を緩めて来た。それについては、  
予算政を面もありますか、外題郵便貯金の方は終戦  
前にかかりの金がこちらの方に入つておるからして  
予算政には解るといふような事はありまして、制  
限をする時期の星か出て来たおるといふことも又あ  
ります。軍事郵便貯金の方は終戦後の<sup>予金</sup>予金が非常に  
大きいものか、一応予算的にその資金操作によ  
つて可能な範囲まで制限を緩めて行こうというよう  
なことで、勿論全額支払うべき債務であるけれ  
ども、そういう財政の關係からして現在つような  
制限を緩けておるといふような経緯を来たおしま  
して、全部統一してくるのだというような行き方にな  
つてはおりませんでしたか……。

大野会長 そうしますと、この軍事郵便貯金も、今お話つよ  
うに終戦時の、或いはその後受入金と、それ以  
前の、そういう事態をくしておりました。預け入  
れた金額の区別が、どうかございますか。

黒石事務官 その点がそこには付いておりません。

大野会長 非常な違いがあるとおっしゃるか、どの位違いが  
あるのですか。

黒石事務官 お手紙の資料は……

大野会長 我々のところには軍事野金等の支払留保額證書というのがあるのですか。恐らくはこの金額の、例えば軍事野金について言えば二十三億一千四百万というふうなものの額の区別がある……

黒石事務官 お手紙の参考資料としてございます資料の十二枚目に軍事野金支払状況というのがございます。二十八年十二月末現在でございます。そこに、終戦時の現在高が十億あった。それから終戦後現地純増高が三十八億あった。それに対して内地の支払額が十七億で、現在高が三十一億に届っております。そうして三十一億の中に支払を留保されておるところの二十三億が含まれてくる。二つ中で大体終戦時にあった十億というものは現金的にこちらの内地に搬送になっておる。終戦後の大部分の金が入つていきないうふうな関係でございます。それからその次の十三枚目の外地の状況でございますが、朝鮮、台湾、南東冊、その他、……その他というものは、北支とか、碎太、千島とかいうもの全部が入つたものですか、そういうものの合計で、終戦時に十億ございました。終戦後の現地純増高が五億、終戦後の内地の支

払高が十三億、差引で一億でございます。その十一億の中で支払ストップにたつておるとこの十一億は千両ばかりの金が入つておる。大体終戦時の十億というものがこちらに入つて来ておる。そういう関係で外地野金の場合には現金時に軍事とは違ひましてかなり余裕があるということが考えられると思います。勿論これには現在現地にいる朝鮮人とか台湾人とかいう人の野金が入つておりますから、将来歳暮をしてせらうに払うということになりますと、又不足するという場合もありますけれども、現在現地の人の野金はこちらに入つておりますから、それを引当にする限りは引揚者に対するものも払えるのではないかと。差引を引揚者を対象にする支払は流けて行く限りは、過去において入つた金で以て賄えるという関係が外地にはあるわけでございます。

大野会長 終戦時に入つた分というのは……

黒石事務官 終戦時というのは、終戦までということですか。

大野会長 終戦時に入つた金と、それから終戦後は入つた金とつらいつらうかと区別する河はありますかとの。区別する必要はない、年毎なりというものは考慮しないで行くので、これが多少の区別を考へるといふ事情が

あるとすれば、郵政省のお考えでは多少を別して考  
えるか。たまたま G.H.Q. の指令に付ておられされ  
たと見るべきでしょうか。どう存んでございませ  
うか。

上野 昭賢  
三宅 隆彦

お答えします。区別すべきはございませぬ。区  
別すべきとは考えておりませぬ。

大野 会長 いや別に何しますけれども、その時の事情によつ  
てレートは変わって来たように思いますが、どう存ん  
でですか。外の方の取扱については……。

酒井 説明員 預金はレートは変わって参りました。確か……。

上野 説明員 レートは変わったと申しですか。一応どこどこから  
ごいり選択権があるわけでありませぬ。外貨建のごま  
いりしたから……。その……送金の場合には終戦か  
うな月=十三日のストップに在る時を中心にして  
く。その当時の実況レート。

それから貯金につきましては外貨建が主とござい  
ますから、どこどことつたうよろしいかというので、  
一応債権者と言いますか、列強者に有利なようにど  
いうことで、面と見るにすれば在外公債借入金レ  
ート位で適当いやらかどうかというので、これに準  
じたものが決められたわけだす。

大野 会長 この郵便為替の取扱につきましては、どうい  
うレートを取つておるのですか。

上野 説明員 実際預けられたものは、儲蓄券のあり、所  
あり、貯蓄券のあり、いろいろするわけでありませ  
ぬ。

大野 会長 そういふときは、どういふレートをとつておる  
のですか。

上野 説明員 いわゆるオフィシャルレート、公定レートを  
とつておりました。中支では百円持つて参りますれば  
十八円という扱がすくまされたわけでありませぬ。

大野 会長 そうすると一取の取扱より非常に有利な取扱を  
されたわけだすね。

上野 説明員 非常に有利な取扱をされた……。

大野 会長 小沢さん、そういう事情で一本かすつと行つてお  
る。金融機関の方は調整料をとつたり、いろいろな  
ものをやつて見たり非常に違いを空いているので  
かね。

小沢 委員 毎日変わつておったですからね。

大野 会長 それからの余りに我々が審議しましたところの  
送金為替のレートというものが大変な違いに在るわ  
けだすね。

上野説明員 少くとも十一倍だけ上がったということになります。十倍の調整料をとつて、十一お金を持つて来させて、その中の一円だけ切りにして、十一の調整料をとつたというのが最も引揚に有利に考えた時の中央のレートでございます。それから十一持つて来て一だけ切つたという場合もございます。それから自由にやらしたものは七十一持つて来て一やうした。これは百対十八円を一對一と考えてでございます。

大野会長 国を銀行と考えるのは一つの何かも知れませんが、国は我々が取扱つてしまつた銀行の何から言つても十分払える實力を持つておるものだという前提になります。銀行の方には、払えないのが相当でございます。一番極端な例から言えば正金銀行なんかというのは、在外資金についても払えないといつたような……今うとこりではです。ところが、国は實力がまああるものとして、そうしてその支払い方がさういふふうには非常に有利な場合と……エクイティーを考えると相当に違いがあるんですね。違いが発生するわけですね。そこでエクイティー、資本という観念を導入したからこの問題を考えるか、或いは名目的な、ノミナルなところで、以て問題を考えるかということについては、相当なる

気が多るわけですね。

阪田幹事 今会長がなつしやいせした国は支払える實力があるという、銀行に送つていい問題ですね。郵便貯金は簡易郵貯法に計入されておりましたから、別にさういふ實力があるということも勘定に入らずに、切るときは三割切つたわけですが、これはその切つた残りをとります。

大野会長 さうするとこれは三割切らなれど全額払うというこゝに居ると、他の内地に於ける貯金等の三割の残存において全額払うというこゝに居るわけですか。さういふこゝに居りますか。

阪田幹事 切つた残りになるわけですからね。郵便貯金の関係は、内地の当座延長のような感じを持つて扱つておつたわけですね。郵便貯金は、内地の郵便貯金も内地の郵便貯金も一緒に切つてしまつておる。皆様が内地にありまして、内地の郵便局の出金がなくなつたというさうな感じですかと扱つておつたわけですね。

大野会長 さうすると、内地貯金と考えることが取扱の上ではおかしいということになりますか。

阪田幹事 漫然とさういふふうな感じで扱つておつたわけ

たような感じがあるのです。

柳井委員 その感じは軍事郵便貯金の時にも同じような感じを持つておつたのですか。

上田説明員 外地のものは二十年十月一日以降の分については第一封筒、第二封筒の両方を考えないで、その後は一応全部揃上げし、軍事郵便貯金については直接自分のお宅みだいを置いて内地並に扱つて切つてある。そういう扱いかうでございます。外地の部分ほどにかく十月以後は全然切捨てたり、何もしないうで揃上げという恰好で扱つておられたようでございます。軍事郵便貯金は買金か内地に買金があつたと見て、内地の郵便貯金と同じように扱つておると、そういう意味でございます。

大野会長 そうすると、少くとも外地の郵便貯金に關する限りは三割切捨を受けるていないということでございますか。

上田説明員 十月一日以後の分については受けていないわけですね。

大野会長 軍事郵便貯金については受けておる……

上田説明員 受けておるといふ、計算上そういう扱いをされておる。

大野会長 今の郵政省の方考へにすると三割切るとか、切らなければ……そうすると一切揃上げにして、金額減つてしまうと、こういうことになつてはどうか。

上田説明員 三割切つたままでございます。内地の預けこつたのと同じような扱いにしてしまいたい。そういう郵政省のお考へをござりますね。買金か果ておるうと、おるまいとそれは構わない。とにかく内地でお預かりしたのと同じ扱いにしたい。とにかく郵便券で入れるも、儲蓄券で入れるも表面上同じ扱ひでありますから、例えば、九州で預けたものと同じ扱いにしたいと、そういう結論になるうと思つておる。

宮沢委員 まあ常識的に私もしういふことはどうだろうかという考へを考へていたんですが、今うさうな話ならば、さつき会長が心配されたエッセイターというふうなことは言えないわけですね。それから内地の預金者と同じような不利益と、同じような利益を受けると、こういうことになるわけですか。それではやはり異台が懸い弊があるてしうか。

大野会長 ただ後非常に扱い違ひがあるのは、他の方の預金……内地のものと同じ主張されればそれ切りを入れるが、事實は儲蓄券で受入れるも、郵便券で受入

176  
れてる。それを換算して内債実額全にしてみました  
ところがその受入れるときの率と違うのは、他の場  
合と非常に違うのですね。今の百圓対十八円五割  
という奴を、それから十一割ノ一位まで行つていく奴  
と……

宮沢委員 それはどうでしょう。とにかくさういうことをせ  
つたわけですから、向うから言えば異議なく、そこ  
で預けたものが運かよかったです……

大野会長 そういうふうに締めつけて修正しないか、或  
いはもつと下げて修正するかという試案になる  
のですかね。

柳井委員 準備券なんかで預けたというのは終戦後にせよ  
る方か。向うの金はゼロなんですから……。前も現  
任内債になつておるのは終戦後の金です。

上田純明委員 二十三億というのは終戦後の金なんです。

柳井委員 これは頭の良い悪いにかかわらず、悪く言えば無  
茶な話なんです。

阪田幹事 さつき十二圓の表にのります通り終戦時に預か  
つたのは十億になつておるわけなんです。それで僅かの  
間に殖えたのが三十八億というような数字になつて  
おるのですか、それで兵隊の給与も預かつておると

いふように段階的にも地味延長とみ反して、その額  
減つていくのは、<sup>そのうち三割は</sup>そのうち三割は  
十八億に殖えておるわけですね。その間に多額の利益が  
あつたやないかと怒るのです。

大野会長 兵隊の給料を考えるとこんな冤解かたさるわけな  
すね。それを為に殖えた奴も非常に有利な中立その  
まま認めて分戻すかどうか。

小江委員 それで利用者はどうですかね。

上田純明委員 軍人、軍属に限られたようでごさいます。軍事郵  
便貯金の方は……

小江委員 それは一口どれ位ですか。

上田純明委員 平均した表は先程の予算にあつた六圓の表で  
平均すると五千四百百圓というこゝに存するようになっていますが、  
思い出して見たために、この間の内債  
突つとこれを考えますと、終戦時までの平均は  
三百二十九円に過ぎなかつた。それが後千五百円に  
つて、尚残りが五千円あるわけですね。

松島委員 儲けの貯金は何で預つたか、如何なるレートで預  
つたかというこゝが分りますかね。

上田純明委員 レートは公定レートであります。

松島委員 そうすると例えば、中久で終戦後における次山債  
金の殖えた分に対応するものについての準備券は、



その多時外地で流通しておる貨幣で換入したレートは、そのレートと、二枚は分りますね。

上田説明員 それは全部さうでございます。

大野会長 前も、後に関係なしに……

上田説明員 関係なしに……

松島委員 さうすると、そに考慮しようと思えば考慮できる状態にあるわけですか。

上田説明員 たに技術的に困難なのは、北支から中支に転戦したヒリウ人があります。北支で覆けた円であるか、それとも中支で覆けた円であるかということか、それから一マラエックレタというこはさうでございませう。

松井委員 一口平均五千円ですね。当時の兵隊さんあたりの給料というものは大体どれ位ですか。五千円というは大体当時の荷役あたりの給料ですか。

上田説明員 上等兵は十円五十文で、在外手当が十二円に存つております。支那の方か……。南の方か十四円だつた。それで曹長と本隊は三十二円、在外加俸が支那と三十七円。

大野会長 それを十八倍するわけですか。

上田説明員 それを十八と割つて百かけるわけですか。それが端

備券建う徳政になるわけですか。勿論内にして身りさすから、かすなれで比較して下さればいいわけですか。得でございませうか。さうさうと内と内と比へて覆けた分がるわけがあります。たから十ヶ月につく三百円に存りますね。曹長と在外加俸も一緒に受取つて六十円に存りますから、十ヶ月集めて六百七十円、

大野会長 皆大將格に存つたわけですね。(笑声)

小江委員 どうもやはりこれは経済問題として多少考えなければいかんではないですか。

大野会長 法律問題として区別しないとしても、終戦後の奴が大部分であつて、その時々の替相場というものが元々あります。而も急に膨脹した。而も軍用郵便貯金というものが多量なものであつた。金高を見ますと、給料とか何かというものが比へると突進するものになる。

小江委員 それからこれは会長は大分御関係が存りたか、南方の通貨というやうな問題も……

大野会長 私は司戦所に大蔵大臣と外務大臣に頼まれて、五、六ヶ月タイに主におつたのですが、その時には、こういう問題は存りなかつたのです。その後私戦争後に存つて戦時金融金庫に御関係しておつて、さうし



「もうは勿論この郵貯金の中に入つておるわけな

と原明員

んですか、それはおまつと分りかねます。

~~大野会長~~  
~~黒石事務官~~

最初の方の御意向でございますか、おまつが、

おまつないつもりか、という御意向に對しては我々はお

まつべきだと思つております。それでその金額がどれ

位あるかという事は、その象徴が朝鮮、或いは台

湾にございませうので、それを一々當つて見ないと分

らない。従つて確かなところはわかりないと、この

うこととございませう。

大野会長 大体の感じとして多かつたですか、少かつたで

すか、朝鮮とか、台湾とか……。

黒石事務官 それは少いです。

大野会長 朝鮮における朝鮮人の利用、或いは台湾における

台湾人の郵便貯金利用というものは一体に少な

つたですか、大体……。

黒石事務官 少ないです。

大野会長 それじゃ大体おまつだ、おまつべきだといつておつし

やつても余り大した金額じゃない……。

黒石事務官 はあ、そうです。

大野会長 それで我々も安心して考えられる。

阪田幹事 それは何ですか、向うをニカラの郵便局を移設し

たわけですか、そういう際、債務は継承したという

ようなことはないのですか。郵便局を引越して施設

なり、仕事を引越したわけですか、その際に現地人

の貯金の分だけ債権は引越いせといふふうな事は考

えられないですか。

と原明員

黒石事務官

日本の方で引越いたといふことですか。

阪田幹事 向うか郵便局の施設なり、資産及び引越いたわ

けですから、日本人にはおまつてくれんかお知れんか、

現地人の貯金債権引越いでもいいように思ひますが、

そういう措置はなかつたのですか。

黒石事務官 それは一時的な継承という措置があつたわけでは

から、決して債権債務を継承するといふ措置もその

継承という措置の中に含まれるといふことか、そう

いふ措置がなつたと思ひます。

阪田幹事 そんならこちらでおまつは要はないのです、向うで

郵便貯金事業をやつて引越いで、おまつておるものが

あればこちらはおまつは要はない。

と原明員 その向盤と関連してこの前もおまつと御意向申上

げたのですが、平和条約で朝鮮とか、或いは台湾と

いうものが日本から主権が分割された。郵便局とい

うものもこれも行政権の作用でいつといたんだ。そ

うしてその場合に日本が法律というものは政令なり、  
 律令なりであつたに似た。そういうものと、当  
 然に及ぶものと二つあつたわけです。そういう法律  
 関係というものは、それから行政権のそういう機能、  
 それから財産、それから領土が分割された場合にはい  
 りその部分が本国政府のものだと、債務にしても、  
 債権にしても、そういうふうに関連するとか、主権  
 が分離された時にその土地にある分限の新しい朝鮮  
 政府なり、台湾政府なりのもの、或いは債務という  
 ふうに関連されるのか、終戦前の取扱は同様にしく  
 おつたとしても、そこに政令なり、律令なりとそう  
 いう法律を適用しておつた。それが分離されてしま  
 つたのですから、終戦前はこうであつたから同じだ  
 というだけでは何かその辺の疑問が解かれないよう  
 な気がするのですか……

黒石事務官 終戦前は仕方ないか、引継がれた後の問題です  
 ね。

瀬井説明員 終戦前の分でもそういう契約があり、一応朝鮮の  
 郵便局が一時的に債権を持つておつた。これはその  
 当時は朝鮮総督府という特別会計はあつたけれども、  
 日本国であつた。併しなからその朝鮮総督府なるも

のが主権が分離して行政権がもう包括的に朝鮮とい  
 うものに移つた。その時に終戦前のそういう債権も  
 いはれ移つたが、あるいはそれはもうたゞそのもの  
 もんだというふうに関連するか、このいうふうに関  
 連するのだけれどもということに関連して在外金融  
 機関の資金をこちらで扱うようにしたけれども、他  
 の機関から払うと、こういうふうな考え方をとか、  
 もう第一次に当然日本政府の債権をんだと割切つ  
 てしまうか。その辺私にの前者よつと御座つたん  
 でなければ、まだはつきりしないような気がする  
 のですかね。

大野会長 序に申し上げますが、その問題は影響するとこのの  
 ものが非常に深刻なんだな。朝鮮銀行について、  
 朝鮮銀行券が相当残つていて、そうすると朝鮮がそ  
 れだけ債権を持つていて、それから郵便貯金、  
 これは当然日本が日本が払うのだということになり  
 ますと、朝鮮銀行券を持つていてのが日本に持つて  
 来く、「おい、今清算してやるのだらう。これは払  
 え。」こう言つて来るわけでしょう。そういうた  
 づいてる奴が相当あるとすれば……今朝鮮の例に  
 申上げただけだが、他からも……新国として私

うのだ、私うべきだと思ふ。こういうふうになると  
えらく窮乏する問題が益々且つ深刻な点だ。ただ  
実際としては郵便貯金に關する限りは金額が少ない  
から-----

上田鏡明員 ちまつと繰返しに存るかも知れませんが、從來我  
々が承知しております日韓交渉を中心とする関係では  
朝鮮における郵便貯金も債金の余裕金と申しますか、  
余裕金は日本に終戦前は勿論現金と申しておりました。  
これは朝鮮のやつと申しておりました簡易保険と申します  
か、それと違ふところで、郵便貯金は一本で余裕金  
は日本に現金と申したよう、とございます。終戦  
までの現金の分がネット集めて十数億、正確な数字  
は忘れましたが、十三、四億に上つたかと思ひます。  
そういうケースがあります。この意味におきまして  
は現金がはつきりこちらへ来るかというものがつ  
きましては日韓交渉が若し両方の主役通りに日本人  
の財産は日本の財産、向うの財産は向うの財産とい  
う期限が通りますれば、その時までに入れた郵便  
貯金につきましくは日本政府の責任を待つというこ  
とは論理的に言えるかと思ひます。しかしその後の  
現金はこちらに現金と申しておきませんので、その後

の郵便貯金は、日本人にしても朝鮮人にしても朝鮮  
の受入れた税関が払うのが当り前にないか、そう  
いう論理に基かうかと思ひます。従いまして終戦後  
暫定的に日本人の現金は朝鮮で預金と申したものは  
否と申すつもりですが、その際に朝鮮人ではつきり  
住所が向うにあると決つてゐる人には払つておられ  
ないやうに聞いておりますけれども、御承知のやう  
に日本人のやうな名前にしてありますので、日本人  
かどうか分らんというので、日本人らしいものには  
朝鮮人の人にも名目三丁日前に預入れた方が分る  
払いになつておるといふやうに聞いておるやうあり  
ます。しかし論理的に言へば、ここでどうやるから  
朝鮮人の人も日本に持つて来たか全部責任を日本政  
府が負うべきだということには、先程申し上げました  
やうに現金がこちらにはつきり来たおる時期までは  
これは両方の主義が認められた際には勿論さうい  
ふやうにしてよろしい。しかし現在のとこの向うは自  
分の押えたものは日本人の財産であろうか、何であ  
るやうが全部自分の物だといふやうに主張してありま  
すので、朝鮮人の人がその前に預けたからといつて、  
朝鮮人はつきり分つておるやうに日本に払う

いさ事務がありますかど、相互報復を結ぶます  
まどいさむきを渡回がある。それが宛任争突にはつ  
くると思うのであります。そういうふうには致さ  
し得しとあります。

大野会長 そうするとこれに直接結ぶか強くないか知らな  
いか。日韓交渉における日本が主権に對して悪い動  
向を及ぼすやうなことがあるか否かという事は  
一つせんきくを要する問題だと思つたが、この  
案については令郵政着うとされるやうとする措置につ  
いてそういう私心が懸念するやうな事はあつた  
ごすか。ないつごすか。

阪田幹事 今回の問題ですが、いろいろと田君から説明したよ  
うなことがあつたと思つたが、結崎忠臣次長から  
申上げましたやうに領土を割譲して新政権ができた  
時に備蓄、債務がどういふふうには承継されてゐるか、  
どつ奥臣が渡つて来るかという問題ですが、御承知  
のやうには日韓交渉と朝鮮の方には相互無理なことを言  
つてゐると思つたが、そこを一番は懸念してゐる  
で、外務省あたりから少しは説明を聞つたの  
どすかと思つたが、田君が言つたやうに借金があ  
つたら債務があるとはかり一統に説明ができない。

借金があつた金も又政府から朝鮮に貸し出されて出  
ておる金もあるつてますから、やはり政府債務の整理  
債務あり、割譲地にあるものをどういふふう一承継  
されるかという問題しやないかと思つたが……

宮沢委員 朝鮮人の借金とは別として、軍人の場合をさす  
ごつ後、とにかく終戦後まであつたもの、一応行政  
活動がファンクショナルしてゐた場合に借金した者に  
對しては、それは日本の普通郵便貯金に貯金した  
ものと同じに扱われないといふことの説明は非常に困  
難じやないですかね、それは大分大きくやつたとか、  
いろいろな事はありますけれども、しかしそれだ  
けでどうも他の場合だつていろいろ大きくやつた  
りずいぶんあります。それから軍人は臨時割合さか  
つた、兵隊さんが一財産持てやうと思えば持てられ  
た、それはなんらかの形で、とにかくあつたわけさ  
すからね、そういう意味でどうも朝鮮人の場合とち  
がつと別に存るかも知れません、さつきの領土を  
割譲されたといつても債務は歴史的なものとはちが  
つと考へられない、何かもう少し客観的なもので、  
日本国というものがあつた以上はどうもあつたや  
ないかと思つた、それを知るという事は非常にむず

がしいのじやないかという気がするのですが……

榎井健晴員　そこを私に問ふ起しをしたのは、宮次先生は朝鮮  
人とは別として、とおっしゃいましたが、今の議論  
をどちらで考えるかによつて朝鮮人にもこれはどう  
しても払わなくてはならぬものか、……郵政省の方で  
払わなくてはならぬとおっしゃいましたのは、明治時  
に全部……

宮次委員　日本の郵便局がファンクショナルな面を覆け  
たものは、その覆けた金をこちらに持つて来る。来  
ないに郵務局は、これは払わなくてはならぬのじや  
ないか、それを除くということはお互にかしいじや  
ないかという気がするのですがね。

榎井健晴員　そこが問題なところですね。そこに日本人だけに払  
いたという負担が実はあるものであります。そういう  
種別をつき詰めて行くと、朝鮮人は払わないという  
ことは何かを理論上は許すかしくなつて来やして  
いか。

宮次委員　できないうらうと思ひますが、さういふ非常に疑  
問なところでございますが……

榎井委員　次長が言われたように、結局は國際法上の問題の  
問題ですね。これは日本へ現金が送らうと送らう

と國際法上の問題の問題からいつて、こういうものは  
朝鮮がもう引渡すべき郵便業務の中に入ると思れ  
ば、現金が送らうと送らうと払わなくてはならぬ  
ということになる。これは今日預金した郵便の中  
にあるかどうか知りませんが、アルサス・ローレンが  
御存知のようにドイツとフランスの間を河をたたり来  
たりしておりますね。それであそこの郵便現金が必  
ず問題になつておると思つてますが、こういうとこ  
ろをお調べになつたら非常に面白い問題が出るんじ  
やないかと思ひますが……

重光外務省参事  
長 第三課長

日露会談で上田さんも御承知ですか。そういうこ  
とを調べたことがあるのであります。確か私の記  
憶では勸告の例があるからと言つて、それをどうも  
参考にするにはできないうらうに思ひます。豫則  
として協定をしてそれによつてということになると思  
ひます。今おっしゃつた通りそのところと結局日  
露会談におきましては先程の上田さんの言つたよう  
な種別をまつたわけですが、しかしそれはこちらの  
主権としての種別でありまして、結局において協定  
によるという方は本當でございますから、協定によ  
らずして國內措置としてしつて、後で選んだ協定

かできたかどうか。そういうこととに  
どうにもなるんというふうなところまでつと記  
憶しておるのでしょうか。

柳井委員 アルサス・ロレンの具体的な事実は分つておしま  
すか。それからボ・ランドとカンナヒ……

重光三三課長 アルサイエ条約の時には細かい記録がありますか  
か。もう一度調べて見ます。

上田純昭課長 旧外地の一億というのには確か私の記憶では日本人  
関係のものが一億と……朝鮮人や台湾人が後と預  
けたのはこの旧外地一億と書いたものには入って  
ない。ですから郵政省としましては少くとも十月一  
日以降の分については朝鮮人、台湾人については私  
おうという執持はないように。これでは見えるかと  
あります。ただ九月二十三日分までは全部おうが  
それ以後の分については疑問があります。

大野会長 何か我々が考える場合、日韓交渉の今後協定を作  
らうとする際にオーバーシャドウ (over shadow)  
しくしまつたんじゃないかという感じがするの  
ですか。

宮沢委員 余り慌てる必要はないですね。  
松島委員 恐らく朝鮮人であるか、日本人であるかというこ

と判断が必ずしもいいですね。名前がわからないし、  
住所がどこかで大体尾音が付きますか。これは  
やはり日韓交渉が詰りしたければ、この協定とい  
うのはおとせば、いじやないかと思えます。

宮沢委員 どう意味でこの契本末の建前は確かに日韓会談な  
り、日韓会談なりが済んだければいいというの  
が建前はございませうか。在外会社にいたしまして  
朝鮮機関にしましてもあれだけ踏切つて願った、と  
申しますのは、いわゆる清算をこちらが代つて、ニ  
つ方はこちらでやつて置く。向うを取る代りにこつ  
方で取つて置く。そういう建前でやつたわけですか  
ら。この契本末し類つたわけですか。このいうよう  
な場合に、それと同じような清算が使えるかどうか、  
それが疑問じゃあろうかと思えます。

宮沢委員 さっき柳井さんのお話なんですか。今の郵便貯  
金の債務というものは、尾地的な性格というものは、  
それ程はつきりしてないのじやないか。それで或  
る領土に入ったからそれで債務が減るといふよう  
な……例えば、朝鮮における日本の或る種  
の財政条件と反つておるもの、その限りの責任を  
負うといふようなことになつておれば尾地的な  
ものではないか。



そうじゃないのです、そうすると日本の国の債務と  
いうものは領土が減ったから割り割合で割合が減っ  
て行く、そういうわけではないのですから、右と  
左のじやないかと思っていますか、全体かまとま  
った、一つの単位が通貨ということにすれば、これ  
は別ですけれども

大野会長 これをまとめるために申し上げますが、これは非常  
にいろいろになるわけですか、さっきの「阿蘇島に  
ついて」という文章の中分け方ですね、軍人軍属  
の郵便為替と、それから現地の任意の郵便局の在外  
貯金、振替貯金、これは大体今の考えで変わらない  
わんだというわけなんですか、そう三つ奴と併せて  
考える必要ありという前提を取るか取らないかとい  
う問題について、一応これは後の阿蘇とするか、今  
直ぐこれを同一に取扱うかという問題ですか、旧満  
蒙郵便貯金、それから南方軍政貯金、これは性質は  
実情は同じだけれども、取扱う法律的阿は全然違  
うのですね。

宮沢委員 二つ前これは法律とは別だからと、というように  
と申したら、しかし実際には全く同じだというよ  
うな御説明が昔ながらあつたように覚えていますが、

満洲に行つたものは内地と同じに存つていふんだか  
らという

大野会長 実情はさうだと思ひますね、それから一應  
うのは全體的にどうですか、法律的にどうなる  
ですか、

源井委員 この前私が申し上げたのは、実情から言えば、満洲  
に駐屯しておつた兵隊は満洲国の郵便局の貯金しか  
できなかつたか、たまたま北支におつた人間は日本  
の郵便貯金かできた、実情がさういふふうになつて  
おつたということ、法律的には全く先づおつし  
やるように全く別物だということがあります。

大野会長 別物として一応棚上げにして、一応別の考慮をす  
る、この問題は四つ阿蘇を上げるといふ見地  
からして、この阿蘇を上げて行くか、或いは、その  
実情の方を望んで、さうして一緒に考えて行くか  
という範圍の問題ですかね。

源井委員 それは非常に大切な問題だと思ひますね、法律的  
には別だ、ところが実情は非常に似ておるのだから  
これを外して考える方が我々の變はさつきりし  
ますが、世の中はそれがや納まらないのじやないか、勿  
論私共は百分か考えたことは政府の代りにいくらで

も責任を負いますけれども、そういうことは別として、何だか新政府が勉強したのに、これは別だといふと余り法律的臭くなりませんか。

大野会長 これも保証は、はつきりしておりますか。

黒石事務官 はつきりしております。外國のすから全然こちらにありません。ただ引揚者が持ち帰っておるというだけなんです。

大野会長 資金ははつきりしておるのですか。

黒石事務官 資金ははつきりしております。これは満洲中央銀行に預託しておいたわけです。

柳井委員 資金関係は全然ないですね。

黒石事務官 全然ございません。

大野会長 ただあつちに郵便官署がなかったから或る所に預けておつた。しかしそれは國と親縁筋のようだとニス存つてすから同じようにこの際指遣して行こうか、行くまいかということですね。これは國の指遣存んばかり法律的に法律的根拠をはつきりさせて行くか、なければならぬ。ただ氣の毒ばかりは分難しないで考えるか。ここどこでどういふふうで考えて行つたらよからうかという問題ですね。

坂田幹事 まだ実情が同じだ。たまたま場所が違ったので、

こういうことになつた。これは確かに事實が一方形式の方を重く見るべき場とまいます。このように両国、衆議も一緒にやつていたのだといふ建前で行きますと、例の湖沼局債など、亦るか、日本の國債と同じようにするか、或いはいろいろ通貨を、一時事業を助したりして取りましたが、これは、日本政府のつもりでないかと、こういうふうなところを改定して来ると、これは非常に迷惑だと言いますか、むずかしい問題になるということも一応考えなければならぬかと思つております。

酒井説明員 その上にこういうものを払うとすればこれは貯金局と言いますか、資金運用部では責任のない会計の方から、どうしても一致会計から出さなければならぬ。ということになると在外財産問題といふところより以上近い親縁になつて来ますので、英債はそうであつたけれども、かと言つて同じようなところに波及するところかかなり大きいのではないかと思つておられますか。

柳井委員 これはどうですか、掘上げしてしまつておつじやありませんか。

宮沢委員 その方が支持がいいですね。

松島委員 今の満洲国債券と同じですか。

柳井委員 つまりできるものから処置して行くという今までのやり方から、後述しに……

大野会長 少くとも後で考えるという理由は十分備えとあるように考えられますね。

小汀委員 将来若し賠償させられる時に、これは大きな円貨に反射すると思えますね。これは后か后か市場の円貨問題です。

大野会長 金額だけ見ると、一億円……

小汀委員 これは一対十八で出したことはないが、これが仮りに三十になつても、五十になつても出したことはないが、これをやつて置くと、お前の方は国内でそういうことをしているいやないかと言われた時に、殆んどどの音も出ないいやないかと思えますね。

大野会長 今回の三に三に限りは一戦の在外資産の処理と関係して考慮する。問題点についてという書類が一及び二だけに限定して考えようということに皆さんの御意見は全部一致して居ると思えますが、そういうことと一つ三の問題だけは後述しにして、一と二の問題を考えると……

松島委員 軍事郵便も郵政自らの関係ですか。

大野会長 そうです。ただ取扱はさほど……軍事郵便であつた。

松島委員 預金は普通郵便貯金と同じとこに入らなければ……

小汀委員 軍事郵便貯金も留保金額も口数も平均の金額も中支が多いのはどういふわけですか。

黒石事務官 これは訪商諸債券が下つたため公定レートによる預け入れが多かつたという実際の状況に基くと思えます。勿論兵隊も沢山おつた……預金がこういうふうに廻したということは儲備券の関係だと思えます。

松島委員 レートがつかつたつと……

柳井委員 儲けが多かつた……ということですね。

小汀委員 それは一人か……ああ……

大野会長 在外予金など市中銀行が支払い得る率が少くて、ああいう朝鮮銀行、台湾銀行というあつた銀行の方が率を全部支払えるという実情から妙な話が出て来る……同じような関係が、やはり一帯状況の悪かつた儲備券について、そういう取扱いにおいては一番得をするという結果になる。それを終戦後そういう関係があつたのを知らん編として見て行

くかどうか……。

松島委員 在外公館等借入金クとキフレートに比べて非常に有利ですね、

小沢委員 素晴らしい有利であります。簡単に言うと四円五十銭と二千四百円の違いですね。

大野会長 ここにどういふアイデアが盛り込まれているかどうか。もう一つの問題は、郵便官署が一応行政行為というか、公にどういふレードで取扱をしたことを、後に法律を出して取消して、こういうのでやるのだ。記憶は一応そう存しておるのを、郵便官署がそれを認め一応どういふことをしたか。その行為を後に法律で一掃しつくり返して、もう一遍率を決定してやるというところが案としてあるかという点です。在外公館等の借入金については、行政機関の公の行為が介入していいわけだが郵便貯金の場合は一応行政機関の行為が介入しておる。百対十八円ということを決めて記憶したことは、一掃の行政機関の公の行為だろうと思います。この公の行為が一掃入つて来るとおるから、それを後の法律で取消して、もう一遍やり直すレートの決め方を要する。これは法律で決まるときのことだと思

ますが、それが案として妥否なりや否れという問題がここに加つて来るのだと思います。そのエクイティを導き出さんがためには、そういうこともしなければならぬと思ひますが、そこをどういふふうで考えるかという……。

柳井委員 終戦の翌年くらい上海に調査に行き、大分儲蓄券の問題を調査しておったのですか。あの時上海あたりが実状をみると、あそこにおる日本人は何かして儲蓄券を日本に送るライセンスを得たいという、これが願望なんです。極端な例を申しますと、儲蓄券を何とかして日本に送る許可さえ得れば、こっちでは販賣したいなものでございども、日本ではダイヤを買える……事実ダイヤを買った人もあるという話があります。それくらいですから、私はエクイティの観念をこれについては入れた方がいいです。

小沢委員 入れなければいかんと僕も思うね。

大野会長 初め知っておる点の關係におきまして、ダイヤもどの程度は知りませんが、大体似たり寄つたりの状況であつたようであります。如何にして非常にレートを下つた儲蓄券を日本に郵送するかというこ

とて……

柳井委員 それが終戦と皆公定と送れるというようになってから、実は持つてきたというところで、どつと大河う決するごとく来たわけです。

大野会長 先づ毎戸のは軍人さんで、在外預金のほうは多少は入つて来ますか、極く僅か一億円とか……。ただ中支におつた軍人、軍属だけが、四十二万口二十三億、それだけのものを果して軍人だけが持つておつたものなのか、その軍人に頼んで、ほかの人が何とかあとで分配して貰おうというので、軍人つ名において貯金した。これは内部事情ですから邪魔に止まりますか、あの状況をもつてすれば、私は必ずしも存かつたとは言ひ切れなうと思ひます。証拠を揃へてこうたとは決して申しませんが、そういうニヒもなきにしもあらずという空気があつたということだけは分ります。

郵政務方はお二方とも中支におられたのですか。

黒石事務官 ありません。南方には行つておりました。

大野会長 そうすると南支隊のほうか大半なんでしょうね。

黒石事務官 あれは全然別でございます。

大野会長 行政機関が送つたものを法律で取り戻してしまふ、そして清算し直すというところになる。どうもどつちのほうで感心かきまらうとすが、林さん（？）の事例はありますか。

林 幹 事 あまりないだろうと思ひますね。

松島委員 十八対一というふうな率は誰が決めたのですか、二つちが指令して決めたのですか、現地の郵便局が勝手に決めたのですか。

上田説明員 御承知のようによフィシヤレ・レートというが、当時の為替の公定レートが百五対十入円でございまして、恐らく郵便局としては公定レートというニヒだけをそういうふうになすつた……。それが為替管理の考え方が、何といつても金額も二年前の認明申上げましたように、三百円までは月一人オズレヤレレートで送れるというニヒかございましたから、郵便貯金は何百円というものを貯けるニヒはないのでありますから、まあオフィシヤレレートは使つても一応受取ないという觀念になつて、それが終戦という非常に変革の際も、昔の指針のまま記憶されておつた。為替管理当局はそれをチェックする方

1443  
これはしなかつたということだろうと思います。

大野会長 終戦のときにはやはり最高限は、法律的制限は五千円だったろうか。

黒石事務官 そうでございます。

大野会長 五千円を超過する金額についてはとにかく持つて来たものは受け入れる、しかし二つちか気付いたときには返さすという御説明だったのですか、五千円を超過するものをこのままで、郵政省がお考えになつてあるような形では、五千円以上のものも今度は認めながら、例えば七千円あったとした場合に、七千円を七つくりそのまま返さされるのでしょうかということなんですが、それは二十三億についてもあれだろうし、一億についてもあれでしょうか、個人が十万円あれば、その十万円を七つくり百兆対十八円というレートでもつて全額返さしてしまおうという方針、弊による二十三億ですか。

黒石事務官 そうでございます。

大野会長 そうすると郵便貯金法ですか、最高限を決めた法律というものが、願うおかしなものになります、今度は国が認めて、最高限を超過する金額についても、受け入れを認めて返さす、こういう問題が起りますね。

1445  
黒石事務官 はい。

大野会長 それで累していいかどうか……

~~黒石事務官~~ 郵便貯金法の前として、例えば五千円が最高限になつておりますから、五千円を御説明申し上げます、五千円以上受け入れてはならないという規定はないのであります、五千円をオーバーしたものを超過した部分は国債を買つて保蔵して行くという趣旨で、五千円をオーバーしたものの契約は有効に成立するという解釈、但し、五千円を超過したものについて利子がつくかどうかという問題になりますと、利子は対象にならないという見解であります。

大野会長 法務局はそういう見解でいいですか。

林幹事 郵便貯金は詰問要するに預つたことは事実なんで、それを没収するわけに行かない、結局返さすか利子は付けないということだろうと思います、預つたことは間違いない事実であります、受け入れた事実は……しかし利子は付けない、そうおっしゃいますか。

上田総明 論理がおかしくなりますが、普通為替の問題が起るとこのように起らないように考えて問題を処理して行くということにあると思いますね、日本円を日本円円で預けて国債で返さすという事は星交ない

「ごごいましてすけれども、百兆円十八円レート  
で国債で返されたのと、為替戻金されたのが同じ  
結果になつてしまい、限度超過分については痛くも  
痒くもないということになりますね。」

大野会長 最高限を超過する場合には国債で返すといつた  
ような規定があるのですか。

酒井純明員 聞わせるのではなく、返すんですよ。

阪田幹事 起えておるから、この分は証券を買いなさいとい  
つて居る。それだけ野金を落して、証券をどっさま  
保管しておる場合もあります。

杯幹事 問題は為替の方の換率の問題ですね。限度  
をオーバーしたというのでは必ずないでいいという理  
窟には居るまいと思ひます。

阪田幹事 無効には居るまいですね。

上田純明員 無効には居るまいか、単純なる制限超過と考へて  
いいかどうか、為替の激変は制限のあるところぐど  
んどん受け入れていいか、大体オフレチャレ・レート  
を返させたということば、金融のさげすいということば  
前進にしてきこまご取締らないということばあつた  
と思ひます。それをどんどんやれるならばどこから  
いくつでも解れるわけでありませうか。

阪田幹事 そういふことばでしょうね、為替管理と見合をして  
考える……。

酒井純明員 限度超過を考へるのは、現地通貨で受け入れたも  
のだから、現地通貨で何したの……。

杯幹事 貯金額は払った分があるのですか、それはいつ  
ですか。

酒井純明員 一部払つております。

上田純明員 八月十六日以後の分は千五百円まで払つたのであ  
ります。

杯幹事 超過した分については利子記入に今までやつて来  
ておりますか。

黒石事務官 現在は記入しております。

小沢委員 個々に通帳にしてやつておるのですか。

黒石事務官 原簿だけであります。

大野会長 請求があつたら通帳にやはり書き込ませよう

黒石事務官 書き込みます。

大野会長 金融機関の預金庫には割増金というふうな  
とで処理しましたね、しかし今度利率は高いし、  
昭和二十年半からずっと利子が付いておるといふよ  
うな形になつてしまふね。

小沢委員 取扱としては超過しておる分ども、要するに発

見方までは百倍超過しても分らないというわけが  
方ね。超過した連絡にはどうということはないでし  
よう。実務問題として、

黒石事務官 実際問題としてずつと計算しておくだけでありま  
すから。

小 河 委 員 外国におつくる債と結託してやつたういくらでも  
できますね。名前をかえれば初めから問題ないです  
が。

大 野 会 長 私の知つておる実例からいけば、同じ東証の所在  
地では、五千円を越えて一万円まで行つても拒否を  
受けない。

小 河 委 員 これは非常に複雑というか影響の及ぶところが大  
きいね。

大 野 会 長 率の取り方次第によつては、在外公館の何うとき  
には一体こういう率だつたいやないか、非常に不公  
平だということは、行政行為があつたうだから、そ  
う同時に介入しておるから是正すべきでないといふこ  
とを言つたとしても、結果においては相当対応出来  
ますね。そこに一つの問題が起るでしょう。それか  
らフルに利息が付くといつたう后問題がそこに付  
け加わつて来る。そうするとますます公平というこ

このからいふと遠くはつてしまふ。

保 野 事 外越の郵便貯金は今も私つておるでしょう。熊本  
州、朝鮮つてもうは

上田鏡明員 五月二十日までの分を私つておりますか。それ以  
後の分は全然私つていない。時事貯金は八月十五日  
まで全額。それ以後は千五百円までということにな  
つておるわけがあります。ほかのものがあとで搬入  
したものを払うことになつたうでこの問題が起つて  
来ておるといふわけがあります。

大 野 会 長 一応嫌まつくいたもうかこの向う問題が急に盛り  
上つて来た

上田鏡明員 郵政省からどういふことは前からの申し出はありまし  
たけれども

松 島 委 員 私のところにも三本ほど葉書が来まして、外越の預  
金を私つたうに、どういふわけで郵便貯金をお払い  
にならないか、これをやつくくれんかと言つて来  
ましたか、やはりそれが若干利較しておりますね。

大 野 会 長 今度はこれを逆にして在外公館問題が もう一  
邊振りかえすという問題が起らないとも限りませ  
ね。

松 島 委 員 レートの問題は重要ですから当然起るでしょう。



(57)

大野会長 この問題が大分果敢とされて来たと思えますが、次の機会にまた皆さん方の御意見を伺するとして、一応この程度がこの問題はお礼として、次に外務省のほうから在外処理問題に関する国際条約及び国内法規について御説明をお願いいたします。

金丸三郎氏 それではお手許に片配りしておりますカンフロンシスコ条約、ツエルサイエ条約及びイタリア条約における財産権を侵害した事案一覽表というものがござります。それから講和条約研究資料上下一冊ずつお手許に行っておりますか。この本の研究資料は上下共第一次大戦のときの財産問題に関する二國協定及び各国の国内法、これは実は今名古屋の先生をしてもらいます山下教授が大分前に苦にして書き残されたものを集めたものであります。上巻の終りのほうからドイツの国内法の問題に行っております。それからドイツの国内法は下巻まで続いております。従ってこの資料上下はツエルサイエ条約当時におけるドイツの国内補償の法律の例として一応お手許に差上げたわけでございます。それからイタリアの法律案をお手許に差上げましたか。今回は五七という番号を打つてござりますが、これもイタリア

1572

手取条約に関連する新しい合衆国イタリア国内における補償の問題でございます。但し、これは後ほど御説明いたしますが、在外財産に関するものにはござりません。例えば連合國財産返還とか、さういつた国内でイタリア人あるいはイタリア人にある自然人、法人の財産権を侵害した場合の補償の規定が新しい五七の番号を打つておるものがございます。資料としてはそれだけでござります。初めの表に戻りまして一応大急ぎで整理したもので非常にラフでございますか。御批判を願ったいたいたいであります。一応上は在外財産と国内財産、それから請求権放棄案、一応三つのカテゴリーに分けて財産権を侵害した仕方によつて三つに分けてござります。そして連合國にある財産、条約条約といえは十四条、中支圖、共同支圖における財産、条約條約の十六条、旧領土日本が譲渡したところにある財産、これが条約条約の案とあります。それから国内の問題としては、連合國財産返還、船舶の問題、再獲権の問題、これが十五条十七条、それから最後の請求権放棄案が十九条の問題でございます。これは国内財産に關係もして居ります。また場合によつては在外資

208

産の問題でもあると思います。この乗港条約の条文の下に  
 ( ) して十六、十四は疑問、十五、十七は採用と書いて  
 あります。下の段のヴェルサイユ条約、イタリー条約にっ  
 いても各々該当条文の下に ( ) してござります。この清  
 算と申します言いかたが正しいか悪いか分かりませんが、結局平  
 和条約によつて相手国に留置清算処分する権限を与えたこ  
 れによつて国民の財産権を侵害したという意味で、まあい  
 わば清算損害を与えたという意味で清算と書いたつてあり  
 ます。ところか十六条、四条は --- 十六条は等価のものを  
 差し出せば何も在中立国資産を政府の手で採用する必要は  
 ないつてありますから、これは採用損害なんか何も損害を  
 与えないつて、まだ分らないという意味で疑問、四条は特  
 別取決めがなされておられないからこれも疑問でござります。  
 十五条、十七条は、日本が法律で一応採用して相手国に返  
 えず、必ず国内約の採用措置、それに伴う補償の問題、  
 一応採用損害と呼んで見ることにしておきます。前例とし  
 て、まずヴェルサイユ条約でござります。ここに各項目の  
 うち条文を書いてござります。これはいわゆる代表的な  
 条文でござりますして、決してこれが全部でござりません。  
 連合国にある資産のうちには二百七十七条は乗港条約の十四  
 条Aのニと同じような留置清算処分する権限を連合国に与

菊池源一

日本銀行外国局

た、もちろん賠償のためでござります。それから  
 百九十八条附屬書十とござりますか。これは持株  
 もつてござりまして、連合国内にあるドイツ人所有  
 の有価証券の問題でござります。これはドイツ政  
 府が採用して渡せ、ちよつと持株名簿を規定でござ  
 ります。従つて採用として ( ) して書いてござります。  
 一つ採用の対象となつておるのは、百四十五条。  
 これも持株の問題でござりまして、モロッコ銀行の  
 株式をドイツ人が持つておりました。全部ドイツ政  
 府が採用して賠償委員会に渡せ、これも採用の問題  
 でござります。中立国共同交戦国は一般的にヴェ  
 ルサイユ条約には規定はないつてござります。トル  
 コ、文那、というような国におきまして、ドイツ人所有  
 の公共事業財産をドイツ政府が採用して賠償委員  
 会に渡せ、これが二百六十六条であります。従いまし  
 て乗港条約の十六条に相当する非常に部分的な規定  
 でござりますか。十六条に相当する莫におきまして  
 ヴェルサイユ条約ではドイツ政府に採用の義務を課  
 してあります。それから旧領土資産、これは原則と  
 して連合国にあるドイツ人資産と同じように清算損  
 害を与えないことになつてあります。しかし場所によ

産の問題とも思われます。この東港条約の条文の下に  
( ) して十六、十四は疑問、十五、十七は採用と書いて  
あります。下の段のヴェルサイユ条約、イタリア条約に  
いても各々該当条文の下に( ) してございます。この清  
算と申します言いが正しいか悪いか分りませぬか、結局平  
和条約によつて相手國に留置清算処分する権限を与えたこ  
れによつて國民の財産権を侵害したという意味か、まゝい  
わは清算損害を与えたという意味で清算と書いたものであり  
ます。とこそか十六条、四条は --- 十六条は等価のもの  
を差出せば何も在中立國領内に政府の手で採用する必要は  
ないかと分りませぬか、これは採用損害なんか何も損害を  
与えないかと、まだ分りないという意味で疑問、四条は特  
別取扱めか分りませぬかとこれも疑問でございます。  
十五条、十七条は、日本が法律で一応採用して相手國に返  
す、そのから国内的の採用措置、それに伴う権限の問題、  
一応採用損害と呼んで見ることにしております。前例とし  
て、まずヴェルサイユ条約でございます。ここに各項目の  
うち条文を書いてございます。これはいわゆる代表的な  
条文でございます。決してこれが全部ではございませぬ。  
連合國にある資産の中では二百七十七条は東港条約の十四  
条Aの二と同じような留置清算処分する権限を連合國に与

えた、もちろん賠償のためでございます。それから  
二百七十八条附屬書十でございますが、これは持株  
権もでございますして、連合國內にあるドイツ人所  
有の何種証券の問題でございます。これはドイツ政  
府が採用して渡せ、ちよつと特殊な妙を規定ござ  
います。従つて採用と( ) して書いてございます。  
もう一つ採用の対象となつておるのは、百四十五条、  
これも持株権問題でございますして、モロッコ銀行の  
株式をドイツ人が持つておりました、全部ドイツ政  
府が採用して賠償委員会に渡せ、これも採用の問題  
でございます。中立國共済文獻國は一般的にヴェ  
ルサイユ条約には規定は存いふでございます。トル  
コ、支那、というような國におきまして、ドイツ人所  
有の公共事業財産をドイツ政府が採用して賠償委員  
会に渡せ、これが二百六十六条あります。従いまし  
て東港条約の十六条に相当する非常に部分的な規定  
でございますか、十六条に相当する条におきまして  
ヴェルサイユ条約はドイツ政府に採用の義務を課  
してあります。それから旧領土遺産、これは原則と  
して連合國にあるドイツ人遺産と同じように清算損  
害を与えたことになつております。しかし場所によ

りまして、アルサス、ローレンとかいろいろのところに特殊の規定がございますから、これは特殊の条約でございますか、原則として憲法でございまして、それから連合国防産の返還、補償交換の問題、これはもちろん条約と同じように採用して連合国に渡す義務をツエルサイエ条約はドイツに課しております。最後に請求権の放棄、これはツエルサイエ条約の最後の条項でございます、これは単に相手国が不法行為を犯した場合、在外市民保護権を行使して是正するに止めるという単なる請求権の放棄でございます。このかきかつにしております条約は、ドイツ政府がドイツ国民に対する補償の義務を条約そのものに規定してある条約でございます。次に、これを実施するために、ドイツは非常に沢山の法律を出しております、お許しにありますが講和条約研究資料の上巻の二二ページを御覧になつて頂きたいと思つて、二二ページから始まりまして、第一次世界大戦における戦争損害ドイツ国内法一覽表というものが並んでおります。次ページに二つと来まして、ツエルサイエ条約による損害の補償及び決済、と申しますのは、一つは、条約

によつて義務を廣つたら補償するといふ問題よりも、戦争の損害を國民が蒙つたからそれを補償してあげるという問題でございます、今ここで問題になるのは、一ページ二つは二つでございます、ここに沢山の法律が並んでおります。これは当初一九一九年八月三十一日、という日はツエルサイエ条約と同時に効力を発生した国内法であります。いろいろ書いてございす方が、簡単に申しますと、一応国内法を作つて見なければ、暫くするとそれが実施不可能なことが分つた。それで次の法律を改正してだんだんやつて来まして、一五ページの最後の、一九二三年の六月四日のドイツ国債管理減法というものがございす。これ一本にまじりて実施の段階に達して行つた。大体こういうこととあります。やり方としては例えば一九一九年八月三十一日の採用法と書いてありますが、これは主としてツエルサイエ条約の表にありますが採用損害を國民に与えた場合のことを規定した法律でございます。それからこの次のページの、一九二〇年の五月二十六日の債権指針といふこととございす。これは採用損害を広く、いわゆる清算損害を國民に与えた場合の補償の指針の最初の法律でございます。こういう一本は

のものがいろいろあつて多岐にわたつて、二十三年のドイツ國債整理法によつて統一されたわけですが、二十三年の軍用債整理法の内容は政府前の委員会におきまして、私向けの方針が長から簡単に申し上げましたように、内容は一定採用損害と清算損害二つを合せ、これにインフレーションを考慮に入れ、総額が二十倍、所収が十倍なりと準備するという内容が大きな骨子に存つております。これは法律そのものをそのまま訳したものでございまして、非常に読みにくい恰好になつておりますが、大体を申し上げますと、今申したように結局は二十三年六月四日の法律を一體讀みこむる性質に存つております。ヴェルサイユ条約を簡単に申し上げますと以上のよう存こととございまして、

次にイタリア条約でございまして、これは連合國にある財産はもろろん、採用損害を与えるに於ける列はございせん。七十九条、七十四条の二は、七十九条の長の問題と別のことと規定してあるものでは有りません。いずれも清算損害を与へた。それから中立國、ヴェルサイユ条約は公共事業財産について採用損害を与へております。イタリア条約におきましては清算損害とございまして。七十四条イ、ニ、何と何は、ソ連へ

の賠償の規定でございまして、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリア三国にあるイタリア人の財産を賠償としてソ連に渡すという規定でございまして。結局賠償決定の内容を見ますと、イタリア政府がまず採用してソ連に渡すのではなく、或る一定の期限を設けてその日以後はソ連に行つたものとするという賠償決定の規定でありますから結局は清算損害の部類に入るものでございまして。それから旧領土財産について、賦権権を侵害しておるところは一定イタリア条約ではございせん、それから連合國財産の返還補償義務の問題は二つ条文通りでございまして、いずれも採用の問題でございまして。ただイタリア平和条約の七十六条の請求権の放棄の問題でございまして、非常に面白いのは、この請求権放棄の条項のうち一部イタリア政府に補償の義務を課しておるところがございまして。これはイタリアを連合國が占領しておる間に占領軍がイタリア國民に与へた損害についてはイタリア政府が補償しろという条項が入つておるわけでありまして、これはどうもほかに例のない条項でございまして、条約そのものはどういふこととございまして、これに対する国内法でございまして、この前を争許に懸せられた在外イタリア

2/1

人財産国内補償に關する資料という方がございませうか、これは去年の十月十三日にイタリアの上院に提出されて合議議せられておる法案をございませう。この内容を簡単に申しますと、第一条は、これだけの範囲のものを補償するかということまづております。そのまゝいながら、在外財産を喪失した個人及び法人であつて、イタリア平和条約にイタリア政府が補償をせよと書いてあることに限られる。これがこの法律の補償の範囲であります。具体的には、在連合國財産全部、それからルーマニア、ブルガリア、ハンガリアの共同交戦國にある財産、それから請求権放棄の場合の在外財産の問題は実はないのであります。というのは、請求権放棄の補償の義務を免つたのは占領軍の問題をございませう。結核サレフロンスコ条約でいえば十四と十六条に適用がある。こういうことにはあります。この法律の内容は喪失の申告義務を課する。失った財産の総額を越えなければ、詳細は國際的な標準でなければならぬ。こういうふうに申すに申すに書いたことを書いてあるだけであつて、結局一定の行政委員会によつて、補償の実際と決めることになつております。行政委員会は關係官庁の代表以外に利害關係人が出

(54)  
すということを決めてあるだけであつて、それから実体的規定と違われるものの中には、補償金の支払は若干のうまで現金で行う、しかしそれ以上は公債で済す、それから公債を渡す場合は一定の税を免除するといふ規定をございませう。それから補償金のつきのついでに一定の税を免除するといふ規定がつけられてあります。それから一つ實際的であると思はれるのは、賠償が決まる前に中間的支払をするとかございませう。これはもろろ行政委員会の意見に徴してやるといふことになつております。大体総額に思はれるような額の三パーセントを越えなければ股内と前払金を払ふことができ、こういう権限を与えてあります。大体実体的規定と思はれるのはどういふところであつて、それは手続措置と前の簡單な法律を削つておる。そういう内容のもつてあります。

それから条約第十五条、十七条に相當する連合國財産の返還その他については、今日の資料にお見せしておきました「イタリア國と同盟及び連合國間の平和条約中の経済事項の実施に關する法律案」これは非常に不完全な資料をございませう、現在正式に改定してあります法律には、違つておられますか、まだありません。

これはまだ法系時代のものですから、これも実体的な規定と申すより、ほかのいふ通りです。以上が大体各国の関心でございます。

もう一つ付け加えて申し上げておきたいことは、桑港条約の十六条に関連する問題でございます。これは非常に特殊な規定で、この十六条によつて日本が中立国或いは共同交戦国となつた国にある日本人の財産を同盟軍に引渡す。こうすると国際赤十字はその財産を清算して分配する義務を負う。こういう規定でございます。この十六条について、実は去年十一月ごろございましたか、国際赤十字の人が東京に参りまして、十六条を早くゆつゆくせぬかという話があつたことがあります。そのときに赤十字の人の話では、この十六条をどういふふうにするか非常に困難な問題だ。そしてある二にある財産をこの赤十字より渡さうとしても、仮りに現金だけを取りましても、日本国内で收用法を作つても、本人がいやといへば、赤十字は渡すことはできないわけですから、ほかの困難がある。従つてそんな面倒臭いことはやらないで、尋常のものでもランフサンで赤十字に払う方法は取れないか。こうすれば日本政府も簡単であらうし、受益面がある

連合国の助かる、赤十字ももちろん手回しがある、こういうことを言ふことがつたわけがあります。当時はランフサンで払う方法を取れといつても、一体ランフサンで払うか分らない、仮に交戦国にある固有財産のほうはまた連合国が管理してありますから現在いくらかあるかはつきりしたところでは連合国が押さえておくから分らない。ましてや私有財産にいたつては、銀行の現金だけを取りましても銀行はどの国の政府には知らせない例が多いのであります。ましてや工業所有権かどうだとか、こういうことを言ひましたら正確に私有財産がどれだけのところにあるかといふことは分らない、継続の分らないものにつつまランフサンというものを考慮することもできないではないかといふような話をして、そのとき及終りになつたのでございます。今年に参りましてから、関係連合国からノートが参り同じような意味のことを決定して参りました。これには付け加えて、具体的に、スイスにある案件財産が非常に大きい部分を占める、従つてスイスにある財産の調査を日本政府がやらねば、連合国としても大いにこれに協力する意図がある。こういうことを言つて参つたことがあります。これに対して実はまだ決定的な返

事はしくいはいつまでございませうか。調査の結果どの程度  
 の取返がわかつて来るか分りませんが、あかつて来  
 れば結局はそれと引渡さなければならぬであらう。もう  
 一つは、スイスだけを取り替しく、スイス政府は連  
 合国に対して、日本人の私物財産を通告する事は、日  
 本政府がそれとくくればといえは分り限りのことは通報レ  
 てもよい。しかしスイスは平和条約との関係が存いかう  
 十六条の実施について連合国と日本とスイスと三者の  
 全額に入ることは絶対ある。こういう態度を取つてお  
 るわけがあります。そこでどういふふうにしてこれを  
 実施して行くかという事について私ども外務省とし  
 て非常に苦慮して居るわけがあります。連合国として  
 は、まずイギリスの例の信託の委員会その他イギリス  
 と対日賠償の根拠と存つて居るラカンヤビ樹  
 のバーンハル工筆頭とする元信託の団体があります。  
 それから例えは臺灣などにおきましても、臺灣にある  
 日本資産をすべて清算いたしまして或る程度は僅かな  
 もつは元日本人の信託であつたものに分けることに居  
 つて居ります。これは非常に難しいこと、政府のほうと  
 しては許りまして、いまに十六条の取返が入つて来る。  
 そうしたら相当の額が廻るから暫く置く。こういうこ

とを国内には言ひ、それから日米側に対しては例のラ  
 ンプカンで至急取つたらどうかという事を徹底して  
 行くような状態をございませう。そこで実は私ども部内  
 にも大めをわけをございませうか。この調査の調査  
 だけは向うと至急調査いたしまして一応終戦時に向う  
 に引渡したもつだけははつきりして居りますから、そ  
 の後の実状に向うの協力を求めはつきり調査いたし  
 ましてそれを向うに引渡したかどうかという事  
 を考えて居ります。しかしそれは補償の何と関係  
 なくできるわけでありませう。若し私物財産に何と  
 扱いますと、やはり補償と申しますか、仮りに十六条に  
 ついては時価の全額を補償する。こういう考えでござ  
 いましたらもちろん補償する必要はないので、善処の  
 もつに向うにやればそれだけ簡単なわけをございませう。  
 しかし全額でなく一部を補償とするという事には居  
 りませう。国内法で収用法を作つて個人かといふだけさ  
 すが、個人がでない場合に仮りにスイス政府に預か  
 ても、スイス政府は日本政府に代つて対日平和条約の  
 実施のために国内で強制収用する事と云うことは引  
 延考えられないわけでありませう。一部補償の場合  
 には、もつによつてはどろしても日本の主権の範囲内



これは実施できないという問題が起つて来るとござい  
ます。一六条の日本が負つた義務そのものが絶対  
等価のものかどうか、どうしてせよ存せねばならぬか、こと  
についても問題がござります。等価のものをやる権利  
は持つてゐるわけでありませう。しかし主たる義務はや  
はりそのものずばりに向うに引渡す。そして所管者が  
例えば正金だけを返すとしても正金が一部補償のはい  
やだという場合は、どうしてもスイスにある正金の予  
金は日本政府の口座には払い込まないわけでありませ  
う。一六条の補償を申し立てても非常に複雑な  
問題があるということ、それから取敢て何かと國有の  
ものくらいを渡して、それから交渉を始め、向うの  
意も柔くして行く、どういふことをまだ決定として  
はござりませぬけれども、ほんやり考えとあるという  
ことだけを御報告いたしまして、外務省といたしまし  
ては実は十四条の補償の問題は実は正直に申しますと、  
國內問題があると私もは考えております。しかし十  
六条及び四条は平和条約によつてこれから解決し或い  
は実施しなければならぬ問題である。こういうものを  
觀望から一時的な補償の問題に対する根本的な考え方  
についで、なるべく後延しでなく、なるべく早く何等

かの結論を出して頂きたい。こういうふうな希望だ  
けを、十六条に関連して申し上げておきたいと思いま  
す。

- ・ 松島委員 十六条の連合國が相談してくれればと云つたところで、  
スイスのほうからいふとどうも、何もさきほいど  
しうね。
- ・ 皇太子三郎 國有財産については、こちらが指令すればいいの  
ですが、私有財産については、スイス側では現金に  
つきましては、私有財産の預金の総額くらいは分つ  
ておると政府の人ばかりのことであります。だからそれ  
を連合國に日本が通知しろといふのはつたう通知す  
る。しかしそれを連合國と三國の会議で議論するの  
は厭である。といううはスイス側の日独フレームの  
問題がござります。そういう態度ははっきりしてお  
ります。
- ・ 松島委員 スイスにおける所有者がノーゼンバ 日本政府  
といふことも何もござりませぬでしょう。
- ・ 皇太子三郎 さきほど申しましたヴェルサイユ条約の仲立國と  
申すと、旧共同戦國のドイツ人資産を放用し  
たときと同じく簡単に法律だけを見てみようと、通り

45

り一連の取引法をドイツは作つておりました。それが  
 実際どういつたかという点、問題は公共事業財産  
 という条約の規定であります。それで連合国が要求  
 して来たのに対して、ドイツは一定のリストを連合  
 国に出したのがあります。ところがそれは条約にも  
 ドイツに勝手な公共事業財産の解状で、こういうの  
 は駄目だと連合国は答つたのであります。それでい  
 ろいろ問題がございまして結局仲裁裁判まで行き、  
 ドイツは受けたのであります。そしてむつと広い領  
 土を挙げなければならぬということになり、例のト  
 ーズ案、ヤング案がございまして結局中途半端になつてし  
 まつたのであります。

林幹事 国内法としては出せるか出せないか分かりませんが  
 日本人に対して例えば預金を引渡すようなことは国内  
 法で出せるか分らないですね。それでもスイスの  
 主権のどの範囲まで制限できるか問題ですか。出せ  
 ばというだけで直接強制はできないと思います。

松島委員 法律が出て正金に出せどいつたところ正金はいや  
 だというときは――

林幹事 それに罰金をかけるくらいがせいぜいで、スイス  
 に住んでおる人は日本に帰つて来なければ罰金はか

けられたいし。

松島委員 スイスは本人がスイスと言わなければ――

林幹事 スイスの国内法にして巨額の金をやるならばどうい  
 うことが出来るか分かりませんが、不動産の場合は  
 ばねとすか、不動産の場合は全く問題だと思いま  
 す。

柳井委員 今の正金の金というつは、実は日本政府の在外正  
 債じゃないですか。

上田説明員 日本政府の正債という形としては、正金を通じて  
 今のM/F勘定をいふものを持つておつた嗜好に  
 なるてありますから実質的には政府が保証しておつ  
 て正金を持つておる金ということに存つておると思  
 います。

柳井委員 平和条約十六条の日本政府の選択権を日本政府が  
 行使して大体等価の通貨のものをとつたとすると、  
 正金はいくら儲けをするわけじゃないですか。当時  
 一ドル四円五十銭を預けて、向うに行つて持つて来  
 るの、補償は二割じゃない、逆に政府が補償して獲  
 がなければならぬという実情になるんじゃないですか。

上田説明員 実体とはさうなるかと思ひます。円が下落した部

分だけ正金でも外債で持つておつたという形に存  
りますからそれに見合う借金が日報からあつたとし  
ても大したことはない。円としての債務でございま  
すから-----。

(以下速記中止)

大野会長 共同戦線國中にブラジルが入つてあるでし  
ょうか。

重光第三課長 ブラジルは敵國であります。

大野会長 何か少し空気が柔らいで来ると、だんだん柔らい  
て来る陸境つものなんですかね。 われわれが関係  
したことを申しますと、どうにもこういうことを運  
ばなければならぬ、運ぶことによつて何か非常に  
大きな利益がついて来るといふ場合の府かは、従来  
の経験からすると多々ぐずぐずしたほうがいいよう  
ですわ。

小町委員 その際外務省もおやりに存つておるのでしょうか。  
えらく急ぐことはないです。何かわねわねり知ら  
ない大きな利益がぶらさがつておるといふニヒであ  
れば別ですか。

重光第三課長 そのような問題はございません。二十の十兆はイキ  
リスが入れたということに存つております。結局十

十兆は賠償の定めでありまして、日本に対する賠償  
は十兆米では本は賠償の責任があるのだ、しかし私  
主ないから全部私わらぬでいいんだが、戦後賠償、  
生産費の賠償と、その國にある在外資産を出すこと、  
それに干渉國にあるものを停戦つため出すことであ  
ります。ところが各國、例えば露洲にいたしますれ  
ば、露洲にある日本資産は取るか、これと露洲の  
損害とを化けると非常に困難がある。これがブラジ  
ルの場合には損害は殆んどない。しかしブラジ  
ルにある日本資産は非常に大きい。だからこれだけ  
取つて、あとは返さすという問題が起る。ヒコウが  
露洲イギリスは自分の國にある日本資産が非常に  
多い。彼らのいう損害は非常に多い。そこでイギリ  
スが十兆米を輸入して十四兆米では足りないから中立國  
にあるものを全部出せというのであります。イギリス  
では賠償に対して十兆ポンドとか出つておりました  
が、それはイギリスにある日本資産を清算した代金  
の一部から払つたのであります。そのあとは十兆米  
から来る。こういうわけであります。

ここで、今までラゲルサイユ条約或いは第二次  
大戦後の中立國にあるドイツ資産の問題、これを免

217

とみますと、國有財産は免れていないのであります。さうから具体的に、國有の現金は免れていない。これは款目だろう。それからあと正金とその他が私利財産。これはヴェルサイユ条約の十六条に結ばれたらどうかでござりますか。十六条には義務となつておるので、権利を持つておるほうは押しこめるわけがあります。もちろんイギリスの側から申しますとも、相當のみに構えておつて、たんに人にこのうことは考え得るわけはありますか。私もこれでもまだ過去に例からいって、絶対に免れていない公金を出して様子を見たらどうかと思つております。今のところでは露洲もイギリスも一人一人になるという計算をいたしておりますか。

大野会長 ちなれたたいな裏面は及人が決まっておりますか。計算します。(笑)

小沢委員 賠償問題については、フィリピン、とかインドネシアなどには賠償をすれば高利貸か減額になるだろうというふうなもので、一部の人々は早く賠償問題を片付けろと思つておられます。しかしスイスにある私利財産を提議したところではさういふ代償はない。これはできるだけ引張つておく。フィリピンでも、イ

ンドネシアでも引張つたほうかいいと思ひますが、片方は、何か利益があるように一部の人からいうから自然引張られるか、中立的にある分は、一般懸念は俾を出したりいろいろ困難をしておつて引渡しても、高利貸が誰かに居るわけではない。日本人の利益は何もないからこれはできるだけ外務省のうまい引渡し政策でござるやつておくほうか賢明だと思つて。また、あの十四条十六条はいつまでにかこれという期限がない。だから平和条約履行の遅延かも知れないけれども、不履行という責任をさせることにはないから、何か懸念を付けて長ばしておけば……。

重光三徳氏 おつしやる通りで、実は今までさうやつて引張つて来たのであります。實際的に起る問題はどのような問題かという、中立国、英米法威国イタリーなんかもさうござりますか。これらの國が対日フレームを持つておる。スイスも人々の例を取りますと、(速記中止)

大野会長 ノーマルにしたいというお考え、お立場からすると御尤もだと思ひますが、何か具体的に困難な問題がありますか。これを片付けなければこうだというふうな……。

皇光第三課長 何か訂算の金額は出て来ませんか、あれを解決しなければ、例えはドルトガレのときはなかなか行きまへ行かない、最近は少しよくなりましたが、そういうことが常にその国との関係には起つて来るわけでありませう。文化協定を結ぶというような場合にみつかかる。しかしいくら投資していくらあつたということは出て来ないわけでありませう。

小沢委員 対価を費えるようなものは、具体的にないでしょう、まあ急ぐことはいないね。

宮沢委員 外務省としては、急ぐことはいないけれども、カンカン言われるからというところでしょう。

小沢委員 スイスのほうも預金を押えておけば稼げるから得だけれども、旧敵国はやさめさするから、これはやはり急がないでいいね、おうことは昔から急ぐことはいないよ。

上田説明員 ソ連と中国との関係の問題について何か御説明ありませんか。

皇光第三課長 公金につきましては、スキヤップ時代に命令で連合国に渡しまして、形式的にはアメリカ、イギリス、ソ連、中国が管理しております。しかし管理といつても別に委員会というはっきりしたものがあつたわけ

にはありません、イギリスが幹事役になつてやつており、実際はイギリスが握つております。

上田説明員 公金を渡そうと思つても、ソ連、中国が、十六米は俺は知らんといつて反対する可能性もありますね。

皇光第三課長 分配の場合は赤十字が分けるわけだ、連合国同士ロンドンに集まりまして、そのときにはもちろんソ連、中共は入つて来りませぬから、恐らく東洋の担当者か分けて貰う……。

柳井委員 国庫赤十字といつたのはイギリスの恩がかかつておるから、イギリスがうまいことをやつてしまふよ。

大野公長 これだけ私うといつたら一般会計にすぐ問題が起つて来るし、非常に影響するところか大きいから、これだけ先打して考えようといふことは必ずかしいじやないですか。

小沢委員 やはり南方の没落賠償のほうを先に解決しなければいかんね、こういう状態だから国会存続かどうかも何を言ひ出すか分らないし、よい影響のあるときならいいが、大抵悪いほうの影響を及ぼしますよ、だから急ぐことはいないね。

皇光第三課長 私の方で具体的に考えられるのは、公金の償

319

(174)

金だけでございます。それ以上具体的に……  
た公金だけで片付けられる程があるかと申しますと、  
今のところちよつと……。ですから公金を出して  
あんどろ斥るか、もかるん向うはキヤアキヤア言  
いますが、まあ暫く麻を叩いてあんどろ斥るか、まあ  
近い将来、三年して解決するといふ見通しはちよ  
つと存せうだ。大体以上の考へを待つか  
ります。

大野会長 公金外債といふことは二ヶ國商會の何種として  
はなにかしようね。これは政府の金を外債さけるだ  
けで、われわれに債務に存るないか。私うことが  
適當と考へて存れば私つて、あとは政府に存る  
か存るないかといふ二ヶ國商會と見計らいに存る  
というつは……

林幹事 公金を出すといふときには法律が要るでしよう。

酒井説明員 法律が恐らく要ると思ひます。

林幹事 條約關係の如何なる義務をきくるかどうか……

酒井説明員 それは商會と關係の政府が独自にどういふ公  
金に商會の承認を待たずに出すといふことはきき  
と思ひます。

大野会長 どうするとはかう奴はどうするか、必ず問題が起

(175)

つて来ます。どうするともちよつとわれわれが考へる  
ように簡単に片きませんね。

(速記中止)

大野会長 これは二ヶ國問題については、外務省の切なる希  
望もあるようでありますから考へて行くとして、今  
日はこの程度にいたします。

次回は四月一日木曜日午後二時より開くことにい  
たします。

第4回顧問会に予定の出席希望者

所属団体	氏名	地域	現地に於ける職業	現職その他	
朝鮮在外資産補償獲得期成会	会長	時岡 昇平	朝鮮	朝鮮紡織専務	なし
	副会長	河井戸四雄	〃	大邱日日社長	北進漁業役員
	顧問	小倉武之助	〃	南鮮電気社長	なし
	執行委員長	松岡源太郎	〃	松岡組社長	千代田ホテル社長
南方農林協会	理事長	岩田喜雄	スマトラマライ	昭和ゴム取締役	昭和ゴム社長
	専門委員	吉川貞雄	ジャワボルネオ	野村殖産取締役	新野村貿易社長
被接收船対策協議会	委員長	戸張正胤 他1名			共同船船KK取締役

保存文書